

関

税

第一章 終戦直後の関税・税関行政（昭和二〇・二一年度）

第一節 経済・貿易の動向

——経済の混乱と軍管理貿易の発足——

一 序 説

終戦後連合軍の占領下にあった時代の時期別区分については、政治・経済等各種の観点から種々の区分が考えられるが、「独立日本の経済力」を説いた講和後最初の「経済白書」（昭和二七年度）は、占領時代を通ずる戦後経済の回復過程を回顧し、これを第一段階（終戦から昭和二三年初めまでの混乱期）、第二段階（昭和二三年初めから二三年末までの再建への発足期）、第三段階（昭和二四年初めから昭和二五年半ばまでの経済安定計画期）、第四段階（昭和二五年半ば以降の動乱ブームおよびその調整期）の四つに区分している。⁽¹⁾この「白書」の時代区分は、戦後日本の貿易の発展過程のエポックとも、比較的よく照応している。すなわちわが国は、終戦後まもなく占領軍の厳重な統制下で細々と対外貿易の窓が開かれるが、それは当初政府貿易に限定され、昭和二二・二三年に至って司令部の管理貿易の枠内で輸出について一部

制限付民間貿易が再開され、やがてその大幅な拡大が認められる。そして二四年以降貿易体制の正常化がさらに前進し、同年四月には一ドル＝三六〇円の単一為替レートが設定され、同年末から翌年初にかけて輸出、輸入の全面的な民間貿易移行が行なわれるとともに、輸取出引に対する司令部の事前許可制が廃止されるなど、占領軍による管理貿易が終息し、新貿易管理体制が発足する。昭和二五年六月の朝鮮動乱の勃発が、わが国経済に動乱ブームを惹起し、貿易を急増させたことはいままでもない。⁽²⁾

一方、占領時代を通じて税関行政ないし関税問題の発展をトレースする観点から一定の時代区分を設けることはむしろが、これらの問題の動向は、その性質上、わが国の経済なかんずく貿易の状況と少なからぬ関連をもっている。

そこで本稿では、おおむね前記「白書」の時代区分に倣って占領時代の時期別区分を設定し、各時期における経済、貿易の状況等時代的背景との関連に注意しつつ、税関行政ないし関税問題の動向をたどることとする。ただし本稿の主題である税関行政および関税問題の経過という観点から、前掲の第三段階と第四段階とは特に区分せず、また、各時期の区分は会計年度によったが、各時期とも一応の区分であって、各時代の記述が正確にそれに対応しているわけではない。さらに問題によっては記述の便宜上右の時期別区分にとらわれず、適宜前後の時期をとりまとめて説明する場合もある。特に前記の第二段階以降の時期において長期にわたって関税率の全面改正に向けた作業が続けられ、昭和二六年三月によりやくその実現をみるが、この関税率の全面改正にかかわる問題は、他の関税問題・税関行政の問題と切り離し、独立の章を設けて、右の時期別区分にとらわれず、その全経過をとりまとめて述べることにする。

二 経済・貿易の動向

本章で取り上げる時期は、前記「白書」のいう戦後第一段階の「混乱期」であり、「白書」はこの時代について次のように述べている。「終戦直後の日本経済はほとんど麻痺状態に陥っていた。四四%におよぶ領土の喪失、終戦後二年間で六百余万人にも達する人口の増加（その大半は海外よりの復員者、引揚者）、非軍事的なものだけでも四兆二千億円（昭和二三年末公定価格）を算する戦争被害、その他住宅、工場、輸送設備、河川、道路、山林などの損耗荒廃、貿易の途絶等々、直接間接に敗戦に伴う重圧が日本経済の上のしかかっていた。」そしてこのような戦後経済の苦悩の象徴は、インフレーションと食糧危機であった。戦後にわかに駆歩を早めたインフレ防遏のために二年二月の金融緊急措置による預金封鎖と新円発行の措置などもとられたが、その効果は一時的なものにとどまり、また二〇年産米の凶作と供米不振から二一年上期の食糧事情が著しく悪化し、大きな社会不安にまで発展しかねない状態であった。食糧危機は、七、八、九月における連合軍の輸入食糧の大量放出によってかろうじて切り抜けることができた。

なおこの時期、占領政策の最大の目的は、日本の非軍事化と民主化におかれ、軍隊の解散、軍事施設・資材の破壊撤去、軍需生産の禁止にとどまらず、「戦争遂行能力」の徹底的な除去を意図した賠償計画の策定がなされ、さらに非軍事化と経済民主化を狙いとして財閥解体、独占禁止、農地改革、労働民主化などの諸政策が次々に実施に移された。⁽³⁾

次にこの時期のわが国の海外取引の状況についてみよう。⁽⁴⁾

わが国の貿易は、大戦末期すでにほとんど途絶状態にあったが、終戦によって占領軍の手でさらに経済封鎖に近い

状態に置かれた。占領軍の「封鎖」も徐々に緩められ、細々と海外取引の窓が開かれたものの、占領初期においてはそれは国民生活の最低線を維持するのに必要な限度に限られ、しかも海外取引は全面的に連合軍の直接管理の下に置かれ、その実態はまだ「貿易」と呼ぶには程遠い内容のものであった。

占領下でのわが国の貿易に対する連合国の方針は、「ポツダム宣言」(第一項)や、「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」(第四部第六節)(一九四五年九月二二日)、連合国軍総司令部指令第三号第七項(同日SCAPIN四七)などに示されていた。これらによると、わが国は、「その経済を維持し、かつ公正な実物賠償の取立を可能にするような産業を維持する……目的のため、原料の入手……を許可され」、また「将来世界貿易関係へ参加を許される」(ポツダム宣言第一項)が、占領期間中、一切の商品の輸出入、外国為替および金融取引に対して統制が実施され、商品の輸出入には司令部の事前の承認が必要とされた。このような占領軍による管理貿易の枠組みの中で、実際には後にみるように軍の統制は次第に緩和され、漸次より自由な貿易体制へ移行していくが、そのような枠組みそのものは形式的には占領期間中維持され、占領初期は右の方針に沿って統制が厳しく実施されたのである。

政府は連合軍の進駐直後から食糧など緊急必要物資の輸入許可を懇請し、これに対して司令部は、「必需物資の輸入に関する覚書」(一九四五年一〇月九日SCAPIN二一〇)を発し、日本政府の輸入申請は、当該物資が国民の最低生活水準の維持に不可欠で、かつ、司令部の計画する輸出によってその支払いに必要な資金が確保されている場合に限りなされ得ること、政府は必需物資輸入に対する支払計画を提出すること、輸入を最小限度の必需物資に限定するよう国内資源を最大限に活用するためあらゆる手段を講じることなどを指示し、さらに現在の賃金水準に応じた代価で輸入物資を公平に分配するためにその受領と配給に責任を負う機関を設置すべきことを指令した。

この覚書に基づいて商工省の外局として貿易庁が設置され(昭和二〇年二月一五日発足)、司令部は、「貿易庁に関する覚書」(一九四六年四月三日SCAPIN八五四)によって貿易庁を「日本のすべての外国貿易業務を処理すべき日本政府の唯一の機関」として認め、かつ、その権限、業務遂行上の基本原則などについて指示した。貿易庁は、貿易業務に関する監督行政にとどまらず、それ自身貿易業務を行なう行政機関とされ、その業務は具体的には、司令部の指示の下で、原則としてすべての輸出貨物を業者から買い上げてこれを司令部側に引き渡し、一方、すべての輸入物資を司令部側から受け取り、これを国内の適当な機関に売り渡す。この場合輸出入には、司令部に提出する輸出入計画に従いその承認を受けて行なう「申請輸出入」のほかに、司令部の一方的意図に基づいてなされる「指令輸出入」があり、また対外取引に関する危険負担はすべて日本政府が負い、輸入品に対するクレームも日本側は一切主張できないものとされていた。

この軍管理貿易の仕組みについてももう少し詳しく補足説明しておく、国外における輸出入業務はすべて連合国側の手によって行なわれ、日本側(貿易庁)には一切権限がなく、海外で輸出品が販売されると、その売値から連合国側が負担した諸掛りを差し引いた残額がドル貨で連合国側の日本貿易関係の勘定に記入され、日本の海外からの輸入物資の買付資金として引き当てられ、一方、国内における輸出品の買上げおよび輸入品の売却業務は以上とは別個に貿易庁が前述のとおりその業務に当たり、その売買は原則として国内統制価格によって行なわれた。なお輸出品、輸入品とも、輸出港または輸入港船側渡しの条件で、日本側から連合国側へ、または連合国側から日本側へ引き渡されるのが原則であった。⁽⁵⁾また、以上のようなメカニズムからわかるように、輸出入商品の海外での外貨建価格と国内での円建価格との間には直接関係がなく、円・ドル換算のための単一為替レートというようものは存在せず、円と外貨とは、司令部と貿易庁との間の一線で完全に遮断されていたのである。

なお連合国側の貿易担当機関として司令部に経済科学局外国貿易課 Foreign Trade Div., Economic and Scientific

Sec. (当初の名称は、輸出入課 Import-Export Div.) があり、アメリカ本国では陸軍省とその実務代行機関であるアメリカ商事会社 United States Commercial Company (略称USSC) が業務を担当し、昭和二二年末にUSSCが解散した後は、司令部ニューヨーク事務所と一部民間業者がその業務を引き継いだ。また、輸出入商品にかかる外貨勘定として信託資金 Trust Fund, 商業勘定 Commercial Account などが設けられていたほか、占領地救済・復興資金としてアメリカ陸軍省予算で設定されたガリオア GARIOA, Government and Relief in Occupied Areas およびハロン EROA, Economic Rehabilitation in Occupied Areas, 余剰報奨物資勘定 Surplus Incentive Materials Program などの資金が日本に対する食糧等の供給のために使用され、終戦後初期のわが国貿易の巨額の入超尻は、主としてガリオアでファイナンスされた。

一方、日本側では上記のような貿易取引に関する法的措置として、ポツダム勅令「貿易等臨時措置令」(昭和二二年勅令第三二八号)により、政府(貿易庁)貿易の原則のほか、主務大臣の輸出处向け物資に関する規制の権限などが定められ、また、貿易庁による輸出入物資の買上げ、売払いに伴う円資金の受払いのために政府の勘定として貿易資金が設けられた(当初為替交易調整特別会計、二二年一月以降貿易資金特別会計に所属)。さらに前記のとおり貿易庁が日本政府を代表して輸出入業務の主体となったが、実際にはその傘下の機関として輸出入取扱機関が必要であり、そのため当初は各種の商品別に輸出入業者、生産業者等を構成員とする多数の組合、協会等が設立され、それらが貿易庁の輸出入業務を代行し、昭和二二年四月以降は「貿易公団法」(同年法律第五八号)により設立された四つの公団がこれに代わった。

以上司令部の管理下における外国貿易に関する規制の枠組みについて述べたが、さらにそれに加えて外国為替取引に対して司令部によって加えられた徹底的な制限禁止措置についてふれておこう。

外国為替管理については、法制的には終戦後も「外国為替管理法」(昭和一六年法律第八三号)の規制が存続していたが、連合国軍の進駐直後、外国為替統制について各種の覚書が発せられるに及んで新規の立法措置が講ぜられ、外国為替取引は、ほとんど全面禁止の下に置かれることとなった。すなわち前述の「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」によって、貿易のほか外国為替取引についても、すべて司令部の事前承認という網がかぶせられ、その政策を実施するために、「金、銀、有価証券および金融証券等の輸出入統制に関する覚書」(一九四五年九月二日、SCAPIN四四)、「金融取引の統制に関する覚書」(同日、SCAPIN四五)、「日本在住者の外国商社との契約に関する覚書」(同年一〇月三〇日、SCAPIN二二)などが相次いで発せられ、司令部の事前承認がない限り、金、銀、その他対外支払手段の輸出入、外国為替取引、日本国内居住者の外国商社等との間の営業上の契約の締結などがすべて禁止され、わが国は、外国為替取引の面でも、海外との経済交流が原則として遮断されることとなったのである。このような規制は、日本経済について終戦後の事態收拾について一応の見通しがつくまで、とりあえず国内経済を海外からの影響から隔離しておこうとするものであった。これらの覚書に基づいて、昭和二〇年一〇月ポツダム勅令「金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件」(昭和二〇年勅令第五七八号)が制定され、「外国為替管理法」と同勅令を根拠に制定されたのが、「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」(同年大蔵省令第八八号)、「通称「八八号省令」であり、同省令が在来の外国為替管理法に代わり、終戦後の対外経済取引の取締りに関する基本法規となった。八八号省令は、前述した対外取引にかかる諸行為をすべて原則的に禁止し、大蔵大臣の許可があった場合に限りその禁止が解除される旨を定め、その運用上大蔵大臣の許可はすべて司令部の事前承認にかける仕組みがとられていたのである。

最後に軍管理下で細々と再開された昭和二〇・二一年の貿易の内容について若干述べておこう。まずその規模を戦

表 1-1 貿易額の推移 (昭和10—21年) (単位 千円, 千ドル)

年	円 建			ド ル 建		
	輸 出	輸 入	輸出入(Δ) 超 過	輸 出	輸 入	輸出入(Δ) 超 過
昭和 10	2,499,073	2,472,236	26,837	717,401	709,697	7,704
15	3,655,850 (2,214,451)	3,452,725 (2,091,413)	203,125 (123,039)	856,795	809,190	47,605
19	1,298,198 (556,451)	1,947,211 (834,639)	Δ 649,013 (Δ278,188)	304,280	456,118	Δ 151,838
20	388,399 (110,211)	956,599 (271,441)	Δ 568,200 (Δ161,231)	90,753	223,954	Δ 133,201
21	2,260,407 (138,097)	4,068,674 (248,572)	Δ1,808,267 (Δ110,474)	103,292	305,611	Δ 202,319

(注) 1. 円建の数字は、大蔵省の貿易統計、ドル建の数字は、昭和20年までは総理府統計局が円建の数字にアメリカ連邦準備局算出の円ドル為替換算率を乗じて換算したもの、21年は司令部経済科学局の統計数値(円建数字との間に一定の為替換算率による結びつきなし)。
 2. 昭和21年のドル建欄の数字は、昭和20年9月—21年12月までの期間の数字である。
 3. 円建欄のかっこ内は、日本銀行調卸売物価指数(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 40ページ)により昭和10年の物価水準に換算した数字である。
 4. 本表における日本の領域は、朝鮮, 台湾, 南洋諸島を除き、さらに昭和21年5月17日以降は南樺太, 千島列島, 琉球, 小笠原諸島を除いた地域である。
 出所: 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 105-06ページ。

前・戦中のそれと対比した表を掲げておく(表1-1)。

満州事変(昭和六年)に続いて日華事変(二年)が勃発し、時局が準戦時から戦時へと進展する中で、わが国の産業は活況を呈し、貿易も伸長を続け、昭和一五年、貿易額は大战前における最高額を記録した。もっともこの時期、インフレが進行し、物価指数で修正した実質貿易額は、昭和一二年がピークで、その後は減少傾向にあり、この点はドル建の貿易額でも同様である⁽¹¹⁾。大戦勃発後はわが国の貿易は、原則として「大東亜共栄圏」内に限られ、しかも関・満・支貿易(円ブロック貿易)が大部分で、貿易額は目にみえて減少し、ことに大戦末期は対外交易はほとんど途絶に近い状態であった⁽¹²⁾。そして終戦は、一時わが国を一層厳しい「鎖国」状態に追い込み、軍管理下で貿易は徐々に復活の歩みを始め

めるもの⁽¹³⁾、この表(物価調整後の円建)にみるとおり、昭和二一年のそれは、大戦末期(一九年)の水準にはるかに及ばず、対戦前(昭和一〇年)比では輸出五・五%、輸入一〇%程度にすぎなかった⁽¹⁴⁾。しかも次にみるようにその輸入額の大半はアメリカからの援助輸入であったのである。

戦前、戦中を通じてわが国の輸出入は、概して逆調の傾向にあったが、終戦直後は特にそのアンバランスが甚しいものとなった⁽¹⁵⁾。このような輸入超過を可能にしたのは、前述のガリオア等による巨額のアメリカ援助輸入であり、昭和二一年の輸入総額三億五六一万ドルのうち、援助輸入は一億九二八万九千九百九十九ドル(六三・一%)を占め、その後も多額の援助輸入が続き、翌二二年のごときはその割合が七六・九%にまで達したのである(表3-2、五八五ページ)。

この終戦直後期(昭和二〇年九月—二一年二月)における貿易の大きな特色は、前述のようにアメリカの援助の下での大幅な輸入超過であり、その輸入の過半(五五・八%)を小麦を中心とする食糧の輸入が占めていたことであった。なお司令部は、繊維産業を非軍事化政策に抵触しない有望な輸出産業として重視し、二一年には綿花の輸入が実現し⁽¹⁶⁾、その輸入額は、食糧に次いで大きなウェイトを占めた(三四・六%)⁽¹⁷⁾。輸入物資は、金額的には食糧と綿花が大部分で、他は肥料、石油、塩などが僅少輸入されたにとどまっている。食糧輸入が大宗を占めたのは、前述の「必需物資の輸入に関する覚書」にいう「国民の最低生活水準の維持に不可欠な物資」に限るといふ輸入許可方針に基づくものであり、さらにその背後にはアメリカ陸軍の占領地に対する救済援助は、占領軍の安全を危うくするような「広範の疾病または民生不安」を防止する最小限の枠に制限されるという建前があり、その食糧援助の発動自体様々の経緯を伴ったものであった⁽¹⁸⁾。

一方、輸出については、この時期、綿糸、綿織物の輸出はまだ少なく(二・七%)、輸出の主座を占めたのは生糸であり(五五・〇%)、その他石炭、金属鉱産物、坑木、機械類などの輸出があった。司令部は、生糸輸出の再開に力を

入れ、二一年三月には、早くも戦前のストック生糸を積んだアメリカ向けの第一船が出港した。しかしアメリカ市場は、ナイロンへの転換によって日本生糸に対する需要が急減しており、その結果わが国の輸出用生糸は滞貨の山を築き、その輸出は早速翌年から激減するのである。⁽¹⁹⁾

なおわが国にとって貴重な石炭、金属鉱産物などの輸出があったのは、司令部の指令によるものが多く、鉛、錫、アンチモニーなど戦時中のストックが輸出に向けられた。

以上のようにこの時期の海外取引は、援助による食糧輸入の比重がきわめて大きく、一方輸出は戦時中のストックが多く振り向けられるなどその内容の点でも貿易として甚だ変態的なものであった。政府は、司令部に対し、幾度か輸出入計画を作成提出し、食糧等民生用緊急物資のほか、国内復興用資材、見返輸出用原材料等の輸入を要請したが、この時期には食糧、綿花の輸入のほかはみるべきものがなく、羊毛、レーヨンパルプ、麻などの繊維原料、石炭、石油、鉄鉱石などの輸入は、原則として次期以降にもちこされるのである。この時期貿易の相手国は、対米依存が圧倒的に大きく、他はほとんど近隣諸国に限られていた。

- (1) 経済安定本部『昭和二七年度年次経済報告』、二一ページ。
- (2) 通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開―戦後10年の歩みから―』(昭和三十一年)は、戦後日本の貿易の発展過程について占領時代を第一期「管理下の貿易の時期」(一九四五年八月から一九四八年七月まで)、第二期「安定計画下の貿易の時期」(一九四八年八月から一九五〇年六月まで)、第三期「朝鮮動乱の時期」(一九五〇年七月から一九五一年二月まで)に区分し(同書四ページ)、経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(貿易・国際収支編)』(昭和三十七年)も、第一期・第二期の区分を昭和二十四年三月としているほかは、右と同様である(同書三―四ページ)。これらの時期別区分は、その第一期が大体前掲『年次経済報告』のいう第一・第二段階に対応しているものとみることができよう。
- (3) 前掲『年次経済報告』、二―四ページ。なお大蔵省財政史室『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三卷「アメリカの対日占領政策」、一八二―二二五ページ参照。

- (4) 前掲『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、一九―二三、二九―三五ページ、通商産業省『商工政策史』第六卷、昭和四六年、三五七―五八、三六〇―六三、三七九―八三、三八五―八七ページ、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、九―一一、一五―二〇、一八九―九〇、二二八―二九、五四二―四三、五六六―六七ページ。
なおこの時期に近い頃に書かれた一層詳しい文献として国立国会図書館調査立法考査局『管理下の貿易概観』(昭和二十三年)がある。本稿中以上の諸文献によった記述については、特に必要と考えた箇所以外は、引用の注記を省略した。
- (5) 終戦後初期の日本国内での輸出・輸入手続は、『日本貿易経済年鑑』(昭和二十二年版)、一五〇―九四ページに詳しい。
- (6) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、一八九―九三ページ、前掲『日本貿易の展開』、九七―九九ページ。
- (7) 為替交易調整特別会計は、戦時中(昭和一八年四月)、日本と満・華地域等との間の貿易に伴う為替調整・物価差調整を行なう目的で設置された特別会計(大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第一七卷「会計制度」、昭和三四年、三五六―六〇ページ)であり、貿易資金は、当初同会計の剰余金をもって設置された。
- (8) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、七一八、二六一―二八ページ。
- (9) 同前、三一五、七―九ページ。
- (10) 大蔵省関税局『税関百年史』上巻、昭和四七年、六七六ページ。
- (11) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九卷「統計」、一〇五ページ。
- (12) 同前、前掲『税関百年史』上巻、六八二―八三ページ。
- (13) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九卷「統計」、一〇六ページ。
- (14) 終戦直後の貿易規模の対戦前比較には、各種の試算があり、戦前の数値の取り方や物価指数のいかんなどによって異なるが、『経済白書』(昭和二二年)や『通商白書』(昭和二四・二七年)の試算で、昭和二一年の貿易規模(実質)を戦前比、輸出約六一・九%、輸入約一七―二四%としたものがある(『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、五六―六七ページ)。
- (15) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九卷「統計」、一〇五ページ。
- (16) 当時、アメリカ商品金融公社 U.S. Commodity Credit Corporation に多量の原綿ストックがあり、その原綿と製品とのクレジット・バクターを行なう協定が成立した(『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三卷「アメリカの対日占領政

策」、二八二―二八三ページ)。

(17) 終戦直後の貿易統計には、日本側の作成する円建のもの、司令部(経済科学局)の作成するドル建のものがあり、さらに前者に大蔵省作成のものと貿易庁作成のものがあつた(本書五一―一二二ページ)。そしてこれらの統計は、円建とドル建とが為替レートで結びついていないだけでなく、各種統計の作成基準にも相違があり、さらに終戦後の混乱期の統計数値については各種文書に引用される数字に不都合のものが多し。ここでの輸出入の商品構成の割合は、経済科学局作成のドル建統計をベースとしたもの(具体的数字は前掲『日本貿易の展開』、六六一―六九二ページ)で、円建のそれと異なり(『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九卷「統計」、一〇八ページ(大蔵省統計)、前掲『商工政策史』第六卷、三八七―三八八ページ(貿易庁統計)、ドル建の数値でも、他の文書での引用数字と相違している(『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、五四二―五四三ページ)。

(18) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三卷「アメリカの対日占領政策」、二七一―二八〇ページ。

(19) 同前、二八二ページ、前掲『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、三五ページ。

第二節 大蔵省の対応

一 序 説

終戦当時日本には、税関と呼ばれる行政機関は存在していなかった。税関は、大戦のさなか(昭和一八年一月)、運輸通信省の地方部局である海運局に統合され、幕末開国以来の運上所・税関としての長い歴史の幕を閉じ、その後はわずかに海運局の機構の一部として存続していたにすぎなかった。もっとも海運局は、税関から引き継いだ業務に關しては大蔵省の指揮監督を受けることになっていた。

戦時中海運局や港湾の施設も空襲で大きな被害を蒙つたうえ、終戦直後その残存した主要施設は占領軍によって接収された。前節でみたように、終戦直後、わが国の貿易は軍管理下にあり、海外との交易はほとんど途絶に近い状態で、わずかに再開された貿易も、当初は国民の飢餓を防止するための占領軍の手による食糧の輸入が過半を占めるような状態であった。このような状況の下で、終戦直後の海運局の税関業務は開店休業に近い状態であり、戦後最初に繁忙を呈した税関業務は、海外から陸統と帰国する軍人、軍属、海外同胞と、日本から引き揚げる旧外地人等に対する引揚げ・送還に關する業務であった。やがて司令部の指令により二一年六月一日を期して大蔵省の管轄下で税関が復活する。当初新税関に託された主要業務は、正確な輸出入統計の作成と密貿易の取締りであり、また引揚げ・送還業務が引続き当面緊急の業務となった。しかし税関は再開されても、相変わらず外国貿易船の出入港や通関業務は僅

(前略——引用者)不幸にして戦争は負けた。それで終戦になりますが、その際に、戦前から戦争中、古い人はほとんど全部外へ出ておりました。私がやむを得ず残つておつた関係上、技官という名前で、まあ無官の大夫ですけれども、事実上の税関の番人をしておりました。それで私終戦と同時に考えたのです。アメリカさんがやつて来るということは既定の事実だ。それで私どういふことを思い出したかというのと、ずっと昔、ペルリが来まして、日本が初めて開国を迫られた際のことです。(中略——引用者)やむを得ず開港条約を結ばなければならぬというので、例の非常な不平等条約である安政条約ができた。それが非常にわざわざをしまして、その後何年となく、その不平等条約を改めるために非常な努力がなされ、大隈さんが足をなくした

少で、その業務は一般に閑散としたものであった。税関の再開に先立つ二一年初頭、司令部は朝鮮等からの密輸入物資の嚴重取締りを指令し、政府はポツダム勅令で「関税法」の罰則強化等の措置を講じるとともに、新税関は密輸取締りに対して緊急態勢を敷くが、二一年の密輸検挙件数はまだ少なく、それが急増するのは二二年以降のことであった。なお司令部は、税関再開後、二一年中に密輸取締り、外国貿易統計関係のほか、国際郵便業務の開始、税関による輸出入貨物の数量確認の指令などに関する覚書を発し、税関行政は、密輸取締りなどを中心に徐々に復活の歩みを開始するのである。

以上のような状況の中で大蔵省が最も大きな力を注いだのは税関再開の一件で、それに先立つ司令部係官との接触や税関再開指令後の運輸省との交渉などは、税関行政史上の重要な一齣であり、また税関再開に伴う官制、機構、定員の整備や新税関運営の指導は、税関行政の面で大蔵省が戦後最初に取り組んだ大きな仕事であった。なお大蔵省は、もちろん前述した引揚げ・送還業務、密輸取締り、外国貿易統計などの税関業務に関し、随時海運局・税関に通牒を発するなどその運営を指揮監督し、また状況に応じて関税法規の改廃などの業務を処理している。

以上のような諸経過について、ここではまず終戦直後の、関税問題・税関行政に対する大蔵省の対応について述べ、次に節を改めて海運局による税関業務や税関再開および再開後の税関行政について、その中で海運局・税関による税関業務とともに、中央官庁としての大蔵省の対応についても記述することとする。

二 終戦直後の状態

大戦中税関業務の現業が海運局に移管された後も、「海運局官制」(昭和一八年勅令第八三二号)により、海運局長

は、旧税関から引き継いだ業務について主務大臣の指揮監督を受ける仕組みとなっており、大蔵省には、関税率、関税制度の調査に関するもののほか、関税、屯税の賦課・減免、海運局における輸出入の監督など主務大臣としての権限が残っていた。もっとも関税・税関行政に関する大蔵省の機構としては、貿易が極度に逼塞した戦争末期(昭和二〇年三月)に、主税局関税課は廃止され、その業務は、わずかに同局第二課の一係によって処理される状態であった。戦時下の関税課・関税係の主な仕事は、海運局の報告に基づいて統計を作成すること、その統計は、物資動員の資料として「秘」扱とされていた⁽¹⁾。

大蔵省にとって、終戦直後は、関税・税関行政について格別問題があったわけではなく、いわば戦時中からの一種の空白の状態が続いていた。前節で述べたように軍管理貿易の機構や外国為替取引の制限禁止については、戦後いち早く司令部から指令が発せられたが、関税・税関行政プロパーの領域では、後にみるように税関設置や密貿易取締り、外国貿易統計などについて指令が発せられるまでやや間があったのである。

戦前戦後、大蔵省の勅任技師、戦後初代の関税課長⁽²⁾、税関部長として関税・税関行政の中核にあった伊藤八郎は、終戦直後次のような感想をもった旨を述べている。⁽³⁾

(前略——引用者)不幸にして戦争は負けた。それで終戦になりますが、その際に、戦前から戦争中、古い人はほとんど全部外へ出ておりました。私がやむを得ず残つておつた関係上、技官という名前で、まあ無官の大夫ですけれども、事実上の税関の番人をしておりました。それで私終戦と同時に考えたのです。アメリカさんがやつて来るということは既定の事実だ。それで私どういふことを思い出したかというのと、ずっと昔、ペルリが来まして、日本が初めて開国を迫られた際のことです。(中略——引用者)やむを得ず開港条約を結ばなければならぬというので、例の非常な不平等条約である安政条約ができた。それが非常にわざわざをしまして、その後何年となく、その不平等条約を改めるために非常な努力がなされ、大隈さんが足をなくした

りした。(中略——引用者)それで進駐軍が入つて来るというので、前の不平等条約の例を考えて、ここで下手をすると日本が関税でもつて非常な束縛を受けはせぬか、無条件降伏ですから、あらゆる面で束縛を受けるでしょうが、関税に非常な束縛を受けないだろうか——これはなぜそういう心配をしたかと申しますと、私のちよつとした勉強ですけれども、第一次世界大戦が終結した際に、ドイツは関税に関して非常なる束縛を受けたのであります。これは内国税と違ひまして、関税の根本の性質が、外国から来る物、外国に往来する人に対する規則を制定してあるのでありますから、占領軍がこれに対して興味を持ち、干渉し、あるいは束縛するという危険性は、内国税等に比較して、お話にならないほど大きいと考えるのが常識だろうと私は思つたのであります。(中略——引用者)よほど慎重にかからないと害悪を百年の後に残す、大げさに言えばそうなると思ひました。そこでこれではできるだけ問題をこの際起さないようにしなければならぬ、そうつとしておいて年月をかせごうというのが、一番先の私の考えであつたのであります。ほんとうは戦争によつて接収された、いわゆる接収税関であるから、ただちに回復に向つて努力しなければならぬのですが、いたずらに問題を起すべきでない。たとい海運局にとられてはいいながら、その中で関税行政をやつておりましたので、この際彼らが来てから半年でも一年でも年をかせごう。その間に行政面において既成事実をつくつておかなければならないと私は考へておつたのであります。それでだれにも何も相談しないで、いろいろな研究をいたしておりました。イタリーの講和条約が税関問題についてどういふふうに触れておるかというようなことも、ひそかに研究いたしておつたのであります。

占領軍の日本政府を利用する統治機構の下で、司令部の指令、覚書等に抵触しない限り日本の法令が有効であり、また、司令部の覚書等が発せられたときは、日本政府は、必要に応じて立法措置を講じてこれに対応したことは、関税・税関行政の部面においても同様であつた。もっとも、後程具体的に述べるように、占領軍関係者は当然のこととして、一般外国人に対しても国内法上の根拠なしに関税等の賦課が制約され、「関税自主権の回復」が税関関係者の大きな願望となつたし、さらには、軍管理貿易の体制から生ずる関税法規適用上の制約があり、また終戦後しばらく

の間の外国貿易船に対する取締りや、終戦後最初の大掛りな税関業務となつた引揚げ・送還業務などは、占領軍関係者の直接的な指揮監督の下に執行されたものといつてよい。つまり占領軍によって事実上各種の制約が加えられたのは、行政の諸分野を通じて共通のことであつたが、⁽⁵⁾関税・税関行政は、その性質上、占領軍の存在と直接接触する部面が大きかつただけに、その直接影響を受けた程度も大きかつた。何しろ各地の港には、占領軍の港湾司令部、ハーバー・マスター、CID (Criminal Investigation Div.)、CIC (Customs, Immigration and Quarantine Service) または税関係 (Customs Unit) などが置かれ、⁽⁶⁾旧税関庁舎に星条旗が翻つていたのである。

以上の点に関連して、伊藤は、次のように回想している。⁽⁷⁾「当時世間では、日本の税関制度は全面的解消し、占領下に置かれてあるものと思つたらしく、税関はやつてゐるのか、とよく質問を受けたものである。すなわち従来の関税法規は全面的にストップし、占領軍の指令のみが関税行政の唯一の根拠であると考えたらしい。」しかし「もちろん軍からは関税行政に関する指令が次々に発せられた。しかしそれらは断片的のものであり、一時的なものであつた。関税行政全般を律するものではなかつた。これを幸にして、指令以外の事項については、従来の関税法規を有効なものとして施行することにした。そしてできる限り表立たないように関税自主権の確保につとめた。だから戦前から保税倉庫に蔵置されていた貨物の引取りについても、引揚者の携帯品についても、従来の関税法規に準拠して取り扱つたのである。」しかしこの伊藤の回想は、額面どおりに受け取れない。占領軍によって、また占領軍の存在の故に、實際上、関税法規の執行が種々の制約を受けたことは、後に具体的にみるとおりである。

なお伊藤らが占領下においてわが国の関税自主権を温存すべくいろいろの心配りをしていたとき、思いもかけず国内から関税撤廃論がとび出し、伊藤らを驚かせたことがあつた。昭和二一・二二年のことで、一は当時の国営貿易下で関税の存在は無意味とする商工省内の論議であり、他は自由貿易論の立場に立ち、戦後、世界に先がけて日本は関

税撤廃を宣言せよという、大阪財界の主張であった。一は目先の議論であり、他は敗戦に打ちひしがれた産業界に呼びかけた気宇浩大な理想論であり、伊藤は大阪まで出向いて大蔵省の立場を説いたりしたが、もちろんこれらの議論は、いずれもそれだけのものとして終わった。⁽⁸⁾

三 関税法規の応急的改廃・制定

終戦直後、関税・税関行政に関して大蔵省が取り扱ったものに、いくつかの関税法規の応急的改廃・制定があった。次にそれらのうちめぼしいものを列記しておく。⁽⁹⁾

(一) 「関税率法」関係（関滿支特惠関税の廃止）

昭和二十二年三月「関税率法第三条ノ二ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除等ニ関スル件」(昭和十九年勅令第三二二号)が廃止され(昭和二十二年勅令第一六〇号)、さらにそれに続いて同年八月その勅令の根拠規定である「関税率法」(明治三〇年法律第一四号)第三条ノ二そのものが削除された(昭和二十二年法律第一四号)。

この「関税率法」第三条ノ二の規定は、本邦に近接する地域の生産品に対し、地域、物品を指定して関税率を減免することを勅令に委任したものである(昭和一六年法律第七六号により「関税率法」に追加)で、これに基づいて関東州、満州国、中国に対するいわゆる関滿支特惠関税が定められており、右の改廃は、この制度をその根拠規定ともども廃止したものである。⁽¹⁰⁾

この特惠関税制度は、敗戦による日滿支ブロック経済の崩壊とともに無意味のものになっていたし、アメリカの基本的な占領政策に反するものでもあった。⁽¹¹⁾伊藤は、前述の、占領軍との間で極力問題を起こさぬようにして日本の関

税制度を温存しようとする考え方に沿って、この特惠関税制度は、司令部に気付かれぬうちにこっそり廃止した。これで日本の関税法規には差別的規定はなくなり、国際的に筋の通ったものとなった旨述べている。⁽¹²⁾

なお「関税率法」関係の改正は、以上の改正の後、昭和二十六年五月に施行された関税率の全面改正まで、若干の改正を除いて全く行なわれていない。しかし内外の諸情勢を踏まえ、大蔵省を中心とした政府部内では、司令部の指示や示唆を受けながら、二二年以降、関税率の根本的な改正を目指した各般の検討と、司令部の同意を得るための努力が、断続的に息長く続けられていた。これらの経過は、「関税率法」の二六年改正とともに、その前史として後程第四章で取りまとめ述べることとする。

(二) 「関税法」関係（税関手続きの簡素化等）

一方、「関税法」(明治三二年法律第六一号)は、占領期間中に他の法令の附則による改正も含めて一四回に及ぶ改正が行なわれ、その内容は、こまごましたものが多いが、重要な改正として密貿易の取締りに関するものが目につく。なお密貿易の取締りに関して司令部の覚書が発せられ、緊急にポツダム勅令を制定し、実質的に「関税法」の改正と目すべき法的措置が採られたこともあった。

右のポツダム勅令を含めて考えると、「関税法」について戦後最初になされた法的措置は、昭和二十二年五月に制定されたポツダム勅令「関税法の罰則等の特例に関する件」(同年勅令第二七七号)であったが、この勅令については、便宜上、密輸取締りのところで後述し(四八一―八二二ページ)、ここではそれに次いで同年八月になされた「関税法」の改正(同年法律第一四号)について記述しておく。形式的な意味での「関税法」の改正は、この改正が戦後最初の改正である。

大戦中軍需資材の輸送促進という観点から、通関手続きの簡素化を主な内容とする「関税法戦時特例」(昭和一八年

勅令三九六号)が制定されたが、戦後この戦時特例を廃止すると同時に、その内容をほとんどそのまま「関税法」本法に取り入れたのが、右の「関税法」の改正であった。船舶入港の際の税関への提出書類の削減、貨物の積下しおよび保税地域への搬出入に関する手続きの簡素化などが、その内容であった。なお同改正は、そのほかに税関長の職権執行上必要な場合の海軍への援助の要請、海軍の船舶に対する停船命令、兵力行使といった、「関税法」中の軍隊の存在を前提とした強権的規定を削除している。⁽¹⁵⁾

(三) 輸入食糧の免税

前節で述べたように、終戦直後の時期、占領軍の手でなされた輸入の過半は、小麦を中心とする食糧の輸入であった。食糧危機が叫ばれたさなかでの緊急輸入であり、しかも占領軍の援助物資であった食糧に対して関税を課することは、常識的には考えられない。ところが大蔵省は、貿易庁の強い関税免除要請に対してなかなか首を縦にはふらなかった。大蔵省の論理は、当時の国営貿易の下で、円ドルの関連は断ち切られており、占領軍から引き渡される物資は、その価額も不明のまま国内の統制価格で売り渡されるので、これに対する関税賦課は、貿易資金の負担となるだけで、国内の流通価格には影響がない。貿易庁の免除要請も、帰するところ貿易資金の資金繰りの問題であり、本来関税収入となるべきものを貿易資金が流用することになるのは適当でないということであった。しかしながら、もしこの免除問題を強く争うと、司令部に持ち込まれるのは必定で、そうすると関税問題に司令部の注目が集まり、それはわが国の関税制度の温存という前述の方針に影響するおそれがあるとして、結局その免税に賛成することとなった⁽¹⁶⁾という。

ところで当初、輸入食糧は、関税法規の手当のないまま、事実上免税で政府に譲り渡された。政府は、事後的に免税措置を講じ、これを遡及実施することにより、法律上の体裁を整えた。「食糧管理法」(昭和一七年法律第四〇号)一
二条を根拠に、主食を中心に輸入食糧の関税免除を定めた昭和二一年勅令第三五四号の制定がこれで、同年七月に公布し、同年一月一日以降の輸入に遡って適用された。なおこの勅令は、一年間限りの時限立法であったが、その後延長され、かつ免税品目の追加が行なわれた。

ところがこの「食糧管理法」に基づく免税は、その範囲が「主要食糧」に限られるなどの制約があったところから、翌二二年末には、「食糧の輸入税を免除する法律」(同年法律一八八号)が特別に立法され、二三年度以降輸入食糧の免税の根拠は、同法に切り替えられた。この法律も時限法で、年々延長され、昭和二六年五月施行の、関税率の全面改正を行なった「関税率法の一部を改正する法律」(同年法律第一一〇号)附則で廃止されるまで継続された(八〇二、八〇四—〇五、八〇六ページ)。

- (1) 伊藤八郎口述「戦後の税関及び関税政策について(その一)」(「戦後財政史口述資料」第三分冊)、八ページ。
- (2) 正確には、初代関税課長は、池田勇人主税局長の兼任。
- (3) 前掲伊藤口述、一一—一四ページ。
- (4) 戦時中の税関の海運局への統合の経緯について、本書四七一—七三ページ参照。
- (5) たとえば外国人に対する課税権に制約があったのは、内国税も同様であった(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第八卷「租税(2)・税務行政」四〇—四一—四二ページ)。
- (6) 主税局税関部「税関部及び地方税関機構改革案」、昭和二三年八月、二八ページ(大蔵省資料Z五一—一五八)。
- (7) 伊藤八郎『関税談叢』、昭和二七年、一〇ページ。
- (8) 前掲伊藤口述(その二)、一三一—一六ページ、大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、五六—五八ページ、岡茂男『戦後日本の関税政策』、昭和三九年、八四—一〇二ページ。
- (9) 前掲『税関百年史』下巻、五〇—五六ページ。
- (10) いわゆる関税支特恵関税は、当初は関東州産品に対する特恵関税から出発して漸次拡大され、大戦末期には関東州、満州国の産品に対する関税はすべて免除し、中国産品についても多くの品目について免除を定めた内容のものであった(前掲

『税関百年史』上巻、四〇五—〇六、五三九—四一、六九八、七二〇—二三三ページ。

なお伊藤によると、関税撤廃の背景には、関東軍の軍人等が新義州税関通過の際にしばしば問題を起こし、それに基づいて軍部の税関に対する反感があった。そしてそのような感情の底流が大戦中の税関閉鎖(本書四七一—七二二ページ)ともつながっていたという(前掲伊藤口述「その一」、一一二、五一—六ページ)。

(11) 「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」(一九四五年一月三日司令官へ伝達、非公表)第三部には、国籍、人種、信条、政見を理由とする差別的課税等に関する法規の改廃、停止が定められていた。

(12) 前掲伊藤口述「その一」、六一—七ページ、「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、伊藤八郎口述分)、一一二ページ。

(13) 前掲『税関百年史』下巻、五三三ページ、本書六〇〇ページ。

(14) 前掲『税関百年史』上巻、八〇三ページ。なお「関税法戦時特例」の制定は、軍部からいいがかりをつけられないようにするための、税関の廃止を避ける狙いをもった措置でもあったという(同書、八〇六ページ)。

(15) 前掲『税関百年史』下巻、五四、二五七ページ。

(16) 「わが国関税制度の現状と将来」、昭和二年七月一日、三一—四ページ(大蔵省資料乙五二六—二七一—一六)。

第三節 海運局時代の税関行政

一 海運局海関部

順序としてまず大戦のさなか、税関が「閉鎖」された当時の事情を簡単に振り返って述べておこう。税関は、港湾行政の一元化を目的とした大正一三年の官制改正により、それまで内務大臣の管轄に属していた府県の港務部および農商務大臣の管轄下にあった植物検査所の事務を傘下におさめ、爾来、関税、屯税、消費税の賦課徴収のほか、開港港則、港内の行政警察、海港検疫、動植物の検査・検疫などに至るまでの権限を握り、港湾における総合的行政官庁としての機能を果たしてきたが、わが国が日華事変、太平洋戦争という非常事態に突入し、貿易の衰退と経済統制が進行する中で、税関も行政機構の再編、整理の渦の中に巻き込まれていった。すなわちまず昭和一六年末、戦時海運行政を一元的に運営する機関として中央に海務院、地方に海務局が設置された際、税関の港務部が担当していた港湾管理関係の業務の大部分(開港港則、港内の行政警察、海港検疫に関する事務)が海務局に移管され、さらに一八年一月、新しく運輸通信省が設置され、各地に従前の海務局に代わって海運局が設置されるに至って、税関の諸業務は、すべてこの海運局に統合されることになったのである。⁽²⁾海運・港湾行政の一元化の名分の下で今度は税関が「閉鎖」される憂き目に会ったわけであるが、当時海務院、企画院に拠る海軍の勢力が大蔵省の反対を抑えてこの統合を強行したという。伊藤八郎によると、大戦下軍需省など戦時行政機構に陸海軍の軍人が大挙進出していたが、海務院、企画院

(第六部)を握っていた海軍の勢力が税関の機構、施設に目をつけ、運輸通信省海運総局と、その下での税関を統合した海運局の設立を目論み、その実現を推進した。大蔵省は、税関の統合に反対し、閣議の前夜までは、海運局と税関を両立させ、一つの港内においては、海運局長と税関長のうちのいずれか一人が他を兼務するという妥協案が考えられていたところ、閣議で海軍側がこれに反対し、表向きは対等合併ということで、税関業務の海運局への移管が閣議決定となった。閣議の前日、すでに海軍の若手将校が税関を接収すると称して税関庁舎に乗り込む一幕もあった。伊藤は、大蔵省案が敗退した一因として、戦時中軍部の税関検査に対する根強い反感があったと述べている。⁽³⁾

海運局官制による海運局の所掌事務は、「船舶、造船、船員、航路其ノ他ノ水運ニ関スル事項」のほかは、さきに海務局が税関から移譲を受けた前述の開港港則等に関する事務を含め、従来税関が行なっていた業務がほとんどそのすべてであった。海運局の設置に伴い、税関は、その全定員(専任官吏一三二九名で、そのほかに多数の特派職員、臨時職員、雇傭人がいた)⁽⁴⁾とともに、各地税関の税関構内(六三八―三九ページ)など広大な土地、庁舎・建物、埠頭、上屋、監視艇(二〇〇余隻)その他の施設、備品など税関が管理していたすべての財産を海運局に引き継いだ。

海運局が設置された位置は、必ずしも旧税関の位置とは一致せず、またその位置、名称、管轄区域は、何度も改正が加えられた。たとえば旧税関の所在地とは異なる塩釜や小樽に海運局が設置され、旧長崎税関は、旧門司税関とともに門司海運局に統合され、さらに旧神戸税関は、当初は神戸海運局に移行したが、やがて神戸海運局は近畿海運局(大阪)に統合され、その管轄下で神戸海運監理部となった。終戦当時の海運局は、関東海運局(横浜)以下八局であった。海運局の下部機構として、旧税関支署、税関出張所、税関支署出張所に対応して、海運局支局、海運局出張所、海運局支局出張所が設けられていた。さらに海運局には、税関業務を処理する内部機構として、当初は旧税関のそれに倣って監視部、業務部の二部が設けられた(鑑定部は廃止)⁽⁵⁾が、やがてその二部が海関部一部に統合され、海運局に

よっては海関部のないところもあった。伊藤は、この部に税関部という名称をつけたかったが、それではあまりにぎらつくので、海関部でがまんしたと述べている。⁽⁶⁾

このようにして税関は、大戦中にわが国の行政機構から姿を消し、わずかに運輸通信省(昭和二〇年五月以降運輸省)海運局の一部門として命脈を保っていたにすぎなかったが、さらにその行政財産や港湾施設について、空襲によって大きな被害を蒙ったのに加え、終戦直後に占領軍により主要施設の接収を受け、その業務に関連する物的施設の大半を奪われる状態となった。なお、神戸、大阪、関門などの港湾は、その港湾内外の投下機雷や沈船が航路を閉塞し、戦後アメリカ軍の援助の下でなされたその掃海に数年を要したような状態であった。

空襲による海運局施設の損害は甚大で、大阪、名古屋の旧税関本庁舎が全焼した。そして終戦直後、占領軍は、日本の各地に上陸するやいなや、焼失を免れた旧税関庁舎、上屋、倉庫、検査場、監所、埠頭などを含む広範な港湾施設を接収して、その支配下におさめた。中でもわが国の二大貿易港である横浜、神戸両港の接収は、徹底して行なわれ、横浜では港湾地域の九〇%、神戸では外国貿易船の専用繫留施設の九五%、官設上屋の九〇%、公私設上屋・倉庫の四〇%が軍の管理下に置かれることになった。各地の旧税関庁舎が接収された中で、旧横浜税関の庁舎は、占領軍の進駐直後、一時マッカーサー D. McArthur 司令部となり、司令部が東京に移転した後は、引き続きアメリカ第八軍アイケルバーガー R. Eichelberger の司令部として使用された。庁舎の接収による移転に当たって、その混乱の最中に、日本側またはアメリカ軍の手で、運上所創設以来の古文書など貴重な文書が焼却されたところが多く、中には旧長崎税関庁舎の場合のように、占領軍人が三々五々各部屋に押し入り、器具備品の持出し破損など部屋が荒される騒動があったところもあった。なおこのような状況下で、例外的に平穏無事であったのは、旧函館税関管内で、小樽の庁舎が、一時アメリカ軍のクラブに使用された程度にとどまった。⁽⁷⁾

表 1-2 外国貿易船の入出港状況

(昭和10年—21年) (単位 上段隻数, 下段千トン)

年	入 港			出 港			合 計		
	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計
昭和10	13,946	7,970	21,916	13,922	7,933	21,855	27,868	15,903	43,771
	43,936	29,872	73,808	43,920	29,753	73,674	87,857	59,625	147,482
15	17,440	4,083	21,523	17,247	3,960	21,207	34,687	8,043	42,730
	45,087	12,621	57,708	44,454	12,479	56,933	89,541	25,100	114,641
19	3,421	731	4,152	3,410	714	4,124	6,831	1,445	8,276
	5,473	943	6,416	5,473	923	6,396	10,946	1,866	12,812
20	730	173	903	688	222	910	1,418	395	1,813
	1,197	178	1,375	1,201	205	1,406	2,398	383	2,781
21	812	(23)	(23)	775	(21)	(21)	1,587	(44)	(44)
	1,175	(...)	(...)	1,163	(...)	(...)	2,338	(...)	(...)

(注) 1. 各港ごとの入出港船の隻数およびトン数(純トン数)の合計数である。
 2. 昭和21年の隻数欄のかっこ内は、トン数不明のもので外書である。
 出所：大蔵省主税局『第19回国会関税参考書』昭和29年、10-11ページ。なお昭和15年の合計欄の隻数の数字は、同参考書の数字によらず、本表の入港・出港欄の数字の合計数を掲記した。

表 1-3 輸入額および関税その他税関諸収入の推移

(昭和10—21年) (単位 千円)

年	輸入額	うち有税品(A)	有税品割合(%)	関税額(B)	B/A%	屯税額(C)	消費税額(D)	諸収入額(E)	計(B+C+D+E)	物価指数
昭和10	2,472,236	763,636	31	152,706	20.0	2,808	793	3,657	159,963	100
15	3,452,725	1,051,169	30	150,062	14.3	2,209	6,753	4,856	163,880	165
19	1,947,211	372,398	19	16,024	4.5	187	435	2,397	19,043	233
20	956,599	126,736	13	8,497	6.0	54	49	1,019	9,619	352
21	4,068,674	386,732	10	9,334	2.4	—	28	349	9,711	1,637

(注) 1. 有税品割合は、輸入免許額に対する有税品価額の割合で、輸入額に対する割合とは多少相違する(輸入免許額は、輸入額に対して関税の課税価格評価上の調整を加えた価額である)。有税品割合は『関税参考書』の数字を掲記した。
 2. 諸収入額は、免許料、手数料、使用料、収容貨物収入、罰金科料相当金、追徴金相当金等。
 3. 物価指数は、日本銀行調による卸売物価指数(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 40ページ)で、昭和10年を100として計算したもの。
 出所：前掲『第19回国会関税参考書』, 7, 18ページ。ただし輸入額は、表1-1(456ページ)の数字を掲げた。

二 一般業務

以上が、終戦直後、「税関」(海運局海関部)が置かれていた状態であったが、戦争が終わっても軍管理下で細々と貿易が再開されたにすぎない状況の下で(表1-1、四五六ページ)、その日常業務はきわめて閑散としたものであった。ここで表1-1で貿易額の推移をみた年次に対応させて、戦前・戦中および終戦直後における税関業務に関連するいくつかの数字を掲げておく(表1-2、1-3、1-4)。(8)

入および税関事務(輸入申告・輸出申告)の状況は、表1-1の貿易額の推移と大体軌を一にした消長を示している。これらの数字は、いずれも昭和一〇年から一五年にかけて戦前の最高を記録するとともに、大戦勃発の年(一六年)以降急激に減少に転じ、大戦末期から終戦直後にかけてボトムに達している。(9)

もちろん関税など税関諸収入や税関事務取扱件数の状況が、貿易額の動向だけでなく、有税品の割合など輸入産品の構成や関税率の状況その他各種の要因によって影響されることは当然で、終戦後は関税行政に対する占領下の制約という要因もあり、また戦後しばらく関税・屯税の賦課のうえで、旧外地等が外国とされないといった事情もあった。しかし、終戦後における関税率の状況など各種の事情については、後に関係の箇所詳細に述べることにし、ここではこれらの表をみるうえで必要な若干のコメントを加えておく。表1-3において、大戦末期以降、輸入額中の有税品の割合が激減しているが、これは関税支

特恵関税や、戦後輸入の大宗を占めた食糧品が免税されたことが大きく影響していると考えられる。また、戦後関税収入が著減した大きな理由として、激しい物価騰貴の下で、戦前から持ち越された従量税率中心の関税率体系が機能喪失の状態に陥ったことを挙げる事ができる。有税品の関税負担率(関税額の有税品輸入額に対する割合、表1-3の

表 1-4 税関事務取扱件数の推移 (昭和10—21年)

年	輸入申告	輸出申告
昭和 10	260,959	1,979,375
15	112,924	1,310,221
19	16,738	124,572
20	16,577	15,754
21	1,126	1,023

出所：昭和10・15年は、大蔵省関税局『税関百年史』上巻、628, 761ページ、その他は大蔵省主税局『第2回国会関税参考書』昭和23年、50ページ。

B_Aの数字)の推移が、そのことを物語っている。⁽¹⁰⁾一方、戦後屯税の収入がほとんど皆無に近い状態にまで落ち込んでいるが、これは全国の主要港湾が軍の直接管理下に置かれ、しかも外国貿易船の入港が激減したうえ、インフレにより屯税の税率が名目的なものとなったという状況の下で、事実上「屯税法」が形骸化していたという事情によっている。なお戦後関税収入が激減した反面、戦前と比べて消費税収入のウェイトがふえており、この傾向は、次期以降さらに顕著となるのである(表2-3、五四三ページ、表3-5、七〇二—〇三ページ)。

税関業務の繁閑は、最もよく税関事務取扱件数の推移の中に現われており、ここではその最も代表的な指標として、輸入・輸出申告件数だけを掲記した⁽¹¹⁾(表1-4)が、戦争末期以降、殊に戦後におけるその落ち込みが激しい。さらに二〇—二一年の輸出・輸入額の状況(表1-1、四五六ページ)と比較しても、申告件数の激減振りが目につくが、この点は、戦後の貿易が軍管理貿易であり、軍との間で受渡された製品のロットが大きかったことを示している。

このようにこの時期、税関業務は、超閑散といつてよい状況にあったが、それだけではなく、その行政は、軍により様々の制約を受け、また、戦後の貿易体制の激変や戦中戦後にかけて税関業務の空白的状態が続いた関係もあって、関税法に定められた正常な姿からはほど遠い状態にあった。

占領下において戦時国際法の建前から、占領軍およびその軍人・軍属など軍関係者に対して被占領国の課税権が及ばないことは当然であるが、占領期間中相当長期にわたって一般外国人の輸入に対しても、関税や内国消費税の課税権が種々の制約を受けていた。また屯税についても、終戦直後は事実上その徴税権が行使できず、その後もしばらくの間、軍用船はもちろん外国籍船舶に対しては、屯税の賦課が許されない時期が続いた。このような課税権の制約については、占領下におけるその回復過程とともに、後に詳述することとし(第三章第四節)、ここでは終戦直後において税関手続きに加えられていた制約やゆがみについて述べておこう。

占領軍の管理下で細々と貿易が再開されたとき、その日本国内における手続きは日本側に委ねられたものの、当初は占領軍の直接管理的色彩が濃厚で、CIDやCIQが自ら貿易船や貿易手続きの管理取締りに当たったほか、日本側は全面的に軍の指揮監督の下に服し、たとえば輸出入の船積書類は、すべて船舶の荷揚港到着後または積載港出帆後可及的すみやかに地方軍政部に提出することが指示されていた⁽¹²⁾、といったような状態であった。このような状況の下で、日本の関税法規上の手続の実施が実際上種々の制約を受けたことはやむを得ないところであったが、さらに戦中・戦後と貿易の空白的状態が続いた中での貿易関係者の手続の不慣れや、戦後貿易体制が一変し、日本側の貿易手続きの法的な当事者が貿易庁という政府機関になったことも、当初正規の税関手続の施行をむずかしくした一因であった。

典型的な税関手続の一つとして入港時の手続を述べると、本来の手続としては、税関は、あらかじめ船舶代理店から外国貿易船の到着時刻の通知を受け、その入港と同時に税関官吏が乗船し、船長から入港届、積荷目録、旅客氏名表、船舶国籍証書などの提出を求め、積荷の状況などについて入港尋問を行なうとともに、船用品のシールなど船内検査を行なう。さらに外国貿易船に対しては、本船に乗り込んだ税関官吏(乗船官吏)が貨物の船卸しの際、ポート・ノートによって船卸しのを承認するなど、監視取締りを行なう。これらは、入港船舶に対する税関の権威を代表しての職務執行であり、旧「関税法」(明治三十二年法律第六一号)は、船長は船舶に乗り込んだ税関官吏に対して「相当ノ便宜」を供与すべき旨を規定していた(第二二条)。

大蔵省は、輸入が漸増し始めた昭和二年初頭、海運局に対し、以上の入港尋問・検査などについて無用の摩擦を避けるよう、入港船舶に対しては入港届、積荷目録は提出させるが、他は必要最小限度にとどめること、入港尋問はなるべく省略すること、乗組員の携帯品は不当に過大でない限り原則として免税通関を許容すること、「関税法」上の諸手続履践に際しては監視取締的観念はつとめてこれを排し、物資輸入の迅速化に協力することなどを指示している。⁽¹³⁾

ところが、これらの大蔵省の通牒は、現実から大きく遊離しており、中央が地方の現実を知らなかったのか、それとも法の執行の体裁を整え、日本政府の体面をつくろう気持があったのではないかという疑問を抱かせるほどである。当時の税関行政は、各地の軍当局の指揮監督の下にあったので、地方によって地域差があったかもしれないが、総じていえることは、当時入港届や積荷目録は直接軍政部に提出されるのが普通で、一般に海運局の職員が直接入港船舶の船長と接触してこれらの書類の提出を求めたり、入港尋問を行なうような体制にあったとは考えにくい。税関再開（昭和二年六月）後しばらくして司令部および第八軍司令部から指令された新輸出入貿易統制手続によると、積荷目録は、通常は各港に駐在する貿易庁代表者（ポート・エージェント）が地方軍政部から受領し、もし積荷目録が軍政部に届いていないときは同代表者が船長等に要求し、もしくは一時借用してコピーし、それをも拒絶されたときは軍政部の援助を仰ぐべきことが指示されており、⁽¹⁴⁾ また別の文書（税関作成の内部文書）は、本船側および軍政部側の十分な了解が得られないために、税関が貿易実務代行機関を経由して受領する入港届および積荷目録に、船長の署名を得るのに相当の時間がかかることをうたっている。⁽¹⁵⁾ 税関再開後にしてなお以上のような状態であったわけで、海運局・税関が入港届や積荷目録を受領するには、いくつかの機関を経由する必要があったのである。税関統計である「外国貿易船舶出入表」も、昭和二年から二四年にかけてトン数不明の外国船の出入港を計上しており（前掲表1-2、

後掲表2-2、五四三ページ）、海運局・税関への入港届の不提出ないしその記載不備が多かったことを物語っている。なお屯税は、入港届記載の船舶の屯数を船舶国籍証書により確認したうえで賦課されることとなっていたが、その屯税も、戦後しばらく、その賦課に対して制約があったことは、さきにふれたとおりである。さらに、外国貿易船に対する入港検査・乗船監視は、横浜では、当初はCID（後にCIQ）所属の軍人の指揮下に税関職員などが組み込まれたチームによって行なわれた。そして当初税関職員は、乗船官吏の職権とされるポート・ノートによる貨物の船卸し承認の業務などは認められず、ギャングウェイでの立哨監視など、ガードマン的業務が中心であったという。⁽¹⁷⁾ 各地ともおそろしく似たような状況にあったと考えられる。税関職員の手によって乗船監視の業務（乗船官吏による入港の船積荷の船卸しなどの取締り）が行なえるようになったのは、神戸では昭和二二年暮か二三年初め頃、横浜では二三年

半ば頃からであった。もっとも乗船官吏に対する本船での待遇は劣悪で、「相当ノ便宜」が供与されるところの話ではなかった。⁽¹⁸⁾

軍管理貿易における司令部と日本側との間での輸出入品の受渡しは、原則として輸出入港船側渡しで行なわれ、具体的には輸出の場合には、輸出取扱機関が諸手続とともに荷物の船積みを行なってこれを軍側に引き渡し、一方輸入の場合には、貿易庁の係官が船側で看貫のうえこれを引き取る。そして税関手続は、この荷物の引渡し前に輸出手続を、また荷物の引取り後に輸入手続をすべきものとされていた。⁽¹⁹⁾ 前述した外国貿易船の入港後の税関手続に続けてその後の手続について述べると、入港船舶から船卸しされた貨物は、港頭の保税地域に搬入蔵置された後、輸入手続など目的に応じて各種の税関手続がなされる。輸入手続は、輸入申告、貨物検査、有税品についての税額算定、納税、輸入免許などの一連の手続から成っている。貿易庁は、その発足（昭和二〇年一月）後早々に海運局あてに簡易通関により輸入手続の迅速を図るよう依頼するとともに、大蔵省に対しても有税品の免許前簡易通関を認めるなど通関

の迅速化について海運局あて示達するよう求めている。⁽²⁰⁾ 大蔵省は、独自にまた右の貿易庁の要請に依りて、海運局に対し、連合軍の援助により輸入される貨物について輸入免許前引取りを認めるなどの方法で迅速な通関を図り、その免許前引取りには金銭担保の提供も省略することなどを示達し、さらに個別のケースについて簡易通関を指示したいくつかの個別通牒を出している。⁽²¹⁾

ところがこの大蔵省・貿易庁の通牒も、現実とは大分遊離したところがあったようである。実際には通関の迅速化どころか、税関手続自体が無視され、輸入申告以前に軍・貿易庁の手によって輸入物資が国内に流入した場合がしばしばあった。地方の貿易庁関係者の中には国営貿易だから輸入申告は不要と考えた者があり、また戦中・戦後の空白が税関手続をなじみの薄いものにしていたようである。横浜でも神戸でも、貨物輸入の既成事実があった後で輸入申告書がそれを追っかけて提出される。むしろ税関が輸入取扱機関に懇請、督促して輸入申告書を提出してもらおうことが多く、申告書提出の遅れがひどかった。⁽²²⁾ 輸出入申告書は、わが国の貿易統計の基礎資料であり、たとえ事後手続でも、正確な申告書の提出を求める必要があったのである。このような通関手続きの遅滞、不履行は、税関再開後も続いた。第一回税関長会議（昭和二年六月開催）にも、この点が議題となっており、大蔵省はその後貿易庁に対し、輸出入代行機関が往々通関手続をしないで輸出入を行なっているとして、通関手続きの徹底方を依頼するとともに、各地税関にその旨を通知し、現地でも右趣旨の徹底方を指導するよう指示している。⁽²³⁾

なお当時は為替相場が存在せず、また広く統制価格が定められていたことから、輸出入申告の際の貨物の鑑定価格も特異なものであった。すなわち輸出品、輸入品とも国内統制価格を基に諸掛りを加算減算してFOB（輸出品）またはCIF（輸入品）を算定するのを原則としたが、輸入品が従価税品で、右による鑑定価格が、貿易庁の売渡価格形成上支障をきたすような場合には、鑑定上相当の考慮をすべきことなどが定められていた。⁽²⁴⁾

各地における税関業務の執行は、以上のような状態であったが、それでも各港湾ではまだまがりなりにも海運局・税関の行政権の行使があった。ところがアメリカ軍が接収した羽田、立川、岩国などの空港については、軍関係の人と物の往來のほか、漸次一般の航空貨物の輸送も行なわれるようになったにかかわらず、戦後大分長期間にわたって、税関機構の進出が一切認められなかった。⁽²⁵⁾ たとえば羽田空港に税関の事務所（当初は東京税関支署羽田飛行場事務所）が設置されたのは、昭和二三年一二月であった。⁽²⁶⁾ 税関事務所の設置は、大蔵省が軍に対して要求したところでもあったが、その設置を指令した神奈川軍政部の横浜税関長あての書簡によると、同軍政部CIQ羽田事務所を援助するためであった。羽田事務所に対するアメリカ軍の監督は厳しく、執務環境は極端に悪く、税関の職員は、「異国の丘」と呼んで、そこへの配置換えをおそれていた。⁽²⁷⁾

一方、海運局時代、密輸の取締りは、どのような状況であったのだろうか。敗戦まで長い間一体の経済圏を形成していた日本の本土と朝鮮、台湾、沖縄等が、終戦によってにわかには隔絶され、しかも、それぞれ物資欠乏に苦しんだ時代であったから、終戦後も、各種のルートを経由して種々物資の交流があったことは想像に難くない。ところが密輸取締りは、税関再開後、税関の最緊要の業務となるのであるが、海運局時代には、まだクローズアップされるまでに至っていない。

昭和二一年初頭、司令部は、朝鮮等からの密輸入物資（主として食糧）の厳重取締りを指令した覚書を発し、⁽²⁸⁾ 政府は、この指令を受けて関係各庁の打合せ会議を開催し、その結果内務省が地方庁に、大蔵省が海運局長に、それぞれ通牒を出しているが、両者とも簡単なもので、大蔵省の通牒は、内務省の通牒案を伝達するとともに、「御可然善処相成度」と結んだものであった。注目されるのは、当時朝鮮、台湾等は、「関税法」上まだ外国ではなく、したがってこれらの地域との間のヤミの物資交流も関税法規に対する違反行為ではなかったことで、右の内務省の通牒で言及

している取締上の適用法令も、「食糧管理法」、「外国為替管理法」および昭和二〇年勅令第五七八号（金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件）⁽²⁹⁾であつた（同勅令および「外国為替管理法」の適用上は、旧外地、沖縄等は外国とみなされていた）。

政府は、前記の覚書に依りて、二一年五月一七日、ポツダム勅令「関税法の罰則等の特例に関する件」（同年勅令第二七七号）を制定し、「関税法」上の禁制品（阿片・偽造通貨など）輸入犯と無免許輸出入犯（およびそれらの犯則貨物の運搬、寄蔵などを罰するいわゆる助勢犯）に対する罰則を著しく強化するとともに、「関税法」上の禁制品輸入、輸出入免許などの適用上、旧外地、沖縄等を外国とみなすこととした。罰則の強化は、罰金の引上げ、懲役刑の併用、両罰規定の新設、犯則貨物、犯罪行為に供した船舶の没収、追徴などを内容とするものであつた。⁽³⁰⁾なおこの外国とみなす措置は、まだ関税賦課の点までには及んでおらず、したがって旧外地等からの密輸入に対して関税を賦課し、あるいは関税通脱犯として処罰することはできなかったが、この勅令は、関税通脱犯の罰則にはふれておらず、その罰則は、従来どおりの罰金または科料の刑が維持されていたから、実際にはこの勅令による無免許輸出入犯としての処罰の方が重罰となつたのである。もっともこのポツダム勅令が制定されたのは、税関再開の直前であり、密輸取締りが本格的に動き出すのは、新税関の誕生をまたなければならなかつた。海運局時代は、監視業務についても、まだ閑散とした日々が続いていたのである。

海運局海関部が直面した最大の業務は、復員軍人等海外からの引揚者に対する所持品検査等の業務であつた。終戦時海外にあつた軍人軍属や一般邦人の引揚げは、ほとんど終戦直後から開始され、おびただしい数の海外同胞が続々と祖国に引き揚げてきた。そしてそれに伴つて、一般に無聊をかこつていた海関部職員の中で、引揚港所在の事務所勤務する担当職員は、にわかには繁忙に明け暮れる日々を送るようになった。彼等には、引揚業務とともに、在日外

国人の送還に関する業務もあつた。

三 引揚げ・送還業務⁽³¹⁾

終戦時、海外には三三〇余万人の陸海軍軍人軍属と、それとほぼ同数の海外在留一般邦人がおり、合わせて在外同胞は六六〇余万人に達していた。一方日本国内には旧外地人を中心に一八〇余万人の外国人がいた。この数字には、日本の統治権が及ばなかつた期間外国人として取り扱われた沖縄県人等南西諸島出身者も含まれている。このおびただしい数の在外邦人と在日外国人の引揚げ・送還は、戦争終結とともに日本政府が直ちに直面した緊急重大な問題であつた。

政府は、終戦直後から、大本営、陸海軍省、内務・厚生両省などが中心となり、軍人軍属の復員・在外一般邦人の引揚げの計画に取り組むとともに、すでに開始されていた朝鮮、樺太などからの引揚者に対する応急援護措置や帰国を急ぐ朝鮮人等に対する緊急措置を定めるなど、当初は独自にその対策を講じたが、占領軍の日本進駐後は、これらの業務は、占領政策の一環として司令部の管理の下で遂行されることとなつた。

海外にあつた軍人軍属が、武装解除された後帰国を許されることは、ポツダム宣言（第九項）自体で明らかにされていた。これに対して在外一般邦人については、連合国側から明示された方針はなく、日本政府は、当初は居留民は、できる限り現地に定着させる方針を採つた。しかし敗戦後居留民の生命・財産の保護に当たるべき日本政府の外交機能は全面的に停止されたうえ、在外邦人は、各地域の連合国軍や当該国の官憲によって帰国を命令され、あるいは終戦に伴つて発生した現地の混乱によって生活手段を喪失し、現地残留がきわめて危険、不安な状態になつたため、日

本に引き揚げざるを得ない状態となった。一方、日本国内には、戦時中徴兵や徴用などで移住した者を含めて多数の朝鮮人、台湾人がいたが、彼等の中にはカイロ宣言で独立や中国復帰が約束された祖国に急ぎ帰国したい希望の者が圧倒的に多く、また本土に多数在住していた南西諸島出身者や約二〇〇〇人のドイツ人など旧枢軸国人は、司令部の指令により、それぞれ出身地に送還されることとなった。

日本政府の引揚援護機構は、司令部の指令を受けて、厚生省が中央責任官庁と定められ（二〇年一〇月）、やがてその外局に引揚援護院が設置された（二一年三月）。復員・引揚援護機構は、いろいろの変遷があり、戦後しばらく旧陸海軍の機構（およびその後身の第一・第二復員省——後に復員庁）が復員業務を処理した後、その業務も厚生省復員局に移管され（二二年一〇月）、さらに厚生省内部で引揚援護院と復員局が統合されて引揚援護庁となった（二三年五月、同庁は、後に引揚援護局、さらに援護局となった）。一方、戦後続々帰国する同胞を迎えるため、早くも二〇年九月以降、各地の上陸港に、引揚援護のための事務所（当初引揚民事務所、後に地方引揚援護局および同出張所）が設けられ、そのほかに旧陸海軍系統の地方の復員機構もあった。なお地方引揚援護局は、その職員が旧軍部復員機構の職員を兼務するなどの方法で、各地の引揚げ・復員援護業務の一体的運営が図られる仕組みであった。引揚援護院発足後、地方引揚援護局・同出張所は、その地方部局となった（同院発足当時、地方引揚援護局一、同出張所三を数えた）。地方引揚援護局・同出張所は、復員、引揚げの進捗に応じて頻繁に改廃され、二二年末以降は、佐世保以下三地方引揚援護局と一援護所（横浜）を残すだけとなっている。

引揚援護院（庁）および地方引揚援護局は、海外同胞の引揚援護の業務のほか、在日外国人の送還に関する業務も担当した。

占領軍は、日本進駐後、直ちに引揚げ・送還問題に取り組み、日本政府に対し、入出港地の指定、受入事務所の設置、必要物資の補給輸送、検疫医療、通貨、有価証券の取扱いなど、その方針や具体的方法を次々に指令した。これらの指令は、後に「引揚に関する基本指令」（一九四六年三月一六日SCAPIN八二二）によって、きわめて詳細に体系化されている。⁽³²⁾この基本指令は、在外邦人の引揚げのほか、在日外国人（正確には指令にいう「非日本人」すなわち中国、台湾、朝鮮、琉球出身者）の送還についても定めていた。

在外地日本軍は、連合軍総司令官の命令に従い、各方面ごとに、それぞれアメリカ軍以下の各地の連合軍に降伏し、その帰還は、アメリカ軍主導の下で終戦直後から開始された。ただイギリス軍管理地域（東南アジア）からの引揚げは少し遅れ、ことにソ連軍管理地域からの引揚げは当初全く見通しがたらず、二一年暮近く、その引揚げに関する米ソ協定が成立するに及んでようやく開始され、しかもその後も協定が履行されず、送還は長期間を要することとなった。司令部は、まず軍人軍属の復員と緊急を要する地域の邦人の引揚げを優先させ、次いで一般邦人を順次帰還させる方針を採り、一方在日外国人の送還では、帰国を急ぐ朝鮮人の輸送が緊急の問題となり、復員軍人軍属や集団転入労務者などの帰国が優先された。輸送に当たって、日本の艦艇や商船が最大限度に利用されたが、その輸送能力には限界があり、二一年初頭からはアメリカから多数のリバティ船、LST船、病院船の貸与を受けた。輸送計画の大綱はすべて占領軍が決定し、日本側は輸送業務を船舶運営会が担当した。海外からの引揚船は、二〇年九月二五日、病院船高砂丸がメレヨン島から別府に入港したのが第一船で、在日朝鮮人の送還も、二〇年九月から開始された。引揚げ・送還業務ははかどり、海外からの引揚げは、昭和五一年までの引揚者数約六三〇万人中実に約五一〇万人が二一年までに帰国し、一方在日外国人の送還についても、二一年初頭までに約一〇〇万人が出国し、その頃までに帰国希望者の大部分の送還を終了している。⁽³³⁾

以上のように戦後短期間の間にわが国に向け、またわが国から歴史的な「民族大移動」が行なわれたが、その引揚

げ・送還に当たって、地方引揚援護局の職員とともに、海運局海関部の担当職員は、かつてない超繁忙に見舞われた。

一般の税関業務は超閑散という中で、異常な業務ぶりであり、戦後海運局が執行した税関業務中異例に突出した部分であった。この点は、税関再開（二年六月）後も、しばらくの間は同様の状態であった。ここでは税関再開後の時期をも含めて述べておく。

各地の引揚港に引揚船が入港すると、地方引揚援護局の職員は、引揚船内の検疫に続いて上陸後の検疫（携帯品の消毒、検診、予防注射）、医療のほか、宿泊、給食、被服、日用品等の物資や援護金（帰郷雑費）の支給、引揚者と留守宅との連絡、到着先までの輸送などの世話業務を行ない、また引揚手続として引揚証明書を交付した。この間にあって海運局・税関の職員が担当したのは、引揚者の携帯品の検査と、持帰りを許容されるもの以外の通貨・証券類等の保管であった。

右の携帯品の検査は、国内法的には関税法規に基づくもので、本来は国内持込品に対して関税を賦課し、輸入禁制品（阿片、偽造通貨など）の持込みを差し止め、また外国為替管理法に基づき為替管理のためのチェックを行なうことなどを目的とするものであった。ところが実際には引揚上陸時の検査は、占領軍軍人とペアーで、またその厳重な監督の下で行なわれ、すべて司令部の指令の下で執行された。そして司令部の指令によると、一定の通貨、証券類のほかは、衣類および本人のみに価値がある個人所持品（各自が独力で一時に運び得る範囲内のもの）に限って持込みが認められ、さらに現地軍人の指示で、医薬品、刃物は没収、また海外のアメリカ軍収容所で支給された衣類、毛布、缶詰、たばこなども一切没収してその場で焼却したところもあった。⁽³⁵⁾ 検査の大きな部分は、通貨・証券類のチェックに向けられ、その検査、保管は、一種の為替管理にかかる業務であり、一方軍は持込品を厳重に制限したので、関税の

賦課などは、全く問題にならなかった。

政府は、終戦直後、在外邦人の引揚げが急増することを予想し、インフレ防止の見地から、「外国為替管理法」に基づきその持帰り金の限度を定め実施したが、この規制は、すぐに司令部覚書に基づく措置、すなわちいわゆる八八号省令（四五五ページ）に基づく規制にとって代えられた。八八号省令は、一切の対外取引を大蔵大臣の事前許可制（実際は、さらに司令部の事前承認）の下に置き、引揚者が持ち帰った通貨・証券類は、同令による制限解除措置として、大蔵大臣が認めた範囲で国内持込みが認められることとなった。持帰り金の限度は、将校五〇〇円、下士官兵二〇〇円、一般人（軍属を含む）一〇〇〇円であった。海運局・税関は、引揚者の携帯した通貨・証券類を検査し、その持込みが認められる範囲で、国内持込みを認め、その他は保管証を交付して預かる措置をとった。ところが当初は日銀券のほか、円系通貨（朝鮮銀行券、台湾銀行券など）のみの兌換を認め、日銀券・円系通貨の右の限度超過分およびその他のすべての現地通貨、証券、証書等は、すべて保管証を交付して引き上げたが、その後すべての現地通貨や現地通貨に代わる総領事、復員司令官等が発行した現金預り証についても、右の限度額の範囲で兌換が認められ、また郵便貯金通帳、日本国内で発行された銀行預金通帳、保険証券等も携帯輸入が認められるようになった。そしてこのような変更緩和がなされるつど、海運局・税関には、それまでに引上げ保管していた通貨・証券類の返還の仕事が加わった。引揚げ邦人が携帯する通貨・証券類がきわめて多岐にわたっていたため、その取扱いは頻繁に改正され、逐次兌換・輸入の範囲が拡大されていった。

一方、在日外国人の送還に当たっても、もちろんその持帰り金等に対して八八号省令による制限が加えられ、持帰り金の限度は、朝鮮人等非日本人については、一人につき一〇〇〇円で、当初はその限度内の日銀券の携帯輸出（上陸地で、その国の通貨に交換）だけが認められ、その後一定の証券類の携帯輸出も認められるようになった。

大蔵省外資局長・理財局長から、海運局・税関に対してこの種の取扱いを指示した通牒はおびただしい数に達し、そのめまぐるしく改正追加がされた内容は、はなはだ複雑多岐なものとなっている。⁽³⁶⁾

在外邦人の引揚げに当たって、当初大蔵省がその税関検査について考えたところ、占領軍の監視の下に実際に執行されたそれとの間には大きな乖離があり、ここにも政府の建前と占領下の現実との間の食違いがみられて興味がある。大蔵省は、当初海運局に対し、通関に際し引揚者の「労苦ヲ慮リ総ユル便宜ヲ供与致シ度」とし、そのため引揚者の携帯品に対しては原則として課税を免除するとともに、携帯品の内容開披等は極力避け、たばこは制限数量にかかわらず適当数量の持込みを認めるよう通牒した。ところが実際には、税関検査は、すべて占領軍の監督指示の下で、ときにはその直接執行のような形でなされ、携帯品については、一件ごとに厳重な開披検査が行なわれたし、また、さきにふれたように占領軍が持込み品を厳しく制限したので、課税などは問題にならず、税関業務の大きな部分は、携帯通貨・証券類の持込みの規制に向けられたのである。大蔵省は、後日通牒を改正し、携帯品の内容開披等は極力避けるといふくだりを、「其ノ後ニ於ケル情勢ノ変化ニ鑑ミ」、「携帯品ノ検査ハ相手方ヲ刺激セザル様留意ノ上之ガ取扱ニ付テハ遺憾ナキヲ期スルコト」と改めて、一応の体裁を整えた。⁽³⁷⁾

引揚げ・送還人員の増加に応じて海運局・税関の当該業務の担当者数は、急速に増員された。たとえば浦賀地方引揚援護局とタイアップしてこの業務に従事した関東海運局（横須賀支局）・横浜税関（横須賀支署）浦賀出張所の職員は、終戦当時はわずか四名であったものが、昭和二年四月以降は五〇数名にもふくれ上がっている。⁽³⁸⁾海運局・税関の引揚げ・送還業務は、戦中戦後にかけて税関業務の空白の状態が続いた中で、突然発生し、急激に増大し、税関機構が緊急に対応を迫られた問題であり、しかも占領下の環境で、その業務執行は、はなはだ厳しいものであった。最後に、浦賀出張所でこの業務に携わった数人の職員の思い出の中からその情景を点描しておこう。⁽³⁹⁾

二〇年九月、引揚者に対する為替管理業務をやるようになるから用意するようにと伝達があり、これは正しく税関の仕事だと頓に緊張する。浦賀への引揚第一船は、二〇年一〇月七日に入港した氷川丸であった。海関部員数名が、港外に碇泊した本船に行こうとしたが、アメリカ軍は、Maritime Bureauの腕章では解ってくれない。税関検査に行くのだというと、すぐ通してくれ、以後腕章は、Customsと大書したものを使用することにした。

海外からの引揚者がいよいよ増大し、税関検査を能率的に実施するために、担当職員の大部分は、占領軍の命令で、久里浜の元海軍対潜学校の施設に入所することとなった。全員その施設に住み、外出は公用以外禁止という有様で、その施設を誰いうとなく「久里浜収容所」と呼ぶようになった。一同毎朝六時に起床し、日没まで交替なしの検査の連続であった。野天の検査場に数百人単位で復員兵士が整列し、各自の所持品を地面に置く。検査所員が頭の上から身体中にDDTをふりかける。もうもうたる白煙の中で、検査官一人にアメリカ軍監視兵が一人付き添って検査が始まる。携帯品は、すべて悉皆検査である。医薬品、刃物は全部没収。アメリカ軍収容所で支給された物資もすべて没収され、その場で山積みされ、ガソリンをかけて焼却した。復員兵士が首からさげている白い布包を検査しろという監視兵もいた。検査官が「これはこの兵士の戦友の遺骨で、怪しいものは入っていない」と説明しても納得せず、白木の箱を取り出して中を開けてみたこともあった。アメリカ軍監視兵の銃剣の下で、検査する方もされる方も、敗戦の悲哀を感じずにはいらなかった。夏は灼熱の太陽の下で、冬は木枯しの吹きさらす中で、休みなしに検査は続けられた。

さらに職員を悩ましたのは、通貨・証券等に関する仕事であった。現場での両替券の発行、持帰り限度外の保管、それに対する保管証の発行交付。着のみ着のまま帰国した者が、大事に持ち帰った紙幣、証券類まで保管預りにするのは、つらかった。しかも毎日の実績は、翌日午前九時までにアメリカ軍監督官に報告しなければならぬ。職員

は、毎日リュックサックをもって現場に行き、毎晩、通貨、証券類をつめ込んで事務室に帰る。それから通貨の勘定、保管証記載事項との照合などで、時に徹夜することもあった。

- (1) 大蔵省関税局『税関百年史』上巻、昭和四七年、四三〇―三五五ページ。
- (2) 同前、八〇一―〇二、八〇四―〇六ページ、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第四巻「財政制度・財政機関」、六七三ページ。
- (3) 伊藤八郎口述「戦後の税関及び関税政策について(その一)」(『戦後財政史口述資料』第三分冊)、一一六ページ。なお前節注(10)参照。
- (4) 大蔵省税関部『日本関税・税関史資料』I「法令」、昭和三三年、巻末四五五ページ。戦前税関の専任官吏の定員は、ピーク時(昭和一六年一月)で、二一八八名を数えたが、その後貿易・税関業務の減少に伴い、相次いで削減された。
なお、税関「廃止」当時、専任官吏のほかに、保税倉庫等への特派職員七九〇名、臨時職員九五名の定数があったことが記録されている(同前四七、四九ページ)が、雇傭人の定数は、詳らかではない。
- (5) 税関の内部機構は、戦前幾多の変遷があり、昭和一六年港湾管理関係の業務の大部分が海務局に移管された際、港務部が廃止され、それに代わって一時検疫部が設けられたが、それもすぐ廃止され、税関「閉鎖」の当時の部制は、税関長官房のほか、監視部、業務部、鑑査部の三部制であった(前掲『日本関税・税関史資料』I「法令」、巻末折込み)。
- (6) 前掲伊藤口述、七ページ。
- (7) 前掲『税関百年史』下巻、二七〇―七二、二八〇、二八五、二九〇、二九四、二九八―九九、三〇六―〇七ページ。
- (8) 関税その他税関諸収入の戦後の数字が、大蔵省主税局『関税参考書』の第一五回国会(昭和二八年)以降のものと、それより前のものとで相違している。本稿では税関業務に関連する数字は、次章以下のものも含め、関係数字が収録されている限り、原則として同参考書(第一九回国会)(昭和二九年)の数字を引用した。
- (9) 前掲『関税参考書』(第二回国会)昭和二三年、五、八、九、一五、一六ページ、前掲『税関百年史』上巻、六二八、七六一―ページ。
- (10) 関税率は、有税品でも、原材料、半製品、完成品といった加工段階の差によって関税率水準が違うのが通常であるから、輸入産品の構成によって関税負担率は異なってくるが、たとえば一九年と比較して二一年の負担率が大きく低下しているのは、従量税率のもつ実質負担率がインフレによって低下したことに大きな原因があると考えられる。
- (11) 税関統計には、輸入・輸出申告のほかに、積戻し、運送、庫入、保税工場移入・輸入・積戻しなどの申告件数があるが、これらのうち、輸入・輸出申告件数の比重が圧倒的に大きい。輸入・輸出申告件数以外の税関事務取扱件数の推移は、当時の前掲『関税参考書』のほか、前掲『税関百年史』上巻、六二八―二九、七六一―六二、同下巻、二七二―七三ページ参照。
- (12) 主税局「輸出入関係書類提出遅延に関する件」昭和二二年三月一七日蔵税第七二二号(第八軍司令部示達)の通知(大蔵省資料Z五三四―四一)。
- (13) 主税局「連合軍ノ好意ニ依リ輸入セラルル貨物ヲ輸送スル船舶ノ取締ニ関スル件」昭和二二年二月一五日蔵税第一九三号(同前)。
- (14) 貿易庁「輸出入貿易統制手続中輸入に関する手続細則に関する件」昭和二二年一月二七日、二二貿第一九四号(同前)。
- (15) 函館税関「監視部長会議協議事項」(昭和二二年一月開催会議議題)(大蔵省資料Z五二六―二二―一六)。
- (16) 前掲『関税参考書』は、第一五国会(昭和二八年)から昭和二四年以降の船舶の出入港の計上基準を変更しており、後掲表315(七〇―ページ)にはトン数不明の外国貿易船の出入港は掲記されていないが、その前の『関税参考書』(第一三回国会)(昭和二七年)によると、昭和二四年までトン数不明船の出入港が記録されている(同参考書、一〇ページ)。
- (17) 横浜税関百二十年史編纂委員会『横浜税関百二十年史』、昭和五六年、六〇二―〇三、六〇七―ページ、高須薫(当時横浜税関監視部勤務)談。
なお高須談によると、正確には、横浜では税関再開直後は税関独自で本邦籍外国貿易船等に対して出入港尋問(もっとも入港届や積荷目録は、受領できなかったらしい)などを行っていたが、やがて完全に軍の指揮下に置かれるようになったという。
- (18) 磯野正俊ほか「占領期関税史座談会I」(テープ収録)(大蔵省資料Z五三四―二四―一)、前掲『横浜税関百二十年史』、六〇二、六〇七―ページ、座談会「乗船官吏よもやま話」(『かすとむす』、昭和三〇年六月号)、四八―ページ。
なお前掲貿易庁昭和二二年一月二七日付通牒は、貨物の積込みまたは損傷の状況を調査させるために税関官吏を乗船させることとし、第八軍司令部より現地軍政部宛その許可方につき手配されるはずと述べている。
- (19) 『日本貿易経済年鑑』(昭和二二年版)、一五〇、一五二―三、一六八―九、一九三―ページ、「わが国関税制度の現状と将来」、

- 昭和二年七月一日、二ページ(大蔵省資料Z五二六一二一一六)。
- (20) 貿易庁「本邦輸出入貨物ニ関スル件」昭和二年二月五日、二一頁第一三五号(大蔵省主税局長あて依頼)(大蔵省資料Z五三四一四一一)。
- (21) 主税局「連合軍最高司令部ノ援助ニ依リ輸入セラルル貨物ノ引取方ニ関スル件」昭和二年二月二日蔵税第一三三三号、「連合軍最高司令部ノ援助ニ依リ輸入セラルル貨物ノ通関方ニ関スル件」同年二月七日蔵税第一四七号、「輸入小麦粉ノ簡易通関ニ関スル件」同年四月六日蔵税第四三三一号、「輸入燐鉍石に対する簡易通関の取扱」同年五月二八日蔵税第七五四号など(同前)。
- (22) 前掲「占領期関税史座談会」、小島恒之ほか「占領期税関行政座談会(横浜)」(テープ収録)(大蔵省資料五三四一二四一七)、徳村浩志ほか「占領期税関行政座談会(神戸)」(テープ収録)(大蔵省資料Z五三四一二四一三)。
なお司令部の文書中に、すべての貨物の輸出入に税関手続きが必要だが、占領軍関係の貨物と政府輸入貨物は例外で、これらは第八軍の監視に服する旨述べられているものがあるのは、興味をひく(SCAP, History of The Nonmilitary Activities of The Occupation of Japan, 1945—1951, Vol. XVII, Commerce Part A, "Foreign Trade," p. 146 大蔵省資料Z七〇一一五〇)。
- (23) 「第一回税関長会議資料」(横浜・神戸税関答申事項)(大蔵省資料Z五三四一七一一)、主税局「通関手続徹底方の件」昭和二年一月二七日蔵税第二五六九号(大蔵省資料Z五三四一四一一)。
- (24) 主税局「輸出入貨物ノ鑑定価格ニ関スル件」昭和二年三月二十九日蔵税第二七四号、「輸出入貨物の鑑定価格について」二年八月九日蔵税第二二〇三号(大蔵省資料Z五三四一四一一)。
- (25) 「関税課に於いて現在懸案になっている事項」昭和三年五月二一日(大蔵省資料Z五一一一五四)。
- (26) この事務所は、当初税関の正規の下部機構である「出張所」の名称をもたぬ単なる「事務所」であり、昭和二年六月一日以降大蔵省令に設置根拠をもった東京税関支署羽田飛行場出張所となった。
- (27) 岩本利通「支署から本関へ—東京支署・羽田支署の十年—」(『かすとむす』昭和三十一年六月号)、四五ページ、井上常太郎「山に上つていた税関—横浜税関再開十年—」(同)、四八—四九ページ。
- (28) 「一九四五年九月二三日付連合軍最高司令官指令第三号の違反に関する覚書」(一九四六年一月二八日SCAPIN六六〇)(前掲『税関百年史』下巻、二二八—一九ページ)。
- (29) 主税局「連合軍最高司令部指令朝鮮等ヨリノ密輸入貨物ノ取締ニ関スル件」昭和二年二月八日蔵税第一五六号(大蔵省資料Z五三四一八一二)。
- (30) 前掲『税関百年史』下巻、二二八ページ。
- (31) 以下の記述は、厚生省援護局『引揚げと援護三十年の歩み』(昭和五二年)によったところが多い。同書によった部分は、特に必要と考えた箇所を除いて、その引用の注記を省略した。
- (32) 同前、五二五—三三三ページ。
- (33) 同前、八四—八五、一五一—五二二ページ。
なお本書に記した引揚げ・送還者数は、正規の引揚げ・送還手続を経たものの数であり、終戦前後の脱出者、密航者などを加えると、その数は、もっと多かったと推定される。
- (34) 同前、五三二ページ。
- (35) 鈴木啓二「苦難の引揚げ業務」(大蔵省資料Z五三四一八一四)(谷川寛三『税関異聞』、昭和四七年、七〇—七五ページに収録)。
- (36) 引揚邦人・送還外国人の持帰り金、携帯通貨・証書類に関する規制の内容およびその変遷については、大蔵省蔵日本銀行資料に詳しく記録されている。
- (37) 主税局「復員軍人軍属及一般引揚民便宜供与方ノ件」昭和二〇年一月六日蔵税第三六七号および二二年二月二日蔵税第二二六号(大蔵省資料Z五三四一七一)。
- (38) 「海運局・税関の引揚業務について」(同前)。
- (39) 前掲「苦難の引揚げ業務」、鶴飼吉行「税関再開の先駆者」(『かすとむす』昭和二八年七月号)、八八—九〇ページ、小島恒之述(前掲『横浜税関百二十年史』、五八七—八八ページ)。

第四節 税関の再開

一 司令部の税関再開指令

戦中・戦後しばらく、海運局が第一線の税関行政を担当する時代が続いた後、再び大蔵省の管轄下で税関が復活する日がめぐってきた。税関の再開は、もっぱら司令部主導の下で行なわれたが、税関再設置の司令部の覚書が出され、実際に税関が再開されるまでには、いろいろの経緯があった。⁽¹⁾

第二節でみたように、大蔵省は、関税・税関行政の主務官庁ではあったが、戦後しばらくの間は、これらについて大蔵省レベルで格別の問題はなく、占領下において日本の関税制度を温存するために、占領軍との間で極力問題を起ささないように心掛けてきた。伊藤は、戦時中税関が海運局に吸収されたことが脳裏を離れず、戦後、主税局長の池田勇人に対して、そろそろ税関復活の運動をしようと申し入れたことがあったが、池田は、「まあまあ待つていろ、急ぐな、放つておいても税関はしぜん再開されるよ。」⁽²⁾と行って取り合わなかった。ところが主税局第二課の関税係も、だんだんと司令部との間の接触が始まった。占領軍の進駐後間もなく、司令部の呼出しで、外資局の係官とともに出頭し、税関の仕事のやり方や密輸取締りについて説明したが、司令部との最初の出会いであったが、それは「金、銀、有価証券および金融証書等の輸出入統制に関する覚書」など(四五五ページ)を出すための準備調査のようであった。また、全国の保税倉庫の蔵置貨物の調査など、いろいろの税関関係資料の提出を求められ、外国貿

易統計資料の提出も、たびたび要求された。なおアメリカ商務省の統計担当官が来省し、税関統計について調査して帰ったこともあった。さらに占領軍当局に「カスタムズ」の存在を印象づけたものに、各地の港で、黙々として引揚げ・送還業務に当たる海関部職員の姿があったといわれる。⁽³⁾そして司令部は、これらの接触を通じて、世界中どの国にもある「税関」が日本にないことに不審を抱くとともに、日本の税関機構、税関行政などについて関心をもち始めたようである。司令部内で、最初にこの問題の調査を手掛けたのは、司令部経済科学局輸出入課 Import-Export Div. のバール E. Barr 大尉であった。バールは、学友川崎守之助とその友人長谷川安次郎(元長崎税関長)を通じて伊藤の存在を知り、伊藤との面談を求め、伊藤は、川崎邸でバールと会い、戦時中税関が海運局に統合された経緯やその後の状況を詳しく語り、また戦争が終結した今日、税関の復活が必要であることを強く主張した。バールは、その後各地の海運局を視察し、また税関の必要性について第三者の意見を徴したりもした。バールの調査結果は日本側に知らされないまま、彼は、二一年二月アメリカに帰った。バールが去った後、マクドーナ J. McDonough 少尉がその後を引き継いだようで、彼は、しばしば東拓ビルの関税係のところ顔を出し、戦前の税関機構について調査し、資料を求め、希望なども聞いた。伊藤がある税関関係の指令のことで、輸出入課長のピッケル F.E. Pickelle の紹介で、同課のライト Wright に会い、税関がないための不便さを訴えたところ、彼は大いに驚き、早速税関設置のための勅令(官制)案の作成を命じ、伊藤個人の試案を提出したこともあった。伊藤らは、司令部が税関再開の意図をもっていることを察知していたが、もしこれが外部にもれると、運輸省などから絶対反対の動きが出るのは必至なので、自分達だけの胸におさめ、省内でもその動きを知っている者は二、三名にとどまっていた。

伊藤らは、税関再開の指令を今か今かと首を長くして待っていたが、ついに昭和二一年四月八日、司令部は日本政府に対し、大蔵省の管轄下に税関を再開するよう、次の覚書を発した。

日本税関機構に関する件（一九四六年四月八日SCAPIN九四一—A）

- 一、日本政府は、あらゆる税関機能の統制ならびに税関およびその職員を包含するこれに関連するすべての事項の行政権を、大蔵省に移譲集中するよう指令された。
- 二、大蔵省は、将来公布せられるべき新法令を含み、あらゆる日本関税法規の実施、施行に関し、また税関統制および税関官吏の行動につき連合軍最高司令官より発せられるべきすべての指令の実施に関し、責任を負わなければならない。大蔵省は、税関統制に関し、必要な範囲において権限および責任を委任することができる。ただし、この委任については、連合軍最高司令官の事前の授權および承認を得なければならない。
- 三、日本政府は、この指令の条項に応ずるために採った行為に関する説明書を、連合軍総司令部に提出しなければならない。次いで同年四月一〇日、司令部は、税関の再設置について次のように発表した。

連合軍総司令部涉外局発表（一九四六年四月一〇日）

連合軍最高司令部によって、効果的な日本税関（An Effective Japanese Customs Bureau）の早急な復活が指令された。かつて、一九四三年、大蔵省の一部であった税関（The Customs Bureau）は、その機能と職員を剥奪（Stripped）された。当時、その機能の大部分と職員は、運輸省海運局に移管された。現在、日本の外国貿易は、政府対政府の基礎のうえに営まれ、かつ広範には行なわれていないけれども、連合軍最高司令部当局は、連合軍最高司令部によって制定された輸出入手続実施のため、税関機構を必要とする旨指摘している。

日本政府は、あらゆる税関機能の統制ならびに税関およびその職員を包含する、これに関連するすべての事項の行政権を、大蔵省に移譲集中するよう指令された。

右の司令部涉外局発表中の、「税関の機能と職員の剥奪」などという文言は、かつて税関消滅の際伊藤らが味わった思いが、司令部に伝わっていたかのような推測を抱かせる。この司令部の指令に、大蔵省の関係者が歓喜したこと

はいうまでもない。伊藤は、そのときの喜びは「心の奥底から溢れ出る大願成就の喜び」であり、「おそらく、これは私の生涯の始めであり、終りであろうところの終生忘れ得ぬものである」と書いている。

なお二一年初頭には、司令部が朝鮮等からの密輸入物資の厳重取締りを指令し、政府がこれを受けて「関税法」の罰則等の特例を定めたことは、さきに述べたとおりで（四八一—八二ページ）、司令部の右の発表には密輸取締りの強化には言及していないものの、司令部が、新税関機構に、密輸取締りの徹底を託する意図があったであろうことは、想像に難くない（五〇一—〇二ページ）。

税関再開の指令が突然のことであっただけに、関係官庁に大きな衝撃を与えた。伊藤は、早速終戦連絡事務局に呼び出されてつるし上げをくい、司令部との間のいきさつを聞いただけ、いきさつは何もない、マッカーサーの指令だから、マッカーサーに聞いてくれといつて席を立った。運輸省や外務省は、伊藤らが策動したのだろうと文句をいい、指令を撤回させる運動をしている、という噂まで流れた。このような状況の中で、しかも再開指令によって新税関の権限範囲が明確にされていなかったために、大蔵省と運輸省との間の交渉は、難航に難航を重ねた。

まず問題となったのは、新税関の権限である。大蔵省側は、指令の内容を広義に解釈し、戦前港湾の総合官庁として権限をふるった時代の「大税関」への復帰を考え、戦時中に海務局・海運局に移行したすべての権限（四七一ページ）の返還を主張したのに対し、運輸省側は、貨物の通関、旅具検査、密輸取締り、統計事務などの業務は返すが、開港港則事務はもちろん、海港検疫、動植物物の検査・検疫の業務は海運局に残すことを主張した。大蔵省側は、妥協案として、せめて物の検査である動植物物の検査・検疫だけでもあわせて返還する案も主張したが、運輸省側は、それにも応じなかった。両者の意見が真向から衝突したため、結局司令部の裁定に持ち込まれた。

両者の意見が対立したのは、税関の権限問題だけではなかった。大蔵省側が、税関の復活に伴って、旧税関の庁

舎、土地、埠頭、上屋、監視艇その他の施設など、かつて海運局に引き継いだすべての財産の返還を求めたのに対し、運輸省側は、これらの財産は、港湾荷役の統制その他海運行政の面から必要不可欠であるとしてその返還に応じない。当時主要港の旧税関施設は、あらかた占領軍により接収されていたので、直ちにその現実の使用が問題となるわけではなかったが、官庁組織の分離独立に伴って、国有財産の所管区分は、当然明確にしておく必要があった。この問題も、新税関の権限問題とともに司令部に持ち込まれた。

司令部で以上の問題を取り扱ったのは、アメリカのコースト・ガードの専門家で、後に海上保安庁（運輸省の外局）の生みの親となった民間情報局海上警備担当 Water Police and Control Patrol Branch, Civil Intelligence Sec. のミールス F. M. Meals 大尉であり、彼の意見は運輸省寄りであった。大蔵省側は、マクドーナに期待したが、マクドーナにミールスを動かす力はなかった。ミールスの裁定により、大蔵省側は完敗し、新税関の権限が前述の運輸省主張のとおり決定したばかりか、大蔵省が強く主張した旧税関財産の返還も、庁舎が当分両者の共用ということになったほかは、全く実現しなかった。大蔵省案が敗退したのは、ミールスの裁定ということもあつただろうが、さらにその背後には、能率的ではあつても、一つの行政機関に多くの権限を集中させることになる大蔵省の主張を排し、CIQのように縦割の行政機構が並存するアメリカ流のパターンを是とする、司令部の見解があつたものと推測される。なお伊藤は、運輸省側が、司令部への働きかけなど、省をあげて奔走したのに対し、大蔵省側は、首脳部が他の業務に忙殺され、やむを得ず伊藤らが中心となって衝に当たった結果の、力不足を指摘している。

ところでこの税関の権限問題と港湾施設の所管問題は、その後も長く尾を引き、かえって一層錯雑した問題へと発展する。前者は、税関復活後税関の周辺にさらに多くの行政機関が設置され、港湾関係の行政機関と行政手続がますます複雑なものとなり、大蔵省は、税関を中心とする関係行政機関の統合など、その再編成・簡素化に向けて努力するが、結局税関の権限・機構は、大体この二一年の税関再開のときの姿のままで固定し、後者は、軍による港湾施設の接収が解除に向かうとともに運輸省との間の激しい対立が再燃し、さらに問題は港湾管理をめぐる問題へと発展する。そして大蔵省の問題意識の中では、この二つの問題の流れが統一的な立場で把握され、不可分の問題として論議が展開されるのである。これらの問題についての後日の論議・展開は、後に関係の箇所⁽³⁾で詳論する（第三章第三節）。

以上のほか、新税関に移し替える定員や予算についても、両者の交渉は、円滑には進展しなかった。新定員は、常務定員のほか臨時定員を含め、また官吏のほか雇傭人も含めて総数一七七九名と定められた。うち官吏定員は九〇〇名で、税関長、官房主事のほか、密輸取締り、統計関係で合計一六八名の新规定員が認められ、七三二名が運輸省所管定員から移し替えられた。⁽³⁾ 旧税関廃止当時、専任官吏一三二九名のほか、多数の特派職員等の定員が海運局に移管された（四七二、四九〇ページ）ことを思うと、海運局から返還を受けた定員は、旧税関時代のごく一部にとどまったのである。新税関に所属する人員の充足についても、いろいろの問題があつた。職員の充足は、海運局海関部の職員の移籍を中心としながら、海運局の他の部に在職する旧税関職員に呼びかけが行なわれたが、税関復帰の希望者が多く、新定員の枠をオーバーして、やむなく多数の残留者を出したところがあつた反面、転職に不安を感じ、あるいはそれまでの海運局職員としてのいきがかり上、意外に復帰希望者が少なく、復員した旧税関職員や一般募集に応じた者などで充員して、人員の確保に努めたところもあつた。職員によっては、海運局、新税関側双方の激しい働きかけにあつた者もあり、中には税関発足の日がきたのに、まだ職員の振り分けが完了していないところもあつた。⁽⁴⁾

税関再開に備え、主税局には、五月一日に関税課が復活した。伊藤らの手で、司令部への働きかけ、運輸省などとの交渉と並行して、「税関官制」の立案など諸準備が整えられ、大蔵省として不満足な内容ではあつたが、新税関の機構、定員などがまとまったところで、いよいよ税関再開の日を迎えることとなった。昭和二年六月一日が、その

日であった。

二 新税関の発足

新税関を設置するための「税関官制」は、昭和二一年勅令第二九三号をもって定められた⁽⁵⁾。この官制は、税関の所掌事務として、関税、屯税、輸出入貨物の内国税に関する事項、輸出入貨物の取締り、船舶の取締り、保税倉庫、保税工場等保税地域に関する事項など、旧来の税関業務について定めているが、前述したとおり、旧「税関官制」にあった開港港則、海港検疫、動植物の検査・検疫の業務は、除外され、また船舶の取締りについて「輸出入貨物に関する船舶の取締り」という限定的表現が用いられている。なお当時の税関行政の実情(四八一ページ)を反映したのか、旧「税関官制」にあった航空機の取締りについてはふれられていない。一方、新税関の重要課題を明示する意図があったのであろう、密輸取締り(「関税法」、昭和二一年勅令第二七七号(四八二ページ)の犯則者の処分)、引揚げ・送還業務(「外国為替管理法」、昭和二〇年勅令第五七八号(四五五ページ)の施行)、輸出入統計等税関統計、税関職員の研修といった業務が、新規に付け加えられていたことが目につく。

新税関発足時の定員は、前述のとおり官吏・雇傭人を含めて総数一七七九名である。密輸取締りおよび統計関係で、新規定員が認められたことはさきふれたとおりであり、さらに臨時定員は、密輸取締り、引揚げ・送還業務に重点的に配置されていた。税関復活の初年度(昭和二一年度)の税関予算中、担当職員の人件費を含めて実に四〇%以上が、引揚げ・送還業務に要する経費であった⁽⁶⁾。

復活した税関(本関)は、横浜・神戸・大阪・名古屋・門司・函館の六関。旧長崎税関は、海運局時代と同様、門司税関の管轄下で長崎税関支署となり、税関閉鎖前と同じ姿で七税関がそろって復活することはできなかった。ただし海運局の機構・管轄区域を引き継いだ形で独立した長崎税関支署と門司税関の場合を除くと、他の税関は、その位置、名称、管轄区域とも、すべて旧来の姿に復した。もっとも函館税関の場合は、海運局のある小樽から函館に本関を移転するのに、強い反対があり、また至近距離にある大阪、神戸に二関を復活することについても大分論議があった⁽⁷⁾。六税関の下に、三五支署、四五出張所、六八監視署が設置された。ちなみに以上の税関再開当時、後の東京税関は、横浜税関の一出張所であった⁽⁸⁾。

新生税関(本関)の内部機構は、税関長官房のほか、監視、業務、鑑査の三部から成り、この点でも旧税関の機構が復活した。ただし新税関の所掌事務との関係で、かつて旧税関にあった港務部、植物検査課、検疫部といった機構は、もちろん欠落したままとなった。官房および各部の課制を記しておく、官房は庶務、会計、養成の各課、監視部は警務、審理、貨物の各課、業務部は輸出、輸入、統計の各課、鑑査部は輸出鑑査、輸入鑑査、調査の各課で、いずれも三課制から成っていた。これらの課制も大体旧税関のそれに倣って編成されたものであったが、再開当時の状況に照らして一部の改廃があり、その中で税関職員の研修、養成を担当する養成課、犯則事件の調査、処分当たる審理課の新設が注目される⁽⁹⁾。

新税関発足に当たって、大蔵大臣石橋湛山は、税関職員の心構えについて次のような訓令を発した(昭和二一年六月一日大蔵省訓令特第六号)。

終戦後における我が国の外国貿易の形態は、挙げて連合軍最高司令部の指示に俟つこととなり、諸般の貿易計画は、悉く司令部の認可を要することになった。為に、一切の貨物の輸出入は嚴重なる政府の監督下に置かれることとなった。これに伴ひ新税関においては、特に正確なる輸出入統計の作成並びに密貿易の取締りに関する事務に主眼を置くと共に他面将来における、貿易

再開に備へ、関税行政に必要な学術及び実務に関し、充分なる研鑽を積むことに努力する必要がある。

従つて税関に職を奉ずる者は、心気を新にし国家及び国民の休戚を稽ふるを第一とし、常に潑刺たる気宇を以て事を処し、然かも内に品性の高潔を保ち、人に接するには懇切丁寧以つて国民より親しまれる税関の気風の馴致に努力せられたい。特に、輸出入統計については、国家の計画貿易に及ぼす影響の重大なるを深く認識して飽くまでその正鵠を期し、又密貿易の取締に當つては、その完璧を図ると共に、検索については、私心を去り、人格を尊重し、条理を尽くして慎重に処理し、以つて厳正な国法の保持に力められたい。

税関当局者は、善く以上の趣旨を体し、その使命を達成せられんことを切に望む次第である。

この訓令は、新税関が、特に正確な輸出入統計の作成と密貿易の取締りに主眼を置くべきことを訓示するとともに、戦中・戦後の空白期を経て再開される税関にとって、将来に備えた税関職員の養成が肝要であることを説いている。新税関の官制、機構、定員などについて注目点として上述したところが、この訓令の趣旨に則つたものであることは、いうまでもない。そして大蔵省が、統計業務と密輸取締りを新税関の重点業務として打ち出した背景には、司令部の強い意向があり、税関職員の養成についても、同様であった。これらの点は、税関再開後早々に開催された税関長会議において、大蔵省当局が明言している。⁽¹⁰⁾

なお以上のほか、新税関が当面緊急の業務として直面したものに、引揚げ・送還業務があつたことは、繰り返すまでもない。

(1) 税関再開に至るまでの経緯は、特に注記したものを除き、伊藤八郎口述「戦後の税関及び関税政策について(その一)」「戦後財政史口述資料」第三分冊)、一四―二二ページ、「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、橋本利八口述分)、七一―二一ページ、伊藤八郎『関税談叢』、昭和二十七年、二一五―二二五ページ、橋本利八「焼芋の接待」(『かすとむす』昭和三十一年六月

号)、七二―七三ページから大筋をたどつて記述した。

- (2) 引揚げ・送還業務における浦賀出張所職員の仕事ぶりがアメリカ軍の賞讃の的となり、税関再開後、アメリカ軍司令官の表彰を受けた(鶴飼吉行「税関再開の先駆者」(『かすとむす』昭和二十八年七月号)、九〇ページ)。
- (3) 大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、一七五―一七六ページ。
- (4) 「税関再開十年の歩み」、「税関再開の頃」(『かすとむす』昭和三十一年六月号)、五一、五九、七四、八七―八八、九一―九二、神戸税関『神戸税関百年史』、昭和四四年、三〇〇―三〇一ページ。
- (5) 前掲『税関百年史』下巻、一六八―一七〇ページ。
- (6) 同前、一七五―一七六ページ、徳田肇「予算面から眺めた戦後税関の歩み(一)」(『かすとむす』昭和二十八年六月号)、三―四ページ。
- (7) 前掲『関税談叢』、一四―一六ページ。
- (8) 前掲『税関百年史』下巻、一六八―一六九ページ。
- (9) 同前、一七〇―一七五ページ。
- (10) 第一回税関長会議(昭和二十二年六月一四・一五日開催)における大臣訓示、関税課長依命指示(大蔵省資料乙五三四―一七一―一)。

第五節 税関再開直後の行政

一 一般業務

税関は、再開されたが、税関を取り巻く客観情勢も、税関の業務も、当面海運局時代とさして変りのない状態が続いた。昭和二一年を通じて、貿易額も、外国貿易船の出入港も、輸出入申告書の提出も、また関税等の賦課額も微々たるものであったことは、すでにみたとおりである(表1-1-1-表1-4、四五六、四七五―七六ページ)。

このような中で、新生の意気高らかに船出した税関であったが、その業務は、一般的にいつて従来に引続き閑散としたものであった。税関の部内広報誌が、税関再開一〇年の歩みの特集した記事の中で、再開当時を回想して、ある者は、仕事がない、電話も事務用品も監視艇もない、ないないづくしの連続であったと書き、他の者は、税関は門前雀羅を張り、事務室は閑古鳥が鳴く有様であったと述べている⁽¹⁾。税関の執務環境も、はなはだみじめであった。たとえば横浜税関は、旧税関の庁舎、埠頭、上屋、検査場など関連施設をすべて接收され、再開当初は、関内地域で辛うじて接收を免れた横浜商工奨励館で、関東海運局と並んで横浜税関の看板を掲げて執務し、その後は港から程遠い高台(紅葉丘)の仮庁舎に移り、市民から「税関山に上る」と皮肉られた。また、神戸税関は、接收地区の中でわずかに残された旧庁舎別館に押し込められ、税関職員は、日々の出退庁時に接收地区ゲートの軍のガードからチェックされ、税関長として例外ではなかった⁽²⁾。さらに船舶、貨物の取締りや通関手続の実施などの点で、占領軍の関係その他で

関税法規の執行に制約やゆがみがあったことも、税関再開直後のことも含めてさきにみたとおりである。

一方、引揚げ・送還港所在の税関では、相変わらず引揚者の携帯品の検査などで繁忙な日々が続いた。旧外地人等の送還は、税関再開までにすでに一段落していたが、軍人・軍属、一般邦人の引揚げは、なお陸続として行なわれた(四八五ページ)。そして引揚げ・送還者に対し、その携帯通貨・証券類の取扱いは、頻繁に変更が加えられながら、第三節で述べたような方法で、携帯品の検査と携帯通貨・証券類の持込み・持出しの承認および税関による引上保管の業務が、引き続き執行されたのである。新生税関にとってこの業務がとりわけ大きな比重を占めていたことは、昭和二一年度の税関予算が示している(五〇〇ページ)。

それでは新税関の最重点業務であった密輸取締りや統計関係業務および税関職員の養成は、どのように行なわれたのか。

まず密輸取締りについては、前述のとおり、税関再開の直前に、ポツダム勅令「関税法の罰則等の特例に関する件」が制定され、禁制品輸入および無免許輸出入を中心に罰則が強化されるとともに、「関税法」上の禁制品輸入、輸出入免許などの適用上、旧外地、沖縄等が外国とみなされることとなった(四八二ページ)。終戦直後の「密輸」(非正規取引)は、地理的、歴史的関係から、日本本土と旧外地、沖縄等との間で行なわれたものが圧倒的に多かった⁽³⁾ので、右の勅令の制定は、直ちに「関税法」上の無免許輸出入犯等を激増させたはずである。新税関は、密輸事犯は摘発と同時に電話、電信で大蔵省に報告するとともに四八時間以内に司令部に報告するよう要求されるなど、密輸取締りには緊急態勢をもって臨んだ。再開後間もない頃のある税関長経験者は、「明けても暮れても密輸取締、密輸対策の会議」が税関長の仕事であったと書いている⁽⁴⁾。ところが、捜査の不馴れ、捜査人員の不足などもあったのであろうか、昭和二一年の密輸検挙件数は、まだ少なく、二二年以降急増している。そこで密輸取締りの問題については、便宜次章で

税関再開直後からの動向を述べることにする(第二章第三節二)。また、統計業務については、司令部は、税関再開直後に外国貿易統計について発した詳細な覚書を皮切りに、再三にわたって覚書を出し、税関の統計業務は、それによって大きな変貌を遂げるとともに、司令部によって税関の個別の統計数値まで厳しいチェックを受けるなど、その業務は、司令部の直接管理に近いような状態に置かれた。税関再開後の統計業務については、項を改めて述べる。

さらに大蔵省は、前述のとおり、新生税関の職員養成の緊要性を強調し、各関に養成課を設けたが、再開直後に当面の養成要領として、中堅職員養成のための新規採用とその教育、現職および関係官庁(警察等)の職員の研修、税関の事務系統、技術系統別の教育課目、教育期間、養成課長を中心とする教官体制などについて定め、各関の実施を指示している。なおその後大蔵省高等財務講習所、大学・専門学校への聴講生の派遣も行なわれた。⁽⁵⁾

再開直後の税関業務は、大体以上のような状態であったが、司令部は、税関再開後、その業務に関して、次々に各種の覚書を発している。次に昭和二一年度末までに出された主要な覚書を掲げておく。これらの覚書に応じて、大蔵省・税関はその対応措置を講じ、また税関の権限の拡大すなわち関税法規をより正常に執行し得る状態に向かって前進した。そしてもちろんそれらは税関業務の増加をもたらした。

① 「密輸出入の取締」(一九四六年六月四日SCAPIN九九六) 前記一九四六年一月二八日付「指令第三号の違反に関する覚書」(四八一、四九二―九三ページ)に続き、再び日本政府に対し、違法輸出入貿易を停止させるために必要な一切の措置をとるよう指令したものである。

② 「外国貿易統計の作成および報告」(一九四六年六月二日ESS/RS五) (後述、五〇八―〇九ページ)

③ 「国際郵便業務の開始」(一九四六年九月五日SCAPIN一一七七) 司令部の許可制の下で国際郵便業務が開始され、海外居住の同胞等からの救恤小包の郵送が始まった。国際郵便業務は、すべて横浜中央郵便局で実施さ

れ、第八軍の直接管理の下に置かれた。郵便物の検査権限が税関に移管されるのは、正式には二二年八月の覚書を待たなければならなかった。大蔵省は、当初軍との連絡のために、税関の係官を横浜中央郵便局に派遣する態勢をとったが、実際には国際郵便に関する横浜税関の業務は急速にふくれ上り、二二年一月には同税関鑑査部に外国小包郵便課が設置されるまでになった。⁽⁶⁾ これらの点の詳細は、便宜次章で述べる(五三九、五四七―四八ページ)。

④ 「輸出入貨物の数量確認」(一九四六年一月一九日SCAPIN一三四六) 各地の港における輸出入品の積卸の際の貿易庁代表者の役割などを定めるとともに、税関は、船長と貿易庁との間で輸入貨物の数量について紛争がある場合に、裁定者として行動し、そのため必要な数量確認を行なう義務があることを指令したものである。

従来貿易庁による政府貿易体制の下で、税関手続がなおざりにされる傾向があった中で、この覚書は、税関の検査権限を明確にしたものとして援用され、通関における税関権能の回復を図るうえで重要な役割を果たしたようである。⁽⁷⁾

前述のとおり新税関は、戦前と比べてはるかに少ない人員で出発した(四九九―五〇〇ページ)。ところが税関再開後、業務が増加する中で、その定員は、かなり急ピッチで増加していった。二一年度中の増員(特派職員、雇傭人を含む総数)は次のとおりで、密輸取締りの強化と統計業務の充実を図ることが、増員の理由であった。⁽⁸⁾

昭和二一年六月(再開時)	一七七九名
同年 一〇月	二一三二名
同年 一二月	二三〇二名

二 貿易統計業務

税関は、運上所の昔から貿易統計の作成を続けてきた。⁽⁹⁾大蔵省が貿易統計作成の責任官庁となったのは、明治四年以降のことで、その後幾多の変遷を経ながら、追々統計が詳細になり、またその内容の整備が図られてきた。昭和五年には、貿易統計の作成に機械が導入され、横浜税関で、全国の機械集計が行なわれるようになった。ところが昭和一〇年代の初頭から軍事機密等時局の要請で一部の重要品目について貿易統計の公表が禁止され、一五年には全面的な公表禁止にまで発展した。しかしもちろん大蔵省部内では、——税関の海運局への統合後も——貿易統計の作成は続けられた(四六二―六三ページ)。ところが部内での貿易統計の作成も、一八年以降は月表および年表の編さんが停止され、戦後二三年に至って年表だけその欠落分がさかのぼって作成され、公刊された(月表は、二三年分まで空白のまま終わった)。なおこの貿易統計の秘密扱いは、終戦後間もなく解除されたが、後に述べるように、今度は司令部によって再び公表が厳禁された。

戦後、貿易統計の作成は、司令部の細部にわたる指示によってその内容や作成方法に大きな変更が加えられたばかりでなく、統計作成の基礎資料である輸出入申告書等は、司令部(経済科学局調査統計課 Research and Statistics Div.)の作成する統計の基礎資料としても活用されたほか、大蔵省・税関が司令部に報告した数値は、司令部が第八軍の組織を通じて集めた資料との間で個別チェックがなされ、その他大蔵省の統計作成そのものが司令部設置の機械によって行なわれるなど、貿易統計業務について大蔵省・税関と司令部との間にはきわめて密接な関係が成立していた。

司令部が外国貿易統計について発した最初の指令は、税関再開直後に出された前述の一九四六年六月二一日付覚書であった。この覚書は、各種貿易統計の作成とその司令部への報告義務(毎月分を翌月二〇日まで)を指令するとともに、各種統計の作成方法・様式などについて指示したほか、税関業務にかかる基礎的書類であると同時に貿易統計の基礎資料でもある輸出入申告書等の様式改正をも命じている。⁽¹⁰⁾この覚書により、輸出入申告書別表、輸出入品別表、輸出入国別品別表、各港別品別国別表、保税倉庫・同工場倉移入表、保税倉庫・同工場倉移出表、外国貿易船出入表の作成が指示され、統計表は、戦前より数を増した。貿易統計は、旬報、月報、年表が作成された。さらに戦前は、全国の税関、税関支署等が輸出入申告書等により各関の統計を作成し、大蔵省は、その送付を受けて全国分を集計する方法がとられたが、この覚書により大蔵省は、各関の作成する基礎資料とともに輸出入申告書等の写の送付を受け、大蔵省自身が統計を作成する体制となった。なお輸出入申告書等は、当該貨物の船積み・船卸しをした個々の船舶ごとにとりまとめ、積荷目録(英訳)とともに、別途司令部に提出された。なおこの覚書は、大蔵省に対し、司令部(調査統計課)の事前の承認なくして貿易に関する一切の情報の発表を禁止している。司令部がこのような禁止をした意図は、必ずしも明確ではないが、税関作成の統計資料と司令部の内部資料との突合せが厳しく行なわれたことなどから考えて、司令部の管理貿易下でその作成する統計こそが唯一のオーソライズされたものと考え、発表数値の食違いを懸念した点があったのではないかと思われる。⁽¹¹⁾しかし貿易統計は、各種施策の立案や研究の基礎資料であるほか、関係業界にとって関心の強いものであり、この発表禁止措置は、二三年九月以降緩和され、二四年六月から全面的に解除された。

貿易統計については、司令部から、引続き頻繁に指令が出され、各般の改正が加えられた。貿易統計の改正は、統計の構成内容(一般貿易・特殊貿易)、輸出入貨物の範囲、統計計上時期、統計計上価額、商品分類、国別基準その他の細部に及んでいる。

ここで便宜簡単に二二年以降の目ぼしい改正にもふれておくと、しばしば改正がなされたものに、輸出入貨物の統計上時期の問題がある。輸出貨物は、わが国では古くから「輸出免許日」によっていたところ、免許後輸出が取り消される場合等があり、集計表の訂正が複雑になっていたことから、まず「船積日」に変更され(二三年)、さらに「積載船舶出港日」に改められた(二五年、ただし航空貨物は、「輸出免許日」)。一方、輸入貨物は、戦前から「輸入免許日」(保税倉庫・同工場搬入のものおよび輸入免許前取りのもの、それらの「許可日」)が基準とされていたが、司令部統計が二四年後半から入港日基準を採用し、両者の計上時期にずれがあったことから、税関統計もいったんそれに合わせて基準の改正が行なわれた(二五年)。ところが「入港日」基準によると、入港日と輸入申告書等が提出される日との間にはかなりのずれがあり、統計技術上、輸入統計の諸項目を輸入申告書等で把握する限り、統計数値を頻繁に訂正する必要が不可避となる。そこで一時、船舶入港後、輸入申告書等の提出が遅延するときは、行政指導で仮申告書の提出を求める措置までとられたこともあった。⁽¹²⁾しかし仮申告書の提出というような複雑な手続を求めることは、元来無理な話で、とうてい、徹底を期すべくもなく、税関側にも本申告書とのチェック、統計の訂正など、きわめて煩瑣な手続を必要とさせるものであった。そこでこの方法は、二六年には廃止され、輸入貨物の統計上基準は、再び旧に復し、税関は、従前の基準で統計表を遡及訂正した。税関統計を「入港日」基準によった当初、司令部の数字との食違いが大きく、司令部は、一時、メモランダムで旬報の発表を禁止するというトラブルが生じたこともあった。

輸出入品目の統計分類にも、大きな改正が加えられた。戦前、わが国は、独自の品目分類を整備してきたが、戦後持ち越された分類は、関支貿易の実態を反映したものであった。そこで二四年には、司令部担当官の直接指導の下にその改正作業が行なわれ、戦後の貿易の実情に即応し、かつ機械統計のための品目番号を整備した品目分類を作成

し、同年七月から実施に移された。さらに二六年以降は、国連作成にかかる標準国際貿易分類(SITC Standard International Trade Classification)に移行した。

なお統計に計上すべき貨物の範囲について、商業貨物およびガリオア、エロアによる輸入物資のほか、軍放出物資、余剰報奨物資等すべての援助物資、OAS、OSS物資(六八九ページ)などに拡大され、かつ、統計を一般統計・特別統計に区分して、それぞれに計上すべき貨物の細目が明確に定められた。⁽¹³⁾さらに貿易統計については、二四年五月「関税法」の一部改正(同年法律第六五号)により、「関税法」に税関の統計業務に関する規定が設けられ(第一〇一条ノ六)、同条に基づき「外国貿易等に関する統計に関する省令」(同年大蔵省令第四七号)が制定された(五九九ページ)こと、二四年以降、講和条約発効直前まで、大蔵省・税関の貿易統計も、司令部に設置されたIBM統計機械により集計作成されたことを付言しておく。

司令部による大蔵省・税関の貿易統計業務に対する管理は、はなはだ手厳しいものであった。たえず関係資料の提出遅延を責められ、各地の税関は期限に間に合わせるため、しばしば担当者が統計資料をリュックにつめて上京した。⁽¹⁴⁾また、司令部は、別途軍政部の組織を通じて収集した資料とのチェックを厳重に行ない、大蔵省は数値の食違いを追及され、税関で原因究明がなされたものの、貨物が軍接收地域の倉庫などに搬入されたときは事実上税関行政の手の及ばないことが多かったうえ、通関手続が十分に履行されず、輸入申告書等の提出が遅延したような状況の下で、その原因解明は、不可能の場合が多かった。主税局の統計担当者は、たえず司令部に呼び出されて叱責を受け、ときに税関部長まで出頭を要求されたこともあった。戦後二代目の税関部長を勤めた石田正は、在任中一番癪にさわったのは統計業務にいちいち文句をつける司令部の態度であったと述べている。⁽¹⁵⁾

最後に戦前は、税関統計が、わが国で唯一の貿易統計(実績統計)であったが、終戦後は、税関統計以外に二つの

貿易実績統計があった。

一つは司令部経済科学局作成のドル建貿易統計である。⁽¹⁶⁾この統計は、占領時代の司令部による正統の統計で、最初は輸出入総額だけであったが、二四年以降は商品別、国別の詳細なものとなり、講和発効直前(二七年二月)まで続けられた。司令部統計の基礎データは、原則的には大蔵省統計と同じの輸出入申告書等であったが、一部軍政部の資料も併用された。単一為替レート設定(二四年四月)までは、——その後しばらくの間も同様——大蔵省統計の円価額と、この統計のドル価額とは結びつかず、司令部は品目別に各種のレートを作成使用していた。

他は貿易庁作成の貿易統計である。戦後しばらくの間は、国会でも新聞等にも、貿易庁の貿易統計が発表されている。貿易庁による国営貿易時代の所産であり、この統計と税関統計との間の本質的差異は、税関統計が、資金の受払いに関係なく、すべて物品の輸出入を対象とするものであるのに対して、貿易庁統計は、物品の輸出入に關係なく、貿易資金による支払いまたは同資金に入金されるものが対象となっていた点である。このような差異を中心として、両統計の間には、対象地域(たとえば朝鮮との貿易は、貿易統計には終戦後すべて含まれていたのに対し、税関統計には二二年五月一日以降計上された)、品目、統計計上時期、物品の数量、価額などに、種々の不都合があった。⁽¹⁷⁾貿易庁の貿易統計は、民間貿易の再開とともに不完全なものとなり、税関統計と重複するところもあるところから、司令部の意向でやがて廃止された。⁽¹⁸⁾

- (1) 「税関再開十年の歩み」(『かすとむす』昭和三二年六月号)、四三、五三ページ。
- (2) 同前、四七—四八ページ、神戸税関『神戸税関百年史』、昭和四四年、三〇五ページ。
- (3) 「密輸出入の取締」一九四六年六月四日SCAPIN九九六(五〇六ページ)、横浜税関「犯則の調査処分に関する参考資料」、二二年一〇月(大蔵省資料Z五三四—八一—二)、第一回税関長会議(二二年六月一四・一五日開催)における関税課長依命指示(大蔵省資料Z五三四—一七一—二)。

- (4) 吉田洞介「思い出の神戸」(『かすとむす』二九年八月号)、八二ページ。
- (5) 前掲税関長会議関税課長指示および同別紙「税関職員等養成要領」、「わが国関税制度の将来」、昭和二三年六月二三日(大蔵省資料Z五一—一五八)。
- (6) 主税局は、この覚書を受け家庭で使用する小口の日用品等は関税を免除し、高価品は課税することとするが、その選別はすべて軍が行ない、課税品は、軍が選別のうえ税関に提出されること、税関は、軍との連絡のため、係官一名を横浜中央郵便局に派出することを税関に通牒している(「国際郵便事務の再開に伴う小包郵便物の取扱」昭和二二年九月九日蔵税第一六一六号)(大蔵省資料Z五三四—一五)。⁽¹⁵⁾しかし実際には、国際郵便業務が開始されるや否や横浜税関の業務量は急速にふくれ上がり、すぐにその専担の課が設置されるまでになるのである。
- (7) 「占領後のわが国の関税問題」、昭和二四年七月一〇日、三ページ(大蔵省資料Z五一—一五五)。
- (8) 「税関定員及び施設の拡充整備」、昭和二五年八月(関税調査団提出)、三ページ(大蔵省資料Z五三四—一六一—三)、徳田肇「予算面から眺めた戦後税関の歩み(一)」(『かすとむす』昭和二八年六月号)、四ページ。
- (9) 貿易統計の変遷については、大蔵省『財政金融統計月報』第一三三号、昭和二五年二月、一〇—一三ページ、大蔵省税関研修所『特殊貿易統計講義』(昭和三五年度)を参照した。
- (10) 大蔵省資料Z五三四—九—三。
- (11) 吉岡雄一(当時司令部調査統計課勤務)談。
- (12) 一九四九年一〇月一七日司令部指令(ESS/PS六九)、主税局「外国貿易統計に関する税関に於ける取扱について」同年一〇月二八日蔵税第二〇—一四号(大蔵省資料Z五三四—九—三)。
- (13) 前掲『財政金融統計月報』、一一—一三ページ。
- (14) 大谷勇「神戸税関再開当時の思い出」(『かすとむす』昭和三一年六月号)、九二—一三三ページ。
- (15) 「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、石田正口述分)、四三—四九ページ。
- (16) 前掲『財政金融統計月報』、一三—一四ページ。
- (17) 大蔵省主計局企画課「貿易統計について」、昭和二三年二月四日(大蔵省資料Z五一—一三四八)。
- (18) 「関税課に於いて現在懸案になっている事務」、昭和二三年五月二一日(大蔵省資料Z五一—一五四)。

第二章 占領中期の関税・税関行政（昭和二三・二三年度）

第一節 経済・貿易の動向

——再建への発足と制限付民間貿易の再開——

本章で取り上げる時期は、大体、「経済白書」（昭和二七年度）が、戦後経済の回復過程の第二段階、「再建への発足期」と呼ぶ時期である。この時期の時代的背景として、まず簡単に、経済、貿易などの動向をみておこう。

「白書」の叙述を要約すると、この時期の経済は、次のような状態であった。⁽¹⁾戦後しばらく生産の上昇を支えた資材ストックが次第に食いつぶされ、縮小再生産の傾向が顕在化したとき、これを打開するために二二年初めから「傾斜生産方式」が実施された。この方式は、輸入重油―鉄鋼増産―炭山への鋼材の傾斜配給―石炭増産―鉄鋼への石炭増配という経路を通じて、石炭・鉄鋼の生産を相互循環的に上昇させ、それにより縮小再生産を食いとめようとするものであった。確かに二二年以降、生産は回復の緒に上ったが、その一方で生産の増加を図るために採られた復興金融金庫の融資や生産者価格と消費者価格との差を財政で負担する価格差補給金の支出などを通じて通貨が増発され、一段とインフレの高進を招いた。

さらに経済の動向に大きな影響を与えたものに、アメリカの対日占領政策の転換があった。⁽²⁾この頃ようやく顕著となった米ソの対立を背景に、アメリカは、対日政策においても共産主義の防止をその基本的視点におくようになり、それが対日占領におけるアメリカ納税者の負担軽減の要請と相まって、日本経済の自立を促進しようとする動きとなつて現われ、占領政策上、そのような目標が徐々に従来の非軍事化と民主化という基調にとつて代わつた。すぐ後に述べる制限付民間貿易の再開、輸出入回転基金の設定、従来のガリオア援助に加えてのエロアによる原材料、機械類の輸入の許可などは、その現われであり、さらに賠償規模の縮小や集中排除政策の緩和も、そのような目標転換に即応したものであった。このようなアメリカの対日占領政策の転換は、アメリカ政府や司令部など当局者のいろいろの発表、声明等を通じて明らかにされ、かつ実施に移されたが、それらのうちで、日本経済の復興を促進するためにアメリカが採るべき政策措置を体系的に勧告したものに、二三年三月来日したドレーパー W. H. Draper (陸軍次官) 使節団による「ジョンストン Johnston 報告」があった。同報告は、日本の経済復興の阻害要因となつてきた賠償の足かせをはずし、余力の生じる設備に過剰労働力を投入し、工業用原料を供給すれば日本経済の離陸は可能であると判断するとともに、生産不振とインフレ高進の悪循環を断ち切るために、強力かつ総合的な財政・金融措置を講ずるほか、従来の救済援助に代え、マーシャル・プラン Marshall Plan 下のドイツと同じような復興援助を誘い水として注入する必要があることを説いた。「ジョンストン報告」は、他の政策措置とともに、均衡財政の確立、徴税強化、為替レートの設定、民間貿易の拡大などの勧告を行なっている。

以上のような状況の中で、鉱工業生産は、二三年に入つて急上昇し、インフレも、徴税強化、財政収支の改善などを通じてややその騰勢が鈍化した。しかしこの時期においては、財政赤字などインフレの禍根は、なお跡を絶つておらず、日本経済の安定と復興のためには、「ジョンストン報告」の勧告にあるような諸政策の強力な実行が必要であり、それらは二三年一二月の経済安定九原則指令と翌年のドッジ改革によつて実行に移されるのである。

次にこの時期における貿易制度の変更など貿易の動向についてみよう。⁽³⁾

さきにみたように(第一章第一節)占領直後の日本の貿易は、国民の最低生活水準の維持に不可欠な物資に限って輸入が許可され、それに対応してその支払いのために必要な輸出が認められるという建前で、司令部の全面管理下で政府貿易だけが許されていた。そして輸入は、食糧と綿花が大部分を占め、一方輸出は、生糸と若干の綿製品のほかは、わが国にとって貴重な石炭や戦時中のストックである金属鉱産物などが司令部の指令により輸出に振り向けられ、輸出入バランスは著しい入超で、その入超尻は、主としてガリオアでファイナンスされるという状態であった。司令部は、わが国商品の販路開拓のために、担当者を東南アジア諸国に派遣するなどの努力を払ったが、一方で主力輸出品として期待された生糸がアメリカ市場での需要の激減で滞貨の山を築くという有様であった。従来の軍管理下での政府貿易の方式は、わが国の業者と海外の業者との接触が許されないという意味で、いわばめくら貿易であったが、そのような貿易方式が長く維持できるものでないことは明らかであった。そこで前述のような占領政策の転換の過程において、わが国経済の自立促進とそのための貿易の拡大についての必要性の認識が高まるにつれて、従来の貿易方式が修正され、民間貿易への道が開かれるとともに、漸を追つてその方向が拡大されていったのである。

民間貿易再開へのさきぶれとして、まず昭和二二年一月、司令部により商業通信制限の一部が解除され、わが国の貿易業者が、戦後初めて海外の市場情報入手し得るようになり、次いで同年八月、商品輸出について制限付民間貿易が再開された。すなわち外国バイヤーの入国が許可され、わが国の業者は、これと自由に輸出の商談ができるようになったのである。もっとも為替レートの存在しない当時として価格は当事者の交渉の対象とならず、かつ業者間の合意は一種の仮契約で、法律的には業者間の合意をもとに貿易庁とバイヤーとの間で契約が結ばれ、司令部の承認を

得て発動する、という仕組みであった。なお民間取引の対象品目は限定され、繊維製品などは従来どおりの政府間貿易品目として留保されていた。

右のような形で発足した「民間貿易」は、逐次、より正常なものに発展するとともに、次第に政府貿易にとって代わることとなった。すなわち翌二三年八月には、直接内外の業者が輸出契約を締結し(BSコントラクト—Buyer-Supplier Direct Contract)、貿易庁の承認と司令部の確認によって効力が発生する仕組みに変更され、さらに貿易庁の承認事務の一部の地方機関への移譲や司令部の権限の日本政府への移管がそれに続いた。なおBSコントラクトでは、貿易庁が海外市場価格を参考にし、司令部の承認を得て内示する商品別の最低ドル建価格以上の価格で自由に輸出価格の取決めができるようになり、円価格についても、従来の国内統制価格を基準とする方式から、次第に、商品別に円ドル交換比率を定め、ドル価格にリンクして円価格が定まり、貿易業者の円手取額が契約価格次第で増加する方式に移行し、かつ、その円ドル交換比率の上限円価格が引き下げられ、交換比率の上下幅が縮小された。そして以上のような経過の中で、政府貿易と民間貿易との間の比重が逆転し、政府貿易が輸出総額のうちに占める割合は、二三年九月にはまだ九六%に達していたのが、二四年二月には一〇%にまで低下した⁽⁴⁾。なお二四年三月には、貿易公団は、二つの公団に整理統合された。

次に輸出入回転基金の設定とエロアの供与についてふれておこう。司令部は、前記、二二年八月の制限付民間貿易の再開と同時に、わが国の所有する金銀等を担保とする輸出入回転基金の設定計画を発表した。これは原綿、羊毛その他輸産業の原料輸入に途を開くための回転基金の設定の構想であり、日本政府と業界は、この基金設定を梃子とする民間貿易の発展に期待した。もつともその実際の設定は、右の発表から一年近く遅れ、二三年半ばになって、銀行団による回転基金とアメリカ政府による回転基金(合計二億一〇〇万ドル)が設定され、米綿などの輸入に充てら

れ、その加工輸出の拡大に貢献した。さらに同じ頃、従来のガリオアに加え、エロアが供与された。ガリオアによる援助物資が食糧のほか、肥料、石油、医薬品など占領地救済の性格をもつものに限られていたのに対し、エロアでは各種工業原材料や機械など占領地復興のための資材が供与された。ガリオア、エロアなどを合わせた援助輸入は、昭和二四年まで逐年増加を続け(表3-2、五八五ページ)、また、輸出入回転基金の設定とエロア援助の開始を契機に、工業用原材料の輸入は顕著に増加した⁽⁵⁾。

さらにここで若干二国間の双務貿易・金融協定にふれておこう。戦後世界的なドル不足に対処するため、各国が二国間でオープン勘定を設定し、一定期間内に両国間で行なわれた取引により生じた債権・債務を相殺決済する方法が採用され、そのための二国間の貿易・金融協定が広く締結された。司令部は、占領当初の政府間貿易において、アメリカ以外の国々との間で覚書を交換してオープン勘定を設定し、さらに、民間貿易再開後、わが国のために諸外国との間でオープン勘定協定の締結を推進した。もつとも正確にいうと、スターリング地域諸国との間の協定は、当初は英ポンド建オープン勘定取引であったが、後程ポンド・キャッシュで決済する方法に改められた。

この時期には、スターリング地域諸国との間の協定を手始めに、タイ、オランダ、インドネシアを含め数カ国との間で協定が締結された。オープン勘定は、ドル・キャッシュで決済されるのが原則で、一方スターリング地域との間の協定は、ポンド・キャッシュで決済し、司令部の要求によりポンド残高をドルに交換し得る仕組みとなっていた。戦後わが国の貿易は、ドル地域からの入超、非ドル地域への出超という構造をもっていたが、オープン勘定にかかる貿易・金融協定やスターリング地域との間の協定の締結が、ドル不足に悩むスターリング地域など非ドル地域への輸出促進に貢献したことはない。なおアメリカは、元来ドル決済が原則であった米綿から生産された綿製品の輸出について、一部ポンドまたはバーター決済を認め、さらにガリオアを非ドル地域からの物資買付けにも適用す

表 2-1 貿易額の推移 (昭和22・23年) (単位 千円, 千ドル)

年	円 建			ド ル 建		
	輸 出	輸 入	輸出入(Δ) 超 過	輸 出	輸 入	輸出入(Δ) 超 過
昭和22	10,148,004 (209,493)	20,264,788 (418,342)	Δ10,116,784 (Δ 208,849)	173,568	526,130	Δ 352,562
23	52,022,102 (404,300)	60,287,141 (468,534)	Δ 8,265,039 (Δ 64,233)	258,271	684,220	Δ 425,949

- (注) 1. 円建の数字は、大蔵省の貿易統計、ドル建の数字は、司令部経済科学局の統計数値。
 2. 円建欄のかっこ内は、卸売物価指数により昭和10年の物価水準に換算した数字で、表1-1 (456ページ) 注3と同じ。
 3. 本表における日本の領域は、朝鮮、台湾、南洋諸島、南樺太、千島列島、琉球、小笠原諸島を除いた地域である。

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 105ページ。

ることとなり、これらの措置も、日本の貿易の均衡ある発展に役立つ。ところで、以上で述べた民間貿易の実施、拡大は、もっぱら輸出面のみ限られたもので、輸入に関しては、引き続き外貨勘定を司令部が管理する体制の下で政府貿易方式が維持され、その民間貿易への移行は、昭和二五年初まで待たなければならなかった。わが国の国民生活の維持安定と経済の復興促進のためには、食糧や工業用原材料などの輸入の確保拡大が緊要であったが、後にみるように巨額の入超尻をアメリカの援助資金でまかなっていたような当時の状況の下では、輸入には引き続き厳しい統制が必要であり、一方輸入資金の獲得のためには、まずもって輸出の拡大が必要で、そのためには民間貿易の実施、拡充が不可欠という認識に立ったものであろう。

以上のような民間貿易の進展に対して、貿易面でも外国為替面でも、法制上新しい立法措置は採られず、「貿易等臨時措置令」や八八号省令(四五四―五五ページ)による制限禁止を解除するという方法が採られたにとどまった。殊に外国為替面では、司令部が自ら、外貨資金を管理し、外国銀行の在日支店を認可し、また在日外国人や外国商社の外貨取引を認めるなどの措置を講じており、貿易および貿易外を通ずる外国為替業

務は、多く、国内法の埒外で、司令部と外国銀行によって行なわれるという状況にあった。民間輸出貿易が進展しても、日本側での決済は、引き続き貿易資金特別会計を通じて円貨の受払いがなされるにとどまったのである。

最後にこの時期の貿易の内容について若干述べておく。

まず貿易額の推移をみよう(表2-1)。終戦直後の状況(表1-1、四五六ページ)とつなげてこの時期の貿易をみると、輸出、輸入とも顕著に増加している。しかしそれでも昭和二三年で、輸出、輸入ともまだ大戦末期(一九年)の規模にも達せず、戦前(一〇年)との比較では、輸出一六%、輸入一九%程度にすぎない(以上いずれも物価調整後の円建)。戦前と比べて輸出の回復が遅れており、その点は特にドル建の数字で著しく、ドル建で二三年の輸出額は輸入額の四〇%にも満たない。輸出額・輸入額の関係で、円建とドル建との間で大きな懸隔があるのは、当時の円・ドル比率が概して輸出は円安、輸入は円高であった(五六九ページ)からで、いうまでもなく、ドル建の逆調の大きさが、わが国の対外的支払能力の貧弱さを示している。このような輸入超過は、この時期もアメリカの対日援助輸入によって支えられた。援助輸入が輸入総額中に占める割合は、二二年七六・九%、二三年六七・四%にも達しており、民間貿易が再開され、輸出の伸長をみたものの、その輸出額は、商業勘定による輸入をやや上回った程度にとどまったのである(表3-2、五八五ページ)。ちなみにわが国の輸出額は、戦前(昭和九年)の世界五位からこの時期には三〇位以下に落ち、東亜地域内でもインド、イギリス領マレー、香港、フィリピン、インドネシアより劣っていた⁽⁷⁾。

次に主要な輸出入商品の構成についてみよう⁽⁸⁾。

まず輸入において、食糧の輸入が圧倒的に大きく、繊維原料としての綿花がこれに次ぐという構成は、終戦直後の時期(四五七ページ)と変わっていない。食糧(飲料を含む)輸入のウェイトは、二二年がピーク(五六・〇%)で、二三年も全輸入額の半ばに近い(四六・五%)。食糧のほか、肥料、石油、塩など国民生活の維持に不可欠な物資の輸入が

目につき、この時期の輸入も、全体として民生の維持安定に主目的が置かれたものとみることが出来る。一方、綿花は最も重要な工業原料として戦後いち早くその輸入が実現し(四五七ページ)、この時期にも輸出入回転基金が主として米綿の輸入資金として使用された。綿製品の輸出が予期したほど順調でなく、二二・二三年の綿花輸入は、二一年(二〇年九月—二二年二月)より減少し、全輸入額中のウェイトは、一三—一四%程度に低下しているが、それでも工業原料中では突出して大きい地位を占めている。さらにこの時期、エロアの供与が開始され、羊毛、レーヨン、パルプ、麻などの繊維原料、鉄鉱石、石炭、石油、機械などの輸入の増加がみられるが、それらが輸入額全体のうちに占める割合は、まだ大きいものではない。しかしこの時期は、輸入物資の構成の点でも、国民の生存のための輸入から経済の自立復興のための輸入への転換が看取される時期であり、今後は、食糧輸入のウェイトが減少し、半面工業原料など復興資材の輸入の比重が増加していくのである。

一方、輸出については、引き続き繊維製品の比重が圧倒的に大きく(二三年八〇・〇%、二三年六一・一%)、また二二年は、総輸出額中の比重は減少したものの、終戦直後期(四五七—五八ページ)における石炭、金属鉱産物などの輸出と同様、司令部の指令による石炭、木材、肥料など、わが国内で不足している重要物資の近隣諸国向けの輸出が続いている。わが国の輸出品目の不足から、各国で需要の強いこれらの物資を輸出に充てざるを得なかったものと考えられる。ところで輸出品の大宗を占める繊維製品の内容には、大きな変化が生じている。いうまでもなくアメリカにおける生糸の需要急減から、生糸輸出が激減し(四五八ページ)、これに代わって綿製品が輸出繊維の大部分を占めるようになったこと、これである。綿製品の輸出についても、その主力市場である東南アジア地域のドル不足という障害が生じたが、スターリング地域等との貿易・金融協定の締結など、その対策が講ぜられたことはさきにふれた。一方雑貨、鉄鋼、機械類(船舶、繊維機械、ミシン等)などの輸出が、逐次増加の兆しをみせている。

この時期も、貿易相手国は、アメリカの比重が圧倒的に大きい。わが国の戦前の貿易市場基盤が崩壊し、輸出入とも対米依存が増大したわけで、殊に輸入のそれは極端であった。一方輸出については、戦前最大の市場であった中国と旧植民地(朝鮮、台湾)の市場を失い、輸出市場が、分散細分化し、かつ不安定となった。戦後は極東地域に代わる市場として東南アジア地域が注目され、この時期の輸出先としても、アメリカ、韓国のほか、インドネシア、香港などへの輸出が目につく。

終戦以後わが国の海外取引は、民生の維持、安定さらには生産の復興のために、何よりもまず食糧、原材料等の輸入が不可欠であり、その外貨獲得のために輸出の促進が緊要であった。ところが、工業生産は、二三年以降急速に増大していったが、輸出の回復率は、それを著しく下回った。生産水準が低く、輸出余力を欠いていたうえに、大戦を通じて戦前のわが国の輸出基盤が崩壊していたのである。輸出については、輸入に先き立ち民間貿易の再開が認められるなどその促進のための手が打たれ、一方輸入は、軍管理の下での政府貿易の形式で厳しい統制が続いたが、それでも入超が拡大し、アメリカの対日援助の増大が続いた。大体以上のようなことが、終戦後この時期までのわが国の海外取引の実態であったのである。

(1) 経済安定本部『昭和二七年度年次経済報告』、四—七ページ。

(2) アメリカの対日占領政策の転換をめぐる諸動向については、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第三卷「アメリカの対日占領政策」、三一—一九〇ページに詳しい。

(3) 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、昭和三七年、二二—二九、三五—五五ページ、通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開—戦後10年の歩みから—』、昭和三一年、八一—一〇、五二—七二、五一—四一、七、五三—九四ページ、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一五卷「国際金融・貿易」、一一—一四、二〇—二六、一一—四—二〇、一九〇—九三、二二—三二、三五—七—六六、四〇—七—三九、五四—三—四八ページ。本稿中これらによった記述

については、特に必要と考えた箇所以外、引用の注記を省略した。

- (4) 前掲『日本貿易の展開』、五一六ページ。
- (5) 同前、六八―六九ページ。
- (6) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、五四六―四七七ページ。
- (7) 前掲『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、四四ページ。
- (8) 前掲『日本貿易の展開』、六六―六九ページ。

第二節 大蔵省の対応

一 関税率改正の準備開始と「関税法」の改正

終戦後わが国が占領軍の管理下でほとんど世界の動向から隔離された状態にあったとき、日本の外ではアメリカを中心に戦後の復興開発と国際経済の発展を目指した新しい秩序作りが進行していた。大戦終結に先立ちブレトン・ウッズ Bretton Woods でなされた決議に基づき、戦後早々に IMF (International Monetary Fund) と世界銀行 (International Bank for Reconstruction and Development) が発足し、さらに自由な通商の拡大を目的とし、貿易制限の廃止や関税障壁の除去の問題を取り扱う国際機関、ITO (International Trade Organization 国際貿易機関) の設立に向けて準備が重ねられ、その準備の過程でガット GATT (General Agreement of Tariffs and Trade 「関税および貿易に関する一般協定」) の作成や関税引下げの交渉も行なわれた。昭和二年一月から二三年三月にかけてハバナで開かれた国際連合貿易雇用会議は、ITO憲章(ハバナ憲章)と呼ばれる一大貿易憲章を採択したが、この会議には、占領下の日本を代表して司令部の係官が出席した。このような世界の鼓動は日本にも伝わり、政府は、二二年に入ると、ハバナ会議を前にして司令部から日本政府の関税政策について意見開陳を求められ、政府の意見を回答し、また、それを機会に関税率の問題について大蔵省と司令部との接触や大蔵省と関係各省との間の協議検討が始まった。そして司令部のたつての要望で、二三年五月には一応各品目にわたる税率改正案がまとめられ、大蔵省事務

当局案として司令部に提出された。関係者の間で第一次改正案と呼ばれたものがそれである。この案に対しては司令部と日本側の意見が基本的に対立して前進がみられず、しかも経済が不安定で流動していた当時の状況の下で、関税率の全面的改正などということはそもそも無理な話であった。しかしこの第一次改正案を手始めに、大蔵省を中心とした政府部内では、関税率の全面改正を目指した各般の検討と、司令部の同意を得るための努力が、断続的に息長く続けられるのである。一方、税関行政の面では、当時税関はひたすら密輸防遏のために闘っており、大蔵省は、この時期密輸罰則の強化など、密貿易の取締りに関して重要な「関税法」の改正を実施している。関税政策や関税率改正にかかわる動向は、第四章でまとめて記述し、ここでは「関税法」の改正について述べておく。

この時期、二回、「関税法」改正が行なわれた。

そのうち最初の改正(昭和二年一月制定、同年法律第一八七号、二三年初施行)は、新憲法施行に伴い、従来勅令(「関税法施行規則」明治三二年勅令第三一九号)で定められていた若干の手續規定を本法に移して規定するとともに、勅令(昭和二年勅令第三五二号)による開港指定の方法を廃止し、全国の開港とその港域も、本法の別表で定めることにしたものである。なお民間貿易再開という情勢を受け、「関税法」別表に掲げる開港のほか、横須賀港ほか一三港を開港に指定するための、「横須賀港を開港に指定する等の法律」(昭和二年法律第一九二号)が制定され、右の「関税法」改正と同時に施行された。この特別法による開港の指定は、横須賀等の旧軍港を外国貿易に開放するとともに、一部の中小港湾を開港に追加したものである。⁽¹⁾

重要な改正は、二三年七月、「所得税法の一部を改正する等の法律」(同年法律第一〇七号)によってなされたもので、密貿易に対する罰則強化など密輸取締りに関する制度の整備を目的としたものであった。⁽²⁾司令部が税関再開に託した最重要業務が密輸取締りであり、その再開直前の二一年五月、司令部の覚書を受けて、ポツダム勅令による「関

税法の罰則等の特例に関する件」(同年勅令第二七七号)が制定されたことはさきに述べた(四八二ページ)が、この「関税法」改正は、右のポツダム勅令を廃止してその内容を「関税法」本法に織り込むとともに、一層の罰則強化を図り、さらに密輸取締りに関するその他の制度を整備したものである。すなわち右の勅令で創設された、「関税法」による輸出入免許などの適用上、旧外地、沖繩等を外国とみなすこと、違反行為者とその業務主体に対する両罰規定、犯則貨物、犯罪行為に供した船舶の没収、追徴などの制度をそのまま「関税法」に取り入れる一方で、無免許輸出入犯につき、禁制品輸入犯、関税通脱犯と同様に未遂のほか予備をも罰するようにし、また、ポツダム勅令で懲役刑の併用など思い切って強化した刑を再度引き上げるとともに、同勅令では改正の埒外に置いていた関税通脱犯についても懲役刑を導入し、その他各種刑罰を軒並み引き上げて重罰主義を徹底した。その結果、罰則は、原則として無免許輸出入犯は三年以下の懲役または三万円以下の罰金、禁制品輸入犯は五年以下の懲役または五万円以下の罰金(いずれも情状により、懲役、罰金の併科)、関税通脱犯は通脱にかかる税金の五倍の罰金(情状により五年以下の懲罰もしくは一層加重された罰金または両者の併科)となった。なおこのように、通脱犯の罰則も引き上げられ、他の罰則との均衡が図られたが、この改正では、旧外地、沖繩等は、関税賦課の面ではまだ外国とみなすまでには至らず、したがって当時の密貿易は、これらの地域との間の密輸を無免許輸出入犯として処罰する例が圧倒的に多かった。無免許輸出入犯に対する前述の罰則をみると、同犯の罪質が、その本来の性格であった秩序犯の域をこえて、一種の経済統制違反とみなされていたことがうかがわれる。

さらにこの改正で、密輸の情報を提供した者に対し、犯則物件の原価等の一定割合の報償金を交付する「第三者通報制」が設けられ、⁽³⁾また、当時設置された海上保安庁との関係で、密輸取締り面での同庁と税関との間の権限の調整が図られた(この点さらに後述、五三一―五三三ページ)。

二 港湾関係行政機関をめぐる問題

戦後間もなく税関は復活したものの、かつて港湾の総合官庁として権限をふるった戦前の税関と比べると、その権限は、制限されたもので、さきにみたように、開港港則事務や海港検疫、動植物の検査・検疫の業務などは、新税関の手には返ってこなかった。さらに大戦中海運局が旧税関から引き継いだ税関構内などの諸港湾施設が、海運局による港湾荷役の統制その他海運行政の面から必要不可欠であるとしてその所管替えを受け得なかったことも、さきに述べたとおりである(四九七―九八ページ)。

これらの問題は、税関の立場から早期に解決すべき懸案として残されたが、税関復活後、さらに税関業務に隣接する業務を行なう各種の行政機関が新設されて、問題をますます複雑化し、税関は、大蔵省が関係した権限争いの最前線に位置することとなったのである。

税関の復活(昭和二年六月)後、税関の周辺には、従来の海運局、港湾建設部、地方自治体の港務所、水上警察署などに加えて、動植物検疫所、検疫所(二年四月)、海上保安庁(三年五月)、通商産業局(四年五月)などが設置された。動植物検疫所および検疫所は、従来主務大臣の指揮監督の下で旧税関や海運局が実施していた動植物検疫および海港検疫の業務を執行するために、それぞれ農林省、厚生省の縦割的な出先機関として新設されたもの、海上保安庁は、「海上保安庁法」(昭和三年法律第二八号)に基づき、港湾、海峡その他の沿岸水域において海上の安全を確保し、法律違反を予防、捜査、鎮圧するための行政を掌る新設官庁で、密輸取締りの面で税関権限と接触し、また「港則法」(昭和二三年法律第一七四号)の実施の面で、税関業務と関連をもった。さらに商工省と貿易庁が合体して組

織された通商産業省の地方支分部局である通商産業局は、同省設置法で、輸出入に関する各種行政、通商に伴う外国為替の管理、貿易統計などについて、一般的な所掌事務が定められており、税関の行なう通関業務との間で、調整の必要が生じたのである。

主税関税課(後に税関部)は、戦前の「大税関」の復活を理想とするともに、戦後の新設官庁を加えて、ますます複雑化した港湾関係諸機関について、その体系化と合理化が急務であるとして、司令部および関係各省と精力的な折衝を繰り返した。「関稅定率法」の全面改正に向けた準備が進められていたものの、その実現のめどもたっていないことが当時の関税課・税関部にとって、この港湾関係行政組織の改革問題が、最も重要な政策マターであったといつて過言ではない。

戦後主税関で長く税関行政の中核にいた木村秀弘は、税関一〇〇年を記念する座談会の中で、税関再開後の仕事で、記憶に残っていることは、ほとんど権限争議のことばかりといい、司令部や各省との間の折衝経過を生々しく語っている⁽⁴⁾。当時の税関部の内部文書は、「わが国の港湾関係行政組織は、今次の戦争を通じ現在に至る間複雑化の一途を辿り今や全く收拾のつかない程度に達している。税関(大蔵省)、海運局、海上保安部、港湾建設部(以上運輸省)、通商産業局(通商産業省)、海港検疫所(厚生省)、動植物検疫所(農林省)等十指に垂んとする中央官庁の出先機関があり、これに地方自治体の諸機関が参加して互に分割割拠しており、各々の分掌事務の限界と責任の所在が全く不明瞭であり、加うるに二重取締りや行政手続の重複によつて貿易の伸展に対し大きい障碍をなしている。更にその不合理にして非体系的な組織は、無駄な人員と施設とを擁して、国費の不必要な支出を伴っている。」と述べている。そしてその文書は、税関の権限調整だけでなく、関係行政機関の業務の合理的、体系的な再編成について見解をまとめており、その内容は、国と地方団体との間の業務の配分を見直すとともに、諸行政機構の統合を行ない、殊に税関

を戦前どおりの港湾の総合行政機関として復活させる、というものであった。そこでの各行政機関の業務内容の分析は、詳細にわたっており、ここでその詳説はさげ、税関の権限に係る部分を中心に要点を記すと、まず海運局については、船舶用燃料、港湾荷役・倉庫資材などの指定配給物資の割当・配給業務は地方自治体に移管し、税関と海運局による二重取締りが行なわれる建前となっている保税地域内における荷役の取締りや保税倉庫に対する監督は税関に一元化するなど、その業務を整理し、またはしかるべき他の機関に移管することにより、これを廃止し、次に検疫所、動植物検疫所も廃止して、その業務は、それぞれ主務大臣の指揮監督の下に税関がその業務の一環として執行することとし、また海上保安庁の系統に属する港長事務所が掌っている「港則法」に関する事務は、国営港(横浜、神戸、門司、函館、長崎)においては税関に、地方自治体の経営する港においてはその港務所に移管して、同事務所を廃止し、さらに、通商産業局の関係では、前述のように設置法に定められたその業務が貿易一般にわたる広いものであったところから、その具体的な業務内容について税関業務との間の調整が必要であり、輸出入に関する手続、外国為替管理、貿易統計など税関が現に行ない、または税関業務と不可分に関連する業務は、税関に一元化すべきことなどを説いている。

昭和二五年七月、司令部の要請でアメリカの関税調査団が来日し、日本の税関制度に対する包括的な調査検討を行なった(第三章第二節三)際、税関部は多くの資料を提出したが、そのうちの⁽⁶⁾一つにもほぼ右の文書にみられる意見と同じ意見が述べられている。すぐ次にふれるように、昭和二三年から二五年にかけて特に運輸省との間で港湾管理をめぐる論議が白熱化し、二五年五月の「港湾法」の制定で一応の結末を迎えることとなるが、その後においても大蔵省(税関部)が、従来からの主張を維持し続けていたことを示している。

港湾行政機関のあり方をめぐる問題は、運輸省との間で最も激しい対立が続いた。運輸省との間の対立は、行政機関の権限問題にとどまらず、港湾施設の所管問題がからみ、さらには港湾管理の問題へと発展していった。税関再開に当たって争われた旧税関構内など港湾施設の海運局から税関への返還問題は、主要港の施設が占領軍に接収されていたため、暫時凍結された形となっていたが、昭和二三年八月、司令部が、同年一〇月以降京浜および神戸港における港湾運営などを日本側の責任に委ね、港湾施設の接収を漸次解除する方針を明らかにし、日本政府にそのための港湾運営の機構と計画書を提出するよう求めた覚書(「日本港湾の運営と港湾施設の利用および臨港作業に対する料金」一九四八年八月一三日SCAPIN一九二七)を發するに及んで、論議が再燃し、白熱化するに至った。税関と海運局をめぐる埠頭施設の管理権限問題は紛糾し、一方占領軍の京浜港・神戸港の施設の接収解除も、右の予告期限には実現せず、その間にこの問題は、税関と海運局との間の国有財産の所管問題をこえ、港湾管理のあるべき形態(港湾管理主体問題)をめぐる論議に発展し、政府部内のほか地方公共団体が加わり、さらに司令部をも巻き込む大きな問題となつて、激しい対立が続いた。この港湾管理主体の問題は、二五年五月に「港湾法」(同年法律第二八号)が制定施行されるに及んで、ようやく一応の結末を迎えることとなった。この間大蔵省の立場として、港湾施設の所管問題や港湾管理主体の問題は、税関の権限・機構の問題、さらに広くは港湾行政機関の統合・再編成の問題と密接にからんでおり、それらが一体のものとして論議が展開されたのである。しかしその結着は、大蔵省にとって満足すべきものではなかった。これらの問題の経過は、次章で「港湾管理をめぐる問題」として詳説する(第三章第三節)。

運輸省との間では、その外局である海上保安庁設置の際にも、税関権限との抵触問題が発生した。海上保安庁は、アメリカのコースト・ガード出身の前述のミールス大尉主導の下に、コースト・ガードに倣って創設されたもので、前述したその業務内容からいって、警察制度との関連が問題となるほか、運輸省部内でも海運局等との間で権限調整の問題が生じ、一方税関との関連では、さきにも述べたように「港則法」に関する事務(同庁が海運局から引き継いだも

の)の点で税関業務に隣接し、さらに密輸取締りの点で税関との間の権限争議が先鋭なものとなった。木村によると、「海上保安庁法」の当初原案では、税関の業務を「業務・鑑査」の仕事に縮減し、「関税警察」(税関の監視部の業務)は海上保安庁に移管するという内容になっており、司令部をバックとした運輸省の挑戦は執拗で、経済科学局財政課 Finance Div. のラシター J. T. Lasiter (アメリカ税関の出身者)の助力もあって、ようやく事なきを得たとい⁽⁷⁾う。一方伊藤の回想によると、大蔵省は大蔵省で、アメリカのコースト・ガードは平時には財務省の管轄下にあつて、税関と姉妹関係にあるので、これを運輸省に置くのはおかしい、また海上保安庁が密貿易の取締りを担当するのは反対などと主張し、力及ばず敗れたが、その代わりに密輸取締りに関する税関と海上保安庁との間の権限調整を取り決めるとともに、海上保安庁が摘発した事件も税関に引き継ぐ仕組みとし、かつ、海上保安庁に置く職員の名称は、税関の監視部とまぎらわしい海上監視官という呼称をやめて海上保安官としてもらった⁽⁸⁾。伊藤らは、運輸省の巻返しから新生税関の権限を守るために神経過敏で、右の両者の権限に関する取決めは、「関税法」に明記する措置を採った。すなわち二三年四月に成立した「海上保安庁法」(同年法律第二八号)には、同庁の、沿岸水域における法律違反の予防、捜査、鎮圧に関する業務の一環として、「海上における密貿易(中略——引用者)の予防及び鎮圧に関する事項」が加えられた(同法第七条第一号)が、その後間もなく成立した前述の「所得税法の一部を改正する等の法律」(同年法律第一〇七号)による「関税法」改正で、海上保安官の密輸取締りの権限は、税関官署の所在する港の港域内および税関官吏の配備された海上・沿岸水域(税関官吏が巡視警戒中の海上・沿岸水域の意味)においては、税関官吏の要求があつた場合または税関官吏がいないうちに限り、これを行つることができ(第一〇一条ノ三)、また税関官吏以外の公務員(海上保安官のほか、警察官等を含む)が「関税法」違反事件を発見し、またはその犯則嫌疑者を逮捕したときは、遅滞なく当該事件を最寄り税関官署に引き継ぐべきこと(第一〇一条ノ四)が定められた。この第一〇一

条ノ四の規定は、税関長には「関税法」違反事件に対する通告処分権限が与えられている(同法第九四条)ことなどから、税関が同事件を統一的に処理する必要上設けられたものであつた。以上で海上保安庁設置に伴う権限騒ぎは、一応は終局した。しかしこの問題は、後にみるように関税調査団によってむしろかえされ、その報告書で、同庁を運輸省から大蔵省に移管するのが望ましい旨勧告されるのである(六一八ページ)。

次に農林省および厚生省との関係で、大蔵省が前述の動植物検疫所や検疫所の設置に反対したことは想像に難くないが、その際のやりとりの記録はみあたらない。木村は、港湾行政の統一と簡素化のために港長事務などともに検査の仕事も、主務大臣の指揮監督の下で税関が執行する昔の姿に戻したいと考えて運動し、何回も行政制度審議会(行政機構の整備と権限の調整を目的として、二四年六月内閣に設置)などにも出したが、中央・地方が直結するアメリカ式の縦割行政機構が根を下し、各省の反対が強烈で、ついに日の目をみなかつた旨述べている⁽⁹⁾。税関部が働きかけた関税調査団も、この点には賛成しなかつたことは、後でふれる(六一八—一九ページ)。

通産省関係でも、税関の権限を守り、あるいはこれを拡張するために、いろいろのいきさつがあつた。二四年五月、「通商産業省設置法」(同年法律第一〇二号)により、従来の商工省・貿易庁を包含した通商産業省が設置され、その支分部局である通商産業局の所掌事務が、前述のように輸出入一般にわたって広く定められていたことから、ここでも税関との間の権限調整の問題が生じた。

通産省が、各種の輸出入に関係のある法律の実施を通産局で独自に行なわせる考え方に傾いたのに対して、大蔵省は、税関を単なる関税の徴税機関ではなく、輸出入関係事務を執行する総合的第一線機関として位置づけ、各種の法律に基づく輸出入関連業務について、税関業務との重複、矛盾を避けるとともに、通関手続と関連する業務は税関に委任するように主張した⁽¹⁰⁾。「通商産業省設置法」の制定に旬日先んじて行なわれた「関税法」の一部改正(昭和二四年

法律第六五号)で、他の法令により輸出入等に関し許可、承認等を要する旨の規定のある貨物または一定の検査もしくは条件の具備を必要とする旨の規定のある貨物については、税関の通関検査の際、その許可、承認等を受けたことを証明し、またその検査を受けもしくは条件を具備したことを証明してその認定を受けることが必要で、当該証明または認定がなければ輸出入等の免許が与えられない旨の条項(第三一条ノ三)が「関税法」に挿入されたが、この条項は、輸出入手続きの最終の関門としての税関の権限を確認する目的をもっていた。このようなことは税関の免許に当たって当然のこととして、それまでの「関税法」には格別規定もなかったが、通産局の輸出入に関する業務が広く定められるに及んで、税関固有の権限を宣明するために、このような規定が設けられたという⁽¹¹⁾。もっとも「関税法」にこのような規定が設けられても、それで大蔵省の主張する税関の権限問題が解決に向かったわけではない。たとえば民間貿易再開後、輸出品の声価の向上と品質の改善を図るために制定された「輸出品取締法」(昭和二三年法律第一五三号)には、一定の輸出品について、輸出業者等に対し、その等級または定められた標準、条件を具備している旨の表示を行なうことを要求し、一方主務大臣は、輸出品がその等級、標準、条件に適合し、また業者によるその表示が適正になされているかどうかをチェックするため、随時その職員に当該輸出品について検査させることができる旨の規定が設けられていた。ここで主務大臣は、通商産業大臣(物資により通商産業大臣および農林大臣または厚生大臣)を指し、同法では、当該職員が、随時国内の事業所、倉庫などに出張して検査する建前で、一方税関は、前記「関税法」第三一条ノ三に基づき、「輸出品取締法」の規定による等級または標準、条件を具備した旨の表示を提示させ、それが適正であるかどうかを「認定」する権限をもつこととなっていた。大蔵省は、同法に基づく主務省の職員の検査は実際上有名無実で、一方業者の自主的表示には信用が置けず、税関の検査こそ実効を確保し得る唯一の方法であるとして、輸出品の検査権限の税関への委任を主張した⁽¹²⁾。しかしこの種のチェックに税関の悉皆的検査が適当かどうか

かは疑問であり、また通産省等も、その権限を税関に移譲しようとはしなかったのである。

さらに二四年一二月、「外国為替及び外国貿易管理法」(同年法律第二二八号)が制定され、同法(第五四条)に通産大臣の貨物の輸出入に關しての税関長への指揮監督と権限の一部委任が定められるに及んで、通産省との間で為替・貿易管理における税関業務のあり方の問題が一層の論議を呼ぶこととなった。しかし同法の制定は、民間貿易への全面移行など時代がさらに進展してからのことであり、この問題は、次章の關係箇所を改めて取り上げることとする(五九八―九九、六一九ページ)。

三 税関行政・機構・定員

この時期、わが国の貿易は、終戦直後と比べると輸出入とも顯著に増加し(表1-1、四五六ページ、表2-1、五二〇ページ)、税関業務もそれなりに増加していった。しかし関税率の改正にはまだ手がつかず、戦後の激しいインフレーションの下で従量税率中心の関税率体系は機能を失ったままであり、また外国人に対する課税権の回復も、まだ先のことであった(外国籍船舶に対する屯税の賦課にも、制約があった)。一方、主要港の港湾施設は、占領軍に接收され、また各地の港湾で、施設の戦災復旧事業や港内外の掃海作業が続けられていた。税関業務の重点は、前期までに引揚げ・送還業務が一段落し、この時期以降、猖獗をきわめる密貿易の取締りに置かれることとなった。当時の密輸取締りは、さきに述べた「関税法」改正の内容からもわかるように、関税通脱の取締りは従で、ほとんどもっぱら経済統制違反の取締りという実質をもっていたのである。この時期の密輸取締りその他の税関業務の内容は、節を改めて述べ、ここでは昭和二二・二三年度に税関業務について発せられた司令部の覚書を列記するほか、本省・税関の機構改

正と、税関定員の推移について述べておこう。

税関再開後、二一年度末までに司令部が税関業務について発した主要な覚書はさきに記した(五〇六—〇七ページ)が、それらに続いてこの時期には、次のような覚書が出されている。これらの覚書に応じて、大蔵省・税関は、その対応措置を講じており、前述の諸覚書と合わせて、税関権限の強化ないしその業務の前進の跡をたどることができ

① 「国際郵便物の税関検査」(一九四七年八月二日SCAPIN一七五六) 一九四六年九月五日付覚書「国際郵便業務の開始」により、戦後をはじめ司令部の許可制の下で国際郵便業務(救恤小包の郵送)が開始された(五〇六一—〇七ページ)が、この覚書は、昭和二年八月一日以降、小包郵便物、商品見本、小型包装物に対する税関検査を指令したものである。それまで国際郵便業務とその検査は、すべて第八軍の直接管理下で、横浜中央郵便局で実施され、税関はそこに係官を派遣していた(五〇六—〇七、五二三—二四ページ)が、右の覚書で、この業務が横浜税関の責任に移された。国際郵便物を取り扱う郵便局は、さらに司令部の指令で、二二年一月一日以降、東京、大阪、門司、下関、長崎、二四年三月一日以降、神戸の各郵便局に拡大され、それぞれ当該郵便局を所轄する税関(支署・出張所)が、その税関検査を執行することとなった。もっとも税関の業務は、各地の軍政部の監督の下で行なわれ、その権限も、当初は制限され、それが漸次拡大されていった。⁽¹³⁾

② 「入出国の際携帯を許される個人財産」(一九四九年一月一日SCAPIN一九六六) すべての日本人および占領軍関係者を除く外国人が入出国する際に移動する各種財産について、輸出入が許される財産の範囲、その他その輸出入管理について定められたもの。この覚書は、従来発せられた多数の指令に代わり、この問題に関する司令部の基本的な政策を示したもので、日本政府がその内容を実施し、またそのための法令を制定すべきことを

指令している。

③ 「親族訪問のための入国」(一九四九年二月一日SCAPIN一九七二) 在米一世・二世等の入国希望者が増加したこと、近親者訪問のための入国に関して定めたもの。

政府は、右の②③の覚書を実施するため、二四年六月、ポツダム政令「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」(同年政令第一九九号)を制定した。この政令は、占領軍貨物および占領軍に属する者の財産を除く、すべての財産・貨物につき、輸出入禁止物件、主務大臣の許可を要しない輸出入および主務大臣の許可を要する輸出入に区分し、その輸出入にかかる管理、取締り等について包括的な規定を設けている。財産・貨物の輸出入については、「貿易等臨時措置令」・八八号省令(四五四—五五ページ)を始め、各種の法令による規制、取締りがなされてきたが、この政令は、それらの法令に優先する効力をもつものとして定められ、商用・訪問入国者など入出国者が増加する中で、入出国者のステータスに応じて、主務大臣の許可を要せずに輸出入できる携帯品等の内容について詳しい定めをした点に、一つの特色があった。また、同政令は、あらためて税関が輸出入財産・貨物の検査・通関に責任をもつこと、外国人を含む入出国者の携帯・別送財産およびその他のすべての輸出入財産・貨物について税関への申告義務があることなどを明記しており、税関の旅客貨物の通関の際の検査権限は、この政令により確固としたものとなっている。政令の内容については、次章でもう少し具体的に述べる(六〇八—一一ページ)。

④ 「外国為替の管理」(一九四九年二月二日SCAPIN一九六八)⁽¹⁴⁾ 日本政府が司令部の一般的監督の下で外国為替・貿易の総合的管理を確立するために必要な措置を速やかに採ることを指令し、そのために対外的取引から生ずる政府の海外または国内の資金の管理、為替・貿易制度の確立などを任務とする外国為替管理委員会の設置な

などを命じたもの。

この覚書中には外国為替管理の実施に当たって「税関を適当に利用」することが指示されている。この覚書に基づき、三月には外国為替管理委員会が設置され、さらに四月、一ドル＝三六〇円の単一為替相場の設定、二月、「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和二十四年法律第二二八号)の制定など、新しい秩序作りが急ピッチで進展する。そして税関は、新しい外国為替・貿易管理の機構の中に組み込まれていくのである。これらは次章で取り扱う問題であり、税関の外国為替業務は、その関連箇所述べる(五七九、六二四―二五ページ)。

次に本省・税関を通じて機構の改正をみよう。

まず本省機構では、昭和二十三年七月、主税局に税関部が設置され、関税課は、同部内の税関業務課と税関調査課の二課に分割された。この場合、税関調査課は、関税率・関税制度の調査、輸出入貨物の調査鑑定、税関統計の作成などの事務を所掌し、税関業務課は、その他の税関部・税関に関するすべての事務を所掌することとなったが、税関業務課の事務には、従来関税課が所掌していた関税・屯税の賦課徴収、関税法規による輸出入貨物等の取締り、保税地域などの業務のほか、それまで主税局経理課および職員課で、内国税関係の事務とともに所掌していた税関経費の概算、配賦、税関職員の養成の事務も含まれることとなった⁽¹⁵⁾。税関部の設置により、同部が、組織上、主税局の内国税関係の部課から独立した存在となったことをうかがうことができる。

なお税関部は、内閣が行政機構の全体的簡素化を検討している中で、大蔵部内でさし当たり必要な機構改正として主税局監理部、査察部などとともに設置されたものであった⁽¹⁶⁾。当時の関税・税関業務の状況を考えると、早々と部への昇格が行なわれたわけだが、そこには、他省との折衝上、大蔵省代表を格上げする必要性の考慮があったという⁽¹⁷⁾。

一方、税関の機構については、税関再開当時(五〇〇―一ページ)と比べて、六税関(本関)体制は変わらず、その内部機構にも、ほとんど変更はなかった。ただ、国際郵便業務の開始(五〇六―〇七ページ)に伴い、横浜税関の鑑査部に、外国小包郵便課が新設され(二二年一月)、さらに取扱郵便局の増加(五三六ページ)に伴い、大阪・門司の両税関にも同様の課が設置され(二二年一月)、小包郵便物等の検査・鑑定の業務を処理した。以上に対して、税関(本関)の下部機構は急膨張した。税関再開時には、六税関(本関)の下に、三五支署、四五出張所、六八監視署があった(五〇一ページ)のに対し、昭和二三年度末には、四五支署、四四出張所、一〇四監視署にまで増加している⁽¹⁸⁾。なおこの間、二二年五月に横浜税関東京出張所が、同税関東京支署に昇格した。出張所が一箇所減少しているのは、その増設以上に支署への昇格があったためである。輸出入貨物等の取締りを専担する、監視署の増加が目立っている。全国各地の海岸線に広く密輸取締り網を張りめぐらしたもので、その後監視署の所在地に変更はあっても、この一〇四監視署という数字そのものは、占領時代を通じて変わっていない。密輸取締り態勢の強化のために、いち早く監視署の展開が行なわれたことを示している。

最後に、この期間中も、次のとおり税関職員の定数(特派職員、雇傭人を含む総数)は、増加を続けた⁽¹⁹⁾。

昭和二十三年二月 二六二五名
同 年九月 二八九一名

税関再開以来の定員の推移(五〇七ページ)をみると、右の増員で、約二年間に、一一〇〇人余、再開時の定員の六〇%以上の増員となっている。途中実施された行政整理による減員を相殺したうえでの増加であった。これらの増員の理由は、密輸取締りの強化(海上保安庁の発足後、税関職員が密輸事犯の処理のために同庁の沿岸監視艇に乗監するための増員という名目もあった)、国際郵便業務の開始拡大に伴う小包郵便物等の検査鑑定、京浜・神戸両港の外貿地帯返還(前述のように実際にはその返還は遅延したが)に伴う取締りなどであった⁽²⁰⁾。

税関再開以来の急ピッチの増員は、司令部の税関シンパ、経済科学局財政課のラシターの援助に負うところが大きかった。⁽²¹⁾

ここで全国税関(本関)の三部門の配置定員数を掲げておくと、昭和二四年度当初で、監視部七四九名、業務部三四三名、鑑査部一七九名であった。⁽²²⁾ 圧倒的に監視部中心のシフトがしかれていたのである。

- (1) この横須賀港等の開港指定は、後の「関税法」改正(昭和二四年法律第六五号)で、「関税法」別表に統合された。
- (2) 大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、二二九ページ。
- (3) 第三者通報制度は、内国税については、司令部の強い要請に基づき、すでに「財産税法」(昭和二一年法律第五二号)を手始めに、「所得税法」、「法人税法」などに取り入れられていた(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第八卷「租税(2)・税務行政」、四一五—一六六ページ)。
- (4) 「税関今昔(上)(座談会)」(『かすとむす』昭和四七年一月号)、五九—六一ページ。
- (5) 「港湾関係行政組織案」(日付なし。記述の内容からみて、昭和二四年前半期に作成されたものと推測される)(大蔵省資料Z五二—一五九)。
- (6) 「港湾関係諸行政及びその組織の改革について」、昭和二五年八月(関税調査団提出)(大蔵省資料Z五三四—一六一二)。
- (7) 前掲「税関今昔(上)(座談会)」、六〇—六一ページ。
- (8) 伊藤八郎口述「戦後の税関及び関税政策について(その二)」、『戦後財政史口述資料』第三分冊、九—一ページ。
- (9) 前掲「税関今昔(上)(座談会)」、六一ページ。
- (10) 前掲「港湾関係行政組織案」。
- (11) 前掲「税関今昔(上)(座談会)」、六一ページ。
- (12) 「日本側希望事項」、昭和二五年八月(関税調査団提出)、四—六ページ、「税関の業務執行上改正を希望する諸法令」、(同上)、一六一—一七三ページ(大蔵省資料Z五三四—一六一三)。
- (13) 税関部調査統計課調査班「占領後のわが国の関税問題」、昭和二四年七月一〇日、一四—一五ページ、同「わが国の関税制度」昭和二五年二月、二—三ページ(大蔵省資料Z五二—一五五)。

(14) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第一五巻「国際金融・貿易」、一二、三七—三九ページ。

(15) 前掲『税関百年史』下巻、一七七—七九ページ、『昭和財政史—終戦から講和まで—』第四巻「財政制度・財政機関」、四六九ページ。

(16) 同前「財政制度・財政機関」、三六七—七〇ページ。

(17) 前掲伊藤口述、七—八ページ。

なお当時、大蔵省の内部では、内国税の徴税機構を収税庁(ないし主税庁、外局)として独立させる案が検討されており(『昭和財政史—終戦から講和まで—』第四巻「財政制度・財政機関」、四五八—五九ページ)、それと平行した形で、主税局の関税・税関部門を税関局(ないし関税局)に昇格させる案もだされていた(大蔵省資料Z五二—一五八)。

(18) 大蔵省税関部『日本関税・税関史資料』一「法令」昭和三年、六五—五七、六七—七二、六八—八五ページ。

(19) 「税関定員及び施設の拡充整備」、昭和二五年八月(関税使節団提出)、四ページ(大蔵省資料Z五三四—一六一三)。

(20) 徳田肇「予算面から眺めた戦後税関の歩み(二)」(『かすとむす』昭和二八年九月号)、七—八ページ、「同一その三」(同二九年四月号)、五ページ。

(21) 前掲「税関定員及び施設の拡充整備」、四ページ、前掲「税関今昔(上)(座談会)」、六〇—六一ページ。

(22) 税関部税関業務課「税関職員定数配置案」(昭和二四年四月二九日現在)(大蔵省資料Z五三四—一一二)。

この「配置案」の定数には、官吏のほか雇傭人を含んでいるが、本書で掲記した監視部の職員には、特派職員を含んでいないと考えられる。なおこの「配置案」の人員数の合計は、本書に掲げた昭和二三年九月現在の定数より若干多く、また、ほかにもいくつかの定員表が残されていて、その間に食違いもある。しかし監視部関係職員数の圧倒的優位の状況は、もちろん変わらない。

表 2-2 外国貿易船の入出港状況 (昭和22 23年)
(単位 上段隻数, 下段千トン)

年	入 港			出 港			合 計		
	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計
昭和22	2,063	(32) 1,251	(32) 3,314	2,076	(35) 1,122	(35) 3,198	4,139	(67) 2,373	(67) 6,512
	2,769	(...) 4,918	(...) 7,687	2,498	(...) 5,007	(...) 7,505	5,267	(...) 9,925	(...) 15,192
23	(1) 1,434	(29) 2,221	(30) 3,655	1,441	(21) 2,285	(21) 3,726	(1) 2,875	(50) 4,506	(51) 7,381
	(...) 2,127	(...) 9,089	(...) 11,216	2,105	(...) 9,358	(...) 11,463	(...) 4,231	(...) 18,448	(...) 22,679

(注) 1. 各港ごとの出入港船舶の隻数およびトン数(純トン数)の合計数である。
2. 隻数欄のカッコ書は、トン数不明のもので外書である。

出所：大蔵省主税局『第19回国会関税参考書』昭和29年、10-11ページ。

表 2-3 輸入額および関税その他税関諸収入の推移 (昭和22・23年)
(単位 千円)

年	輸入額	うち 有税品(A)	有税 品割 合%	関税額(B)	B/A %	屯税 額(C)	消費 税額 (D)	諸収入 額(E)	計 (B+ C+D+ E)	物価 指数
昭和22	20,264,788	3,474,673	18	45,687	1.3	—	124,331	2,674	172,692	4,844
23	60,287,141	10,515,143	17	184,069	1.8	20	90,966	6,667	281,722	12,870

(注) 有税品割合の意味、諸収入額の内容および物価指数の算出は、表1-3 (475ページ)の注と同じ。

出所：前掲『第19回国会関税参考書』, 7, 18ページ。ただし輸入額は、表2-1 (520ページ)の数字を掲げた。

表 2-4 税関事務取扱件数の推移 (昭和22・23年)

年	輸入申告	輸出申告
昭和22	1,688	12,538
23	7,457	46,151

出所：大蔵省主税局『第15回国会関税参考書』昭和28年、40ページ。

有税品輸入のウェイトは大きくなっているが、有税品の関税負担率(関税額の有税品輸入額に対する割合、表1-3、表2-3のB/Aの数字)は、一―二%程度で、戦前(二〇年)のそれ(二〇%)に比すべくもない。戦後のインフレが、従量税率中心の関税率体系の機能を破壊した結果であることは繰り返すまでもない。

第三節 税関行政

一 一般業務

この時期の税関行政の一般的状況を述べるに当たって、まず前期(表1-2、1-3、1-4、四七五―七六ページ)に引き続き税関業務に関連する若干の計表を掲げる(表2-2、2-3、2-4)。さきにみたように日本の貿易は、昭和二〇・二一年にボトムに達した後、顕著に増勢をたどる(表1-1、2-1、四五六、五二〇ページ)が、大体それに照応して外国貿易船の入出港、関税その他の税関諸収入および税関事務(輸入申告・輸出申告)の状況も、増加の趨勢を示している。しかし戦前(二〇年)の水準には、まだはるかに及ばず、税関事務取扱件数のごときは、二三年で、対戦前比輸入申告・輸出申告とも二―三%程度にすぎない。この輸入申告・輸出申告件数の落ち込みは、貿易額の対戦前比状況(五二一ページ)と比べても異常であり、軍管理貿易下での輸出入ロットの大きさなど戦後貿易の特異さを反映していると考えられるが、それにしても戦前と比べて通関業務がいかに減少していたかを示している。

輸入額の増加に応じて関税収入も増加しているが、物価騰貴を考慮すると、その実質収入の増加は少ない。物価指数で換算すると、昭和二三年の関税収入は、戦前(二〇年)と比べて実質一%程度にすぎず、関税収入が租税収入(専売納付金を除く)中に占める比重は、戦前(二一年度)の一五・二%から、戦後(二〇―二三年度)は各年度〇・一%にまで凋落している⁽¹⁾。二二・二三年は、経済の自立復興のための資材の輸入がふえ(五二一―二二二ページ)、輸入額中の

一方戦後、消費税収入の増加が目立ち、二二年以降はおおむね大幅に関税収入を上回っており(表3-5、七〇二—〇三ページ)、その関税収入に対する関係は、戦前と比べて様変わりとなっている。内国消費税には、砂糖消費税、酒税、物品税などがあり、さらに二四年以降は揮発油税が加わっている。ここで興味をひくのは、戦後関税賦課の関係では、二四年五月まで旧外地、沖繩等は外国とはみなされず、これらの地域からの輸入には関税が課されなかった(六〇〇ページ)のに対し、内国消費税に対しては、大蔵省は、二一年一月、いち早く旧外地、沖繩等から輸入される物品に対する内国消費税の賦課を税関長あて通牒していることである。⁽²⁾戦前、税関が内国消費税を課したのは、もちろん外国から輸入される課税物品だけで、外地からの輸入(当時は移入)については、外地での当該物品の消費税負担が内地より低いときは、移出の際に出港税を課してこれを調整する仕組みが採られていた。ところが終戦とともにこのような仕組みが崩壊したところから、右の通牒は、旧外地のほか沖繩等をも含めて、これらの地域から輸入される酒類、砂糖、糖蜜、糖水、織物、物品税の課税物品等に対して、それぞれ酒税、砂糖消費税等の消費税を課すべきものとし、保税地域から引き取られたものは税関が、それ以外に陸揚げされたものは税関の通報に基づいて所轄税務署が、その徴収を行なうことなどを指示している。この通牒は、格別法的措置の裏付けなく出されたもので、客観状勢の変化に即応した当然の解釈、という立場に立ったものようである。⁽³⁾

以上のように関税と内国消費税とで旧外地からの輸入物品に対する取扱いが相違したのは、旧外地等の法的地位が定まらない中で現実の必要性が先行したこと、つまり関税の方は、輸入が貿易庁による国营貿易の体制下であって、関税の保護機能は二義的であつたうえ、インフレによって関税負担が名目的なものになっていたのに対し、内国消費税の方は、逐年改正が行なわれ、個別物品に対する税率が高く、負担公平の点からも、また歳入面でもその課税を無視できなかった、といった事情があつたものと考えられる。前述の消費税収入のうちに、旧外地等からの輸入物品に

対するものがどの程度含まれていたか判別できないが、砂糖は、台湾が、戦前に引き続き最も大きな輸入先の一つであり、沖繩からの輸入もあつたのである。⁽⁴⁾

なお屯税収入は、引き続き皆無に等しい。トン数不明の外国船の入出港が少なくない(表2-2)のも、終戦直後と同様で、依然として税関による外国船の入港管理が十分行なわれていなかったことを示している(二七八—七九ページ)。大蔵省は、二三年五月、いったん、外国貿易船に対する従来の取扱いを廃し、軍用船を除く外国貿易船に対して、すべて「関税法」上の手続きを履践させ、かつ屯税を徴収する旨の通牒を発したが、その直後にこれを修正し、原則として外国籍船舶に対する屯税徴収を当分見合らすとともに、「関税法」上の手続きの履践についても、無理をしないように指示し、その姿勢を後退させている(この点後で詳述、六九四—九五ページ)。この時期はまだ「屯税法」上旧外地等は、外国とみなされておらず、また在来の屯税自体、インフレによって名目的なものとなつていた。戦後の屯税の賦課については、これに対する課税権の回復過程として、その税率改正とともに、次章で戦後の経過を具体的に述べる(第三章第四節二)。

以上でみたように税関業務の状況を示す諸計数は、逐年増加の趨勢にあつたものの、まだはるかに戦前水準に及んでいなかったばかりでなく、戦後の異常事態の中での種々の特殊性を示すものであつた。

主要港の港湾施設は、占領軍に接收されたままで、各地の港湾では施設の戦災復旧事業や港内外の掃海作業が続けられていた。投下機雷や沈船が航路を閉塞していた諸港で掃海作業が終了したのは、神戸二二年五月、大阪二三年五月、門司二四年一月(西口)・九月(東口)といった状況であつた。⁽⁵⁾一方、函館を除く他の五税関は、すべて庁舎を接收され、あるいは空襲によって焼失しており、この時期も借上庁舎やわずかに接收を免れた旧庁舎の一部を利用して執務が行なわれ、横浜のように港から程遠い高台(紅葉丘)の仮庁舎に移転し、しかもそこに税関の全部が入りきれ

ず、各所で分散執務を余儀なくされたところもあった⁽⁶⁾。さらに旧税関構内が接收されていたため、通関貨物の蔵置場所に事欠き、従来内貿施設であった場所を利用したり、遠隔地の私設保税上屋・倉庫に運び込まれ、そこへの出張検査が行なわれ、また分析設備がないために、輸入砂糖・糖蜜等の分析に県や民間の設備をその都度借用するようなこともあった⁽⁷⁾。

東京税関支署(昭和二二年五月出張所から昇格)の初代支署長は、当時の税関業務の状況を次のように回想している。税関再開当時、税関は門前雀羅を張り、事務室では閑古鳥が鳴く有様であったが、税関再開一周年(二二年六月)を迎えても、大して様子は変わらなかった。職員は毎日出勤しても通関事務があるのではなし、訪れる商社があるでなし、時間を持てあまして五時の時計の音を待ちかねて退庁するという有様であった。二二年七月、輸出入申告書の様式改正があって、従来の短冊型の大福帳式のもの、西洋式の長方形の様式に改められたので、税関は、その機会に税関のPRを兼ねた説明会を開催し、業界などに大々的に出席を呼びかけたが、反応はさっぱりだった。税関の存在がアピールされたのは、東京でも密輸出入対策委員会の発会式など密輸関連であり、次いで二二年一月から中央郵便局内で救恤小包の検査が始まり、その業務が繁忙を呈するようになった。そして二三年六月、税関再開二周年記念日を迎えた頃には、社会一般の税関に対する認識も改まり、税関事務も増加して、窓口も活況を取り戻してきた。東京湾にも多少の入港船を見受けるようになり、海務職員も、会社側の小舟に便乗して入港尋問に出かける機会が次第に多くなってきた。東京税関支署にとって大きな懸案は、羽田空港への進出であったが、それも二三年一二月羽田事務所の開設にこぎつけ(四八一ページ)、それでどうにか同支署管内の態勢が整うこととなった⁽⁸⁾。

各地の税関によって、その業務に相違があったことはいうまでもない。税関再開後、密輸取締りが、統計業務とともに最重点業務であったことは繰り返し述べたが、その密輸取締りにしても、税関によって業務の密度に差異があったことは当然である。また、引揚げ・送還業務は、大体一段落してはいたが、もちろん各地の港でその業務が続けられていた。しかし税関の一般業務に関していえば、各地の税関の状況も、大体右に引用したところと似かよっていたものと考えられる。各税関が共通して取り組んだ重要業務として以上の回想につけ加えるべきものは、貿易統計業務で、司令部の指導の下でなされたその業務の経過は、すでに記述したところである(第一章第五節二)。なお占領軍および軍関係者を除く一般外国人の輸入に対する関税・内国消費税の課税権の回復の問題は、この時期も解決の手掛りがかめず、さきにふれたように外国籍船舶に対する入港管理や屯税の賦課についても、制約が残っていた。しかし終戦直後は、外国貿易船や貿易手続に対する管理取締り自体が、全体として占領軍の直接的色彩が濃厚であったのが、次第に税関の手に委ねられるようになったことは、かつて述べた(四七八―七九、五〇七、五三七ページ)し、外国郵便物の検査が税関の責任に移されていった過程も、さきにふれた(五〇六―〇七、五三六ページ)。

この時期以後、各地税関の最重点業務であった密輸取締りについては、項を改めて述べることとし、ここではこの時期に税関に検査権限が移譲された国際郵便物業務について、もう少し具体的に記しておく。

二二年九月、国際郵便による海外同胞等からの救恤小包の郵送が開始され、当初は横浜中央郵便局で、第八軍の直接管理の下で個別検査が執行され、後に郵便物の範囲が拡大されるとともに、二二年八月以降、小包郵便物、商品見本、小型包装物に対する税関検査が税関に委ねられ、さらにその後、国際郵便の取扱いが各地の郵便局に拡大され、また、最初は制限されていた税関の検査権限が漸次強化されていったことは、すでに述べたとおりである。

国際郵便業務の開始以来、小包は急速にふくれ上がり、その検査・処理は、税関にとって大きな業務となった。横浜税関では、早くも二二年一月に鑑査部に外国小包郵便課が設置され、課長以下六四名に達している。救恤小包の主な内容は、食料、菓子、衣類、石けん、たばこ、医薬品、化粧品などで、司令部の覚書で、受取りが許可さ

れる小荷物一個の重量が定められたほか、最初はたばこ、サッカリンについて許容数量が定められ、他は抽象的に非商業量ないし受取人の個人的使用量の範囲といった制限が付されていたものが、後には医薬品、衣料品等各種の品目に応じて具体的に受取許容量が指示され、主税局の通牒でもそれを補完する検査の目安が示された。なお最初は救恤小包の受取りは、同一人について週一回、一個の最高重量一ポンドなどと定められていたが、次第に許容限度が拡大され、半面個別品目について具体的な受取許容量が設けられるようになったのである。

二二年八月以降、小包検査が税関に移譲されたといっても、当初は軍政部の監督の下で、受取許容限度の判断、検査や事務処理の方法など、すべてその指示に従って行なわれ、実際は占領軍の下働きに近いものであった。税関担当官は、小包を開披して非救恤品や輸入禁止物品あるいは輸入許容重量(数量)超過の有無を検査して、これらの物品を抜き取り、当初はこれを軍政部に引き渡し、制限超過の救恤品などは公認の救恤団体に配分され、また軍政部から税関に対し公売等の方法による処分が指示されることもあった。しかし後には(二四年五月以降)、非救恤品や制限超過救恤品についても、税関が関税・消費税を賦課したうえで、輸入が認められる取扱いとなった。

国際郵便業務が開始されて以来、輸入小包の圧倒的大部分は、救恤小包であり、アメリカから大量に郵送された救恤小包は、そのほとんどが免税で輸入され、国内の縁故者がその恩恵を受けた。しかし中には救恤品に偽装して商業貨物をまぎれこませ、頻繁にサッカリン等の郵送を受け、これをまとめて国内で販売して利益を得たもの、国内の業者がアメリカの業者と通謀して救恤品の名目で分散郵送させて密輸を企て、それを集荷横流したものなどもあり、税関は、救恤小包の検査の中で、犯則の監視も行ない、その業務は、繁雑で、なかなかの激務であった。救恤小包は、国内の経済事情の好転を反映して、二五年頃から減少に転じた。

二 密輸取締り

これまで随所で、密輸取締りに関して旧外地、沖縄等を外国とみなしてその密輸を無免許輸出入犯として取り締まるとともに、密輸に対する罰則を思い切って強化するなどの法的措置が採られる一方で、税関再開後税関の機構・定員が急膨張した中で、密輸取締りの強化が重点指向されたことなどを述べてきた(四八二、四九九―五〇二、五〇五―〇七、五二六―二七、五三八―四〇ページ)。そこで次に、税関再開直後の時期を含め本章で取り上げる時期を中心として、税関行政の核心であった密輸取締りの問題を一括して取り上げ、詳しくその諸側面について述べることにする。

(一) 密輸取締りの態勢

まず、当時の密輸とその取締りの動向を述べる前に、司令部・軍との関係を含めて密輸取締りの態勢などについてみておこう。

日本政府に対して密輸の徹底的取締りを指令したのは司令部であった(四八一、五〇二、五〇五―〇六ページ)が、現実の密輸取締りに当たっても、司令部・軍は、種々の局面でその執行に深く関与し、自ら執行に当たるほか、税関を指揮監督する立場にあった。税関の密輸取締りの第一線として本関の場合監視部警務課があり、同課の陸務係が港湾沿岸の要所に配置された監所を中心に監視、巡視を行ない、一方海務係が所要の本船に乗船監視するとともに、監視艇を駆って港内外の監視を行なうというのが、その本来の監視態勢であった。ところが当初は、軍自身が所要所に検問所を設けて独自の検査取締りを行ない、税関は、軍の要請に応じて職員を派遣してその検査に協力させるほか、軍の検問所を補完する形で監所網を設置した。また、さきにもふれたように、外国貿易船に対する入港検査や乗船監

視が、当初はCID、CIQ所属の軍人の指揮下に税関職員などが組み込まれたチームによって行なわれ、税関職員はギャングウェーでの立哨監視など、ガードマン的業務に従事させられた(四七九ページ)。税関再開時、海運局からの監視艇の返還は一隻もなく(四九七―九八ページ)、当初本船との往来は、海運局の検査艇や船舶運営会の連絡船に便乗して行なわれた。税関の自前の舟艇といえば、最初は財務局から引継ぎを受けた旧海軍の艦載艇や密輸事件で没収された小舟艇などであり、昭和二五年度予算で初めて監視艇の新造が認められるようになった。しかしせっかくの新監視艇(八トン・一〇トン級)も性能が悪く、港域を出て外国貿易船に接近するのにはしばしば危険を伴う状態であったという⁽¹⁰⁾。いわゆる三国人に対する監視取締りや中国船等に対する入港検査・乗船監視には困難を伴うことがあり、また後にみるとおり戦後の密輸犯は集団化し、暴力犯化する傾向があった。そこで監視取締りや密輸犯の検挙に当たって軍の応援を求める場合もしばしばあったのである⁽¹¹⁾。

司令部・軍は、密輸の動向とその取締りに重大な関心をもち、検挙事犯について逐一報告することを指令した。現地税関が密輸事犯を摘発すると同時に電話、電信で大蔵省に報告し、大蔵省を通じて四八時間以内に司令部に報告するよう要求されていたことはさきにふれたが(五〇五ページ)、さらに事犯摘発後二週間以内に可及的速やかに通告処分または告発を行ない、かつ、通告履行または告発後二週間以内に大蔵省を通じて司令部に報告することも要求されていた⁽¹²⁾。もちろん現地税関は、密輸事件検挙と同時に現地駐留の軍に対しても報告を行ない、後述のように軍に処理を引き継ぐものもあった⁽¹³⁾。なお司令部・軍が各種の情報網を通じて密輸情報をキャッチし、事前に税関に対してその取締りを指令することもしばしばあったのである⁽¹⁴⁾。

一方密輸取締りに当たって税関を中心とする日本の関係取締官庁間の協力態勢が整備されていった。大蔵省は、税関再開後間もない昭和二一年一月、各税関に対し密輸出入対策委員会(後に審議会と改称)の設置を指令した。同委員会は、税関長の諮問に応じて密輸の防遏、摘発に関する方策その他密輸の取締りに関して調査審議する機関で、税関長を会長とし、税関の部長、警察、検察の関係者などを委員として構成され、さらに税関長は、管内の必要な地区に、同委員会に準じて地区委員会(審議会)を設置することを指示された。各税関の委員会、地区委員会とも、当初は頻繁に開催された⁽¹⁵⁾。発足当初の税関としては密輸取締りについて警察に期待するところが大きく、そのため警察官に関係法規の内容を徹底することが図られ、また警察官の税関官吏兼官の措置が採られたところもあった。当初密輸事犯は主として警察力により陸上で検挙されるのが常態であった⁽¹⁶⁾。

昭和二三年四月海上保安庁が発足するに及んで、同庁が密輸取締りの陣営に加わることとなり、同庁は、税関とともに海上・沿岸水域における密輸の予防鎮圧に当たることとなった。税関と海上保安庁との間で密輸取締りに関する権限の調整が図られ、また税関職員が同庁の沿岸監視艇に乗監することとなったこと、さらに警察、海上保安庁等が密輸を摘発したときは、遅滞なく税関に引き継ぎ、税関において事件を統一的に処理する仕組みが定められたことは、さきに述べたとおりである(五三二―三三、五三九ページ)。長大な海岸線をもつわが国で、近隣地域から機帆船などを仕立てて出没する密輸を取り締まるのは、官憲の手だけでは至難である。そこで税関は、海岸地帯の警防団、消防団、青年団などのほか、市町村吏員、漁業会、造船業者、港湾荷役業者、船舶行商人組合などに対して密輸防止のキャンペーンを行ない、その協力態勢を組み上げていった⁽¹⁷⁾。

税関の再開以来、密輸取締りを核としながら税関の機構・定員の整備増員が図られ、その中で機構面の特色として全国各地の海岸線への監視署の展開があったこと、税関職員の配置は、圧倒的に監視部中心のシフトがしかれていたことは、さきに述べた(四九九―五〇一、五三八―四〇ページ)ところで、ここで繰り返さない。

司令部・軍は、密輸事件に対し軍事裁判権を行使した点でも、密輸取締りに深くかかわっていた。国際法上、占領

軍および占領軍要員に対してわが国の裁判権が及ばないことは当然として、司令部は、さらにそれ以上の裁判権を留保し、軍事占領裁判所 Military Occupation Courts が自ら密輸事件を裁判した場合が少なくなかったのである。ここで占領下の刑事裁判権の制限について簡単にふれておくと、司令部は、⁽¹⁸⁾占領開始の翌年早々司令部覚書「刑事裁判権の行使」(一九四六年二月一九日SCAPIN七五六)を発し、政府は、これを受けて、同年五・六月、二つのポツダム勅令すなわち「刑事裁判権等の特例に関する勅令」(昭和二一年勅令第二七四号)および「連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」(同年勅令第三二一号)を制定した。右の覚書および勅令は、占領軍・占領軍要員の治外法権については当然のこととしてふれず、それ以外でまず一般連合国人(法人を含む)に対する日本の裁判権を否定(人的管轄権の制限)して、これを占領軍の管轄とするともに、行為者の国籍を問わず、占領軍またはその関係者の安全に有害な行為など一定の占領目的違反の行為を列挙し、それらについても同様に日本の裁判権の制限(物的管轄権の制限)を定めている。さらに占領目的に有害な行為であっても、右の一定の行為に該当しないものは、日本の法令違反である限り、日本の刑事裁判権が行使されるが、軍事占領裁判所はこれを引き取ることができ、その場合には日本の裁判所に対する公訴を取り消すものとしていた。なお以上の刑事裁判権の制限は、司令部覚書「船舶に対する裁判権の行使」(一九四七年八月五日SCAPIN一七五八)により、原則として船舶にかかる犯罪および船舶の乗員の犯罪に対しても適用され、船舶についていうと、連合国、一般連合国人(法人を含む)によって所有、備船または使用・占有されている船舶および前述の物的管轄権が制限されている一定の占領目的違反の船舶に対しては、日本の裁判権は及ばないものとされていた。

以上の刑事裁判権の制限に関連していわゆる三国人等の地位が問題となった。司令部は、前述の覚書「刑事裁判権の行使」と同時に覚書「朝鮮人およびその他の特定国人に対する刑事判決の審査」(一九四六年二月一九日SCAPIN七五七)を発し、日本政府に対し、朝鮮人、台湾人、琉球人など「従来日本の統治下にあった諸国の人民」で、正式に本国帰還の意思を有するものについて、日本の裁判所による救済手続を尽くした後、本人から申出があったときは、司令部がその判決を審査し、場合によって変更、減免を行なう旨を示達した。さらに問題になったのは、台湾人が中国人として連合国人に属するかどうかという点であり、司令部もしばらくは統一的な決定を下さずにはいたしたが、司令部覚書「中国人の登録」(一九四七年二月二五日SCAPIN一五四三)により、在日中国使節団が日本在留者で中国国籍を主張するものの登録を行っており、その登録証明書を合法的に有する者は、中国人、従って連合国人とみなされることを決定した。⁽¹⁹⁾

密輸取締りに当たって日本に刑事裁判権のない事案については、税関等取締機関に訊問、通告処分、告発等の権限がないから、その摘発後直ちに軍に引き継がれた。しかも前述のように一定の占領目的違反の行為について日本の物的管轄権が否定され、その内容は漠然としたところがあり、軍の判断に依存するところが大きかったので、実際には密輸事件は摘発後直ちに司令部・軍に報告し、その指示により処理が定められる場合が少なくなかったのである。

軍事占領裁判所には、軍事委員会 Military Commissions と憲兵裁判所 Provost Courts との二種類があり、後者は、一定限度以下の罰金、懲役、財産没収など科刑の限界が定められていた。軍事裁判では、司令部回章、指令などのほか、「関税法」等日本の法令違反のかどで起訴、判決が行なわれた。また軍事占領裁判所で、犯罪にかかる物件の没収判決があったときは、税関は、軍の指示に基づいてその船舶その他の物件を没収し、当該物件は、関税法規に基づき没収として税関に納付されたものとみなして処理する取扱いとされていた。⁽²⁰⁾

なお上述の刑事裁判権の制限は、その後若干の修正が加えられた後、昭和二五年一月、一般連合国人に対する刑事裁判権が原則的に日本側に移管されることとなるが、その点については、後程関係の箇所述べる(七〇九—一〇)

表 2-5 密輸事件検挙の状況 (昭和21—23年) (単位 件, 人, 万円)

区 分		昭和21年 6—12月	22	23
密輸出	検 挙 件 数	37	240	309
	検 挙 犯 則 者 数	174	926	1,429
	犯 則 物 件 価 額	345	3,611	10,298
密輸入	検 挙 件 数	114	323	479
	検 挙 犯 則 者 数	556	929	1,418
	犯 則 物 件 価 額	258	826	4,727
計	検 挙 件 数	151	563	788
	検 挙 犯 則 者 数	730	1,855	2,847
	犯 則 物 件 価 額	603	4,437	15,025

出所：大蔵省『戦後の税関の歩み—税関白書—』昭和27年，31-32，34ページ。

ちなみに戦前(昭和一二年)の税関の密輸事件の検挙処理の状況をみると、事件数四二件、犯則者数七五人、犯則物件価額六九八二円⁽²³⁾で、戦後の密輸検挙が、飛躍的に増大していることがわかる。この表に示したものは、密輸検挙の状況であって、もとより密輸の実態を示すものではない。旧外地等との間の物資の交流は、ほとんど終戦直後からあったに違いない。司令部は昭和二一年初頭、朝鮮等からの密輸入物資の厳重取締りを指令し、当初は「食糧管理法」等により取締り、同年五月以降関税法規の関係でも、輸出入免許などの適用上旧外地等が外国とみなされ、関税法規による取締りがなされるようになったことはさきに述べた(四八一—八二二ページ)。しかし海運局時代の監視業務については、みるべきものがなく(四八一—八二二ページ)、密輸取締りを至上任務として発足した税関も、その発足直後には、まだそれ程の検挙実績を示していない。密輸検挙は、二二年以降急ピッチで増大し、後にみるように二四・二五年にピークに達する(七一〇—二二二ページ)が、当初の検挙実績の向上は、密輸そのものの増大もあつただろうが、それと同時に取締態勢の充実に起因するところが大きかったと考えられる。しかし、取締態勢がある程度充実してきた二二・二三以後の検挙実績の動向は、ある程度密輸の実態を反映したものと推定

1ジ)。

(二) 密輸の実態と取締りの展開

さて、それでは戦後の密輸とその取締りは、一体どのような状況にあつたのか。次に、税関再開直後の時期から本章が対象とする期間を中心として、各種の角度からその諸相を述べることとする⁽²¹⁾。

戦後の密輸は、戦前のそれとは全く様相を異にするものであつた。戦前の密輸といえば、主なもの、開港に碇泊中の外国貿易船の乗組員や港湾荷役関係者などの手による麻薬等の輸入禁制品や関税遁脱を目的とした高価格品の密輸入で、偶発的な性格のものも多く、密輸が社会に及ぼす害悪も比較的軽微で、一方その取締りも、開港を中心に外国貿易船との間の出入りを警戒すれば足りる程度のものであつた。これに対して戦後は、戦前型の開港に碇泊中の外国貿易船を中心とした密輸も異常に活発化した⁽²²⁾が、問題を深刻にしたのは、終戦により日本の本土と朝鮮、台湾、沖縄等の間にわかに切断されるに至り、従来の地縁血縁関係とそれぞれの経済の貧困と混乱という背景の中で、必然的にこれら近隣地域との間の物資の相互交流が活発に行なわれるようになったことである。この種の密輸の規模が戦前の密輸と比較すべもなく大規模なものにふくれ上がったばかりでなく、小型漁船等を利用した船ぐるみの密輸などという新手の密輸が横行し、経済秩序の維持に脅威となつた一方で、当局は、開港といわず、広大な海岸線一帯で繰り広げられる密輸事犯に対して、全力を挙げて応戦を迫られることとなつたのである。

まずこの時期の密輸検挙の状況を示す若干の計数を示しておこう(表2-5)。この計表の出所である「税関白書」では明示されていないが、この検挙件数・犯則者数は、税関のほか、警察、海上保安庁によるものを含むと思われる⁽²²⁾。また犯則物件価額は、各年の検挙件数・犯則者数に対応するものではなく、当該年中に通告処分または告発を行なつた分の犯則物件価額である。なおこの価額は、税関の鑑定価額であり、時価(闇価格)との間には相当の乖離がある。

される。それでもその検挙をはるかに上回る密輸出入があったであろうことは、想像に難くない。⁽²⁴⁾

右の表によると、密輸検挙は、密輸出が大きな比重を占め、犯則物件価額は、むしろ密輸出の方が大きい。従来密輸といえば、禁制品や関税通脱を目的とした高関税品の密輸入が通常のタイプであり、このように密輸出の摘発が大きいこと自体、戦後の混乱期の所産である（その仕向国は、ほとんど旧外地等である）が、密輸入についても、その仕出国は、昭和二三年までは朝鮮その他の旧外地等が大部分で、その密輸入が戦前型のものでないことを示している。⁽²⁵⁾つまり密輸（検挙）は戦後激増したが、それは単に量的に増大したというだけでなく、その内容が、前述のように、旧外地等との間の物資の闇交流（摘発）を中心とするものに変貌していたのである。この時期、文房具、なべ・かま・食器類、薬品類、繊維製品、機械工具類などが旧外地等に密輸出され、一方、これらの地域から砂糖、海産物、薬品類（沖縄からの海人草等）、生ゴムなどが密輸入されており、⁽²⁶⁾日本と旧外地等との間で物資欠乏を彼此相補っている姿がうかがわれる。

右のような戦後の密輸出入の実態をもう少し掘り下げて考えてみよう。戦後最初の時期、日本の密輸の前線基地は九州で、その北部は朝鮮半島と通じ、南部は奄美大島、沖縄、台湾と結びついていた。日本から持ち出される物資は、デパートにある物全部といってよい程あらゆる日用品に及んでおり、漁船等による島伝いの闇交流が盛んに行なわれた。密貿易の決済は、物と物とのバーターあるいはいったん現地の通貨に替え、それで現地の物資を買い込んで帰国するという方法がとられた。このような交易は、地縁血縁を頼ってなされるほか、専門のプロカーが介在し、さらに大規模な組織では海上輸送、資金調達、物資購入、情報収集などを担当する分業組織が結成されていたものもあった。⁽²⁷⁾最も奥の深い、密輸業者暗躍の舞台は、阪神殊に神戸地区であった。この地域は戦前から台湾出身者が経済的地盤を築いていたが、戦後の混乱期に彼等に経済的なチャンスを与えたのは、台湾からの砂糖の密輸入を通じて巨

利を挙げる方法であった。彼等は従来から台湾で所有していた財産をもって、または台湾で高価で販売できる物資を密輸出して得た代金で砂糖を仕入れ、それを砂糖の闇値が高騰していた日本に密輸入して莫大な価格差益を稼ぐ。その資金は再び砂糖密輸の資金として回転させ、あるいは国内物資の闇取引の資金に活用し、さらには各種事業への投資、株式投資などに充てられた。すなわち、ここではただ密輸で利得を得るというにとどまらず、大規模な砂糖の密輸を梃子に、地方の資本家にのし上がる事例もあったといわれている。困ったことにこの種の密輸は、その密輸行為の一端が摘発されても、捕るのは下働きの実行行為者で、背後にある密輸資本家にまで切り込むことは困難であった。⁽²⁸⁾ちなみにこの時期、犯則者の国籍は、ほとんど日本、韓国、台湾、沖縄に限られ（たとえば二三年の犯則者二八四七人中日本人一一九五五、韓国人一三八六六、台湾人八五五、沖縄人一五七七）、犯則者数は日本人より韓国人の方が多く、また台湾人の犯則者もこの時期はある程度の数を占めているが、砂糖が国内に出回るようになるにつれて二四年以降急減するのである。⁽²⁹⁾もっとも連合国人は、日本側に取調権限がなく、たとえ日本の官憲が摘発に着手してもすぐ軍事占領裁判所に引き継がれる仕組みであったので、この時期の税関の密輸統計に登場することも少なかったはずである（七一五一―一六ページ参照）。

以上に述べたように戦後の密輸は、戦前のそれと性格を一変したものであった。輸入禁制品の輸入の防遏、関税通脱の摘発といった目的は影をひそめ、密輸取締りの最大の狙いは、戦後経済の再建を図るための経済統制、経済秩序の維持にあったと考えられる。このような見地からすると、密輸出の取締りは、密輸入の取締りと同様にあるいはそれ以上に重要な意義をもっていたともいえる。「関税法」上の無免許輸出入犯に対し、その本来の性格であった秩序犯の域をこえて厳罰が科された（四八二、五二六―二七ページ）背景には、以上のような実態があったのである。関税行政の面で司令部折衝を取りしきる立場にあった木村秀弘によると、司令部が密輸取締りを厳命した意図として、日

本経済の秩序維持のためという考え方が根底にあり、司令部担当官は、アメリカがアメリカの納税者の負担において日本国民の生活維持のために援助物資を供給している状況の下で、密輸の横行を許すことは経済秩序をくずす原因となり、それはアメリカの納税者の納税意欲を阻害する、ということをよくいい、また密輸の防遏に、日本を占領する軍の面子がかかっていたと思う旨述べている。⁽³⁰⁾ もっとも戦後の密輸には、日本と旧外地等との間の必需物資の彼此融通という側面があったことは否定できない。沖縄、奄美大島では、何としてでも品物が欲しく、警察官なども密輸を目こぼしするというより、むしろ官民ともに内地の品物はウェルカムという風であったという。⁽³¹⁾

戦後の密輸は、全く新手の方法を現出し、犯則規模が大型化するとともに犯行が広範な地域に拡大し、またその手口が巧妙で、かつ集団化、暴力化する傾向もみられた。戦後も、開港地帯を中心に外国貿易船の乗組員や港湾荷役関係者などが行なう戦前型の密輸があり、その数も異常に増大したが、戦後の密輸形態の特色は、何といても戦前は考えられもしなかった大規模の新奇の方法が登場したことである。その第一は小型漁船等をそっくり密輸船に仕立てて行なう方法、第二は大型外国貿易船からの海上投下によって行なう方法であった。

第一の方法は、日本と韓国、台湾、沖縄等の間の島伝いに行なわれ、この形態による密輸は年々増加し、たとえば昭和二五年の税関の検挙実績で、この種の密輸に使用された舟艇で、税関に差し押えられたものが三四六隻（六一五六トン）に達していた。すべての密輸検挙事件（一七七二件）のうち、この種の密輸は、事件数で二六％（四五七件）、犯則物件価額で八一％（二億二二七万円）を占めており、⁽³²⁾ その検挙件数もさることながら、一件当りの密輸規模が、他と比べてきわめて大きなものであったことを示している。この種の密輸船は、九州を中心に日本の海岸線の各所に出没した。密輸取締りに対する対策も巧妙で、密輸出入に伴う国内輸送においては純然たる国内運送を装ってあらかじめ偽造した送り状等を用意し、密輸物件をいったん目的地以外の警戒の手薄な島などに陸揚げし、そこに日本産品

を積載した船を回航させて密輸物件を積取り運送させ、または、目的地付近の沖合にいったん密輸船を停止し、あらかじめ連絡している機帆船などに積荷の積換えを行なって正規の輸入品の沖取りを装い、さらには船舶の入渠修理を装って入渠中に夜闇にまぎれて密輸物資の陸揚げ、積込みを行なう方法等が用いられていた。

次に第二の方法は、戦前中国で行なわれていた密輸の方法が、戦後日本にも導入されたもので、主として横浜、神戸、大阪、名古屋などに根拠地をもつ中国人と、香港在住の中国人および香港寄港の外国貿易船の乗組員の三者間の周到な共謀によって実行されたものであった。この方法は、船が港外沖合に達したとき、乗組員が、ストレプトマイシン、ペニシリン、サッカリン等の高価薬品類などを入れた多数の石油缶を海上に投下し、あらかじめ現場付近で漁船を装って待機していた数隻の小型船が出動してこれを拾い上げるといやり方である。夜間の集拾に便ならしめるため、荷物に電灯装備をほどこしてあるものまでであった。この種の密輸は、第一のものよりさらに大規模であったが、検挙されるのは、現場で荷物を拾い上げる日本人ばかりで、背後の首魁と目される人物にはなかなか手が及ばなかった。

密輸手段の新奇巧妙化とともに、その集団化、暴力化の傾向も目立った。上述の大型の密輸犯のほか、横浜、神戸等に碇泊中の外国貿易船からの密輸入を目的とした当時「買出部隊」と呼ばれた密輸行為者があったが、これらの犯則者中には、検挙の際などに税関職員に抵抗し、あるいは凶器等で危害を加えようとする者があり、集団で税関職員を襲い、密輸物件を奪って逃げようとする事件も頻発した。ときには税関職員を狙って監所勤務中あるいは市内通行中に暴行を加えたこともあった。昭和二三―二五年の三年間に税関職員の被害は、脅迫一〇六件、監禁（拉致を含む）三件、暴行（傷害に至らないもの）七四件、傷害一九件、合計二〇二件にのぼっており、殊に神戸港での「買出部隊」等による事件が多発した。中には鹿児島島の南方屋久島の監視署長が密輸嫌疑船に単身乗り込み調査中に船が走り出

し、北緯三〇度の国境線をこえ、口之島まで拉致されるといふ事件まで発生している。⁽³³⁾
戦後の密輸には、大別して次の四つのルートがあった。

第一「韓国ルート」戦後密輸の中心的地位を占めたルートで、戦前から日本に在任していた朝鮮人がその主役となった。日本での主要基地は北九州であったが、密輸船は関門海峡を通過し、あるいは南九州を迂回して阪神方面とも接続していた。主要密輸品目は、日本から文房具、なべ・かま・食器類、繊維製品、工具類など、韓国から海産物、生ゴム、皮革類などであった。このルートは、昭和二五年六月の朝鮮動乱の発生以後、国連軍による朝鮮周辺海域の警戒が厳重となつたうえ、韓国での物資の集荷が困難となって、急速に衰微した。一方、北朝鮮との間の密輸は、終戦直後はほとんどその例をみなかったが、動乱発生後かなり活発化し、日本から電気器具類、北朝鮮から鱈子、鯖の塩漬け等の海産物、麻薬類などが密輸出入された。北朝鮮側「出超」の一方的「片貿易」とみられ、政治的背景があるものとみられていた。

第二「南西諸島ルート」主として鹿児島を基地とし、沖縄・奄美大島との間に通じていたルート。終戦直後、沖縄人等が生活の窮迫を打開する一策として、砂糖や進駐軍放出物資などを内地に運び、日用品を持ち帰る形の密輸が自然発生的に始まり、それが次第に在日沖縄人と日本人が組んだ大規模なものに発展していった。内地から材木、日用品、食料品など、沖縄・奄美大島から砂糖、海人草などの密輸が活発に行なわれ、殊に朝鮮動乱後は、韓国ルートに代わってここが最大の密輸ルートとなった。韓国ルートの密輸に従事していた常習的密輸団が、大挙南方ルートに転換してきたといわれる。そして動乱を契機とした金ヘン景気を反映して沖縄からの密輸品は、旧日本陸軍等が使用した薬莖空等銅、真ちゅうなどのスクラップが中心となるのである。

第三「台湾ルート」終戦当初から昭和二二年末頃まで、南西諸島を中継基地として相当活発な密輸が行なわれたルートである。台湾人によって大規模な砂糖の密輸入が行なわれ、その見返りに電気器具、雑貨類などが密輸出された。二二年には砂糖が全密輸入物資中の主位を占め、二三年以降は砂糖が主食代替配給になったためその闇値が下落し、いったんは砂糖の密輸は減少の傾向を示したが、その後また需要が復活し、砂糖は、常に密輸入物資中で主要ラックを占めていた。もっとも砂糖の密輸は、二二・二三年までは台湾物が主流、その後はSPS（六八九、七一九ページ）からの横流れが主となっている。阪神地区在住の台湾人が台湾砂糖密輸策謀の根元であり、また台湾人の密輸犯検挙が台湾砂糖の密輸の盛衰と帰趨を一にしていたことは、さきにふれた。

第四「中国大陸・香港ルート」香港は、それ自体、また中国大陸と日本とを結ぶ基地として、日本に向けた重要な密輸基地の役割を果たしてきた。大型船による海上投下などの方法で、高級薬品類の大規模の密輸入が行なわれたことは、さきに述べた。このルートの密輸は、そのほか、中国人船員などによる時計、写真機、麻薬、金塊等の高価品の密輸入があり、一方わが国からは各種の方法で、銅塊、銅線、医療器具、光学機械、電気器具等々が密輸出され、このような密輸は、貿易の発展とともに増加していった。もっともこれらが活発になるのは、主として次期以降のことである。

この時期、密輸は、どのような機関によって検挙されたか。その内訳は明らかでないが、税関の監視態勢が整備されるまでの間警察力によるところが大きかったことは、さきにふれた。昭和二四年以降は統計があり、同年は総検挙件数一七七四件中税関九九九件、警察六四八件、海上保安庁三九件、その他は税関・警察、税関・海上保安庁の共同検挙などとなっていた（表3-9、七一六ページ）。警察、海上保安庁で摘発されたものも税関に引き継がれ、税関によって通告処分、告発が行なわれ、また、事件によって軍事占領裁判所に引き継がれたものがあったことは、さきに述べたとおりである。

表 2-6 密輸事件処分の状況
(昭和22・23年)

区 分	昭和22		23
	告 発	284	551
通 告	266	482	
軍 裁	17	21	
計	567	1,054	

(注) 1. 告発には、通告処分不履行による告発を含まない。
2. 昭和21年(6—12月)は不詳。

出所：主税局関税課・税関業務課「密輸事件調」各年12月(大蔵省資料Z534-8-3)から作成。

着手すること自体難しかったわけで、その数が少なかったのは当然とも考えられるが、たまたま連合国人の密輸を摘発し、「軍裁」引継にしたものも、税関統計に計上しなかったものがあつたかもしれない。一方、軍自身が検挙した連合国人等の密輸事犯もあつたと思われるが、それはもちろんこの計表外である。なお次期には「軍裁」引継件数も大幅に増加していることは、後にみるとおりである(七二六一七)。

- (1) 大蔵省『戦後の税関の歩み—税関白書—』、昭和二十七年、一三一—一四一ページ。
- (2) 主税局「本州、北海道、四国、九州及びその付属島嶼以外の地域から移入せられる物品の消費税徴収等について」昭和二十一年一月八日蔵税第二二二二二号(大蔵省資料Z五三四—八—二)。
- (3) 右の通牒は、旧外地等を外国と全く同じ取扱いとまでしたのではない。旧外地等からの移入に対して消費税の賦課を指した一方で、旧外地等に移出される物品についても、従来どおり消費税を課すべきものとしていたのである。
- (4) 通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開—戦後10年の歩みから—』、昭和三十一年、二四二—四三三ページ。もっとも砂糖は、「食糧の輸入税を免除する法律」(昭和二十二年法律第一八八号)(四六九—九〇二ページ)により関税を免除され、「租税特別措置法」(昭和二十二年法律第一五号)によって暫時、輸入糖に対し砂糖消費税を免除されたこともある。

- (5) 神戸税関『神戸税関百年史』、昭和四四年、三〇七—〇八八ページ、「税関再開十年の歩み」(『かすとむす』昭和三十一年六月号)、五四、五八—六二ページ。
- (6) 横浜税関百二十年史編纂委員会『横浜税関百二十年史』、昭和五六年、五八二—八三三ページ。
- (7) 同前、六二九—三〇三ページ、前掲『神戸税関百年史』、三〇八—〇九一ページ。
- (8) 岩本利通「支署から本関へ—東京支署・羽田支署の十年—」(『かすとむす』昭和三十一年六月号)、四三—四五ページ。
- (9) 前掲『横浜税関百二十年史』、六三〇—三三三、六三八—三九九ページ、「税関官吏の最近における特異的職務とその待遇若くは育成等に関する問題」(大蔵省資料Z五一—一五八)、占領後のわが国の関税問題、昭和二十四年七月一〇日、一四—一五ページ(大蔵省資料Z五一—一五五)、前掲岩本「支署から本関へ」、四四—四五ページ、主税局「引渡をうけた連合軍物資の処分に關する件」昭和二十四年一月二二日蔵税第二〇三三三三号(大蔵省資料Z五三四—一五)。
- (10) 前掲『横浜税関百二十年史』、六〇二—〇三三、六〇六—〇七七ページ、「税関定員及び施設の拡充整備」、昭和二十五年八月(関税調査団提出)、一六一—一八二ページ(大蔵省資料Z五三四—一六一—三)。
- (11) 「各税関の監視取締の現状報告」(昭和二十四年三月開催監視部長会議)(大蔵省資料Z五三四—一七一—三)。
- (12) 五一—二二二ページ注(3)掲記の覚書および依命指示。
- (13) 神戸税関『税関Gメン』、昭和四四年、四—四一四ページ(大蔵省資料Z五三四—一八一—四)。
- (14) 前掲『横浜税関百二十年史』、六〇七—七二二ページ、終戦連絡中央事務局経済部課長発内務省警保局防犯課長・大蔵省主税局関税課長あて「密輸入防遏方に関する件」昭和二十二年九月二二日(沖繩・日本間の経節、砂糖、泡盛等の大規模な密輸計画の通報とその防遏方指令)(大蔵省資料Z五三四—一八一—二)など。
- (15) 大蔵省「密輸出入対策委員会規程」昭和二十一年一月二八日官房秘令第五七号、主税局「密輸出入対策委員会の運用に關する件」同年同月二九日蔵税第二七七七六号(同前)。
- (16) 第二回税関長会議(昭和二十二年四月一〇—一一日開催)における密輸問題に關する各関の答申(殊に神戸、函館)(大蔵省資料Z五三四—一七一—二)。
- (17) 「税関第一線の人々にきく—密貿易を中心に—」(『財政』昭和二十五年十一月号)、二五—二六ページ、同前函館税関答申。
- (18) 占領下の裁判管轄権については、高野雄一「管理下の裁判管轄権の回復」(日本管理法令研究会『日本管理法令研究』第三二二号、昭和二十六年三月)に詳しい。

次に、この時期の事件の処分内訳を示しておく(表2-6)。前掲表2-5(五五五—五五七ページ)は、各年の検挙件数を示しているのに対し、この表は、その年になされた事件の処分件数を示すもので、両者は正確に対応しているものではない。⁽³⁴⁾これによると、税関長が一種の私和として罰金相当金額等の通告処分により事件を処理したものが、犯則嫌疑者の居所不明、無資力、情状懲役の刑に処すべきものなどの理由で告発したものより若干多い。また「軍裁」引継分の数は多くない。当時日本の取締機関は、連合国人に対して取調に

- (19) この点は、主税局「密貿易犯則事件等に関し中華民國の国籍を有する台湾人の取扱について」昭和二年四月二十四日蔵税第一一六六号(大蔵省資料乙五三四一八一二)、により税関に示達された。
- (20) 主税局「昭和二十一年勅令第二百七十七号第一条違反で連合国軍事占領裁判所で有罪の判決があった事件の犯罪に係る物品又は犯罪行為に供した船舶等の処理に関する件」昭和二十一年一月二十九日蔵税第二二五九号(同前)。
- (21) 前掲「戦後の税関の歩み」、三〇―三六ページ、大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、二一九―二七ページ、佐藤菊凍「密貿易の実態と動向」(『財政』昭和二六年七月号)。本稿中これらの文献によった記述については、特に必要と考えた箇所以外、引用の注記を省略した。
- (22) 前掲『戦後の税関の歩み』には、昭和二四年以降は、密輸事件検挙機関別件数が示されており(同書三八ページ)、それと対比すると、この表2-5で引用した検挙件数の数字(同書三一ページ)のうち、少なくとも二四年分以降の件数が、警察、海上保安庁によるものを含むことが明瞭である。
- (23) 前掲佐藤「密貿易の実態と動向」、五五ページ。
- (24) 昭和二五年当時密輸取締の第一線で活躍していた税関職員の座談会で、実感として検挙割合は、五分の一ないし二〇分の一という発言がある(前掲「税関第一線の人々にきく」、二五ページ)。
- (25) 前掲『税関百年史』下巻、二二七ページ。
- (26) 前掲『戦後の税関の歩み』、三四―三五ページ。
- (27) 前掲「税関第一線の人々にきく」、二二―二四ページ。
- (28) 横浜税関密輸出入対策委員会研究資料「最近に於ける密輸出入の動向特に内台間の砂糖密輸入について」、昭和二二年二月(大蔵省資料乙五三四一八一二)。
- (29) 前掲『戦後の税関の歩み』、三二―三三ページ。
- (30) 日本税関史口述会速記録(税関百年史資料、木村秀弘口述分)、二〇―二三、二六―三三ページ。
- (31) 前掲「税関第一線の人々にきく」、三一ページ。
- (32) 前掲佐藤「密貿易の実態と動向」、五五ページ。
- (33) 同前、五七―五八ページ、前掲「税関第一線の人々にきく」、二九―三〇ページ、神戸税関『神戸税関事務概要』、昭和二五年三月、五五ページ(大蔵省資料乙五三四一八一二)。

(34) なお表2-6で引用した基礎資料の検挙件数も、表2-5のそれとは多少食い違っている。

第三章 占領後期の関税・税関行政（昭和二四—二六年度）

第一節 経済・貿易の動向

——安定・復興と国際経済復帰への前進——

一 序 説

本章では昭和二四年度以降講和発効（二七年四月二八日）に至るまでの占領後半期を取り上げる。

この時期は、国際政治の面では冷戦体制が固定化する中で朝鮮戦争が勃発し、その過程でマッカーサーの解任（二六年四月）があり、ようやく終局を迎えつつあった日本の占領体制に衝撃を与えた。一方、この時期を通じて司令部の漸進的な権限委譲によって、各分野で日本の主権回復がなしくず的に進行し、経済面では、ドッジ・ラインの遂行によってインフレの収束に成功する一方で、単一為替レートの設定、民間貿易への全面移行などを通じて国際経済への復帰が進み、さらに朝鮮動乱の勃発を契機に経済復興が大きく進展した。そして関税問題や税関行政の分野でも、占領下での各種の懸案が解決に向かってそれなりの進展をとげ、一応の結着をみるに至るのである。「経済白書」

(昭和二七年度)は、この時期を戦後経済の回復過程の第三段階(経済安定計画期)および第四段階(動乱ブームおよびその調整期)として位置づけている。まず、この時期の時代的背景として、その経済、貿易などの動向を概観しておく。

二 経済の動向

この時期の経済は、大体次のような状況で推移した。⁽¹⁾

昭和二三年にはいって鉱工業生産は急上昇し、インフレも、徴税強化、財政収支の改善などを通じてややその騰勢を弱めていたが、財政赤字などインフレの禍根は、なお跡を絶っていなかった(五一六ページ)。このような中で、日本政府は、今後の経済運営の方策として、インフレを徐々に抑え、安定恐慌の発生を避けながら、生産復興を進めようとする「中間安定論」に傾いていたが、ここで生産復興よりもまず安定を主眼とし、インフレの一举収束を図ったうえで自力復興の軌道を歩ませる目論みの下で強力な総合施策の実施を指令したのが、二三年一二月の「経済安定九原則」であった。「九原則」は、歳出の削減と歳入の増加による総合予算の真の均衡の達成、徴税の強化、信用の制限、賃銀・物価の安定策の確立、貿易為替管理の改善強化、輸出振興対策などから成り、これらの諸方策を推進することにより、早急に単一為替レートの設定を可能とする諸条件を確保すべきことを指令していた。九原則指令は、極東委員会の中間指令という形式で、アメリカ政府からマッカーサー司令官に伝達され、それまで日本政府の「中間安定論」を黙認ないし追認する傾向のあった司令部自体をも縛る至上命令であった。

九原則指令の中核は、二四年二月来日したドッジ J. M. Dodge 公使による二四年度の総合均衡予算の編成を通じて強力に実施に移された。この予算は、一般会計ばかりでなく、特別会計、政府関係機関収支までも含む総合均衡予算であり、しかも各予算を通ずる純計で多額の黒字を計上し、その大部分を復金債等の債務償還に充てる超均衡予算でもあった。二四年度は、政府が意図していた所得税軽減等が見送られ、租税負担が戦前、戦後を通じて最も過重なものとなった一方で、この予算において、政府投資の削減、インフレの根源であった復興金融金庫の貸出停止などを行ない、また、従来「かくれた補助金」の役割を果たしていた複数レート(概して輸出は円安、輸入は円高、この点さらに後述)を廃し、単一為替レートを設定する前提の下で「価格調整費」として予算に各種補給金を計上するとともに、従来貿易資金特別会計の中で商業輸入物資と一緒にどんぶり勘定的に一括経理されていたアメリカの対日援助物資の円売上代金を同勘定から分離して、見返り資金として積み立てる措置(米対日援助見返資金特別会計の設置)が採られた。ドッジは、日本経済を援助と補給金という二本足の上に立った「竹馬経済」と比喻したが、二四年度予算で、この竹馬の足を表に出したうえで、経済の復興自立の進展につれてその削減を企図したのである。

一方、二四年度早々(二四年四月二五日)一ドル三六〇円の単一為替レートが決定施行された。従来の複数レートの下で、二三年末の平均レートは、輸出一ドル三三〇円、輸入一ドル一六〇円程度で、個別物資によって三七円から六〇〇円までの幅があったものが、⁽²⁾一挙にこのレートに収斂された。新レートは、若干の輸出ドライプを加味して算出されたといわれるが、それでも物資によっては輸出採算の悪化を生じ、一方輸入物資については、特定の物資に対する輸入補給金の支給、公定価格の引上げなどの措置が採られた。しかしその後、補給金の削減、価格・配給統制の撤廃が急速に行なわれ、国内価格体系の国際価格へのさや寄せが進行し、企業はコスト切下げのための厳しい合理化圧力にさらされたのである。

なお、ドッジ・ラインの遂行に関連して、昭和二五年、シャープ C. Shoup 勅告に基づき、所得税減税を含む税制

の全面的改革が行なわれ、また、二四年末から二五年初めにかけて従来の管理貿易方式に根本的な変更が加えられ、全面的に民間貿易への移行が行なわれた。いずれも経済の安定と正常化の方向に即応した大きな制度改革であった。

超均衡予算の実施を中心とする経済安定計画の遂行により、インフレはほとんど完全に収束し、物資・物価統制の撤廃が進み、自由経済の進展が、企業家の意欲を刺激するとともに企業の合理化を促進した。このようにして国内経済の基調はインフレからデフレへと急角度に転換していったが、一方世界経済は、ようやく戦後の物資不足の状態から脱却し、貿易市場が売手市場から買手市場へと転換し、それに英ポンドの切下げ（二四年九月）などの事情も加わって、わが国の輸出は伸び悩み、産業活動が沈滞化し、不況の様相が拡大していった。ところが二五年六月朝鮮動乱が勃発するに及んで、経済の様相は一変した。特需の発生、輸出の増大により滞貨は一掃され、生産が増加し、価格が上昇し、企業収益は好況に転じた。動乱が世界経済に与えたインパクトは大きく、世界市場は再び買手市場から売手市場へと転換し、その間にあって、わが国の鉱工業生産は輸出と特需の関連産業を中心に急伸し、それが経済一般の好況へと発展し、動乱ブームと呼ばれる様相を呈するまでになった。しかし二六年度にはいると、世界的に動乱景気に対する反動傾向が現われ、日本経済も調整過程をたどることになるのである。

「経済白書」(昭和二七年度)は、占領末期(昭和二六年度)のわが国の経済水準について述べている。戦前(昭和九一年)と比べて鉱工業生産は二五年度に戦前水準を突破し、朝鮮動乱後の生産活動の飛躍的増大により、二六年度は戦前比一三二％に達している。もっとも人口膨張(二二二％)を考慮すると、一人当り生産量は、戦前を若干上回る程度であった。同様に実質国民所得も、所得総額で一〇％余こえているものの、人口一人当りでは、戦前の九三％にとどまっている。国民所得中資本蓄積に向けられる部分が増加したため、国民消費水準は、対戦前比八六％、さらに貿易水準の回復は遅く、戦前と比べて、貿易数量で、輸出(商品特需を含む)三六％、輸入(援助輸入を含む)四九％にすぎない。

い。ちなみに各国の回復水準との比較では、鉱工業生産は、大戦中に生産力の著増したアメリカは別格として、西ドイツ、イタリアを含む西欧諸国と比べて戦後初期のわが国の回復速度は遅く、二六年度に至ってようやく西欧諸国並みの回復水準に達している。しかも鉱工業生産の回復水準が西欧並みに達したといっても、欧米との間の経済力の懸隔は大きく、一人当り国民所得は、アメリカの二分の一、イギリスの二〇％、西ドイツの四〇％程度にすぎなかった。また、欧米諸国は貿易特に輸出の水準について、概して鉱工業生産を凌駕する回復を示しており、この点で日本は著しい遜色があった。わが国では戦後、輸入依存度が相対的に低い重化学工業の生産が大きく伸びたこと、同製品に對して、旺盛な国内の復興需要があった半面その国際競争力は弱かったこと、従って産業構造上繊維工業の比重は著減したのに、輸出商品としては繊維が依然として首位を占め、その比重も戦前とあまり変わらない状態であったこと、などの事情があり、これらが鉱工業生産の回復水準と貿易のそれとの間で著しい跛行性をもたらす要因となっていたのである。

三 貿易制度の改革と貿易の動向

次にこの時期における貿易制度の改革その他貿易の動向についてみよう。⁽³⁾

ドッジ・ラインは、デフレ圧力による国内消費の圧縮、輸出の伸長を通じて、日本経済を自立軌道に乗せることを目標にしていた。一ドル三三〇円レート⁽⁴⁾の決定で輸出採算の悪化を招いた商品が生じ(たとえば従来の複数レート制一二四年一月現在一の下で、陶磁器六〇〇円、鋼船、玩具五〇〇円)、また、前述のように世界経済の売手市場から買手市場への転換、英ポンドの切下げなどといった悪条件が重なったが、二四年の輸出は、全体として二三年に引き続き大

大きく伸長した(表2-1、五二〇、表3-1、五八三ページ)。しかし、二四年を通じてみると、その後半の輸出は、前半より減少している。ことに二四年九月の英ポンドの大幅切下げ(三〇・五%)は、直ちに多数国の平価の追従切下げを招き、それを契機に、わが国の有力な輸出市場であったスターリング地域向け輸出は、大幅に減退した。ポンド切下げに対して、政府は直ちに一ドル三六〇円レート維持の意向を司令部に伝え、司令部もこれに同意してその旨の声明を行なったが、一方、司令部・政府は、切下げ後の事態に対処するため、フロア・プライス制(五一八ページ)の廃止に踏み切った。このような措置は、当然にわが国商品の輸出価格の引下げを招来した。当時の世界経済の基調から、国際物価が低落し、各国の輸出価格も下落したが、その中でもわが国の輸出商品の下げ幅が特に大きかったのである。ドッジ・ラインと厳しい輸出環境の下で、企業の合理化が促進されたことは、いうまでもない。

なお、当時の輸出振興策の一つに、二四年六月から実施された優先外貨制度があった。この制度は、輸出商品価額の一定割合の外貨について、その輸出業者、メーカーなどに優先的に為替許可を与え、これを海外渡航費、海外代理店手数料、輸出用原材料の輸入代金等の支払に充てることを認める制度で、後に輸出前の前借制度にまで拡張された。司令部のイニシアティブでポツダム政令「輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令」(昭和二四年政令第二六六号)により設けられた制度である。この制度は、輸出促進のインセンティブになると同時に、「盲貿易」の解消に一役買わせる狙いをもっていた。

昭和二四年を通じ日本経済の安定と正常化が進む中で、終戦後のがんじがらめの厳しい貿易・為替管理の体制を一新し、内外の事態に即応した新しい貿易・為替の体系を整備するための検討が、司令部、日本政府それぞれに進められていた。司令部は、同年秋、フリール O. Freile (陸軍省極東グループ通商産業班長) を長とする貿易顧問団、ローガン W. J. Logan (西ドイツ合同輸出入機関理事長)、ムラデク J. V. Madek (IMFスタッフ) などを招請し、その専門

的意見を聞き、勧告を受けたが、その結果貿易・為替の分野で種々の新施策が策定され、実施に移されることになった。それらのうち最も重要なものは、輸出入手続の全面的民間移行と、その法的根拠となり、かつ従来の外国為替・貿易管理の法制に取って代わった新外国為替・貿易管理法令の制定であった。

輸出入手続の民間移行は、いわゆる「ローガン構想」と呼ばれる新貿易方式の一環であったので、ここで「ローガン構想」全体について簡単にふれておこう。「ローガン構想」とは、従来の統制による貿易方式をできるだけ排して、自由取引的色彩を強めることを指向し、輸出入手続の簡素化と民間移行、輸入先行方式による輸出促進、輸入のドル地域から非ドル地域への切替え、協定貿易の拡大などを目標とする新貿易政策の呼称であった。

既述のように輸出については、すでに制限付民間貿易が実施され、その拡大とともに手続の緩和・正常化が進行していた(五一七―一八ページ)。「ローガン構想」は、従来の政府貿易の建前自体を民間貿易のそれに切り替え、政府の統制をできるだけ緩和し、民間の創意を發揮させようとしたもので、これまで、政府貿易の建前の中で、なしくずし的に進行してきた輸出の民間貿易方式をその本来の姿のものに発展させるとともに、輸入についても新たに民間貿易方式を導入しようとするものであった。この民間貿易の手続の内容は、新外国為替・貿易管理法令によって定められた。また、民間輸入への移行に伴い、従来司令部が管理していた外貨資金の管理が、日本政府に移管された。これらの点については、後程もう少し具体的に述べる。新法制による民間貿易への移行は、司令部の指令で、輸出は二四年一二月から、輸入は二五年一月から実施された。

「ローガン構想」の輸入先行方式、輸入のドル地域から非ドル地域への切替え、協定貿易の拡大といった目標は、相互に関連した政策意図に基づくものであった。すなわち戦後ドル不足に悩む世界各国の通商において求償主義的な傾向が台頭し、双務協定貿易の推進強化を図る政策が一般化していたが、「ローガン構想」は、そのような潮流に沿

ったもので、飢餓輸出的な考え方を一擲して輸出・輸入を相関的に捉え、輸入を増加することによって輸出拡大を図ることを考え、そのために非ドル地域の諸国との間で協定貿易を推進しようとするものであった。オープン勘定等の貿易・金融協定は、昭和二二年以降非ドル地域諸国との間で締結が進められていた(五一九ページ)が、この時期にはいつて、わが国から中南米諸国に対して貿易使節団を派遣するなど、さらに積極的な締結交渉が進められ、アメリカ、カナダ、ソ連圏諸国などを除き、ほとんどの国(地域)との間で協定貿易の網が張られるようになった。貿易・金融協定は、スターリング地域を除いて、ドル建オープン勘定が普通であったが、中南米諸国の一部など一部の地域との間の取決めは、ドル・キャッシュ決済であった。これらの協定は、貿易決済の方法を協定した金融協定だけのものもあつたが、そのほかに貿易協定をあわせて取り決めているものが多かつた。⁽⁶⁾貿易協定は、当事国の貿易を促進し、高い水準での均衡を図ることを目標として相互の貿易量を取り決めたものだが、民間貿易を含む貿易量の取り決めであり、一つの目標値であつて、当事国を拘束するものではなかつた。「ローガン構想」・協定貿易の推進により、二五年以降輸入市場のドル地域から非ドル地域への転換が進んだ。もっとも輸出よりも輸入促進の方が先行し、また、前述した世界経済の基調の転換などから輸出が停滞し、ことにポンド切下げの行なわれたスターリング地域への輸出が伸び悩んだ。⁽⁷⁾なお協定貿易は、昭和二六年末で、協定数二四、年間輸出総額の七〇%、輸入総額の四一%をカバーする状況となつていた。⁽⁸⁾

次に外国為替・貿易に係した当時の行政機関について一言しておこう。二四年二月、司令部は、覚書「外国為替の管理」(一九四九年二月二日SCAPIN一九六八)を発し、日本政府が外国為替・貿易の総合的管理を確立するために必要な措置を速やかに採るよう指令し、その措置の一環として外国為替管理委員会の設置を指示した(五三七―三八ページ)が、政府は、この覚書を受けて、早速三月、ポツダム政令「外国為替管理委員会令」(昭和二四年政令第五

三号)で、総理庁(府)の外局として同委員会を設置した。委員会は、外国為替・貿易の統制、管理に関する手続を再編成し、総合的に調整すること、政府の支配する在外・在内の資金(一切の外貨と為替円貨)を管理、運営することなどをその任務とした。この段階では、まだ司令部が管理していた外貨資金の管理は、日本側に移管されず、委員会は、貿易特別会計(二四年度予算で、従来貿易資金特別会計(四五四、五二〇―二二ページ)が改組されたもの)に設けられた外国為替資金(司令部の管理する外貨資金に対応する円貨勘定)を管理するにとどまつたが、同年一月司令部商業勘定の外貨記帳事務の移管を受け、さらに二五年一月、民間輸入制度の発足と同時に、右外貨資金(六七〇〇万ドル)とオープン勘定の運用が日本政府に移管され、委員会がその管理運営に当たることとなつた(なおその際、貿易特別会計の外国為替資金は、新設の外国為替特別会計―二六年度以降外国為替資金特別会計―に引き継がれた)。もっとも法的にはわが国の外貨資金は、なお司令部の管轄下であり、右の委員会の管理は、FECB(外国為替管理委員会 Foreign Exchange Control Board) a/c for Account of SCAP の名義でなされ、これが日本政府の名義になるのは、さらに二六年後半まで待たなければならなかつた。なお、その間委員会は、二四年二月、新「外国為替及び外国貿易管理法」(同法律第二二八号)と同時に制定された「外国為替管理委員会設置法」(同法律第二二九号)に、その設置の根拠が切り替えられた。ところが、次にみるように外国為替・貿易管理をめぐる関係行政機関の権限が幅濫しておりその際、委員会の、外国為替・貿易の統制、管理に関する総合調整の権限が削除された。⁽⁹⁾

一方、二四年六月の「国家行政組織法」(昭和二三年法律第一二〇号)の施行に合わせて各省の「設置法」が制定されたが、その際商工省は通商産業省となり(二四年五月発足)、貿易庁は廃止されて、その事務は同省内局の通商振興局に引き継がれた。「通商産業省設置法」(同法律第一〇二号)には、通商の振興などのほかに、通商に伴う外国為替の管理がその任務に挙げられていた。ところが別途、経済安定本部は、外国為替・貿易に関する経済安定の基本的施策

の企画立案と、それらの事項についての関係行政機関の総合調整の権限をもち、また大蔵省には、輸出為替、輸入為替等を除き、外国為替を管理する権限があった。以上のように外国為替・貿易に関係した数個の行政機関があり、かつそれぞれの権限が、錯雑した状態にあったのである。⁽¹⁰⁾

さて、新外国為替・貿易管理法の立案に当たって、当初は関係行政機関の手で各種の案が作成されたが、やがて外国為替・貿易を含むすべての対外経済取引を包含する一本の法体系を打ち立てる方針がまとまり、外国為替管理委員会を中心として検討が進められ、何度も案が練り直された。

しかし、関係官庁間の権限争いが熾烈で、調整が難航し、最後は司令部担当官が中心となり、日本側と共同委員会を設けて集中的な作業を続けた結果、ようやく「外国為替及び外国貿易管理法案」がとりまとめられた。法案は、国会で短期間の審議ののち、無修正で成立し、同法は、二月一日公布された(昭和二十四年法律第二二八号)。同法は、外国為替・貿易管理の具体的内容を政令等に委任しており、そのための基本政令として「輸出貿易管理令」(昭和二十四年政令第三七八号)、「輸入貿易管理令」(同年政令第四一四号、当初は「輸入貿易及び対外支払管理令」)、「外国為替管理令」(昭和二十五年政令第二〇三号)が、次々に制定施行された。前二者は、前述の民間貿易の基礎法令となったもので、それぞれ二四年一月一日、二五年一月一日から施行され、最後の政令は、やや遅れて二五年六月三〇日から施行された。これらの政令の施行に伴い、従来の貿易・為替に関する管理取締法令であった「貿易等臨時措置令」、「外国為替管理法」、「金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件」、八八号省令、「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」(四五四―五五、五三七、六〇八―二二ページ)などは、すべて廃止され、ここに新管理法体制が発足したのである。

新管理法はIMFスタッフのムラデクらの勧告を基にまとめられたもので、日本が将来IMFに加盟することを前提とし、単一為替相場の設定など、IMF協定による為替管理の原則を取り入れている。また、輸出の原則自由をうたい、輸入の民主的、合理的な統制方法として、外国為替予算制度を採用し、さらに経済情勢の変化に応じて諸規制を逐次緩和・廃止するための再検討条項を設けている点などで、新立法の斬新性がみられる。しかし新法は、為替・貿易について周到な規制のフレームを設定するとともに、その具体的内容は命令に一任するという広範な委任立法の形式を採っていた。すなわち為替管理の面で、外国為替等の集中制の徹底を図り、その内容を政令に委任していたほか、対外支払、その他およそ国際収支・貸借に影響するあらゆる取引行為について、政省令で定める場合を除いて、一般的にその禁止・制限をうたった規定を設け、貿易管理の面でも、同様に政令で広範な規制を設けることができる内容となっていた。新法は、このように規制の具体的内容を命令に委任して、機動的に変更しうるようにし、ひとまず厳重な制限・禁止から出発して、前述のように情勢に応じて逐次それを緩和・廃止の方向にもっていくことを考えていたのである。しかし、新管理制度は、法律を読んだだけでは、その具体的な制限・禁止の内容はわからず、しかも前記三政令を始めとする諸命令は、複雑膨大な規制の体系を構成しており、一読明解とは決していえない代物であった。ここで、簡単に新制度の特徴的な点を述べると、まず輸出は、原則自由の方針の下に、従来の通産省(司令部)の悉皆事前許可制を廃止し、一般的には輸出は自由で、外国為替銀行の「認証」(代金決済が標準決済方法によっていることなどの確認証明)だけでよい(小額貨物等は、これも不要)こととして、輸出禁制品、国内不足物資、戦略物資等の輸出、委託加工貿易等の特殊貿易、標準決済方法以外の方法による輸出に限って、事前承認を要することとされた。ここに標準決済方法とは、対外取引の支払または支払の受領について標準となる決済方法として別途外為委の規則で定められた方法である。もっとも輸出の原則自由といっても、事前許可を要する場合は少なくなく、さらに内外の政治経済情勢によって、その品目が追加され、また標準外決済方法で輸出される場合が増加したりしたのである。次に

輸入については、民間輸入制度へ移行したといっても、乏しい外貨を有効に使用するために、輸入に対する通産省の許可・承認制度が採られ、その中で特色ある制度として、閣僚審議会が外国為替予算（一定期間における商品別、項目別、通貨別、外貨支払許可枠）を決定し、通産大臣がこれに基づいて輸入が許される品目、仕入地域、輸入限度、保証金（輸入の実行の保証のために外国為替銀行に積み立てる担保）の比率、当該品目にかかる輸入承認方法などを公表する制度が採用された。輸入承認方法には、外貨資金割当制、先着順制、自動承認制の三方法があった。最初の制度は、国内需要が強く、輸入量の調整を要する物資に対する方法で、事前に通産省に外貨割当の承認を申請する制度であり、後二者は、予算の範囲内で、輸入申請順にまたは自動的に輸入が承認される制度で、その承認は、通産大臣の委任により、外国為替銀行経由のうえ日銀のチェックで行なわれる仕組みであった。外国為替予算制度は、その内容をできる限り公表することにより、輸入者に使用可能な外貨など、輸入承認が受けられる条件を周知させ、行政当局の裁量の余地をなるべく少なくすることを企図したもので、前記の先着順制、自動承認制と相まって輸入手続の簡素化に貢献した。また、この予算は、貨物輸入のためのほか、貿易外支払のためにも作成され、マクロ的に国際収支均衡のために重要な役割を果たし、輸入先行、輸入地域の調整など「ローガン構想」の実行にも寄与し、さらに後には国内産業政策遂行上の手段としても活用された。外国為替予算は、当初は四半期ごとに作成された。なお新管理法制定当初は、輸入承認方法として先着順制を主要な方法と考えていたが、思惑申請などの弊害を生み、その適用品目はしだいに他の二方法に移行された。さらに当初は外貨資金の不足から外国為替予算の内容は極度に窮屈なものとなり、輸入物資は食糧、主要基礎物資、輸出原材料などに限られ、輸入承認方法も、多くの物資について外貨資金割当制が採用されたのである。以上のほか、輸入制度としては、外国為替予算に基づき公表された輸入限度、輸入地域にかかわらず、または標準決済方法によらずに貨物を輸入しようとする場合の、通産大臣の事前許可制などがあった。

なお管理法上の輸出・輸入制度と税関手続との関連についていうと、税関が貨物通関の最後の関門として、通関検査の際に、法令上の要件具備の確認、通産大臣の委任に基づく承認などを行ない、そのうえで、輸出入の免許がなされる仕組みとなっていた。すなわち管理法は、通産大臣が貨物の輸出入に関して税関長を指揮監督するとともに、同法に基づくその権限の一部を税関長に委任することができる旨を定め、それを受けて輸出・輸入貿易管理令は、税関長が通産大臣の指示に従い、通関の際、貨物の輸出入について認証・承認を受けていることまたはこれを受けることを要しないことを確認しなければならないものとし、また無為替輸入にかかる小額貨物の輸入承認などを税関長に委任したのである。この管理法が通産大臣の税関に対する指示（指揮監督）をうたっていた点は、税関の「関税法」に基づく固有の権限との関係が問題となり、また大蔵省は、税関長への通産大臣の権限委任の拡大を主張した。以上の税関の貿易管理業務については、後に関係の箇所ですらに具体的に述べる（五九八―九九、六一九ページ）。

為替管理は、国際収支・国際貸借に変化をもたらす取引行為全体について監視の網を張り、資金、貨物、証券その他あらゆる形態による対外決済資金の逃避を防止するために必要な制限・禁止措置を講ずるとともに、一国の対外決済資金の確保充実を図るために、外国為替等を政府の直接統制下に置く集中制度を設ける必要がある。しかし、一方においてそれが正常な対外取引を阻害しないことはもとより、内外の諸情勢の下で要請される限度内の統制にとどまるように注意すべきことは当然である。新管理法は、居住者が取得した対外支払手段・外貨債権は外国為替銀行等に売却し、銀行等はこれを外国為替管理委員会（外国為替特別会計、のうち外国為替資金特別会計）に売却し、委員会がこれを管理運用する制度を中心とした外国為替等の集中制度を設けており、当初は外為委への全面集中制から出発し、やがて外国為替銀行に外為委の代理人として外貨保有を認める残高集中制に移行した。一方、法が、居住者・非居住者間の支払、その原因となる債権取得、役務契約、証券・不動産にかかる取引、支払手段、貴金属・証券等の輸出入など

あらゆる対外的取引について広く制限・禁止の網をかぶせているところから、「外国為替管理令」は、適宜その制限を解除するとともに、法による二重三重の規制を整理し、支払の原因となる行為（契約等）の段階で主務大臣の許可等を得ることとして、その許可等があったときは支払の許可を要しないこととするなどの措置を講じている。八八号省令による対外的取引の原則的禁止と個別許可によるその解除を建前とした旧制度と比べると、新管理法制が為替管理の体系的フレームを確立し、かつ逐次それを緩和していったことは事実だが、それにしてもその規制は厳重で、法令の内容は複雑難解であった。

なお管理法上の為替管理に関し、税関は、支払手段、貴金属、証券等の輸出入につき、大蔵大臣の許可を受け、または法令により認められたものであることの確認などの業務を行なった。支払手段等の輸出入は、出入国者の携帯輸出入の場合が最も多く、税関は、出入国者について所要の確認や法令に定められたその輸出入にかかる管理のための各種事務を処理した。これらの点についても、別の所で具体的に述べる（六〇八一―三、六二四―二五ページ）。

昭和二二年八月制限付民間貿易の再開を機に、司令部により外国銀行の日本での営業が許可され（スキップ・ライセンスト・バンク SCAP Licenced Bank）、それ以後外国為替業務は、わが国の法律の枠外で、司令部とこれらの外国銀行の手によって行なわれた（五二〇―二二ページ）。一方、わが国の銀行は、その補助的な業務（プロセッシング・バンク Processing Bank）と優先外貨に関する記録業務を行なうにとどまっていた。しかし今や新管理法体制の下で日本側が外国為替管理を行なうこととなったので、新法の下で、従来プロセッシング・バンクとしての業務を認められていた邦銀一一行が、同法に基づく外国為替銀行としての認可を受けたものとみなされ、一方、ライセンスド・バンクとしての業務を営んでいた外銀一〇行は、改めて新法に基づく認可を受け、大蔵大臣の監督に服することとなった。

ちなみに新管理体制の下での関係官庁の権限を概括的に述べると、外国為替予算は閣僚審議会（作成の実務は、経済

安定本部貿易局）、外貨資金の集中・管理は外国為替管理委員会、為替相場は大蔵省および外為委、外国為替銀行の認可は大蔵省、貿易管理および貿易に伴う為替許可は通産省、それ以外の為替許可、金、対外支払手段、証券等の輸出入の許可は大蔵省といった具合であり、その権限の一部を日本銀行、外国為替銀行および税関に委任する仕組みであった。一方司令部は、二五年初頭、覚書「外国為替および外国貿易管理」（一九五〇年一月一日 SCAP IN 二〇七〇）を発し、従来有効であった関連覚書の廃止と、新法に基づく物資輸入の認可を示達したが、その際外国為替予算の作成、為替レートの変更など重要事項については、司令部の承認権限が留保された⁽¹¹⁾。

以上が新貿易・為替管理体制のフレームであり、その後朝鮮動乱の勃発など、わが国の経済・貿易をめぐる情勢は流動を続け、事態の変転に応じて新管理体制の運用にも種々の修正がほどこされるが、以上に述べた管理体制の枠組みそのものは、講和後にもわたって長く維持されるのである。

なお、貿易に関係した分野で実施されたその他の主要施策を列記しておく、政府在外事務所を設置（二五年四月在米三事務所の設置）、海外展示会の開催、博覧会・国際見本市への参加（同年以降）、輸出信用保険制度の発足（同年六月）、日本輸出銀行（のちに日本輸出入銀行）の創設（同年二月）などがあった。一方、日本経済の国際経済への復帰が進む中で、二五年末には、残存していた二つの貿易公団が解散し、軍管理貿易時代の名残りの制度に終止符を打った。

さきに記したように、ドッジ・ラインの初年度である昭和二四年は、その年通年では日本の輸出は伸長したが、その後半から伸び悩み、わが国の経済全体が不況下に沈滞することとなった。このような局面を一変したのが、二五年六月に勃発した朝鮮戦争であり、それを契機に貿易は、にわかに活況を呈し、飛躍的な増大をとげ、それに特需という新しい需要が加わった。特需には広狭二義があり、狭義には国連軍（主として在日アメリカ軍）が特需契約に基づいて調達する物資・サービスの代金を意味し、そのほかに日本駐留の外国軍隊（軍人・軍属等）の消費（円セール）・外国

表 3-1 貿易額の推移(昭和24—27年) (単位 千円, 千ドル)

	円 建			ド ル 建		
	輸 出	輸 入	輸出入(Δ) 超 過	輸 出	輸 入	輸出入(Δ) 超 過
昭和24	169,842,674 (808,536)	284,455,264 (1,354,149)	Δ114,612,590 (Δ545,613)	509,700	904,845	Δ 395,145
25	298,021,052 (1,200,310)	348,195,583 (1,402,393)	Δ 50,174,531 (Δ202,083)	820,055	974,339	Δ 154,284
26	488,776,775 (1,418,528)	737,241,298 (2,139,622)	Δ248,464,523 (Δ721,094)	1,354,520	1,995,039	Δ 640,519
27	458,243,197 (1,304,389)	730,351,682 (2,078,946)	Δ272,108,485 (Δ774,557)	1,272,915	2,028,193	Δ 755,278

- (注) 1. 円建の数字は大蔵省の貿易統計、ドル建の統計は司令部経済科学局の統計数値。
2. 円建欄のかっこ内は、卸売物価指数により昭和10年の物価指数に換算した数字で、表1-1(456ページ)注3と同じ。
3. 本表における日本の領域は、朝鮮、台湾、南洋諸島、南樺太、千島列島、琉球、小笠原諸島を除いた地域である。

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」, 105ページ。

存の意義が薄れ、ドルによるストレイト輸入の途が拡大された。ところが二六年以降輸入が著増するに及んで、今度は自動承認制の一時停止や外貨予算の枠の縮小などの措置が採られた。さらに当時の貿易は、決済の通貨・方法の点で、ドル地域、スターリング地域、オープン勘定地域に大別されており、わが国の貿易全体としての輸出入動向のほかに、各地域別貿易の均衡保持の問題があった。ところが貿易規模が拡大していく中で、通貨地域別にみると、その輸出入には大きな不均衡があり、外貨資金の通貨別保有高の調整が大きな問題となった。朝鮮動乱発生後、ポンド貨は一時の不足から過剰へと変動し、また低開発国を多く含むオープン勘定地域諸国との間では、わが国の出超傾向が続ぎ、オープン勘定残高の累積問題を発生させた。このような情勢の下で不断にその調整が問題となり、そのため種々の貿易・為替政策の実施・調節が繰り返されたのである。

これまでに占領後期の折々の貿易の推移についてふれてきたが、最後に、この時期を通じて数字を加えながら貿易の動向をとりまとめ、かつ、援助輸入、特需の問題も加えて、対

関係機関の支出に伴う受取りなどを加えたものが広義の特需である。⁽¹²⁾ 特需は、日本経済に対し大きな追加需要となっただけでなく、多額の貿易外収入をもたらした。入超に悩むわが国の国際収支の支えとなった。朝鮮動乱発生後、世界市場は再び買手市場から売手市場へと転換し、わが国には動乱ブームが訪れ、海外価格の高騰とともに、わが国の国内価格、輸出入価格とも一斉に上昇した。このような情勢の中で、輸入が漸次困難となり、のちにみるように必需物資確保のための輸入促進策の実施が必要となった。しかしこの動乱ブームも、二六年後半には調整過程にはいり、同年の貿易は、金額でこそ著しく増大したものの、輸出入の実質数量ではそれ程増加せず、二七年になると、貿易数量では輸出は横ばい、輸入の伸びも低下し、貿易物価が低落したために輸出入金額は、前年よりかえって減少するようになるのである。

新貿易・為替管理体制の発足後、動乱勃発という新事態に直面し、管理体制の運用には、早速新しい舵取りが必要となった。まず、動乱発生後の政治情勢と、国際的な物資の需給逼迫という情勢の下で、輸出管理が強化される一方で、輸入促進策が講じられた。すなわち輸出制限物資について、「戦略物資」の拡大、中国大陸へのその船積み禁止、鉄鋼、非鉄金属等の「国内不足物資」への追加が行なわれたほか、輸出急増に伴い、海外のダンピング・意匠盗用の非難が高まったのに対処して、繊維、陶磁器、雑貨等多数の品目が新たに輸出要承認品目に追加された。このようにして動乱発生後は、新管理体制の輸出自由の原則とは裏腹に、主要輸出品の大部分が要承認品目に組み込まれ、輸出規制が強化される状態となったのである。一方、輸入の確保促進のために、外貨予算の枠拡大、先物買付けのための長期外貨予算の設定(鉄鉱石、石炭、ボーキサイト、燐鉱石、砂糖、バルブ等に適用)、新たな輸入承認方法として前述の自動承認制の実施とその適用品目の拡大(鉄鉱石、粘結炭、原綿、生ゴム、原皮等にも適用され、この制度による輸入が全輸入額の過半に達した)などの措置が採られた。また、売手市場への転換、ドル資金の増加などの事情から、協定貿易依

表 3-2 援助輸入・商業勘定輸入の推移 (単位 千ドル)

年	輸入合計	援助輸入	商業勘定輸入
昭和20年9月—21年12月	305,611	192,893	112,717
22	526,130	404,434	121,696
23	684,220	461,005	223,216
24	904,845	534,750	370,095
25	974,339	361,293	613,046
26	1,995,039	155,303	1,839,736
27	2,028,193	5,429	2,022,734

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第15巻「国際金融・貿易」, 511ページ。

外経済取引全体の動向を概観する。

まずこの時期の貿易額の推移をみよう(表3-1)。

この表は、前期の表(表2-1、五二〇ページ)と接続したものであり、また、当然のことながら、二四年四月の単一為替レートの設定により、二五年以降は、円建とドル建とが、大体一ドル〇三六〇円のレートでリンクした数字となっている(正確に符合しないのは、両統計作成上の何らかの食い違いによるものであろう)。さきにみたように朝鮮動乱勃発(二五年六月)の前後で、世界経済の基調に大きな変化があったにもかかわらず、わが国の輸出は、二四年から二六年まで毎年急増を続けている(もっともこの表からはうかがえないが、二四年後半には伸び悩み傾向が続いたことはさきにふれた)。その間輸入も増加を続けているが、輸出と比べて二四・二五年の伸びは小さく、反面二六年は激増している(以上の輸出・輸入の推移で、二四年の伸びはドル建による比較)。ドッジ・ライン下で国内経済の沈滞に伴い輸入が伸び悩んだこと、動乱勃発後各国の買付競争が激化した中で、当初わが国の輸入が円滑にいかなかったこと、反対に二六年前半は動乱ブームの中で輸入促進策に支えられ輸入が激増したこと、といった事情を反映したものである。そして動乱ブーム後の調整期にはいった二七年には、輸出入金額(円建)とも前年より減少していることは、さきにふれたとおりである。もっとも、動乱ブームとその反動の続いた二六・二七年は、輸出入品価格の騰落が大きく、輸出入の実質数量の動きが、この表の数字に現われたところと異なっていたことも、すでに述べた⁽¹³⁾。

以上のように、この時期(二四—二六年)、輸出入額は急増したが、それでも占領末期(二六年度)に到達した貿易水準は、戦前(九—一二年)の五〇%以下で、ことに輸出の回復が遅く、貿易の回復の遅れは鉱工業生産の回復水準との間で大きな格差を生んでいたことは、さきにみたとおりである(五七〇—七一ページ)。そこで引用した「経済白書」の数字が貿易数量ベースであることなどの差異があるが、この表で示した戦前の物価水準による貿易額(円建)の比較で

も、二六年の輸出入額の対戦前(二〇年、表1-1、四五六ページ)比は、輸出五七%、輸入八七%程度となっており、輸出入金額が前年より減少した二七年では、さらにその対戦前比が低下している。もっともこの時期は、輸出が輸入以上に激増し(二四年は、ドル建で比較)、前期(二三年)では輸出額の輸入額に対する割合が四〇%に満たなかった(五二二ページ)のに対し、二六年で両者の割合は六八%(ドル建)、二七年は六三%となっている。しかしながら輸出入の開差が縮まったといっても、表3-1に示したように、貿易尻の赤字は相変わらず大きい。このような貿易構造を支えたものは、一つはいうまでもなく従来からのアメリカの対日援助であり、他は動乱後急増した特需の存在であった。

最初に援助輸入についてみよう。ここで、商業勘定輸入の動向と対比しながら終戦以降の援助輸入の推移を示す表を掲げておく(表3-2)。

アメリカの対日援助による援助輸入は、二四年にピークに達した後減少に転じ、二六年六月限りで打切りとなった(貿易統計では、計上時点のずれなどで、その後も援助輸入の計上がある)。商業勘定輸入の増大により、輸入総額中に占める援助輸入の割合は減少していったものの、二四年にはまだ五九・一%を占め(五二一ページ参照)、二五年に至ってはじめて商業勘定輸入が援助輸入を上回るようになった。終戦以降の援助輸入の累計は、二六年までで二億九千八百ドルという巨額に達し、同期間の輸入総額五億九千一百万ドルに対して三九・一%を占め

表 3-3 特需による外貨収入の動向

(単位 千ドル)

年	アメリカ軍預金振込	円セール	その他とも計
昭和25年(7—12月)	38,256	110,187	148,889
26	337,369	221,930	591,675
27	503,607	271,476	824,168

出所：通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開—戦後10年の歩みから—』、昭和31年、101ページ。

アメリカの対日援助が二四年をピークに減少し、一九五一米国会計年度限りで打切りとなったのに対して、ちょうどそれと符節を合わせるようにわが国は、動乱を契機に大きな特需の恩恵を享受することとなった(表3-3)。

この表で特需は、広義のものを指す。ここで「米軍預金振込」は、アメリカ軍が特需契約の支払のために、ドル貨を売却して取得した円貨を日銀のアメリカ軍特別勘定に振り込んだ金額を意味するが、同勘定は講和後開設されたもので、それ以前はドル表示のアメリカ政府小切手を使用されており、その小切手による支払額などを計上している。この収入は、主としてアメリカ軍の公用調達(物資・サービス)による収入で、狭義の特需収入に該当する。円セールは、駐留軍人・軍属等の日本国内での消費による収入であり、広義の特需には、以上のほか、沖縄建設工事、国連朝鮮復興委員会 United Nations Korean Reconstruction Agency の支出などが含まれている。円セールには大きな変化はないが、狭義の特需は、動乱発生後急増し、二七年にピークに達しており、特需全体としても、それと同じ動向をたどっている。特需(狭義)は、繊維製品、貨車、トラック、有刺鉄条、石炭、セメント、運輸、建設等の軍需用サービスなどに及んだ。この表にみるように特需の規模とその伸びは大きく、二五年以降の援助輸入の減少を補って余りがあった。二六・二七年にわたって商業勘定輸入が輸出を大きく上回った(表3-1、表3-2)のも、特需による外貨収入の裏付けがあったためである。特需収入が外貨収入中に占める地位は大きく、特需がピークに達した二七年には、外貨収入全体の四〇%近く(ドル収入の六〇%余)を

ている。同期間中のトータルで、輸出は、商業勘定輸入を多少下回る程度であったから、占領期間を通じてわが国の経済・貿易がいかに大きくアメリカの援助に依存していたかを物語っている⁽¹⁴⁾。援助輸入物資は、もちろんガリオア、エロア(特にガリオア)によるものが中心であったが、そのほかに余剰報奨物資、軍放出物資などが含まれていた。物資の内訳は、食糧が最も多く、綿花がこれに次ぎ、その他肥料・飼料、鉱油、工業用原材料などに及んでいた⁽¹⁵⁾。対日援助は、わが国の戦後の輸入力の不足をカバーし、国民生活の維持と生産復興に不可欠な物資を日本にもたらしたが、それだけでなく援助物資の国内売却代金の用途を通じて他の国民経済的機能をも果たしていた。つまり昭和二三年度までは一種の「かくれた輸入補給金」として作用し、二四年度以降は対日援助見返資金として積み立てられ、重要産業に対するファイナンスの原資として使用されたのである。前者の意味はこうである。前述のとおり戦後巨額の輸入超過(その入超尻は、大体援助輸入に見合っていた)があったところから、国内での輸出入物資の売却・買上げの経理を行なった貿易資金(貿易資金特別会計所属の資金)には、本来ならその入超尻に見合って巨額の受取超過が生じるはずであった。ところが実際には当時は円・ドルが単一レートでリンクせず、しかも国内での輸出品の買上価格と輸入品の売却価格を原則として統制価格によった当時の制度の下で、当該物資のドル建の輸出入価格との関連で見ると、輸出品は国内インフレのために概して円安、輸入品は物価抑制政策上概して円高という結果になっていた。そこで円建の貿易資金会計では、右の入超尻がそのまま受取超過として計上されず、仮にその入超尻に見合った受取超過をドル〇三六〇円レートで換算し、その金額と現実の貿易資金の受取超過額とを比較すると、そこに巨額の為替差損があった計算となっていた。つまり当時の複数レートが一種の「かくれた輸入補給金」として作用していたと考えることもできたわけで、援助輸入が入超尻と見合っていたことを思うと、援助物資がその「輸入補給金」として食いつぶされていたとみることもできたのである⁽¹⁶⁾。

占めた。さらに特需が、ドッジ・ラインによる不況下の日本経済に大きな有効需要をもたらした。輸出増加と相まって動乱ブームのきつかけとなったことは繰り返すまでもない。⁽¹⁷⁾

終戦後のわが国の国際収支は、貿易および貿易外（運輸、保険など）の巨額の赤字をアメリカの対日援助と特需収入でカバーし、経常取引合計では毎年大体黒字を計上し、二四—二七年にはその黒字幅も二億—五億ドル程度に増加した。そして保有外貨も、動乱後急増して占領終了直前の二七年三月末には、約一〇億六〇〇〇万ドル（うち米ドル約六億四〇〇〇万ドル）に達している。⁽¹⁸⁾しかし経常勘定が黒字といっても、それはもっぱら援助と特需に支えられた不安定なもので、しかも特需は日本経済の循環の内部に組み込まれており、それが消滅すれば経済の水準はたちまち何年か前の姿に逆戻りするような状態であった。日本経済は、確かに安定・復興へと前進をとげたが、動乱ブームが去り、特需の先細りという情勢の中で、国際収支に大きな不安を抱えながら講和の日を迎えたのである。

さらに、この時期の貿易の中身にはいり、主要な貿易商品の構成、貿易相手国などについてみよう。⁽¹⁹⁾

まず輸入商品の状況は、前期（五二—二二ページ）からの傾向を受け継ぎ、食糧（飲料を含む）輸入のウエイトが依然として高いものの、その比重は漸減し、反面原材料、機械など鉱工業の生産復興に必要な物資の輸入割合が増加している。食糧輸入のウエイトは、二二年のピーク（五六・〇％）から、二六年には二五・三％まで低下した（戦前昭和九—一一年、一六・五％）。国内の米の生産量は、増加したものの、なお絶対量が不足しており、食糧の輸入額そのものは、大体毎年増加の傾向をたどったが、わが国の輸入能力の増大が、工業原材料などの輸入の一層の増加をもたらしたのである。なお、戦前の主食の輸入は、朝鮮・台湾米の輸入が大部分を占めていたのに対し、戦後の特色は、小麦の輸入が増大したことで、ことに終戦後しばらくの間は、食糧の輸入が主としてガリオアで行なわれ、アメリカ小麦の輸入が圧倒的に大きな比重を占めていた。ところが、二五年の民間輸入の再開を契機に米の輸入が急増し、二七年

以降は米の輸入額が小麦を上回るまでになった。一方、食糧輸入のウエイトが低下した反面、繊維原料、金属鉱（鉄鉱石、鉄鋼屑）、各種原材料（原皮、生ゴム）、機械類などの輸入割合が増加傾向をたどった。この時期も、工業原材料の輸入で、際立って多かったのは、繊維原料なかんずく綿花で、繊維原料の輸入は、二六年に総輸入額の三八・五％（綿花二四・八％）を占めている。戦後輸出産業の尖兵として繊維産業はいち早く復興し、それにつれて繊維原料の輸入も増加を続け、その輸入額は、二五—二六年には食糧を上回るまでに増大した。もっとも繊維原料の輸入ウエイトは、二六年にピークに達し、その後は漸次その比重を落しており、繊維原料の大宗である綿花の輸入も、大体右の動きと軌を一にしていた。一方金属鉱その他の工業用原材料の輸入は、繊維原料と比べてその比重はまだ少なかったものの、繊維原料の動きとは裏腹に、講和後も引き続きその輸入ウエイトを高めていく。その点は機械類の輸入についても同様であった。

次に、輸出商品についてみると、繊維製品殊に綿織物の比重が、低下しながらもなおはなはだ高く、二六年で四六・〇％（綿織物二三・四％）を占めていた。一方、金属製品（鉄鋼等）、機械類（船舶等）などの輸出ウエイトが増加し、特に金属製品は、二六年には二二・〇％とほぼ綿織物と並び、その後は大体綿織物の比重を上回るようになった。戦後いち早く繊維製品が輸出商品の首座に占めたことは、戦前の輸出商品の構成パターンへの復帰（ただし生糸が早々に脱落したことは、既述のとおり、四五八、五二二ページ）であったが、金属製品を中心とした重化学工業製品の輸出増加は、占領期間中にはっきりとした傾向をとっていたのである。この点は、戦後の低開発諸国の工業化の着手や世界経済の復興などによる海外需要の変化を反映したもので、同時にわが国の産業構造の変化に対応するものでもあった。ちなみに戦前ランカスターを抜き、世界一の綿布輸出国であったわが国は、戦後ほとんど廃墟の状態から出発して急速に生産と輸出を伸ばし、二六年には輸出世界一の座に再び咲いた。一方、金属、機械などの重化学工業品

は、輸出商品中の比重を増大したとはいえ、原料の割高、設備、技術の後進性などから、一般にその価格は国際価格より割高で、国際競争力は脆弱であった。そのような中で、紡織機械とミシンが、いち早く抜群の競争力を備えていたことが注目される。

この時期も貿易の相手国として輸出入とも、アメリカの地位がきわめて大きく、ことに輸入先としてそうであった。アメリカに次いで、輸入先としてはオーストラリア（羊毛、小麦、大麦）が、また輸出先としてはパキスタン（綿製品、鋼材）、インドネシア（綿織物）、香港（綿布、人織織物、鋼材）などが目につく。敗戦によりわが国は戦前最大の市場であった中国と旧植民地（朝鮮、台湾）の市場を失ったが、それでも戦後も近隣国としてこれらの諸国との貿易があり、貿易量の少なかった終戦直後期には、主要な貿易相手国としての地位を占めていた。ところが朝鮮動乱の勃発後は、韓国貿易が後退しただけでなく、中国大陸との間でも戦略上の禁輸措置によって貿易が激減した。戦後わが国の市場として東南アジアの重要性が注目され、事実輸出入とも同地域の諸国が、貿易相手国中の上位にランクされている。しかしその市場は戦前の極東地域のように安定したのではなく、各国別の貿易は、その規模が小さいだけでなく、毎年の変動が大きかった。

戦後軍管理下で細々と再開された貿易も、輸出入商品と貿易相手国の点でしだいに多彩多様なものになっていった。そのような中で国別貿易では、一貫してアメリカの地位が圧倒的に大きかったが、貿易政策としてはドル地域から非ドル地域への市場転換が試みられ、スターリング地域、オープン勘定地域との間の協定貿易が推進され、協定国（地域）との間の貿易が大きな比重を占めるようになったことは、さきに述べた。二六年の状況で、輸入はドル地域からのものが六〇％に近かったが、輸出はスターリング地域、オープン勘定地域とも、ドル地域を大きく上回っていたのである。⁽²⁰⁾

- (1) 経済安定本部『昭和二七年度年次経済報告』、七一―一九、三九―四九ページ、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻「アメリカの対日占領政策」、三九―四四二ページ。
 - (2) 同前「アメリカの対日占領政策」、四二六―二七ページ。
 - (3) 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、昭和三七年、五九―一五〇ページ、通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開―戦後一〇年の歩みから―』、昭和三一年、一〇―二五、五二―七二、九七―一〇七、五一―七二、五二―五三、五四―四六ページ、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」、三一―八六、一一四―三一、二二―三三、二六―一六六、四〇―七五、五四―八六、五九―三六〇―八六ページ。本稿中これらによった記述については、特に必要と考えた箇所以外、引用の注記を省略した。
 - (4) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻「アメリカの対日占領政策」、四二七ページ。
 - (5) 同前、四三二、四四二ページ。
 - (6) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」、四一四―二三ページ。
 - (7) 同前、五四六―四七ページ。
 - (8) 同前、四二二ページ。
 - (9) 同前、三七―四四、七八―八六ページ。
 - (10) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第四巻「財政制度・財政機関」、五七―七八ページ。
 - (11) 同前、五八―八五ページ、『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」、七五―七八ページ。
 - (12) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻「アメリカの対日占領政策」、四九七ページ。
 - (13) 戦前を基準とする二六・二七年の貿易数量の指数は、次のとおりであった（『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九巻「統計」、一一二―一三二ページ、前掲の「経済白書」の貿易規模の数字（五七〇―一三二ページ）とは相違している〔ただし「白書」の数字は二六年度〕）。
- | | | | |
|-----------|------|------|------|
| 昭和九―一一年平均 | 二五年 | 二六年 | 二七年 |
| 輸出 一〇〇 | 二九・六 | 三一・四 | 三一・四 |
| 輸入 一〇〇 | 三一・八 | 四八・三 | 五四・二 |
- (14) 同前、一〇六―一〇七ページ。

- (15) 前掲『日本貿易の展開』、九七一―一〇〇ページ。
- (16) 前掲『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、二三、六八―六九ページ。
- (17) 同前、一三三ページ、前掲『日本貿易の展開』、一〇一―一〇七ページ。
- (18) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一九卷「統計」、一二〇―一二三、二七ページ。
- (19) 前掲『日本貿易の展開』、五七―七一ページ。
- (20) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五卷「国際金融・貿易」、五四六―四七七ページ。

第二節 大蔵省の対応

一 序 説

占領後半期にはいり、前節でみたように、占領統治の面では各分野で漸進的に司令部の日本政府に対する権限委譲とわが国の主権回復が進行し、一方、経済面ではドッジ・ラインの遂行と朝鮮動乱の勃発を契機にインフレの終息とともに経済の正常化と復興が大きく進展し、さらに単一為替レートの設定、民間貿易への全面移行などを通じて貿易が増大し、日本経済がますます深く国際経済の脈絡の中に組み込まれていくこととなった。このような情勢の推移の中で、大蔵省は、関税・税関に関する政策・行政の分野でも、多くの重要問題に取り組み、その解決に努力し、それぞれ一応の結着をみるようになるのである。

それらの中で最大の問題は、関税率の全面改正の問題であった。戦前・戦中から持ち越された関税率体系は、従量税率中心の体系で、戦後の激しい物価騰貴の下で機能喪失の状態に陥った(四七四―七六、五四二―四三、七〇二―〇三ページ)が、一方、輸入が国营貿易体制の下に置かれ、しかも単一為替レートもなく、国内では物価・物資の統制が実施され、内外物価が切断されているような状況の下では、関税の保護機能は二義的なものにすぎなかった。それに物価騰貴が続き、経済が不安定な状態の下では、安定した関税率体系を設定すること自体、不可能なことでもあった。ところがドッジ・ラインの遂行と朝鮮動乱の勃発を契機に、わが国の経済・貿易の正常化と復興が進み、日本経

済の国際経済との関係が緊密化するに従って、戦後の新事態に即応した関税率体系の改正が、緊要な政策課題となつたのである。政府・大蔵省は、昭和二二年、ハバナ会議（国際連合貿易雇用会議）の開催を前にして司令部の求めに応じ、戦後初めて日本政府の関税政策についての考え方をとりまとめて回答し、二三年には関税率の全面改正案を盛り込んだ大蔵省事務当局案（いわゆる第一次改正案）を司令部に提出するなど、関税率の全面的改正に向けた動きは、すでに前期から始まっていたが、当時の情勢下ではまだまだ改正へのめどもつかみえないような状況にあった（五二五―二六ページ）。しかしこの占領後半期にはいって、客観情勢の進展とともに、改正の必要性と改正への気運が高まり、改正作業に拍車がかかることとなった。大蔵省は、前期に引き続き、各省間の検討や司令部との協議を通じて三次に及ぶ改正案をまとめるなど、息の長い準備・交渉を経たのち、関税率の全面改正を織り込んだ「関税率法」の一部改正法案を作成して、国会に提出し、同法案は、昭和二六年三月国会を通過成立（同年法律第一一〇号）、五月一日から施行の運びとなった。大正一五年以来の大改正であった。

一方、関税・税関行政の面では、占領下において税関の権限行使が軍により種々の制約を受けたことは、これまでに各所で述べたが、その中で最も重大な制約は、一般外国人に対する関税および内国消費税の課税権について加えられた制約であり、そのほか屯税についても、その賦課が制約される状態が続いた（四六四―六五、四七六―七九、五三五、五四五ページ）。このような課税権の制限は、戦時国際法の原則による制約をこえる広範なものであったが、それを根拠づける立法措置は欠落したままであった。占領下の主権行使に加えられた象徴的な制約であり、税関関係者は、関税賦課権の回復を明治政府の条約改正問題になぞらえて「関税自主権の回復」と呼び、その回復が彼等の共通の念願であった。ところが司令部は、一般外国人に対する関税賦課を制限する理由として関税率が「禁止的高率」であることを挙げており、「関税自主権の回復」の問題は、実は前述の関税率の全面改正の問題とその根本において結びつ

ていた。しかし、関税・内国消費税および屯税の課税権に加えられた制約は、一挙にその回復・正常化が成つたのではなく、大体この占領後期を通じて段階的に回復過程をたどり、最後に前記の「関税率法」の改正発効とともに一般外国人に対して加えられていた関税賦課権限に対する制限が解消し、それによりすべてについて課税権が回復するに至るのである。

さらにこの時期、税関行政と密接に関連する分野で、大きな紛糾を呼んだ問題に、港湾管理をめぐる問題があった。税関の復活以来、大蔵省と運輸省との間で、税関構内など港湾施設の所管や港湾関係行政機関の中での税関の権限などをめぐって激しい意見の対立があり、それが占領軍の京浜港・神戸港の施設の接収解除が日程に上るに至って、税関と海運局との間の国有財産の所管や権限争いの問題をこえ、港湾管理のあるべき形態（港湾管理主体問題）をめぐる論議に発展し、政府部内のほか地方公共団体が加わり、さらに司令部をも巻き込む大きな問題となったことは、さきに述べた（五三〇―三一ページ）。税関部は、この問題を戦後の貿易港のあり方と税関の役割を決定する重要問題として受けとめ、独自の法案まで用意し、部を挙げてその意見の実現に努めた。この問題は、関係省庁、地方公共団体の間で激しい論議を呼び、京浜・神戸両港の施設の接収解除も最初の予告より遅れるなど、長期間にわたる紆余曲折を経た末、司令部の裁定の下で昭和二五年五月、「港湾法」の成立施行（同年法律第二一八号）をみて一応の結着をむかえることとなった。大蔵省は、基本方針として港湾の大幅な自治管理と関係行政機構の簡素化・一元化を主張し、「港湾法」は、地方公共団体またはその設立する港務局 Port Authority を港湾管理者として定めたが、港湾管理者の業務は限定されたものにとどまり、従来の港湾行政機関はそのまま存置され、錯雑した行政手続の改善も進まなかった。税関復活後、大蔵省が一貫して主張してきた戦前スタイルの港湾の総合行政機関としての税関を目指した構想の実現は頓挫し、税関の権限問題は、大体復活後の姿のまま固定化する様相となるのである。

なお昭和二五年七月、アメリカ陸軍長官が任命した関税調査団の来日があり、関税・税関行政にかかる諸問題について調査し、司令部に対して調査報告書を提出した。税関部は、調査団のために詳細な資料を作成し、状況の説明に当たったが、その中にはもちろん港湾関係行政機関の再編に関するかねての持論が含まれていた(五二九—三〇ページ)。調査団は、機構改革問題に関して関税庁の設置、税関査察課の創設、海上保安庁の運輸省から大蔵省への移管などを勧告したが、動植物検疫や人の検疫に関する業務を税関に移管せよとする税関部の意見は採用せず、動植物検疫について農林省が職員を税関に派遣し、そこで執務する態勢を採ることを勧めるにとどまっている。この関税調査団は格別有力なものではなく、司令部もその報告書の一つの参考意見として受け取ったにとどまり、勧告内容が実現されたものは少なかった。関税調査団も、税関部の見解の実現を図るうえでのきっかけとはならなかったのである。

この占領後期において、前述の「関税率法」の大改正のほか、密輸罰則の強化等を図るための「関税法」の一部改正など、諸情勢に即応した税関関係諸法令の改正・制定が行なわれ、一方、税関行政の面では税関業務に新外国為替・貿易管理法の施行に伴う貿易・為替管理業務や入出国管理業務が加わり、また貿易の増大に伴い税関行政が従来の密輸取締一辺倒からより均衡のとれた行政へと発展した。そして大蔵省は、もちろん諸情勢に即応して種々税関関係の機構、定員の改正を行なっている。

以上の諸問題のうち、関税率の全面改正は別途第四章で取り上げ、港湾管理をめぐる問題の顛末および課税権の回復過程は本章の第三・四節で述べ、この節では以下「関税法」等の改正、関税調査団の調査、税関行政の拡大と税関関係の機構、定員の改正について記述することとする。

二 「関税法」等の改正

ここでは前述の関税率の全面改正を行なった「関税率法」の改正を除き、「関税法」の一部改正など他の主要な法令改正について述べる。

(一) 「関税法」の改正

この占領後期にも、密輸取締の強化その他種々の目的で、数度にわたって「関税法」(明治三二年法律第六一号)の一部改正が行なわれている。次にその主要な改正内容についてみよう。

(1) 昭和二四年法律第六五号による改正

まず昭和二四年六月施行の「関税法等の一部を改正する法律」(同年法律第六五号)による改正。この改正は、種々の内容にわたったもので、①輸出入通関の際の他法令履行の証明・認定手続、すなわち他の法令により輸出入等に関する許可、承認等を要する旨の規定のある貨物または一定の検査もしくは条件の具備を必要とする旨の規定のある貨物については、税関の通関検査の際、その許可、承認等を受けたことを証明し、またはその検査を受けもしくは条件を具備したことを証明してその認定を受けることを必要とし、当該証明または認定がなければ輸出入等の免許が与えられないものとする(第三一条ノ三)、②小包郵便物、商品見本等の郵便物に対する税関検査、③第三者通報報償金の限度額の引上げ(一〇万円→二〇万円)、④開港閉鎖の条件の設定、⑤税関の入出国者の旅券等に対する査証業務、⑥税関の統計業務、⑦税関職員服制、⑧「関税法」の適用上、旧外地、沖縄等を外国とみなすこと、などについて定めている。

以上のうち、①、②、⑥、⑦は、税関で従来からなされていたところを「関税法」に明示したものである。①の規定が、「通商産業省設置法」の制定に先立ち、税関権限を確認する目的で設けられたこと、しかしそれによって通産省などとの間の権限問題が実質的に解決したわけではなかったこと、この点はさらに「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和二十四年法律第二二八号)の制定によって問題化したことは、さきに述べた(五三三―三五、五七九ページ)。この最後の点は、次のような問題であった。「外国為替及び外国貿易管理法」は、通産大臣が政令で定めるところにより、貨物の輸出入に関して税関長を指揮監督するとともに、同法に基づくその権限の一部を税関長に委任することができる旨を定め(第五四条)、これを受けて「輸出貿易管理令」および「輸入貿易管理令」は、税関が、通産大臣の指示に従い、通関の際、貨物の輸出入について認証・承認を受けていることまたはこれを受けることを要しないことを確認しなければならぬものとし、また無為替輸入にかかる小額貨物の輸入承認などを税関長に委任した。ところが税関側は、右の通関の際の「確認」が通産大臣の指示(指揮監督)の下に行なわれるとされていることを問題とし、そのような税関の「確認」は、前記の「関税法」第三一条ノ三に基づく税関の固有の権限であり、輸出入の取締上税関独自の見解で執行すべきもので、他の機関の掣肘を受けるべきものではないと主張し、実際、貿易管理法の適用上、税関が通産省の見解に従わず、通関上トラブルが生じた事例もあった。この点は、関税調査団の報告書でも、税関部の意見を支持し、右の通産大臣の指揮監督権の廃止を勧告している(六一九ページ)。さらに税関部は、貿易管理法上の通産大臣の権限をできるだけ税関長に委任すること、通産大臣の地方通産局長への委任を廃して、これを税関長への委任に統一すること、輸出入の承認を不要とする品目の範囲を拡大し、その要件該当の有無のチェックを税関の検査に委ねることなどを主張した⁽¹⁾。管理令は再三にわたって改正され、税関長への委任や承認不要品目の範囲は漸次拡大されていったが、税関部の満足する程度には至らず、また前記の通産大臣の指示(指揮監督)に関する規定が、削

除されることもなかったのである。

戦後、司令部が復活税関に託した主要業務が、密輸取締りとともに正確な輸出入統計の作成であり、司令部の指導の下に、貿易統計の作成について各般の改正が加えられ、その内容が詳細で整備されたものとなったことは、さきに述べた(五〇一―〇二、五〇六ページ、第一章第五節二)。ところが税関の各種業務について定めている「関税法」に、この外国貿易統計についての定めがなかったところから、改めて税関が外国貿易・外国貿易船に関する統計を作成すべきこと、その細目は大蔵大臣が定めることを明らかにしたのが、前記⑥の改正であり、この条項に基づいて「外国貿易等に関する統計に関する省令」(昭和二十四年大蔵省令第四七号)が制定された。この点もさきにふれたところである(五一―ページ)。なお税関職員の服制についても法律上の根拠が設けられ(前記⑦)、これに基づいて「税関職員服制」(同年政令第一四七号)が制定され、この「服制」で女子職員の制服も定められた。服制の整備は、海外からの旅客がようやく増加しつつあった時代を迎えての税関の対応を示すものであった。

以上のほか、注目すべきものに、前述の⑤、⑧の改正規定がある。⑤の規定は、入出国者の旅券等に対する税関の査証業務について定めたもので、戦後司令部・軍が直接所掌していた入出国管理の業務を漸次日本政府に移管する措置の第一歩として、税関に右の査証業務を行なわせることとしたもの。この「関税法」改正とほぼ同時に施行された「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」(昭和二十四年政令第一九九号)にも、訪問入国者(直接の近親者訪問の目的で、司令部の入国許可を受けた者)に対する税関職員の旅券査証等を定めた規定が設けられたが、右の⑤の規定は、入出国者一般に対する税関の旅券等の査証業務について定めたもので、右の政令の規定は、その特則を定めたものであった(六一―ページ)。なお同年八月、「出入国の管理に関する政令」(同年政令第二九九号)により外務省に入国管理部、税関に入国監理官が置かれることとなり、同政令の附則で右の「関税法」の規定の一部が改正され、「税関の査証」

を「入国監理官の証印」と明記するなどの改正が行なわれ、また、二五年一〇月には「入国監理官」は「出入国監理官」に改められた（「出入国管理庁設置令」同年政令第二九五号附則）。ところが、講和条約の発効を間近に控えた二六年一月、「出入国の管理に関する政令」に代わり、新たに「出入国管理令」（同年政令第三一九号）が制定され、従来の外務大臣が税関長を指揮監督する方式に代え、入国管理庁（「入国管理庁設置令」同年政令第三二〇号により設置）自体が出入国管理の現場業務を執行することとなるに及んで、「関税法」の右の条項は削除されることとなった（「入国管理庁設置令」附則、六二五―二七ページ参照）。

戦後いち早く（二一年五月）「関税法」による禁制品輸入、輸入品免許などの適用上、旧外地、沖縄等を外国とみなす法的措置が採られたこと、まもなく（同年一月）内国消費税の賦課についても同様の取扱いがなされたことは、さきに述べた（四八二、五二七、五四四ページ）が、このような措置は関税賦課の面までは及んでいなかった。前述の⑧の改正は、「関税法」の適用上、全面的に旧外地、沖縄等を外国とみなすこととしたものである。そしてこの昭和二四年法律第六五号による改正で、同時に「関税定率法」（明治四三年法律第五四号）にも、同法の適用上同様のみなし規定が設けられた。そこでここにはじめて、これらの地域からの輸入に対して関税が賦課されることとなることにも、同地域からの有税品の密輸に対して、原則として無免許輸入犯ではなく、関税通脱犯の罰則が適用されることとなったのである。もっとも戦後のインフレで、従量税の関税は名目的なものとなっており、また関税通脱犯の法定刑（最高刑）は、懲役刑（五年）は無免許輸入犯のそれ（三年）より重かったが、罰金刑は原則として通脱税額の何倍という定め方がされていたので、従量税品目については、通常、無免許輸入犯のそれ（原則三万円）より低くなった。さらに犯意の立証の關係で、——当時の状況では、一般に関税通脱の認識が薄く、無免許輸入の犯意の方が立証しやすかった——この改正以後も、関税通脱犯ではなく、無免許輸入犯として処罰された事件も多かったのである。⁽²⁾

(2) 昭和二五年法律第一一七号による改正

この改正は、密輸の盛行が続いていた情勢（五五四―五六、七一〇―一二二ページ）を受け、さらに密輸罰則の引上げなど取締態勢の強化を図ることを中心とした改正で、二五年五月から施行された。この改正により、禁制品輸入犯、関税通脱犯、無免許輸出入犯、これらの助勢犯とも軒並みに罰則が強化され、その刑が五年（助勢犯は三年）以下の懲役もしくは原則五〇万円（助勢犯は三〇万円）以下の罰金またはその併科に統一された。この改正で、以上の違反行為に対して、罰金刑の最高額が大幅に引き上げられる（禁制品輸入犯五万円、無免許輸出入犯三万円↓五〇万円など）とともに、関税通脱犯について従来の原則として通脱税金にスライドして罰金を定める方式に代え、他の違反行為と同様、原則として最高額を定額（五〇万円）とする刑が採用され、また無免許輸出入犯について関税通脱犯など同様に懲役刑の最高が五年に引き上げられたことが注目される。ここで関税通脱犯の罰金の最高額が定額で定められたことは、従来の国庫収入の侵犯に依りて罰金を科するという財政犯に対する罰則特有の方法を廃して、刑事罰一般のタイプに変更した点で、その罪質を通常の刑事犯として捉え直したことを示している。そもそも関税通脱犯など密輸犯に対して、戦後懲役刑が採用された（五二七ページ）こと自体、在来の財政罰のタイプからの脱皮を意味していたが、この改正では、右の関税通脱犯の罰金刑の形式の改正のほか、従来密輸犯に対して心神耗弱者の刑の減輕、瘖啞者・少年の不処罰・減刑など刑法総則の各種規定の適用を排除していた例外措置を大幅に整理し、刑事罰本来の姿に戻す改正をも行なっており、いずれも密輸犯の罪質観が財政犯から一般刑事犯へと一層の進展をとげたことを物語っている。無免許輸出入犯の懲役刑の最高が、関税通脱犯など実質犯と同じレベルまで引き上げられたことも異例のことである。無免許輸出入犯は本来秩序犯・手続犯であり、税関部のこのような刑罰強化案に対して、法務府検務局が強い難色を示したが、当時「物価統制令」違反に対する懲役刑が五年以下となっていたことを抛り所に、ようやく税関部

案への同意が得られたという。⁽³⁾この時代の密輸取締りは、無免許輸出入犯として検挙したものがきわめて多く、その罪質は経済統制違反としての実質を備えていた(五二七、五五七―五八、六〇〇ページ)が、以上の罰則の引上げは、まさにそのような実質を追認したものであった。さらにこの時の改正では、税関官吏の犯則調査において、夜間の臨検・捜索・差押えを認める改正なども行なっている。

なお以上のほか、このときの改正で、後述する「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」(昭和二四年政令第一九九号)の廃止に伴う措置として、同政令の制度を踏襲して旅客の携帯品で輸出入の免許が得られないものの一時保管の規定が設けられたことを付記しておく(六一〇―一三ページ)。

(3) 昭和二五年法律第二三一号による改正

昭和二五年には、再度の「関税法」の一部改正(七月施行)があった(同年法律第二三一号)。この改正は、輸出入貨物、船舶等の取締りに当たる税関官吏が武器を携帯し、必要やむをえない場合にその使用を認める旨の条項を設けたほか、私設の保税地域等に対する税関官吏の常時派出について定めたものである。前者は、いうまでもなく密輸の集団化、暴力化の傾向(五五八―六〇、七一四ページ)に対処して採られた措置であるが、この条項の挿入は、もっぱら司令部の指示によるもので、日本側の発想ではなかった。日本側は、司法警察権をもたない税関官吏に武器をもたせることに反対したが、司令部に押し切られた。しかし税関部は、その武器として一番小さいピストルを選ぶとともに、嚴重な使用・取扱規程を定め、何十丁かのピストルを税関に配付したものの、事故の発生をおそれてほとんどその携帯を認めなかった⁽⁴⁾。また、後者の改正は、旧「税関官制」(明治一九年勅令第七号・昭和二一年勅令第二九三号)にも規定があった特派官吏の制度をあらためて「関税法」に規定したもので、従来から税関に相当数の特派官吏が置かれていたが、このころOSS、SS等の特殊保税倉庫(六八九、七一八―二二ページ)の設置、貿易増大に伴う保税工場等の特

許出願の急増といった事情があり、その大幅な増員が認められた時代であった(六三三―三四ページ)。

(4) 昭和二六年法律第七六号による改正

この改正は、「関税法」の各種細部の改正や規定の整備を行なったもので、二六年五月に施行された。主要な改正点は、①関税賦課に対する不服申立制度の整備、②密輸嫌疑物件と認められる漂流物等に対する税関の調査処分(拾得者に対する報償金、報労金の支払)と第三者通報報償金の引上げ、③税関諸手数料の徴収規定の整備などである。

右のうち①は、外国貿易の増大、関税率の全面改正(五九三―九四ページ)という事態に即応して、関税の賦課に関して不服のある者に対する審査訴訟制度を整備したものである。関税の賦課に関する不服申立制度として、税関長に対する審査請求および大蔵大臣に対する訴訟という二審制を採り、訴訟の審査のために大蔵省に諮問機関を置くという制度そのものは従来の制度と大差がないが、税関長の審査決定に期限を付し、また訴訟の審査機関を関税訴訟審査会と称し、大蔵大臣は同審査会の決議に基づき訴訟を裁決すべきものとし、その他審査会の組織運営などについて規定を整備している。この改正は、②の第三者通報報償金の引上げとともに、関税調査団の勧告の趣旨に沿ってなされたものであった(六一九―二〇ページ)。②は、密輸物件の海上投下など新手の方法が登場(五五八―五九ページ)したことから、第三者が拾得、届け出た密輸嫌疑物件については、「遺失物法」(明治三二年法律第八七号)および「水難救護法」(同年法律第九五号)の特例を設け、これに対する税関の調査処分と拾得者に対する報償(労)金の支払の制度を定め、あわせて第三者通報報償金の引上げを行なったものである。すなわち、遺失物、漂流物等で密輸物件の疑いのあるものを拾得した者は、これを最寄りの税関官署または警察官署に差し出し、警察、市町村も、その差出しを受けた物件など密輸嫌疑物件があるときは、これを最寄りの税関官署に引き渡す。一方、税関は、当該物件について調査し、それが密輸物件でなく、その正当の所有者が判明したときはそれを還付し、そうでないときは所定の公告を行ない、なお還

付の請求がないときは当該物件は国庫に帰属するものとする。そしてこれらの場合を通じ、当該物件の還付を受けた者または税関は、それぞれこれを拾得提出した者に対し、一定の報労(償)金を支払うものとしている。一方、密輸嫌疑の事実を通報した者に対して報償金を支払う第三者通報制度(五二七ページ)の一層有効な活用を図るため、報償金の引上げ(限度額を密輸物件の原価等の一〇%→二〇%、最高額二〇万円→五〇万円に引上げ)が行なわれた。なお前記の密輸嫌疑物件の拾得者に対して支払われる報償金は、右の第三者通報報償金と同一の内容のものとし、物件の還付を受けた者が支払う報労金も、これと類似した内容とされた。次に前記③は、税関官吏派出手数料、臨時開庁特許手数料その他税関が徴収する各種手数料について定めたもの。税関諸手数料については、従来勅令、省令で定められていたが、「財政法」(昭和二年法律第三四号)が、「国権に基づいて収納する課徴金」は法律等に基づいて定めることを定めた(第三条)趣旨に即応して、「関税法」に手数料徴収の根拠規定、その基準を設け、額そのものは政令に委任し、この条項に基づいてあらためて「税関関係手数料令」(昭和二年政令第一一六号)が制定された。

(二) その他の法令の改正

次に関税・税関行政にかかるその他の法令改正についてみよう。もっとも昭和二四年法律第六五号による「関税率法」(明治四三年法律第五四号)の一部改正は、便宜、「関税法」の一部改正とともに前述し(六〇〇ページ)、また大蔵大臣の諮問機関である関税率審議会にかかる法令改正は、別途関係箇所述べる(六二九—三〇ページ)。

(1) 「保税倉庫法」・「保税工場法」関係の改正

保税倉庫・工場制度については、「保税倉庫法」(明治三〇年法律第一五号)および「保税工場法」(昭和二年法律第四五号)があり、その運営の細目は、それぞれその施行規則で定められていた。この二つの法律は、「関税法」(明治三二年法律第六一号)とワン・セットとなった、いわば広義の関税法規の一部をなすものであった。戦後、保税倉庫・工場

制度の利用は、施設の戦災・接収、貿易の回復の遅れなどの悪条件が重なって、当初ははなはだ不振の状態が続き、占領後期にはいつて漸次回復に向かう(六三四、七〇四ページ)が、この時期、制度面で重要な改正が行なわれたほか、保税倉庫制度について占領下の特殊事情の下で特殊保税倉庫という特異の活用がなされた。制度面の改正は、戦前の制度が税関の取締りが厳重で、諸手続が煩雑であったものを緩和したもので、昭和二九年の新「関税法」(同年法律第六一号)下の制度に引き継がれた過渡的改正という内容をもっていた。

保税倉庫・工場制度は、戦後ほとんど手を触れられることなく経過し、貿易の増大と輸出振興の必要性という時代的背景の下で、昭和二五年から二六年にかけてにわかに多くの改正がなされた。まず順序として戦前から持ち越された特殊保税工場制度の廃止についてふれておこう。この制度は、昭和一三年、日華事変の長期化に伴い、円ブロック経済圏(いわゆる関・満・支貿易圏)以外の諸外国向け輸出貿易の振興を図るために設けられたもので、保税工場制度と為替管理とを連繫させ、輸出品製造のための保税工場の特許に優遇的取扱をするとともに、製品製造に必要な原料輸入のための為替許可を与え、また資材、電力、燃料、労務などの優先的供給に努めることを骨子とするものであった。保税工場特許の優遇的取扱いとしては、特許手数料の減免、二以上の中小工業者の工場に対する組合(工業組合等)または代表者名義による特許などがあった。この制度は、主税局長通牒により保税工場制度等の運用として実施されたもので、太平洋戦争の勃発、敗戦により有名無実のものとなったが、戦後もそのまま放置されていた。ところが二五年四月、輸出振興の見地から改めて保税工場制度の活用のための通牒が発せられ、そこで既往の特殊保税工場制度が見直され、上記の特許手数料の減免、工場特許上の便宜的取扱などがそのまま生かされることとなった。そしてその半面戦前の通牒は、正式に廃止されることとなったのである。⁽⁵⁾

次いで同年七月、一月に、それぞれ保税倉庫制度と保税工場制度の大きな改正がなされた。いずれも法律の改正

ではなく、施行規則の改正であったが、その全文が改正され、新「保税倉庫法施行規則」(同年大蔵省令第八二号)と「保税工場法施行規則」(同年大蔵省令第一〇四号)が制定された。旧制度が細部に至るまで税関の検査を必要とし、煩雑な手続を要求していたのを緩和し、業者を信頼し、取締りと手続を簡素化することに、改正の基本方針が置かれた。戦後貿易振興対策の一つとして、各地の地方公共団体、経済界などからしばしば「自由港」設置の要望がなされたのに対し、大蔵省は、一貫して保税制度の活用によりその目的が達成され、かつ立地上の制約など諸般の観点からその方が合理的と主張してきたが、自由港論者が従来の保税制度下での厳重すぎる取締りと手続の煩雑さを批判していたところから、この保税制度の改正は、このような批判にこたえる意味もあつたのである。⁽⁶⁾

保税倉庫制度の主要改正点は、内国貨物の蔵置とその庫入・庫出手続の簡易化(本来外国貨物を蔵置すべき保税倉庫に内国貨物を蔵置するのには、従来原則的に税関長の許可を必要としていたが、これを原則自由とするともに、その庫入・庫出について法律上要求されている税関長の許可を包括許可制とし、個々の搬出入には届出だけでよいこととした。内外貨混合蔵置の拡大を通じ、戦後の倉庫不足の状況に対応しようとしたものである)、貨物の改装、仕分け等につき税関の許可制を廃し、届出制とし、外国貨物の蔵置がないときはそれも不要としたこと、その他諸提出書類の簡素化、有名無実となつていた官設保税倉庫に関する規定の削除、いわゆる二重鎖やく制の廃止などであつた。二重鎖やく制度とは、庫主と税関がそれぞれ倉庫の鍵をもち、税関の立会なしに倉庫の開閉ができないようにした仕組みで、税関取締りの厳格さを象徴する制度であつた。また、このときの改正を機会に、従来すべて税関の目を通していわば貨物を即物的に監視する方法を緩和し、庫主を信頼し、蔵置貨物に関する帳簿の記帳を通じて貨物の動きをトレースする監督方法に移行することが心掛けられた。⁽⁷⁾ 保税工場制度の改正も、大体以上に準ずる内容であつた。⁽⁸⁾

二六年には「保税倉庫法および保税工場法の一部を改正する法律」(同年法律第六五号)により、保税倉庫・工場法の一部改正があつた(同年五月施行)。保税制度の利用促進のために、前年の施行規則の改正に続き、法律改正まで行なつたものだが、内容的には特殊的部分的な改正にとどまつている。保税倉庫業者の保税貨物についての輸入税(関税)に関する責任の緩和(従来保税倉庫の庫主は、その保管貨物の輸入税について一切責任を負うものとされていたのを、災害によって滅失または税関長の承認を経て滅却された貨物については、その責任を免除することとしたもの)、輸入税の担保の種類⁽⁹⁾の拡張(金銭、国債のほか、一定の社債にまで拡張)、保税倉庫・工場の特許手数料の徴収(および保税工場についての減免)の根拠の明示(前述の「関税法」の改正一六〇四ページと同趣旨のもの)、⁽¹⁰⁾「関税法」と平仄を合わせた罰則の整備が、その内容であつた。

なお二五年七月「特殊保税倉庫」制度が発足した。国内での物品販売の段階で、軍および軍人軍属向けの免税とその他の一般外人に対する課税の仕分けを行なうために、外人専用の各種販売店を特別に保税倉庫として特許したもので、占領後期の税関行政上大きな問題を惹起したが、この制度そのものは保税倉庫制度の運用として行なわれた。この制度については、別の箇所⁽¹¹⁾で述べる(七一八—二二ページ)。

(2) 「屯税法」の改正

戦後関税や内国消費税の課税権が種々の制約を受けていたのと同様に、屯税についても、その賦課に制約があり、また「屯税法」(明治三二年法律第八八号)上旧外地等は外国とみなされない状態が続いたことは、さきにふれた(四七六一七七、五四五ページ)。さらに戦後「屯税法」が、戦前の税率のまま経過したため、インフレによってその負担が名目的なものになつたこと、以上のような諸事情の下で、その収入は皆無に近い状態にあつたことも、さきに記したとおりである(四七五—七六、五四三、五四五ページ)。「屯税法」の改正は、昭和二四年六月施行の「関税法等の一部を改正する法律」(同年法律第六五号)によって行なわれた。この改正は、昭和四年四月以来据え置かれてきた税率を物価

騰貴に応じて調整（外国貿易船が開港に入港することに、登簿屯数一屯または積量一〇石につき七錢↓五円、一年分前納のときは、同様に一屯または一〇石につき二一錢↓一五円）するとともに、同法の適用上、旧外地、沖繩等を外国とみなしたものであった。この後の改正は、前述の「関税法」および「関稅定率法」適用上の同様のみなし規定と時期を一にして施行されたものである（六〇〇ページ）。以上の改正に加えて、間もなく外国籍船舶に対して加えられていた屯税徴収の制約が解除され、屯税収入は顕著に増加する。しかしその徴収手続にはなおいろいろの問題があり、これが戦前の姿に回復するまでには、さらにある程度の期間が必要であった。屯税に対する課税権の回復など、その徴収の経過については、別に後述する（第四節二）。

(3) 昭和二四年政令第一九九号の制定・廃止

最後に、この占領後半期の一時期、税関行政を規律する基礎的法規としての役割を果たしたポツダム政令「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」（昭和二四年政令第一九九号）について述べておこう。この政令が、商用・訪問入国者など入出国者が漸増する状況の中で、二四年初頭に発せられた二つの司令部覚書に基づいて同年六月制定されたもので、占領軍貨物および占領軍に属する者の財産を除く、すべての財産・貨物につき、輸出入禁止物件、主務大臣の許可を要しない輸出入および主務大臣の許可を要する輸出入に区分し、その輸出入にかかる管理、取締等について包括的な規定を設け、その中で旅客、貨物の通関の際の税関の責任と権限などを定めていたことは、さきにふれたところである（五三六―三七ページ）。当時財産・貨物の輸出入については、「貿易等臨時措置令」・八八号省令を始め、各種の法令による規制、取締りがなされていたが、「貿易等臨時措置令」は原則として政府貿易以外の貿易を禁止し、また八八号省令は金、銀その他対外支払手段の輸出入、外国為替取引など対外取引にかかる諸行為をすべて原則的に禁止し、命令で定めた場合または主務官庁が許可した場合に、その禁止が解除されるという建前をとっており、諸情

勢の変化に応じてその禁止解除措置が積み重ねられた結果、輸出入の規制の実態は、きわめて錯雑したものとなっていた。そこでこの政令は、輸出入禁止物件、主務大臣の許可を要しない輸出入および主務大臣の許可を要する輸出入を明確に区分するとともに、その内容が八八号省令等の内容と矛盾するときはこの政令の規定が優先し、また同政令により大蔵大臣の輸出入の許可を受けたときは他の法令による許可を要しないこととするなど、他の法令に優先する効力をもたせ、入出国者の携帯財産等に対する税関の通関、処理について明確な指針を定めたのである。

政令の主要内容を摘記すると、まず輸出入禁止物件として、「関稅定率法」、「麻薬取締法」、「銃砲火薬取締法」、「国宝保存法」、「重要美術品取締法」等で輸出入を禁止されていた各種物件（たとえば「関稅定率法」では、阿片、偽造・変造等の通貨、公安・風俗を害する物件、特許権・商標権等を侵害する物品などが輸出入禁止物件とされていた）を列記（多少範囲が広がっているものもある）するほか、八八号省令で原則的に輸出入が禁止されていた金貨・銀貨、貴金属の地金、本邦・外国通貨（以上のうち、しゅう集家のしゅう集品、本人が着用、携帯する身辺装飾用品を除く）などを列挙し、それらの物件は大蔵大臣の特別許可がない限り、輸出入が禁止されることを定めるとともに、その禁出入禁止物件は通関検査の際税関が引き上げるものとし、かつ当該物件の種類に応じた処理方法（たとえば貴金属地金の政府買上げ、ドル・ポンド貨の本人申出による本邦通貨への交換、金貨・銀貨・本邦通貨の保護預り、公安・風俗を害する物件等の第八軍への引渡しなど）を詳細に定めている。このように政令が、輸出入禁止物件として、「関稅定率法」等で物件そのものの性質上輸出入が禁止されている物件のほかに、八八号省令で為替管理上輸出入が規制される物件などを加え、いわば包括的に輸出入禁止物件のリストを明示するとともに、税関が引き上げた物件の処理方法を明確にしている点では、従来の錯綜した法律関係が整備された面もあるが、同時にいわば税関の事務処理上のマニュアルといった意味合いも含まれていたと考えられる。この点は、次の「許可を要しない輸出入」に関する規定についても同様にみられるところである。

次に主務大臣の許可を要しない輸出入は、二つのカテゴリーに分かれる。一つは入出国者が携帯・別送する財産であり、他は商品見本、国際郵便で送付される家庭用品、職業・商業用具等の小包などである。そして前者については、入出国者を本邦人・外国人に分け、かつ、その入出国の目的別に区分（二時的入国者、訪問入国者、商用入国者、永住目的の入国者、永住目的の出国者、引揚者、一時的出国者などに区分）して、おのおのその入出国に際して輸出入しうる財産を詳細に定めており、その中で身回品等の携帯品、引越荷物、職業用具などのほかに、八八号省令で輸出入が規制されている金融証書（手形・小切手、公社債、株式、預金証書その他）、取引のための委任状なども織り込んで規定を設けている。以上の輸出入について許可を要しないカテゴリーに属する諸財産は、すべて税関の手で、当該財産に該当する旨の確認を受け、その通関免許を受けなければならない。もし携帯品等の中に、前記の輸出入禁止物件が混入していたときは、税関によって引き上げられ、前述の方法で処理される。そしてこれらの財産の輸出入は、すべて税関の通関処理に委され、その輸出入免許がある限り、主務大臣の輸出入の許可は要しない。すなわちその限度で、八八号省令、「貿易等臨時措置令」等による制限禁止は、解除されるのである。なお法制的には、これらの法令でも入出国者の携帯品等について輸出入の制限禁止を解除していたが、この政令は、その範囲を明確に定めるとともに、他の法令との間に食い違いがあるときは、前述のとおりこの政令が優先する建前を採っている。

以上の輸出入禁止物件および輸出入の許可を要しない物件以外の財産・貨物の輸出入については、すべて他の法令（八八号省令、「貿易等臨時措置令」など）による主務大臣の許可を必要とする。この政令は、この点については格別修正を加えておらず、半面税関が、通関の際、その許可の事実を確認したうえで輸出入の免許を与えるべきことも、「関税法」所定（五三三―三四、五九七―九八ページ）のとおりである。ただ政令は、入出国者の携帯・別送財産中に、右の許可を受けていない財産があった場合の、税関への引渡しと税関による処理について規定を設けており、その点は

「関税法」の特則となっていた（当時の「関税法」が右の許可のない限り貨物の収容公売を原則としていたのに対し、政令は、一定期間内の本人の申出による当該財産の返送、返還の途を開いていた）。

以上のほか、注目すべき規定として、訪問入国者に対する税関職員の旅券査証等を定めた規定が設けられ、またこの政令の違反事件に対する税関職員の強制調査権等「関税法」の犯則事件の調査に関する規定の準用が定められている。前者が、この政令とほぼ同時に施行された「関税法」の改正で、新たに税関の業務として「関税法」に挿入された税関の旅券等の査証業務に関する規定の特則をなすものであることはさきにふれた（五九九―六〇〇ページ）。訪問入国者は、司令部の好意で入国を認められたもので、一般入国者と比べて入国条件等で制限があり、そのため政令は、税関がその点に関するチェックをし、かつ日本での滞在証を交付することなどを定めている。

以上のとおり、この政令は、当時の錯雑した法令の中で、入出国者の携帯・別送財産を中心に、為替管理の観点をも含めてその輸出入に関するルールを整備明示したもので、その中で税関の責任と権限を明確にし、かつ当該ルールの実施について通関現場での税関の判断に依存せしめた点で、税関の存在を高からしめたものであった。

ところがこの政令（一九九号政令）そのものが実際に適用された期間は、短かった。昭和二四年一二月、「外国為替及び外国貿易管理法」（同年法律第二二八号）が制定されたのに伴い、同法の附則で「貿易等臨時措置令」、八八号省令等在来の貿易・為替管理関係の諸法令がすべて廃止され、それとともにこの政令も廃止されたのである。もっと具体的にいうと、新管理法の下で「輸出貿易管理令」（同年政令第三七八号）、「輸入貿易管理令」（当初は「輸入貿易及び対外支払管理令」、同年政令第四一四号）、「外国為替管理令」（昭和二五年政令第二〇三号）が順次制定施行され、新管理法体制が発足し、それに対応して旧法令が廃止され、一九九号政令を含む旧来の法制にとって代わったのである。最後の「外国為替管理令」が施行されたのは、二五年六月三〇日であり、一九九号政令も同日限りで経過措置を除きすべて

失効した（五七六ページ）。一九九号政令の内容は、大体、右の三新政令に承継、規定された。すなわち「輸出（入）貿易管理令」は、貨物の輸出入について、原則として輸出は外国為替銀行の認証、輸入は外国為替銀行の承認と貨物によって通産大臣の許可ないし外貨資金の割当等を要するものとしていた（五七七―七八ページ）が、入出国者の携帯・別送品等については、原則として一九九号政令の内容をそのまま引き継ぎ、入出国者の各種の態様に応じて一定範囲の貨物について右の認証、承認、許可等を一切必要としないものとしている。一方、入出国者の携帯にかかる金融証書、しゅう集品または身辺装飾品たる貴金属については、「外国為替管理令」で、支払手段、貴金属等の輸出入について一般的に必要とされる大蔵大臣の許可を要しない場合を定め（六二四ページ）、それに該当しないときは原則どおりその許可を受け、税関がこれらについて確認することとなった。また、一九九号政令が輸出入禁止物件としていた偽造、変造等の通貨、公安・風俗を害する物件等は、そのまま通産大臣の承認がなければ輸出できない物件として「輸出貿易管理令」の別表に掲記し（その輸入禁止については、「関稅定率法」等に規定がある）、一方、支払手段、貴金属等の輸出入については「外国為替管理令」で、原則的にすべて大蔵大臣の許可を要する旨の網をかぶせているのである。なお三政令とも、通関の際の税関の確認義務について定めている（「輸出（入）貿易管理令」における当該規定が通産大臣の指示権をうたい、税関側との間で紛争があったことは前述した―五九八―九九ページ―）。

以上は政令一九九号の失効に対応する為替・貿易管理法令の面での諸措置であるが、一方関稅法令の面では、同法令のフレームの中で吸収できると考えられたのであろう、原則的には格別の手当はなされていない。ただ前述した昭和二五年施行の「関稅法」の一部改正（同年法律第一一七号）で、旅客の携帯品で、他法令による許可、承認等を要するのにその証明がないものは、税関が一定期間保管し、収容貨物のように公売に付することなく、国内への引取りまたは積戻しを行なう途を開いている（六〇二ページ）。前述の一九九号政令に定められていた税関の処理方法を踏襲したものである。

三 関稅調査団の勧告

税関再開後四年余を経過した昭和二五年七月、司令部の要請により、アメリカ陸軍長官の任命にかかる関稅調査団 Customs Mission が来日した。団員は、レスター・K・リットル Lester K. Little（元中国海關總稅務司）とマーチン・G・スコット Martin G. Scott（アメリカ税関勤務）の兩名。調査団の任務は、「日本の税関制度の現状に関する司令部の検討を援助すること」であり、また「日本の税関制度を分析し、かつ國際的に受け入れられた制度にてらして、実施可能な改善策について勧告すること」であった。⁽⁹⁾

この時点で司令部がなぜ、調査団の来日を要請したのか、そのいきさつはさだかではない。木村秀弘は、前年シャープ使節団の来日があり、その勧告に基づいて国税・地方税を通ずる税制の大改革がなされたが、関稅はその勧告の対象外となっていたこと⁽¹⁰⁾から、同使節団の来日が一つの刺激となつて、関稅の専門家を招請する動きとなつたのではないかと推測している。⁽¹¹⁾調査団は、七月末から活動を開始し、司令部係官、大蔵省・税関の係官、内外の貿易・海運業者の代表と会談するとともに、税関部および横浜、神戸、大阪および名古屋の各税関を詳しく視察した。一方、税関部は、調査団に対して関稅・税関行政の各般にわたつた詳細な資料を提出し、その参考に供するとともに自己の見解の説明、説得に努めた。税関部が提出した資料は、わが国の税関制度・関稅の沿革から始まり、税関の管轄・機構、税関定員および施設の拡充整備、税関官吏の給与改善について述べるとともに、関稅行政機構および港湾関係諸行政とその組織の改革を説き、さらに関稅賦課権の制約など占領下の関稅行政が抱える諸問題、関稅・屯稅・内国消

費税の賦課徴収等の状況、税関の検査、鑑定、保税、監視、外国為替・貿易管理、入国管理など、税関行政の諸分野における現状と問題点、各種改善希望意見を述べ、そのほか関税率改正問題の経緯にもふれた、広範詳細なものであった。⁽¹²⁾ 当時の関税・税関行政の諸状況とその直面した諸問題を知るうえで貴重な文献となっている。またこれらの資料を通じて、税関部が、調査団の来日をかねてからの自己の主張の実現を図るための好機として捉え、税関行政機構や港湾管理問題の改革、税関の機構、定員、施設の拡充整備などの問題について、自己の見解に対する調査団の理解と賛同を取りつけ、望ましい勧告を得ようとして動いていた様子がうかがわれる。調査団は、二五年九月、「リットル・スコット調査団による日本の税関行政および手続に関する報告」と題する報告書を司令部に提出し、司令部経済科学局は、翌二六年三月、この報告書を大蔵省に送付してきた。その送付文書には、報告書を情報と参考のために送付すること、報告書の内容は、調査団の意見であって、必ずしも司令部の見解と一致するものばかりではないこと、今後計画される税関制度の改正は、司令部との間の通常のチャネルを通してなされるべきことが述べられていた。⁽¹³⁾

報告書は全文一章から成り、税関の組織・機能、他の諸官庁との関係、税関の職員・施設、密輸防止など、税関行政をめぐる諸問題を一通り取り上げているほか「関税率法」、「関税法」の若干の改正にも言及している。しかし調査団の目的は、前述のとおり税関制度の改善勧告にあつて、関税政策の問題はその関与の外にあり、報告書が「関税率法」、「関税法」の改正に言及しているといっても、それは課税価格や免税対象である旅客身回品・引越荷物の定義あるいは不当廉売防止規定の明確化、関税賦課に対する不服審査のための審査委員会の設置、第三者通報報償金の増額などで、関税制度の大きな改正を勧告したのではなく、関税行政に関係した若干の個別問題を取り上げたにとどまっていたのである。一方、税関行政をめぐる諸問題については、大体税関部提出の資料で指摘された問題を中心に一通りの検討を行ない、調査団の見解と勧告が述べられており、その中にはすぐあとでみるように関税庁の設

置、海上保安庁の大蔵省移管などといった当時の常識から突出した内容の勧告もみられる。以上のように報告書は、種々の問題を取り上げてはいるが、個々の問題に対する叙述は簡単で、その考察も概してステレオタイプのもので、格別注目をひく見解はみられない。右の関税庁の設置などの勧告も、当時の情勢の下で実現の可能性を無視した内容のものであった。団員は税関の実務経験者が僅か二人という顔ぶれであり、またその検討の首題自体が実務的なもので、元来理論的な深みを期待するような問題ではなかった。その意味で、わが国の租税体系の根本的改革を目的としたシャープ勧告とは、全くその性格を異にしたものであった。調査団の応接にあつた木村も、調査団の勧告は、若干実現をみたものもあつたが、昭和の税関史において意味のある役割を果たしたものはなかったと述べている。⁽¹⁴⁾

次に報告書からいくつかの目ぼしい項目を取り上げ、簡単にその内容を紹介し、若干のコメントを加えておこう。

(一) 関税庁の設置

報告書は、税関行政機構の改革について、その中央機構として大蔵省の外局として関税庁の設置を勧告し、しかもその実施は、第一順位の緊急性を有するものであると述べている。税関部は、調査団に対し税関行政機構の改革について二つの提案を行なっていたが、⁽¹⁵⁾ その一が税関部を主税局から分離して関税局に昇格させることであり、他はのちに述べる税関に検疫部（検疫課、動物検疫課、植物検疫課）と港湾課（監視部）を設置することであった。税関部が関税局設置を必要と考えたのは、全国の税関組織という膨大な行政機構を統轄する中央官庁として現在の部組織では十分であること、関税率の企画・立案に当たり、また将来の国際交渉に備え、関係各省や外国との交渉上、「格」を高める必要があること、税関部は主税局の一部に属しているが、その所掌する関税・税関業務は、主税局の他の課および国税庁が所掌している内国税の業務とは性質を異にした異質の業務であること、などがその理由であった。ところが調査団は、結論として大蔵省の内局ではなく、外局としての関税庁の設置を勧告したのである。

ここで興味をひくのは、報告書も税関部の機構がウィークであることを種々指摘しているが、そこには税関部が主張したような関税政策面の行政機構としての考慮はなく、もっぱら関税・税関行政の統轄機関という観点からだけの評価がなされていることである。報告書は、関税行政機構の現状について、①米国、英国、中国およびおそらくは他の大多数の国では、税関と内国税の機構とがまったく独立しているのに対し、②日本では、税関部は、大蔵省主税局の中で隷属的な地位を占め、独立に機能・統制する機関であるというよりは、むしろ助言・調査を行なう組織という性質の方が強い。③税関部は、六つの税関に対して、ほとんど実際の統制を行なっておらず、税関は、主税局長の管轄下にある。税関長は、主税局長に対して報告し、また税関長に対する指図は、主税局長名で行なわれる。税関部長は、税関行政の責任ある長というよりは、主税局長の顧問または代理人という資格で行動することが多い。このように中央機構が不備なため、六税関が相互に独立して、また税関部からも独立して行動する傾向があり、税関長の権限が大きすぎる。④このような機構では、税関関係の一切の行政権を大蔵省に移譲、集中するように命じた指令（一九四六年四月八日SCAPIN九四一—A第一項、四九六ページ）の目的を十分に実現することはできない、と述べている。そして調査団は、このような現状認識のうえに立って、日本の税関行政を世界的なパターンに一致させること、税関行政をその重要性和均衡のとれた水準にまで高めること、税関が当然必要とし、また享受すべき独立の地位と権威とを回復させること、などを理由として、昭和二四年に内国税の執行機関として国税庁が創設されたのと同様に、税関行政の分野で関税庁を設置することを勧告した。

当時の主税局内における税関部の地位および税関部と各地の税関との関係については、関税・税関業務については、實際上、税関部長は、ほとんど主税局長から独立して業務を執行することができ、また税関長に対して十分な指揮命令権をもっており、調査団の右の②、③のような認識は、明らかに見当違いである。そこにはおそらくは法令上

の官職の権限をそのまま忠実に解釈し、かつトップ・ダウンによる意思決定が行なわれるといわれるアメリカの行政機構における類似の官職の機能から類推した結果の、誤解があったのではないかと思われる。そしてそれと同時に、そのような官職の機能についての認識が、税関行政の中央機構として、大臣の補佐部局である内局ではなく、自己の名で独立の権限行使ができる外局を選んだことと、無縁ではなかったものと推測されるのである。以上の点はともかくとして、ここで注目されるのは、報告書が関税行政機関を政策立案機関ではなく、もっぱら行政執行機関として捉えていたことである。税関部の提案した「関税局」が、税関部の昇格した機構として、当然に、関税政策の調査立案、関税交渉等の業務と、税関の指揮監督など関税・税関行政を執行する業務とをあわせ所掌する機構として考えられていたのに対し、調査団の勧告した「関税庁」は、内国税における国税庁と同様に、もっぱら関税・税関行政の執行機関として構想されていた。この点は報告書の記述から明らかであり、またアメリカ流の行政機構に慣れた者の眼からみれば、それは普通のこととて、政策問題は当然に大蔵省等の仕事と考えたのであろう。報告書は格別そのことについていない⁽¹⁶⁾。ちなみに、勧告にかかる「関税庁」は、総務課、業務課、調整課（為替・貿易・出入国管理を所掌）、鑑定課、統計課、政策課の六課（正確にはそのほかに関税査察課の設置も勧告されていた）から成るものとされていたが、この最後の政策課は、大蔵省その他の官庁の利用に供するための企画と記録の保存を掌する課とされていた。ついでにいうと、税関部提案の「関税局」は、四課（総務課、業務課、鑑査課、統計課）のほか関税調査官などから成るものとされ、そのような態勢の下で関税政策の調査立案等と関税・税関行政の執行とをあわせ所掌することが考えられていた。「関税庁」は、もっぱら関税・税関行政を執行する機関ではあったが、その分課の点では右の「関税局」のそれとあまり差はなく、外局といっても調査団が格別大規模の機構を勧告したわけではなかったのである。

(二) 他の行政機関との関係の調整（海上保安庁の大蔵省への移管など）

税関部は、調査団に対し、関税行政機構の改革について、前述のとおり、関税局の設置のほか、税関に検査部（検査課、動物検査課、植物検査課）と港務課（監視部）を設置するよう提案するとともに、戦後の税関復活後、ますます複雑化した港湾関係行政組織とその行政について、行政機構の統合など関係行政機関の組織と業務の合理的・体系的な再編成の具体案をとりまとめ提出している。右の税関機構の拡充は、港湾の総合行政機関としての戦前の税関機構の復活を企図したものであるが、それは同時に、税関部が戦後群立した港湾関係行政機構を整序するための合理的方策と信じたところで、税関部の構想にかかる港湾関係行政組織と業務の再編成案の重要な一環をなすものであった。この問題についての税関部の見解および税関部が種々の機会を捉えてその実現に向けて精力を傾けてきたことは、さきに述べ（第二章第二節二）、また港湾管理をめぐる問題として第三節でも取り上げるが、税関部が調査団の来日をその持論の実現を働きかける好機として捉えたことは当然である。そのため税関部は、調査団にその見解を詳細に開陳した文書を提出したが、その内容は、これまでに述べたところとほぼ同様であって、ここで再説しない。

報告書は、税関と他の行政機関との関係の調整について、一応の検討を加えている。しかしその検討は簡単なもので、税関部の提起した問題点のごく一部にしかふれておらず、しかもその結論は、税関部の意表をついた内容であった。報告書は、まず海上保安庁を運輸省から大蔵省に移管することを勧告している。同庁の沿岸密輸の取締りや不法出入国の防止の任務は、税関の業務と密接に結びついており、両者を同一官庁に所属させる方が一層緊密な協力を可能にし、取締りの実を挙げうる、というのがその理由であった。そして海上保安庁がアメリカの沿岸警備隊の制度にならったものであり、その沿岸警備隊が財務省所属機関であることを引合いに出している。前述の税関部の見解では、海上保安庁との関係では、単に同庁の所掌する開港における港長事務（「港則法」に基づく港内の秩序、安全の維持）の税関への移管（そのために前記のとおり税関に港務課を設置する）などを提案していたにすぎなかったのである。一方、

調査団は、税関部が強く主張してきた検査および動植物検査の業務の税関への移管の問題については、消極の反応であった。報告書は、厚生省および農林省からのこれら業務の移管は勧告しないと明言し、動植物検査について農林省が税関に職員を派遣し、そこで執務させる方法を採用せよと述べている。報告書は、移管に賛成しない理由を述べてはいないが、彼らの頭の中に、中央・地方が直結するアメリカ式の縦割行政機構の姿があったであろうことは、想像に難くない（五三三ページ）。

なお税関側と通産省との間で、通産大臣が貨物の輸出入に関して税関長を指揮監督する旨を定めた「外国為替及び外国貿易管理法」第五四条をめぐって意見の対立があったことはさきに述べた（五九八―九九ページ）ところで、税関部は、調査団にも同条の削除を訴えたが、報告書はこの点では税関部の意見に賛成している。輸出入についての認証・承認までが通産省の責任で、その後の通関時点での業務は税関の任務であり、通産省はこれに干渉すべきでない、というのがその見解である。

（三） その他の税関行政機構の改正

報告書は、以上のほか、税関行政機構について、①関税庁税関巡察課、②関税賦課の訴願のための審査委員会および③税関職員研修所の設置を勧告している。

調査団も、税関の直面している最重要問題は密輸取締りの問題であるとし、その強化のために前述の海上保安庁の大蔵省への移管のほか、第三者通報報償金の増額なども勧告しているが、①の関税庁に税関巡察課を設置せよという勧告も、その方向に沿ったものであった。報告書は、現在の密輸取締りを税関長の直接指揮の下で各税関単位で実施する体制では、取締りの実施が税関長の意向に左右されやすいこと、各税関の取締りの緩厳に差異が生ずること、広域規模の事件の処理に問題が生ずることなどの欠陥があると述べ、税関の審理課を廃止して中央に集中し、関税長官

に対してのみ責任を負う税関査察課 Customs Enforcement Sec. を設置することを勧告している。税関査察官は、東京のほか諸税関にも配置され、必要に応じて移動を命ぜられ、関税長官の命令および自己の発意によって調査を開始するほか、税関長の要請によっても調査に着手する。また、その職務権限は、密輸等「関税法」違反事件の調査のほか、税関職員の瀆職、税関職員および税関貨物取扱人に対する苦情があった場合などの調査にも及び、さらにその調査のために、税関査察官には、警察官並みに、被疑者の逮捕、武器携帯その他必要な捜査、検査の権限が与えられる、というのが報告書の描くこの制度の内容であった。

なお税関部は、監視機構を中央直轄とする構想に対して、密輸事件の広域化、人員の機動的運用の必要性などの観点からこのような構想にも魅力を感じていたが、一方、実際面では、税関の監視関係職員は、監船、監所、旅具検査、保税地域取締りなどの日常的業務だけでも必要人員に足りない状況で、中央直轄の機構に配置しうる人員、ことに中央で機動部隊として留保しておく人員は、限定されたものになること、旅費、宿泊設備の整備等費用がかさむことなどの難点があることを指摘していた。⁽¹⁹⁾

次に報告書は、関税賦課に対する審査訴願制度が、輸入者の救済に不十分であるとして、税関長の審査決定に期限を付すことや、大蔵大臣への訴願に対する審査委員会制度の整備について勧告している。訴願審査のために現在も審査会が置かれているが、審査会は、単にその判定を大蔵大臣に答申するだけで、決定権限が与えられていない。報告書は、これを不相当とし、前記②の審査委員会、つまりそれ自身訴願の審査決定機関である委員会を設置し、その組織運営を整備するよう勧告しているのである。

さらに報告書は、「税関職員」について一章を当て、現在税関職員中一〇年以上の経験者はわずか二〇％にすぎず、七〇％以上が戦後の採用者で五年未満の経験しかもたないことを指摘して、専門職員および語学堪能者の養成の重要性を強調するとともに、瀆職の防止、給与改善（特別給与の支給）および増員の必要性について述べている。前記③は、右の職員養成のための研修所の設置を勧告したもので、東京の本部の統制の下に各税関に設置し、各種の講習を実施する機関とし、またその講習の修了・試験合格を昇進の一つの条件とするよう説いている。

(四) 税関の定員・職員給与・諸施設の改善

税関部は、調査団に対して、諸般の事情から、税関職員の増員、税務職員に準じた特別俸給表の適用、劣悪な税関の諸施設の改善を図る必要があることを種々のデータを添えて強く訴えたが、調査団は、このような要請に対して同情的で、そのすべてに対して前向きな勧告を行なっている。しかしたとえば税関職員の大幅の増員要請に対して、報告書は、増員要求の具体的な数字に対して賛否を表明する立場にはないが、実質的な規模での増員が必要なことは納得すると述べるなど、その勧告の内容は概して抽象的なものとどまっていた。

最後に、勧告は、その後の税関関係の制度・行政の改正に対し、どのような影響をもつただろうか。前述のように司令部が勧告の内容を積極的に支持したわけではなく、国内的にも勧告の「目玉」ともいえるべき関税庁設置などは到底実現不可能な状況にあり、また、報告書の内容自体、若干の項目を除き、全体として平板的で格別目新しい提言もなかったのである。報告書が大蔵省に送付された当時、国内政治の場では、戦後占領下で急激に膨張した行政機構の整理簡素化が大きな政策目標となり、その全面的な機構改革の検討が進められていた。⁽²¹⁾ このような状況の中で、税関部自身、関税局への昇格を熱望していたとはいえ、関税局はおろか関税庁の設置など望むべくもなかった。報告書を受領したのち、税関部は、早々と関税局または関税庁への昇格をあきらめ、機構改革としては、二六年七月、税関部内の機構として調査統計課からの鑑査課の独立、関税調査官の所掌事務の拡充が行なわれたにとどまったのである。⁽²²⁾ (六三〇—三二一ページ)。さらに設置当時からいわくつき(五三二—三三三ページ)の海上保安庁の運輸省から大蔵省への移管

など問題になる余地もなく、税関機構の中央に税関巡察課を置く案も問題にならなかった。「外国為替及び外国貿易管理法」第五四条の削除が実現しなかったこともさきにふれた(五九八―九九ページ)。ただ前述した昭和二六年法律第七六号による「関税法」改正(六〇三―三ページ)で、関税賦課に対する不服申立制度の整備が図られ、大蔵大臣が関税願審査会の決議に基づき訴願を裁決すべきものとした改正などは、実質的に前記の勧告に沿った改正であり、同改正では第三者通報報償金の引上げも行なわれたのである。また勧告のインパクトの程度はともかくとして、漸次、税関の定員増加、諸施設の整備、充実がなされていくことは、のちにみるとおりである(六三三―三四、七〇七―〇九ページ)。

四 税関行政・機構・定員

この占領後期の時期、税関部は、主要な政策問題として、関税率の全面改正、再三にわたる「関税法」の改正、「屯税法」、保税倉庫・工場法令の改正、関税・内国消費税・屯税の課税権の回復などの問題を処理したほか、戦後複雑化の一途をたどった港湾管理方式ないし港湾関係行政機構の再編成と、その一環としての税関機能の拡充の問題について、税関部が理想とする方向をめざして、司令部(および関税調査団)や関係各省と折衝を重ねたが、その一方で税関行政の面では、全国の税関を指導監督し、適切な業務の遂行とその改善に努めてきた。この時期、税関業務には、入出国管理、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく新たな外国為替・貿易管理の業務が加わり、また密輸はますます燃え広がり、その取締りに忙殺されたものの、やがてピークを打ち、一方、貿易の増大に伴って通関・保税業務などが活況を呈し、さらに関税率の改正、関税・内国消費税・屯税の賦課権の回復も実現し、密輸取締り一辺倒か

ら、より均衡のとれた正常な姿の税関行政へと発展する。もっとも一面では、課税権の回復の過程で、特殊保税倉庫問題や免税輸入自動車の転売課税問題など、占領下特有の行政問題(第五節三)も発生している。このような税関行政の動向は、当然税関の機構・定員の推移に反映している。税関行政の具体的な動きは、第五節で述べ、ここでは前章第二節三に続いて、税関業務の拡充を指示した司令部の覚書を挙げ、これに関連した説明を加えるほか、本省・税関の機構改正と、税関関係定員の推移について述べておく。

(一) 税関業務の拡充

まず税関業務の拡充を示す司令部の覚書を列記する。覚書は前期に出され、それに対応する措置が当時期に採られたものがあるので、すでに記したものといくらか重複するが、それらをも掲記しておく。

- ① 「入出国の際携帯を許される個人財産」(一九四九年一月一八日SCAPIN一九六六)
- ② 「親族訪問のための入国」(一九四九年二月一日SCAPIN一九七一)

右の二つの覚書を実施するため、昭和二四年六月、ポツダム政令「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」(同年政令第一九九号)が制定された。この二つの覚書と政令の内容については、すでに述べた。またこの政令自体の有効期間は短く、新外国為替及び貿易管理法の施行に対応して逐次廃止され、最終的に二五年六月三〇日限りで経過措置を除き失効したこと、そしてこの政令の内容は、新外国為替・貿易管理法と、一部、「関税法」に承継されたことも、さきに記したとおりである(六〇八―一三ページ)。この政令は、税関が、占領軍貨物または占領軍に属する者の財産以外のすべての輸出入財産・貨物の検査・通関に責任をもつことを明確にし、かつ同政令の実施について通関現場での税関の判断に依存せしめた点で、税関の存在を高からしめたものであった。

- ③ 「外国為替の管理」(一九四九年二月二日SCAPIN一九六八)

この覚書の指令に沿って、逐次外国為替・貿易管理の新秩序が作られ、最後に昭和二四年一二月、「外国為替及び外国貿易管理法」(同年法律第二二八号)が制定され、同法の下で三つの政令(「輸出貿易管理法」同年政令第三七八号、「輸入貿易管理法」—当初は「輸入貿易及び対外支払管理法」同年政令第四一四号、「外国為替管理法」昭和二五年政令第二〇三号)が定められ、二四年末から二五年六月にかけて順次施行された。右の覚書と新管理法令の内容およびその中の税関の為替・貿易管理業務については、さきに述べた。また、同法令に基づく通産大臣の税関長に対する指揮監督権と「関税法」第三条ノ三に基づく税関の権限との関係などをめぐって、税関側と通産省との間で見解の対立があり、関税調査団まで巻き込む論争となったが、事態は税関部の希望するようには進まなかったこと、一方、為替・貿易管理上の税関の業務は漸次拡大されていったことも、すでに記したとおりである(五三七—三八、五七六—七九、五九八—九九、六一九ページ)。

新管理法令の下での税関の為替・貿易管理業務は、すでに大体関係箇所であつたが、ここでもう少し詳しく述べておくと、それは貨物の輸出入にかかわるものと、その他のものに分かれる。前者は、当該貨物の輸出入につき、外国為替銀行の認証・承認(およびその前提としての通産大臣の承認・許可等)を受けていること、またはこれを要しないことの確認(現品検査を通ずる確認を含む)と、通産大臣からの権限委任に基づくその輸出入の承認にかかる業務であり、後者は、支払手段、貴金属、証券等の輸出入につき、大蔵大臣の許可を受けまたは法令により認められたものであることの確認などの業務である。後者の支払手段等の輸出入があるのは、出入国者の携帯輸出入の場合が最も多いが、ほかに郵送や運送の場合もある。また、法令により支払手段等の輸出入が認められる場合として、居住者の旅券に記録した一定額以内の円貨、非居住者の外国為替記録手帳(または外国通貨登録票)に記録した外貨等を携帯輸出入する場合、貴金属で、身辺装飾品、しゅう集品等本人の利用に供されるものを輸出入する場合があり、円貨の

旅券への記録、外国為替記録手帳等の発行、回収、記録も、税関の業務とされていた。支払手段等の輸出入が認められないときは、その輸出入をしようとした者の選択で、これを返戻し、または一時、税関がこれを保管する。

④ 「出入国管理機構の設置」(一九四九年六月二二日SCAPIN二〇一九)

⑤ 「出入国管理機構」(一九五〇年二月二〇日SCAPIN二〇八二)

占領直後は、占領軍に属する者以外の者は、原則として日本への入出国が認められず、その後その制限が緩和されてきたものの、入出国には司令部の許可を要し、またその入出国管理業務は、直接、司令部・軍によってなされる時代が続いた。ところが入出国者数が増加する中で、入出国の管理事務についても漸次日本政府側に移譲することが企図され、司令部は、右の④の覚書で、入出国の許可そのものは司令部が行なうが、昭和二四年一月以降、入出国の管理事務を第八軍の監督の下で日本側で実施させることとし、そのための管理機構の設置を指令した。政府は、この覚書を受けて、同年八月、ポツダム政令「入出国の管理に関する政令」(同年政令第二九九号)を制定し、外務省管理局に入国管理部、税関に入国監理官が設置された。入国監理官は、旅券等に証印する業務を執行し、税関の職員ではあるが、その業務については、税関長は外務大臣の指揮監督を受け、また、入国監理官が置かれる税関は、大蔵大臣が外務大臣と協議して定めるものとされていた。

次いで右の⑤の覚書は、④の覚書を廃止し、これに代わるものとして定められたもので、改めて司令部の指定する入国港に直ちに所要の入国監理官を配置するよう指令するとともに、特に出国についての日本側の管理権を広く認めることとし、その責任や事務手続を明示している。この覚書で、出国についても司令部が許可する建前に変更はないが、その申請は日本側が受けつけ、また申請書に入国監理官等が許可・不許可を明示して司令部に提出し、一定時間の経過で自動的に許可される途が開かれることとなった。この覚書に基づき、前記の政令が改正され、出国に関する

手続がつけ加えられ、入国監理官の業務にも、出国の許可に関する事務が加えられた。

なお右の④の覚書にやや先きだち、一部改正後の「関税法」と、「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」の双方に、税関の旅券等の査証業務について規定が設けられ、それが「出入国の管理に関する政令」の制定とともに、「入国監理官の証印」と改正明記されたことは、さきにふれた(五九九―六〇〇ページ)。

ところで戦後の出入国管理に関する機構は、右のような改正では落着しなかった。戦前は出入国管理は、警察系統の業務とされ、不法入国者については、地方長官が退去命令を発するなどの制度とされていたが、戦後はそれが複雑な機構となっていた。すなわち出入国、外国人在留者の登録、不法入国者等の収容と強制送還等に関して、外務省入国管理部、法務府民事局および検務局、検察庁、引揚援護庁、警察、海上保安庁、都道府県知事などが関係し、それらの関係が複雑に交錯していたのである。このような状況の中で、前記の⑤の覚書と同日付で、覚書「税関、出入国および検疫」(SCAPIN二〇八三)が発せられた。この覚書は、日本政府が、今後、司令部の諸指令に従い、占領軍関係を除き、一切の個人、貨物、海上船舶、航空機の日本出入に伴う税関・出入国・検疫事務に対して責任を負うべきことをうたうとともに、税関・出入国・検疫に関する現行手続を再検討し、かつ一般に認められている国際慣行に一致する、有効な税関・出入国・検疫規制を確立するために必要な措置を採るよう指令したものであった。この覚書をめぐる交渉の過程で、司令部の意図が、関係機関の統合改編ではなく、むしろ関係行政の運営、特に不法入国者の逮捕からその審問、送還に至る手続を一本にまとめて合理的に処理する、という点にあったことが明らかになったが、関係省庁間の対立がきびしく、政府案はなかなかまとまらず、またやっとまとまった制度も、司令部の覚書でゆさぶられ、幾度かの改変が加えられた。

右のSCAPIN二〇八三が発せられてから大分間をおいた同年一〇月、ようやく入国管理部の機構に代わり、外務省の外局として出入国管理庁が発足したところ、その直前に朝鮮動乱を契機に激増した密入国者の取締りなど出入国管理の強化を指令した覚書「出入国」(一九五〇年九月一日SCAPIN二二二二)が発せられ、これに基づいて翌二六年一月、「出入国管理令」(同年政令第三一九号)が施行されるとともに、出入国管理庁は入国管理庁に改編され、さらにその入国管理庁は、二七年八月、法務省内局の入国管理局に移行したのである。このような機構の変遷は、税関の入国監理官制度に波及した。すなわちまず前述の出入国管理庁設置に当たって、当初、入国監理官が直接出入国管理庁の管轄下にはいる案が用意されたのに対し、税関側が、一般の税関取締りと出入国管理とは密接不可分の関係にあることなどを理由に入国監理官の出入国管理庁への移管に反対し、ひとまず現状維持に成功した(この際、入国監理官は、出入国監理官と改称された、六〇〇ページ)。しかし次の「出入国管理令」の制定と入国管理庁の発足の際には、税関側の抵抗も及ばず、税関の出入国管理業務は名実ともに入国管理庁に移管され、入国監理官は「関税法」から姿を消し(六〇〇ページ)、その業務は、入国管理庁所属の入国審査官が管掌することとなったのである。⁽²³⁾ ちなみに、「出入国管理令」は、従来の「出入国の管理に関する政令」に代わり、入出国の手続、外国人の在留、不法入国者に対する強制収容・退去手続などについて詳細な規定を設け、一方、入国管理庁が、同令のほか、「外国人登録令」(昭和二二年勅令第二〇七号)等に基づく業務を「一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関」(「入国管理庁設置令」昭和二六年政令第三二〇号第三条第二項)として設置され、同庁に入国審査官、入国警備官が置かれた。入国審査官は、従来出入国監理官が行なった事務のほか、退去強制についての審査、収容・退去強制令書の発付などの事務を、また入国警備官は、違反事件の調査、収容・退去強制令書の執行などの事務を行なう権限が与えられ、まさしく入国管理庁が、右の関係業務を一貫して行なう体制が採られることとなったのである。

これまでに、税関再開後、占領下での税関業務の拡充、前進の跡をたどるために、第一・二章に続いて主要な司令

部覚書を列挙し、その内容とこれに対する大蔵省・税関の対応措置について述べてきたが、以上のほか、税関権限の復権過程をみるうえで重要なものに、関税・内国消費税・屯税の賦課権の回復の問題があったことは、繰り返すまでもない。この賦課権の制約・回復の過程において、正規の司令部覚書が発せられたこともあったが、いわゆるマーケット書簡など司令部担当官名義の文書で処理されたことが多く、日本側の事実上の取扱いで非課税とされたこともあった。課税自主権の回復の過程をこれまでに列記したような代表的な司令部覚書で示すことはできず、そこには長期間にわたった複雑な経緯曲折があったのである。この問題については、ここではふれず、すべて第四節にゆずる。

(二) 機構・定員の改正

次に、本省・税関を通じて機構の改正をみよう。

昭和二四年六月、「国家行政組織法」(昭和二三年法律第一二〇号)、各省「設置法」、「行政機関職員定員法」(昭和二四年法律第一二六号)が一齐に施行され、戦後の行政機構・定員に関する全面的な法制整備と改革が実行に移され、大蔵省についても、従来の「大蔵省官制」等に代わり、「大蔵省設置法」(同年法律第一四四号)が制定施行された。

まず、この設置法体制の下での税関関係の本省機構をみると、主税局税関部の機構(五三八ページ)には実質的な改正はなく、ただ税関部の下で税関業務課が業務課に、税関調査課が調査統計課に改称されたにとどまった。新たに制定された「大蔵省組織規程」(同年大蔵省令第三七号)に定められた両課の所掌事務は、次のとおりであった。

(業務課の事務)

- ① 関税および屯税を賦課徴収すること。
- ② 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機および旅客の取締りを行なうこと。
- ③ 保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関すること。

- ④ 輸交付金および戻税に関すること。
- ⑤ 開港に関すること。
- ⑥ 関税法規の犯則事件の調査および処分を行なうこと。
- ⑦ 税関貨物取扱人の許可を与え、これを監督すること。
- ⑧ 税関の経費の概算の調整および配賦を行なうこと。
- ⑨ 税関職員の教養および訓練に関すること。
- ⑩ その他税関部および税関に関する事務で、調査統計課の所掌に属さないもの。

(調査統計課の事務)

- ① 関税率および関税制度を調査すること。
- ② 輸出入貨物の調査鑑定に関すること。
- ③ 輸出入品の見本に関すること。
- ④ 税関統計を作成すること。

また、「大蔵省設置法」により、大蔵省の付属機関として関税率審議会が設置された。同審議会は、大蔵大臣の諮問に応じて関税率に関する事項について調査審議する機関であり、大正一五年以来設置されていた関税調査委員会に代わるものであった。審議会の組織・運営については「関税率審議会令」(昭和二四年政令第一四五号)が定められ、従来委員の任命が大蔵大臣の奏請により内閣によってなされたのが、大蔵大臣任命に改められたこと、臨時委員が専門委員と改称されたこと、などの改正があったが、実質的には従来の委員会をそのまま継続した内容であった。

さらに税関部を中心に、すでに改正作業の過程にあった関税率の全面改正への準備を進め、あるいは関税率改正後

の事態に備えるために、税関部内の組織や関税率審議会の構成に、いくつかの改正が加えられた。すなわち関税率審議会について、右の審議会への改組後間もなく、関税率改正の審議を充実するために、委員定数の増加(四〇人→四五人、大蔵省ほか関係省庁の職員から成る委員を増員)と幹事の設置(関係省庁の職員から二〇人以下)が行なわれ(二四年一月)、次いで二六年に関税率の全面改正がなされた際の「関税率法」の改正(同年法律第一一〇号)において、審議会の調査審議事項として関税協定に関する事項が明記され、大蔵大臣に対する建議権が定められ、また特定の事項を調査審議するために部会設置ができることとなった(二六年五月)。なおこの改正の際、審議会の設置根拠が、設置法から「関税率法」に切り替えられ、右に述べた審議会の所掌事務など審議会の基本的事項は、「関税率法」で定められることとなった(八〇五ページ)。

一方、税関部内の組織については、①まず業務課の事務として関税、屯税およびその他の税関行政に関する法令の企画・立案(調査統計課の所掌に属するものを除く)、調査統計課の事務として関税率の調査・企画・立案と関税制度、外国貿易の調査などの事務を明記し(二五年四月)、②税関部に、部長のスタッフとして、関税率に関する調査・研究を行なう関税調査官三人以内を置くことができるとし(二六年四月)、③さらに調査統計課から鑑査課を独立させ、調査統計課は、関税制度、外国貿易の調査と税関統計の作成の事務、鑑査課は、輸出入貨物の検査、分析、鑑定その他関税率の適用に関する事、犯則物件の調査、鑑定、輸出入貨物の見本に関する事、輸入貨物の価格、運賃、保険料等の調査の事務をつかさどることとして、従来の調査統計課の業務を、関税政策の立案に必要な調査および統計作成の業務と、関税率適用上の品目分類、価格鑑定など税関行政にかかわる業務とに区分して、これをそれぞれ両課に分掌させ、一方関税調査官の所掌を関税率、関税協定等の調査・研究・立案に拡充する(二六年七月)などの改正が行なわれた。これらの改正のうち、①は、「関税率法」等の改正作業が本格化するに当たって、両課の企画

立案業務とその分掌を明確にしたもの、②、③は、関税率の全面改正を前提とし、今後における関税政策の立案、ガットへの加入、増大する税関行政上の要請に応えるための、機構強化と分掌の合理化、明確化を図ったものである。なおこの③の鑑査課の独立、関税調査官の所掌事務の拡充という改正が、関税調査団の関税行政機構の拡充の勧告を受け、一方行政機構全体の整理簡素化のための改革への検討が進められていた中で実施されたものであったことは、先にふれた(六二一ページ)。

次に税関の機構に移ると、税関の所掌事務・機構についても、「大蔵省設置法」、「大蔵省組織規程」に詳細に定められ、(一)で述べた入出国管理や「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく貿易・為替管理にかかる税関業務の改廃は、その都度右の法令の改正を伴い、それを通じて税関の所掌事務・機構の改正が行なわれている。

まず本関機構をみると、この占領後期においても、税関再開以来の六税関体制と、本関の内部機構が税関長官房のほか、監視、業務、鑑査の三部から成る点については変更はなかったが、税関業務の拡大につれて、漸次課が増設されるなど、機構の拡充と整備が行なわれている。この点を官房および各部ごとに略述すると、官房は、税関再開後庶務、会計、養成の三課制が採られていたのが、「大蔵省組織規程」制定の機会に、官房主事一名の設置とともに、秘書、文書、会計の三課制に再編成され(職員の教養、訓練の事務は、秘書課が所掌、二四年六月)、監視部は、入出国者の増大と、税関が旅券の査証(証印)等入出国管理事務を所掌することとなったのに伴い、従来の警務、審理、貨物の三課に加え、旅具課、旅券課が設置される(二四年六月、ただし旅券課は、当初横浜、神戸、門司の三税関に設置され、次いで函館、名古屋の二税関に、さらに遅れて大阪税関に設置された)とともに、入国監理官が配置され(二四年八月)、かつその定数が数次にわたって増加し、また後に出入国監理官と改称された(出)入国監理官は、本関のほか、相当数の支署・出張所にも配置された。なお事務量の増加に伴い、横浜、神戸両税関の監視部に次長が置かれている(二五年六月)。し

かしその後、既述のとおり入国管理庁の設置と税関の入国管理事務の同庁への移管という制度改正があり、税関の旅券課および出入国監理官は、廃止された（二六年一月）。次に業務部は、従来の輸出、輸入、統計の三課に加え、「外国為替及び外国貿易管理法」の施行に伴い、為替課が設置され（二五年一月）、鑑査部は、税関再開時は輸出鑑査、輸入鑑査、調査の三課制、次いで外国小包郵便課を加えた四課制（ただし外国小包郵便課は、順次設置税関が拡大され一五三九ページ）、この占領後期にも、神戸、名古屋の二税関に設置をみた）が採られ、このような分課制は、この時期を通じて維持されたが、貿易の増大、関税率の全面改正という事態の下で、輸入鑑査業務の充実を図るため、各税関の鑑査部に関税鑑査官を置き、輸入貨物等の検査・鑑定事務のうち特に専門の知識経験を要する事務を処理させ、また、税関によって輸入鑑査課を二課ないし三課に分離拡充した（二六年五月）。

一方、税関（本関）の下部機構である支署、出張所、監視署は、税関再開後前期までに急膨張し（五三八―三九ページ）、この占領後期では、それぞれ新設・廃止があり、新設が廃止を上回ってはいるが、その数は多くなく、全体としての数の増加は、僅少にとどまった。すなわち占領終結時において、四八支署、四八出張所、一〇四監視署という態勢であり、前期末（二三年度末）と比べて、三支署、四出張所の増加があったにすぎない⁽²⁵⁾。全国を通ずる税関官署の設置は、戦後比較的早い時期に、ほぼその配置を終えていたのである。ちなみに、昭和二三年暮、羽田飛行場事務所として出発した羽田の官署（四八一、四九二ページ）は、この間に、正規の出張所となり（二四年六月）、さらに羽田支署へと昇格している（二五年八月）。

なお税関機構の拡充にからんで長崎、東京二税関の設置問題があった。わが国最古の税関（旧運上所）であった長崎税関は、戦時中門司税関とともに門司海運局に統合され、戦後の税関再開の際も門司税関の管轄下で長崎税関支署として復活したにとどまり（五〇〇―〇一ページ）、その税関への昇格は、大蔵省および地元の強い要望であり、一方、税

関再開当時、横浜税関管内の一出張所にすぎなかったのちの東京税関は、その後いち早く支署に昇格し（五三九ページ）、さらに税関業務の増大に対処するため、大蔵省内で税関への昇格が検討されていた。二六年二月、「大蔵省設置法」の一部改正案中に長崎税関の復活が盛り込まれ、閣議決定まで経たにもかかわらず、司令部の承認が得られず、その改正条項が削除されたという一幕もあり、東京税関の設置も、行政機構簡素化が課題となっていた時節柄、占領期中は日の目をみるに至らなかった。結局、両税関の設置は、二八年八月まで待たなければならなかったのである⁽²⁶⁾。

最後に、税関関係定員の推移をみよう。

ここで「行政機関職員定員法」（昭和二四年法律第一二六号）に基づく、「大蔵省職員定数規程」（同年大蔵省令第七〇号）が定められた二四年度以降の本省税関部の定員にふれておくと、その定数は一三七名で推移し、占領末期に減員（二六年四月、一三四名、二七年一月、一一四名）となっている。減員は、本省内部部局全体の定数の削減の一環としてなされたものである⁽²⁷⁾。

二四年度以降における税関職員（特派職員、雇傭人を含むすべての職員）の定員の推移は、上のとおりであった（表3-4）。なお定員上の官吏、雇傭人の区分は、二六年三月限りで廃止され、また一部定員外の扱いとなっていた特派職員も、同時にすべて定員に組み込まれることとなった。ここで二七年の減員は、当時実施された政府全体を通ずる行政整理によるもの、また二四年の増員も、行政整理による減員四二五名を相殺したうえでの増員であった⁽²⁸⁾。

表 3-4 税関定員の推移（昭和24年6月—27年4月）

年 次	定 員
昭和24年6月	3,582
25年6月	3,724
25年8月	3,924
26年4月	5,400
27年1月	5,107
27年4月	5,395

出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第4巻「財政制度・財政機関」巻末8-9ページ。

このように途中、行政整理による減員があったものの、この期間全体を通じて税関職員の定員は大体増加を続け、占領終結時の定員は、二三年度末の定員二八九一名(五三九ページ)に対して八七%増、税関再開時の定員一七七九名(五〇七ページ)と比べると三倍にまで増加している。この占領後期の時期における増員の理由は、入出国者に対する旅具検査・取締り、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく貿易・為替管理、特殊保税倉庫の設置その他保税倉庫・工場の増加に伴う特派職員の増員、監視取締りの充実、密輸取締りの強化、税関業務の増大、などであった。⁽²⁹⁾この時期の増員のうち、二六年の大幅増員が目立っているが、その根拠は、監視取締りの充実、密輸取締りの強化、税関業務の増大、特派職員の増員であり、いわば税関業務全体にわたる事務量の増大と業務執行充実の必要性を総当たりしたようなものといつてよい。税関部が関税調査団に対して増員の必要性を訴えた理由がこれであり、結果的にその増員要求が大幅に認められたのが、このときの増員であった。

さらに税関の各部門の定員配置をみると、貿易が増大し、一方密輸検査が昭和二四・二五年にピークに達したこと(七一〇―二二ページ)などの事情を背景に、通関業務に従事する業務・鑑査両部門の職員が急ピッチで増加し、かつての監視部超重点のシフトが是正されていった。占領終了時点での全国税関(本関)の三部門の配置定員をみると、監視部九六三名、業務部四九八名、鑑査部四八五名となっており、先に掲げた二四年度当初の配置(五四〇ページ)と比べて、三部門の定員、つまりはその業務量の均衡化が進んでいることを示している。

(1) 「外国為替及び外国貿易管理に関する将来の問題」、昭和二五年八月(関税調査団提出)、五一―一〇ページ、「税関の業務執行上改正を希望する諸法令」(同前)、二八ページ、「他官庁が税関業務を阻害している具体的事例」(同前)、五―七ページ(大蔵省資料Z五三四―一六一三)、「関税調査団報告書」(リットル・スコット調査団による日本の税関行政および手続に関する報告)、一八―二〇ページ(大蔵省資料Z五三四―一六一一)。

(2) 安藤平「戦後の密輸入犯と経済状態との関係についての一考察」(『かすとむす』昭和二七年税関八十周年記念誌)、二七

ページ。

(3) 中嶋晴雄「占領下の関税行政」(『ファイナンス』昭和五一年一月号)、七六ページ。

なおこの罰則は、昭和二九年の「関税法」の全文改正(同年法律第六一号)の際、三年以下の懲役、三〇万円以下の罰金またはその併科と、元の姿に戻し、他の密輸実質犯との間の刑の均衡が図られた。

(4) 同前、七六ページ。

(5) 主税局「保税工場制度の活用について」昭和二五年四月一三日蔵税第三〇六号(大蔵省資料Z五三四―一五)。なお廃止された通関は、「特殊保税工場ノ取扱方」昭和一五年七月蔵税第二二九五号(同前)などである。

(6) 税関部調査統計課調査班「占領後のわが国の関税問題」、昭和二四年七月一〇日、三四―三六ページ(大蔵省資料Z五一―一五五)、「保税地域及び保税運送について(附自由港制度)」、昭和二五年八月(関税調査団提出)(大蔵省資料Z五三四―一六―三)。

(7) 「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、中嶋晴雄口述分)、四二―四四ページ。

(8) 当時の保税倉庫・工場制度の内容は、日本関税協会『保税制度の活用』(昭和二七年)に詳しい。

(9) 前掲「関税調査団報告書」序文および司令部経済科学局による大蔵省あて同報告書の送付文。

(10) シャウプ使節団の『日本税制報告書』は、関税についてもごく簡単な言及をしているが、「国内産業に対する補助の意味を含む外国貿易政策の手段としての関税は、われわれの研究の範囲外」であると断っている(『シャウプ使節団日本税制報告書』第一編第一〇章F節)。

(11) 木村秀弘他口述「占領期の関税行政と税関再開について」、二二―二三ページ(大蔵省資料Z一〇六一―四一)。

(12) 大蔵省資料Z五三四―一六一二、Z五三四―一六一三。

(13) 司令部経済科学局財政課「関税調査団報告書」一九五一年三月五日ESS/PF二二・四三(大蔵省資料Z五三四―一六一)。

(14) 前掲木村他口述「占領期の関税行政と税関再開について」、二二―二三ページ。

(15) 「関税行政機構の改革について」、昭和二五年八月(関税調査団提出)(大蔵省資料Z五三四―一六一三)。

(16) 税関部は、関税庁設置の場合にも政策部面を大蔵省に分離残置させることは不可と主張し、主税局・国税庁の関係は、よい先例とはなっていないと述べている(「関税庁設置に伴い政策部面を大蔵省に分離残置することの不可なる理由」(同前))。

- (17) 「港湾関係諸行政及びその組織の改革について」(同前)。
- (18) 「税関の業務執行上改正を希望する諸法令」二一三ページ(同前)。
- (19) 「監視部を中央の直轄とすることの可否」(同前)。
- (20) 「税関定員及び施設の拡充整備」、「税関官吏の特別俸給表適用について」(同前)。
- (21) 「昭和財政史—終戦から講和まで—」第四卷「財政制度・財政機関」、三八五—九一ページ。
- (22) 同前、四七〇—七一ページ。

なお後年、税関研修所(昭和二八年)、関税局(三六年)の設置をみるが、もちろんその後の状況の発展によるものである。講和発効前後の状況では、行政機構の改革上局中の部制廃止の原則が立てられ、税関部の存続すらおぼつかなく、二七年五月国会に提出された「大蔵省設置法」改正法案には、税関部を廃止し、主税局直轄の課とする内容(ただし、同局に、これを統轄する次長を置く)が盛り込まれており、国会修正でその廃止を免れたような状態であった(同前、三九二—九三ページ)。

- (23) 同前、六七五—七七七ページ。
- (24) 同前、六七八—八〇ページ、大蔵省税関部『日本関税・税関史資料』I「法令」、昭和三三年、六一五—二二二ページ。
- (25) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第四卷「財政制度・財政機関」、六八〇—八一ページ、同前『日本関税・税関史資料』六五七—六〇、六七二—七四、六八三—八六ページ。
- (26) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第四卷「財政制度・財政機関」、六七九—八〇ページ。
- (27) 同前、三八六—八八、巻末八一—九二ページ。
- (28) 同前、三八六—八八、徳田肇「予算面から眺めた戦後税関の歩み—その三—」(『かすとむす』昭和二九年四月号)、五一—六ページ。
- (29) 同前「予算面から眺めた戦後税関の歩み—その三—」、五一—六ページ。
- (30) 「昭和二七年度税関配置定員表」昭和二七年二月二六日付(大蔵省資料乙五三四—一一二)。この数字には、特派職員は含まない。また、この資料の日付に近い日付の定員表がいくつか残されており、その数字に差異があるが、いずれも三部門への配置定員の均衡化が進んでいることを示す点で変りはない。

第三節 港湾管理をめぐる問題

——旧税関構内の帰属と税関権限問題の帰趨——

一 問題の所在

税関は、大戦のさなかに海運局と合併し(昭和一八年一月)、戦後早々に復活した(二一年六月)が、大蔵省の所管を離れたこの二年半の歴史の空白が、戦後の税関の歩みのうえで、回復困難な後遺症を残すこととなった。税関再開の際、かつて税関が海運局に引き継いだ膨大な税関構内など旧税関資産の返還を受けることができず、また戦前の税関がもっていた開港港則事務や海港検疫、動植物の検査・検疫の業務も新税関の権限に復帰せず、戦後の税関にとってその回復が念願となったことは、これまでに述べてきたところである(四九七—九九、五三〇—三一、五三三、五九五—九六、六一七—一九ページ)。さらに、税関の復活後、税関の周辺には、従来の海運局、港湾建設部(以上運輸省)、地方自治体の港務所、水上警察署などに加えて、動植物検疫所(農林省)、検疫所(厚生省)、海上保安庁(運輸省)、通商産業局(通商産業省)などが設置され、港湾関係の行政機関と行政手続が錯雑し、税関部が、税関を中心とする関係行政機構の統合など、その再編成・簡素化に向けて努力したことも、すでに折にふれて述べた(五二八—三五、五九五—九六、五九八—九九、六一七—一九ページ)。これらの港湾関係行政ないし行政機構をめぐる問題は、とりわけ運輸省との間で激しい対立が続き、ことに司令部が二三年八月、京浜・神戸両港における港湾運営などを日本側の責任に委ね、

港湾施設の接收を漸次解除する方針を明らかにし、日本政府にそのための港湾運営の機構と計画書を提出するよう求めた覚書を発出したのを契機に、論議が一挙に白熱化するに至った。そしてこの問題は、大蔵省と運輸省との間の紛争にとどまらず、行政管理庁などが斡旋にはいり、政府部内のほか地方公共団体が加わり、さらに司令部の諸部門をも巻き込む大きな問題にまで発展した。これらの点も、さきにふれたところである(五三一、五九五ページ)。この問題は、一般に港湾管理問題と称され、最後は、二五年五月、地方公共団体等を港湾管理者と定めた「港湾法」の制定で、一応の結着を迎えるが、論争の焦点は、単なる港湾管理主体の問題にとどまらず、当初は旧税関財産の所管問題がクローズ・アップされ、また税関部は、常に税関の権限問題と港湾関係行政機関の機構と業務の再編成・合理化問題を問題意識としてもち、その実現を働きかけ、これらの問題が不可分の問題として織りなされながら、発展していったのである。この問題の発展をたどる前に、問題の所在を明確にするために、これまでに述べたところを受けながら、まず若干の事項について補足的に説明を加えておこう。

深刻な対立を生んだ旧税関財産の所管問題の核心は、「税関構内」であった。「税関構内」とは何か。「関税法」(明治三二年法律第六一号)は、税関手続上不可欠の場所である「保税地域」すなわち外国貨物(外国から本邦に到着した貨物で輸入免許前のおよび輸出免許済みの貨物)を蔵置しうる場所として、税関構内、保税倉庫、保税工場および税関長が指定または特許したその他の場所を定めており(第二九条ノ二)、そのうち最も代表的なものが税関構内であった。税関構内は、平たくいえば、旅客・船員が税関の検査を受け、また、輸出入貨物がひとまず蔵置され、税関の検査を受ける場所である。税関構内には税関の庁舎・敷地も含まれたが、それにとどまらず、主として右の目的に使用される税関所属の広大な敷地(構内)全体を意味していた。そこには岸壁、棧橋、上屋、起重機、鉄道の引込線など貨物の搬入・搬出・蔵置に必要な設備が設けられており、税関構内という語は、これらの設備一切を包含した場所の

呼称として用いられていた。したがって税関構内は、正確にいうと輸出入貨物の一時蔵置その他税関手続がなされる場所にとどまらず、貨物の陸揚げ、船積み、運送などがなされる場所でもあったのである。税関構内は、他の種類の保税地域と異なり、税関長の指定や特許をまたずに当然保税地域となり、税関の直接の管理権が及んだ。税関構内の内外は柵と溝で遮断され、税関は、構内における諸設備の維持管理のほか、秩序の維持、貨物保全のための警備について責任をもち、そのため構内では常時税関職員が立監または巡監し、各上屋内には税関のボックスが⁽¹⁾あって貨物取扱を監視し、また外部に通ずる道路の要所に監所が設置され、人・貨物の出入りの取締りがなされたのである。なお「関税法」には、税関構内(他の保税地域も同様)にある貨物の取扱いは、すべて税関長の指揮に従い(第二七条)、また税関構内の土地、建物、諸設備の使用については、大蔵大臣が使用料を定め、使用者は、これを納付しなければならぬ(「関税法施行規則」明治三二年勅令第三一九号第七七・七八条)ことを定めていた。

さらに税関構内について注意すべきことは、それが国営港の施設として税関の手で、多年にわたって海面埋立、造成、建設が行なわれ(そのために臨時税関工事部などが設置された)、またその維持・改良・拡張が行なわれたものが多く、という歴史的事実である。戦前は港湾の設置管理について統一的な法制がなく、各港湾は歴史的に独自の発展を遂げたもので、横浜・神戸・関門などが国の代表的港湾は主として国(税関)の手で建設、管理され、一方、地方港湾は地方公共団体の建設、管理にかかるものが普通で、なかには私企業が建設し、その専用港として管理されたもの(三池・新居浜港など)もあった。税関構内は、以上のように国営港湾の発展とともに発展した歴史的産物としての側面があったが、それはもちろん税関手続上必要な施設であったので、税関が市有地等を借り上げて税関構内とした所もあった。そこで横浜・神戸・関門・長崎の四港は、広大な国有の税関構内をもち、市営港たる大阪・函館港にも税関構内があり、主要港としては名古屋港だけが税関構内を欠いていた。⁽²⁾ちなみに大戦中の税関閉鎖の際の税関構内

は、横浜・神戸についていえば、横浜、土地約八万七〇〇〇坪、棧橋・上屋約二万五〇〇〇坪、神戸、土地約二四万七〇〇〇坪、上屋約二万九〇〇〇坪のほか、庁舎、検査場、改品場、橋梁、鉄道施設などを備えた膨大なものであった。⁽³⁾

以上のような税関構内の性質ないし国営港におけるその歴史的由来は、逆に海運局側がその返還に反対する一つの論拠ともなっていた。すなわち運輸省は、税関が従来広大な税関構内を管理経営していたのは、たまたま大蔵省が港湾施設を建設したという沿革的理由によるもので、世界的にみても税関が港湾施設を管理経営しているような港はないこと、大阪・名古屋・四日市など大多数の港では税関は港湾施設を管理経営していないが、立派に税関業務を遂行していること、横浜・神戸の市営埠頭についても同様であること、などを挙げ、一方、海運局こそ港湾サービスの所管官庁であり、港湾能力の総合的運用を図る見地から、港湾施設の一部である税関構内の税関への所管替えには反対、というのがその主張であった。⁽⁴⁾

次に、海運局の戦後の業務についてみよう。海運局の業務は、戦時中は主として「国家総動員法」に基づく諸統制令の下で船員、船舶、荷役、海運等の統制業務を実施することであったが、戦後同法令が廃止され、その業務は変貌した。もっとも戦後も統制継続の必要性があり、海運局によって、ポツダム省令「港湾荷役力及船舶等造修能力ノ確保昂上ニ関スル件」(昭和二〇年厚生・運輸省令第一号)に基づく港湾荷役等に対する統制や、「臨時物資需給調整法」(昭和二一年法律第三二号)に基づく船舶・港湾荷役・船員・港湾労働者・倉庫用などの物資・資材の割当・配給が実施されたほか、戦時中から引き続いての、業者に対する事実上の各種の監督、介入、斡旋などの業務が行なわれた。そしてそのほかには、船員の福利助長(船員の労働組合、失業対策、職業紹介などの業務)、船舶の積量の測定、登録などの船舶行政、臨港倉庫の監督などが、海運局の業務であった。海運局は、戦時中の膨大な機構・定員を持ち越し、二五年当時に、全国に一〇局、三九支局、二四九出張所と、税関定員(六三三ページ)をこえる四五〇〇名以上の定員を擁し

ており、その定員の半数が、前記の物資・資材の割当・配給業務に従事する人員であった。⁽⁵⁾

運輸省が海運局の業務の遂行上、税関構内の返還に應じられない、と主張したのに対し、税関部は、税関構内が税関行政上不可欠であることを主張するとともに、海運局は戦時中の遺物であり、むしろその廃止こそが本筋とする見解を採った。この税関部の見解についてはさきにふれた(五三〇ページ)が、その骨子は、海運局の主要業務である物資・資材の割当・配給業務は地方自治体に移管し、税関と海運局とによる二重取締りが行なわれる建前となっている。税関構内における荷役の取締りや保税倉庫に対する監督は税関に一元化し、その他海運局の業務中、船員の福利助長の業務は労働省に、船舶行政は海上保安庁に、保税倉庫以外の臨港倉庫は陸運局に移管し、また、戦時統制の名残である港湾運送業者に対する統制・行政指導等はできるだけ早期に撤廃してその業務の自由化を図るべきであるとするものであった。

税関部が挑戦したのは、海運局ばかりではなく、港湾関係行政全体の機構・業務について、独自の再編成案を用意し、その中で税関を戦前のように開港における総合行政機関の位置に据え、これを中心に港湾関係行政の機構・手続の一元化を図ることが、その念願であったことは、すでに述べたとおりである(五二九―三〇ページ)。本節で述べる港湾管理問題の推移においても、このような考え方が、大蔵省の見解中に明示され、あるいは当然の前提とされるのである。ただ大蔵省の主張は、単なる税関の権限拡大ではなく、港湾関係行政全体を通じて極力機構・手続の簡素化を図ることを目標とし、その一環として税関への一元化を主張したものであり、それが一方において海運局の統制的業務の廃止の主張につながり、さらに港湾管理について、政府の出先機関の関与は最少限度にとどめ、他は一切地方自治体の行政に委ねよという主張へと発展するのである。

なお前述したように、戦前国営港においては、税関が港湾の埋立、造成、建設の業務まで手がけた場合が多かった

が、戦後、港湾の土木工事は、運輸省港湾局の下部機構である港湾建設部の所掌とされていた。税関部は、税関構内の焼失した上屋、倉庫等の諸施設を税関の計画と予算で建設することを考えたことはあったが、港湾の造成、建設工事まで税関の手に取り戻すことを考えたわけではない。この点は国の土木建設工事一元化の見地から、港湾建設部は廃止し、その業務は建設省（地方建設局）に移管せよ、というのがその意見であった。⁽⁷⁾

一方、運輸省は、戦後早い時期から、全国の港湾の開発経営に関する統一的な基礎法規として「港湾法」を制定する計画をもっていた。この運輸省の構想は、最後に昭和二五年の「港湾法」（同年法律第二一八号）の制定により結実するが、その結着までに司令部の意向で基本的な理念の変更を迫られ、何次案にもわたる修正がなされ、その最後の内容は、当初案とは似ても似つかぬものに変貌している。ここで初期の案である「港湾法要綱案」（昭和二年一月一日付）の内容を簡単に記しておこう。⁽⁸⁾ 要綱案は、法の目的として港湾の開発経営に関する国・地方公共団体の責任の明確化、港湾の円満な発展に必要な計画統制、港湾事業の助長と公共性の確保、港湾における諸施設・役務の迅速、確実、低廉な提供の確保などを掲げ、総則、港湾の種類・認定、港湾の経営、経営主体および入港料、港湾計画、港湾事業、港湾工事、公共企業体、港湾の運営などの各章を設けた大部のものである。同案の大筋の構成は、全国の港湾を重要性に応じて三種に区分し、各港湾において原則として国、地方公共団体（都道府県・市町村）またはそれらが設立した公共企業体が港湾の経営主体となることを定めるとともに、港湾について施行する港湾計画事業、港湾工事、埠頭施設を利用して行なわれる港湾事業、その他港湾区域内で諸役務を提供する事業（港湾諸業）について種々の規定を設ける内容となっている。

この要綱案の特徴的な点として、法の目的中に港湾の開発経営に関する国・地方公共団体の責任の明確化が掲げられているものの、実際には国（運輸省）自身による業務・行政が全面的に打ち出されていること、しかもその目的中に「計画統制」の必要性がうたわれているように、港湾経営、港湾事業、港湾運営などにおける運輸省の統制が強いことが目につく。もう少し具体的に述べると、まず三種の港湾の種類認定、各港湾の港湾区域（水域およびその接続陸域）の決定が運輸大臣によってなされ、次にその港湾における港湾経営は、国（運輸省）自ら、または運輸省の強い監督の下で原則として地方公共団体もしくは公共企業体によって行なわれる。ここで港湾経営とは、港湾計画事業（港湾計画すなわち港湾機能の保全、増進のための、水域・土地の利用および利用の統制を目的とする計画の策定ならびにその計画を実施するための、工作物の設置および土地区画整理の施行）の執行、埠頭施設等の整備経営、港湾事業（埠頭施設を公共の用に供する事業）・港湾諸業（倉庫業、港湾運送業、海事鑑定業、検査・検査業など）の誘致助成など港湾の開発のためにする公共的努力をいう。またここで公共企業体とは、国もしくは地方公共団体または国と地方公共団体が共同で設立する団体で、港湾営団および港湾公私協同株式会社等の二種から成る。前者はすべて公的資本、後者は公私の資本の出資によるものである。公共企業体は、国が設立するものは運輸省の分身ともいべきものであり、他方、地方公共団体が設立するものはその設立許可、その他その組織運営面で運輸大臣の監督に服する。そして港湾経営の主体は、主要港湾については、国（運輸省）または国が単独もしくは地方公共団体と共同で設立した公共企業体、その他の港湾については、原則として運輸大臣の指定する地方公共団体またはその設立する公共企業体である。なお港湾経営主体は、自ら港湾事業を営むことができる。つまりここではかつて税関が経営した税関構内を含め、国营埠頭等について運輸省（海運局）ないしその分身である公共企業体がその経営に当たることが予定されていたと解されるのである。さらに港湾工事も、地方公共団体等のほか、必要に応じて国（運輸省）が直接施行する。

以上でふれたもののほか、運輸省の監督権限は、要綱で定める種々の規制の全般に及んでいる。港湾経営主体による入港料の徴収の許可、港湾計画および港湾計画事業の決定、港湾事業・港湾工事の許可監督、港湾諸業に対する監

督等々がこれである。しかもその監督権の内容は、港湾事業等の運営に直接かかわる強力なもので、港湾事業者に対し、料金等の許可制、料金等に対する是正命令、役務提供命令、二四時間役務等の命令、休廃止・事業譲渡・増減資・合併解散等の許可制、複数の事業者に対する共同経営・合併等の命令、国等による港湾事業の買収に応じる義務などが定められ、港湾諸業者に対しても、運輸大臣への届出制が採られるなど港湾事業者と比べて幾分緩和されているものの、右に挙げたものと大体同一の監督措置が採られるものとなっていた。港湾事業者等に対する以上のような統制の内容は、いわば「国家総動員法」的統制の継続ともいえよう。要綱案は、大蔵省の税関構内の返還要求や海運局の統制的業務廃止の意見とは裏腹に、運輸省を中心とする港湾の管理運営制度を確立し、かつ港湾事業者等に対するその統制権限を恒久化しようとする内容であった。またそれは政府による官治行政を徹底したものであって、のちに台頭する地方公共団体に港湾の管理運営を委せる自治管理の発想とは正反対のものであった。運輸省の「港湾法」案構想に対して、大蔵省(税関部)も、独自の「開港運営法」案等を作成するが、その内容はあとでふれる。

二 接收港湾の解除予告と問題の発展

(一) 昭和二三年八月覚書と第一次政府案の提出

税関再開の際、大蔵省・運輸省間の税関構内など旧税関資産の所管替えをめぐる交渉は物別れに終わった(四九七―九八ページ)が、全国の主要港の施設が占領軍に接收されていたため、この問題は暫時凍結の状態となっていた。ところが一九四八年八月一三日付司令部覚書「日本港湾の運営と港湾施設の利用および臨港作業に対する料金」(SCAPIN一九二七)が発せられるに及んで、一挙に表面化し、それから約二年間、この旧税関財産の所管問題のほか、

税関の権限問題、港湾関係行政機関の機構・業務の合理化問題がからみながら、港湾の管理運営のあり方について関係者間で激しい対立と紛糾を重ねるのである。

右の覚書は、①日本政府は、第八軍の監督の下で昭和二三年一〇月一日を期して、京浜・神戸両港における貨物・旅客の外国籍船舶による出入に関して、その港湾運営、臨港作業および税関行政の遂行に全責任を負い、一定の方法でその諸手続・作業に対するドル貨による料金の徴収を行なうこと、②そのため占領軍の必要としない埠頭、倉庫その他の施設を日本側に解放することとし、さしあたり同日までに京浜港の高島埠頭、南埠頭と神戸港の兵庫埠頭、中央埠頭を解放すること、③日本政府は九月一日までに「本覚書の条項の完全な履行のための最終的機構および運営の計画書」を提出することを指令し、かつ船舶・貨物の取扱い、臨港作業、港湾施設・臨港作業の料金、貨物等の損傷・滅失に対する補償などについて細目の指示をしたものであった。⁽⁹⁾

覚書は、ごく短期間に日本政府の計画書提出を求めており、早速、連絡調整中央事務局を中心に連日のように関係省庁の会議がもたれ、それと並行して次官レベルの折衝が行なわれた。当時大蔵省部内にたえずこの問題の動向を伝えた税関部(税関調査課、のちに調査統計課)の「税関速報」は、折衝の状況や見解の対立・問題点などを克明に書き残しているが、覚書受領後の税関部の状態を「今税関部は非常時態勢」と述べ、その緊張した空気を伝えている。⁽¹⁰⁾

会議ではまず運輸省が素案を提出したが、その案では、まず「組織計画」として港湾関係各行政機関の責任を列記し、そのなかで、①海運局は部内にポート・マネージャー・オフィス(既存の港湾連絡調整部を充てる)を作り、外国船会社代理店からいろいろ心易く相談を受け、少ない資材と設備の十分な活用を図り、円滑、迅速な作業を遂行し、また港湾の諸官庁、第八軍等との間の斡旋を行なうこと、国営埠頭、上屋、倉庫の管理・警備、港湾施設・埠頭作業(臨港作業と同じ意味)提供の斡旋、ターミナル・オペレーターの契約などについて責任を負い、一方、②税関は、関

税監視と貨客の通関がその責任であるとし、ポート・ターミナルにおけるサービスの提供は海運局(および海上保安庁)の責任であって、税関はその作業に関して終始関税監視の面からのみその業務を行なうと断わっている。さらに「運営計画」においてポート・オペレーション(港湾施設の提供)、ターミナル・オペレーション(埠頭作業)、関税監視・クリアランス、諸料金の査定、徴収および徴収の確認、貨物等の損傷・滅失に対する補償処理などについてその細目を定め、そのなかで①海運局(ポート・マネージャー)が、ポート・オペレーションについて、船会社代理店と諸官庁、荷役業者等々の間の斡旋、軍に対する作業報告の提出、労務提供の円滑を図るための荷役会議の開催などを行ない、ターミナル・オペレーションの面では、解放埠頭・倉庫中国営のもの管理、国営・市営・私営を通ずる全体の運営の調整、埠頭上の作業そのものは民間のターミナル・オペレーターに実施させ、国営埠頭における指名、同オペレーターの作業の監督などを実施することとし、他面、②関税監視・クリアランスについて税関が行なう業務の明細を列記していたが、そこには「関税監視」と限定していたためか、屯税・内国消費税の賦課徴収の業務が落され、もちろん「関税法」に定める税関構内での荷役の監督などの業務は欠落していた。なお「組織計画」中に、港湾関係行政機関として、海運局、税関のほか、海上保安庁、貿易庁、検疫所、動植物検疫所を掲げ、それぞれの業務の現状を追認していた⁽¹¹⁾。以上の運輸省案が、前述した「港湾法要綱案」の思想の延長線上にあり、なかならず海運局が解放埠頭・上屋・倉庫の経営主体となるとともに、要綱案にいう港湾事業者・港湾諸業者の監督権を握り、半面税関構内における税関の権限を排除しようとするものであったことは明らかである。また、そこには法律に基づかない海運局の各種斡旋事務をポート・マネージャーの業務として正当化しようとする意図もみられたのである。

以上のような運輸省案に対して、大蔵省側が強く反対したことはいうまでもない。税関部は、税関構内における税関権限の確立を主張したほか、海運局の法律に基づかない業務、すなわち前記案にいうポート・マネージャーとして種々の業務を計画書中に明文化することにも反対した。「税関速報」は、運輸省の主張に対し、「戦時に於けるその歴史的役割をすでに終り、港の問題に何等実質的な行政事務を有せぬ海運局は、ただ現在の機構を守るために港湾に於ける行政の簡易化、正常化を犠牲にせんとしている」と非難している⁽¹²⁾。会議は難航を重ね、税関構内の管理権の問題は事務的に歩み寄る余地もなく、すぐ次官レベルの折衝に上げられ、また、大蔵省は、大蔵省の見解について司令部の諒解を得べく経済科学局への働きかけを行なうとともに、この際、税関構内に対する税関の管理権の問題について、大蔵大臣から閣議請議して閣議で一気に決着を図る作戦も考えた。

税関部は、覚書受領後早速、経済科学局のランターを訪れ、税関構内をめぐる問題について説明を行なった。司令部の前記覚書にも、「関税法」上の税関構内に当たる用語とみられる Customs Compound という語が用いられていたが、司令部担当官は、その沿革、現状について十分認識しておらず、税関部は、国営埠頭発展の沿革を説明し、当該財産の管理と、その工事担当者(現在運輸省港湾建設部)が誰であれ、その維持・改修等の予算は、税関が所管すべきこと、また、覚書は埠頭作業(ターミナル・オペレーション)は民間会社を実施させることを指示しているが、ターミナル・オペレーションの問題は、埠頭、上屋、起重機等国有埠頭施設の経営の問題と、埠頭における船舶の離着作業、倉入、荷捌、運搬等の個々の荷役作業および行政機関への諸手続の問題とに区分して考え、前者は公共性の維持などの見地から税関の直接経営が望ましく、一方後者は極力民間業者の自由競争に委せることが適当であることを主張した。「税関速報」は、いずれの問題についても、経済科学局担当者の「理解」を得たと述べている⁽¹³⁾。税関部の主張は、個々の荷役作業の自由化を主張した点で、運輸省の主張と正反対であったが、国営埠頭の経営主体を国とする点では一致していたわけである。さらに大蔵省は、この論争の過程で、税関構内に対する管理権の確立について閣議決定を得て一気に結着をつける方法も考えた。今日残されている閣議請議案は、覚書実施のため、旧税関構内の管理

権の税関への復帰が必要であるとしてその閣議決定を求めたもので、その理由書には、覚書が、貨物・旅客に対する税関取締り・通関に関する税関の責任を述べ、またその際の関税法規の順守を命じていること、港湾の接収が解除されると、当然に関税法規が適用され、税関構内が復活すべきこと、などを挙げ、さらに税関構内の機能の重要性、その沿革、海運局が管理することの矛盾などを詳細に記述している。⁽¹⁴⁾「税関速報」によると、一度は閣議請議案が実際に内閣に送り込まれ、それは閣議提出を見合せたが、さらにいつでも正式の請議ができるよう準備が整えられていたようである。しかし運輸省との間で見解が決定的に対立していた段階で、閣議決定がなされるはずもなく、結局は次官レベルの協議で妥協が図られることになった。関係次官会議は再三にわたって開催され、税関構内の管理権についての大蔵省の主張に対しては、運輸・商工次官のほか、内閣官房次長も反対した。税関構内の管理問題以外は、大蔵省の主張がまとめられ、また同計画書に関連して、税関構内の管理問題について関係次官会議での申合せがなされた。⁽¹⁵⁾

このようにして政府（連絡調整中央事務局）は、指定期限の九月一日、京浜・神戸両港の運営計画書（以下第一次政府案という）を司令部に提出した。計画書は、前述の運輸省案の構成と同様に、「組織計画」において海運局、海上保安庁、貿易庁、税関、検疫所、動植物検疫所の責任を列記するとともに、「運営計画」として、ポート・オペレーション、埠頭作業、税関取締り・クリアランス、諸料金の査定、徴収および徴収の確認、貨物等の損傷・滅失に対する補償処理などについて細目を定めたものであった。⁽¹⁶⁾この計画書の内容は、税関による税関構内の管理権の確立の主張は容れられなかったものの、運輸省素案と比べると相当程度大蔵省の主張が取り入れられている。まず「組織計画」の面で、①海運局の幹旋事務は残されたが、ポート・マネージャー・オフィス設置の箇所が削除されたこと、海運局の責任範囲から国营埠頭、上屋、倉庫の管理・警備、ターミナル・オペレーターの契約が削除されたこと、②税関の責

任は全面的に書きかえられ、第八軍の監督下で、ポートおよびターミナルにおいて税関法規に基づいて外国船舶、商業貨物、旅客に対する取締りを行ない、その実施に当たっては他の行政機関等との連絡を緊密にすること、税関構内においては税関は税関行政に関して一切の責任を負うことなどが記述され、また、③港湾の円滑な運営を図るために関係政府機関の代表者で協議会を組織することがつけ加えられている。さらに、「運営計画」においては、①海運局について、ポート・オペレーションにおける幹旋、調整的業務は大体原案どおり残された（ただし原案にあった補償手続への関与は削除）が、ターミナル・オペレーションの点では、国营埠頭・倉庫の管理、国营・市営・私営の埠頭・倉庫全体の運営の調整業務が削られ、国营埠頭のターミナル・オペレーターの指名は、有資格者中からの入札に基づいて海運局・税関の両者が行なうこととされ、また、同オペレーター作業の監督は、作業全般の監督ではなく、法令により海運局の権限とされている「二四時間作業の遂行の監督」と改められ、一方、②税関の業務について、税関取締り・クリアランスとして、「関税監視」をこえる税関業務全体を取り上げ、運輸省案に欠けていた屯税・内国消費税の賦課徴収の業務はもちろん、覚書や「関税法」に根拠のあった荷役・検数の監督などの業務がつけ加えられている。他面、海運局および税関以外の諸行政機関の責任・業務については、原案がほとんどそのまま活かされている。

以上のとおり政府がまとめた運営計画書は、海運局の国营埠頭・倉庫に対する管理権などを削る一方で、税関の税関構内における税関行政遂行の責任、荷役の監督などを記述している。しかしこの税関の権限・業務は、覚書や関税法規に定められたことがその限りにおいて記されており、計画書は、税関構内の管理権の所屬について海運局・税関のいずれにも軍配を挙げていない。荷役の監督にしても、二四時間作業の遂行の監督は海運局、積換許可、陸揚・搬入届等の受理は税関という、従来の監督区分が継続されており、ターミナル・オペレーターの指名まで両者の共管となっている。一方、運輸省のサイドでは、ポート・マネージャーの名称こそ落としたものの既成事実としてあった海

運局の幹旋、調整的業務は計画書に明記された。要するに両者の主張は激しくぶつかったものの、現状を変えようとする主張はいずれも通らず、前向きな前進は全くなかった。官僚の作文技術で、両者の主張が巧みに折衷され、表面がつくろわれたのである。他面、このラウンドでは、税関構内の管理運営などをめぐる税関・海運局の権限問題だけがみ合い、港湾関係行政機関の機構・業務の再編成問題は素通りとなり、また港湾管理に重要なかわりをもつ地方公共団体の存在は一顧だにされなかったのである。

なお運営計画書の提出に関連して税関構内の管理権に関して、政府部内で一個の申合せが成立した。八月二八日の関係次官会議の申合せがこれで、各施設の管理は、海運局・税関の共管とするが、上屋・倉庫については税関、起重機（アメリカ軍施設の利用申請を含む）については海運局を主担任とし、棧橋・埠頭については一応海運局を主担任とし、大体五分五分位の気持ちで両者の業務の調整につき具体的検討を加える。なおこの申合せは、今回の指令で返還される国有施設に限るなどとした内容であった。⁽¹⁷⁾ここで「主担任」が決められたのは、司令部に提出する運営計画書につけられる各種港湾業務に関する明細書中に各業務に対する監督機関を明らかにするためであった。そしてその半面として各施設が両者の共管であることをうたう必要もあったのであろう。ところがこの次官会議で合意された右明細書中の字句にすぐクレームが付き、計画書提出の寸前に修正されるという一幕もあった。いずれにしてもこの申合せは、計画書作成のためのせっぱ詰まった一時の妥協でしかなかったのである。⁽¹⁸⁾

(二) 第一次政府案提出後の動向

第一次政府案が提出されたのち、司令部からは音沙汰がなく、覚書で予告された一〇月一日が到来しても港湾の解除は実現しなかった。この間税関部は、司令部との接触を続け、司令部内部の動向を探り、特に経済科学局に対し自己の見解を説明し、その賛同を得ることに努めてきた。運輸省も、もちろん同様であったであろう。このようにして

次第に司令部の意向の輪郭が明らかになり、一方、日本国内において地方公共団体や関係業界も、この問題の動向に注目し、種々の意見表明や政府・司令部に対する働きかけが行なわれるようになった。このような状況を反映して運輸省・大蔵省の考え方にも変化が生じ、運輸省の統制を中心とした港湾の管理運営を企図した初期の「港湾法案」や、税関構内の管理権問題でもみ合い、現状を糊塗するだけで終わった第一次政府案は、単に港湾管理問題の流れの中での過去に一齣となっていくのである。ここで簡単に、第一次政府案提出後の港湾管理問題の主要な動向をたどっておこう。

税関部は、第一次政府案提出後間もない時点で、司令部内の民間運輸局、経済科学局、G-4および第八軍の間で、埠頭財産の管理・運営、ターミナル・オペレーターに対する方針について意見の対立があることを聞き及び、経済科学局に対するアプローチを行なった。ここで税関部は、国有埠頭における埠頭作業のあり方について、前述した埠頭施設の経営の問題と、個々の荷役作業および行政機関への諸手続の問題とを区分し、前者は公共性の維持などの見地から税関が直接経営し、一方、後者は自由競争に委ねることが望ましい、という持論（六四七ページ）を繰り返し、経済科学局はこの意見に全面的に賛成して、それを経済科学局の意見として司令部内の全体会議に持ち出すことを言明した。一〇月にはいると、司令部の結論が大体まとまったらしく、経済科学局から非公式かつ内密に、「港湾作業に対する一般政策」と題するペーパーの提示を受けた。ところがその内容は、①政府所有の埠頭・上屋・倉庫は、輸出入貨物に対する法律手続を了していない貨物を保税蔵置するための政府専用の倉庫を除き、民間埠頭作業者に貸し下げること、この場合、その埠頭でなされるすべての役務を一般に監督するような作業者に貸し下げ、民間事業として埠頭作業が行なわれること、②港湾・埠頭作業の監督は、地方公共団体によって行なわれること、またそのために地方公共団体に権限をもつ機関が設けられること、③国の中央政府は、法令に根拠がない限り右の作業に対

する統制を行なつてはならないこと、また船会社・貨主と埠頭作業者との間の契約は、政府機関の斡旋ではなく、直接なされねばならないこと、などを骨子とするものであった。この司令部の用意は、特に右の③の点で、まさに大蔵省の意見に沿うものであったが、①の点は税関構内の問題の帰趨にかかわる問題であった。そしてその真意を確認する過程で、さきの覚書が発出されて以来、「税関構内」Customs Compoundの觀念の理解に司令部担当者との間に食違ひがあつたことがわかつた。すなわち税関部が、その内容を「関税法」上のそれ、つまり前述したように輸出入貨物の一時蔵置のための施設・場所にとどまらず、それを中心としつつ貨物の陸揚、船積、運送などの施設・場所を包含した觀念(六三八―三九ページ)として理解していたのに対し、司令部は、これを輸出入貨物に対する法律手続を了していない貨物を保税蔵置するための日本政府によって専用される限られた施設・場所として考えていたのである。この司令部の理解も、「政府専用」がどの範囲をさすのか必ずしも明確ではないが、それにしても一定の蔵置のための施設・場所だけを意味し、「関税法」上の税関構内より狭いことは確かである。そこで司令部の見解に従うと、①により税関は税関構内の一部だけが保有できることになり、他は民間業者に貸し付けなければならないこととなつて、伝統的な税関による税関構内の経営の思想は、修正を要する。税関部は、「関税法」上の税関構内の意義が曖昧なところから、司令部に対して将来法律を改正してその明確な定義を設けることまで提議したが、「関税法」上の税関構内全体を税関が管理するとする考え方に対するコミットは得られなかつた。かくして税関部は、このような司令部の考え方を念頭に置きつつ、「国有財産法」上、国有諸施設の管理・貸付けが誰の手で行なわれるべきかを問題視し、他面今後の重要問題として地方公共団体との間の協調の方途を探るのである。⁽¹⁹⁾

一方、司令部内の動向は、もちろん民間運輸局等を通じて運輸省に伝えられていたであろう。昭和二四年早々、運輸省は、従来の「港湾法案」の構想を大幅に修正した第四次案を作成し、運輸大臣はこれを通常国会に提出する用意

がある旨の言明をした。第四次案は、それまでの要綱案(六四二―四四ページ)にあつた、運輸大臣の諸々の統制権限を盛り込んでいた港湾事業・港湾諸業に関する規定、港湾経営の独占的主体として構想されていた公共企業体(港湾営団・港湾公私協同株式会社)に関する規定などをすべて削除し、港湾管理と港湾工事を中心としてとりまとめた内容のものであつた。「税関速報」によると、従来の案は、「そのファシズム的性格と露呈されたセクショナリズムの故に業界の猛烈な反撃」を受けたという。第四次案は、従来の要綱案と比べて、その分量において半分以下に圧縮され、また上記諸規定の削除を始めとして運輸大臣の統制的色彩の払拭に配慮した跡がうかがわれ、港湾工事の許可権も、一般的に都道府県知事に賦与している。しかし港湾経営の主体については、運輸大臣が港湾の基本施設の全部もしくは大部分を管理する都道府県もしくは市町村を経営者に指定し、国がその全部もしくは大部分を管理するときは国自らが経営者となるものとし、また国有財産たる港湾施設(埠頭施設を含む意味)で、一般交通運輸の用に供するものは、運輸大臣が管理するものとしている。もっとも貨物の荷捌き・保管の業務を一貫的かつ能率的に行なうため必要があるときは、運輸大臣は、有資格者の入札等の方法で民間事業者に対し、国有施設の貸付け等を行なうことができる。なお港湾工事について、国(運輸省)の直接施行がなされる場合があることは、従来と同様である。

以上のとおり四次案によつても、京浜・神戸等従来の国営港の経営は、依然として運輸省すなわち海運局がこれに当たり、国有埠頭(税関構内)の管理についても同様であるが、ただ後者については司令部の意向を受けて民間業者への貸付けの途を開いている。「税関速報」は、この案を目して、港湾に関する行政を一元的に運輸省が把握しようとする思想が依然として顕著であり、法案の大きな部分を港湾工事の部面に充てることによつて「好餌をもつて港湾管理の実権をろう断」しようとする策であると評し、また海運局が国有埠頭の管理を主張する以上、税関権限との衝突は避けられないと警告している。もっとも税関部は、一方でランターから、この案にはG-4も経済科学局も反対で、

その旨を民間運輸局に伝えていることを聞き及んでおり、閣議に提出される可能性はあるまいと判断していた。⁽²⁰⁾

運輸省が「港湾法」制定の願望を抱き続けていたのに対して、税関部も、港湾管理、港湾関係行政のあり方について検討し、その独自の考え方を盛った法案の作成まで行なっていた。今日残っている文書から判断すると、税関部がこの問題について検討を加え、法案の準備まで始めたのは、昭和二三年後半のことと思われる。検討開始の動機は、戦後港湾関係行政機関が群立し、その機構・行政の錯雑振りに危機感にも似たものを覚えたことである。初期の検討書類中に運輸省の「港湾法要綱案」に対する直接的言及や批判が見当たらないところをみると、それとは別個に税関部独自で作業を始めたらしく、また第一次政府案の焦点であった税関構内の問題も格別クローズ・アップされていないので、当初の作業は、二三年八月の司令部覚書に対する対応問題とは別に、おそらくそれ以前に始められたものと考えられる。つまり税関部の検討は、当初、港湾管理問題というより、税関行政を中心とする港湾関係行政の調整や機構の統合の方に大きな関心が向けられていたのである。しかし税関部の法案も、やがて覚書が引き起した港湾管理運営問題の大きな流れの中に巻き込まれ、司令部の意向を付度したとみられる調整もなされ、また地方自治体と気脈を通じ、運輸省の「港湾法案」に対する対案としてその実現を働きかける場面もみられるのである。

税関部は、この問題に対するアプローチとして最初三案の検討から始めている。大雑把にいうと、第一案は、「重要港湾運営法」を制定し、重要港湾に、港湾関係行政の総合行政機関としての海関と、港湾運営に関する最高意思決定機関である港湾運営委員会を設置する。港湾運営委員会の委員は、海関長、関係地方自治体の長および港湾関係業界の代表から成り、港湾運営に関する各種事項について議決し、海関長は、税関行政その他港湾関係の国の行政事務のほか、委員会の議決を執行するものとする案、第二案は、検疫所・動植物検疫所だけを税関に合併し、他の港湾関係諸機関はそのままとし、ただ港湾運営の統一化を図るために、各港湾に、関係行政機関および地方自治体の職員

をもって構成する港湾運営委員会（連絡協議機関）を設置する案、第三案は、「重要港湾運営法」を制定し、重要港湾に公法人としての港庁（一種のポート・オーソリテイ）を設置し、港湾運営の主体とする港庁の設置により港湾関係諸機関の所管の調整を図るが、第一案のような大幅な一元化はせず、諸機関そのものは存置する案であった。そして三案について検討した結果、第二案は現状から大した改善が期待できず、第三案もかえって行政機構に屋上屋を架する恐れがあるなどとして排せられ、激しい摩擦が予想されるものの、第一案の方向が追及されることとなったのである。⁽²¹⁾

「重要港湾運営法案」は、その後「開港運営法案」と改題され、二四年初頭開催の税関長会議に極秘扱で付議されるまでになっ⁽²²⁾ている。しかしこのような法案は、大蔵省所管の法案として国会に政府提案できる内容ではなく、そのため税関部は、関係地方公共団体とひそかに協議し、地方公共団体が同趣旨の法案の実現に向けて行動を起こすことを期待した。一方、その頃地方公共団体の側でも、港湾の管理運営問題の動向に注目し、地方港湾管理者協議会が、戦時中の港湾統制機関であった海運局の廃止、地方公共団体による港湾の管理運営、港湾行政の一元化を決議するなどの動きがあった。税関部の協議に対して積極的な姿勢を示したのは横浜市で、横浜市が主導者となって、「開港運営法案」について司令部の意向打診や国会提案の運動を進める手筈が整えられた。なお税関部は、このような動きと並行して、この法案の趣旨に沿った持論の港湾関係行政機構改革案（五二九一三〇ページ）を与党（民主自由党）に対して説明し、その実現に向けての働きかけも行な⁽²³⁾っている。

ここで「開港運営法案」の骨子を述べておくと、法案は、法の目的を、開港の運営に対して地方の利益を反映せしめ、貿易等に対する国の利益との間に調整を図るとともに、開港における行政機関を合理化し、行政事務の簡素化と能率増進を図ることに置き、総則のほか、港湾運営委員会、税関、地方公共団体、雑則の各章から成っている。法律の施行対象は、全国の開港であり、開港を第一種・第二種に区分し、それぞれ法律の別表で指定する。各開港に関係の

ある地方公共団体（関係地方公共団体が二以上あるときは、そのうち主たる関係をもつ地方公共団体）の長の所轄の下に、当該地方公共団体または関係地方公共団体の一部事務組合の議会の議決により、港運営委員会が設置される。委員長は、当該所轄の地方公共団体の長とし、委員は、地方公共団体の議員、職員、学識者、港湾営業者（貿易業者、臨港倉庫業者、港湾運送業者等）、港湾施設の所有者・管理者のうちから、委員長が任命する。税関または地方公共団体の職員は、いつでも委員会に出席し、発言することができる。委員会は、港湾施設の建設・維持・改良計画、港内営業用船舶の運営・港湾荷役作業の計画、港湾営業者の利害・営業料率の調整、港湾営業者等に対する指定生産資材の割当計画、その他港湾運営の計画に関する事項についての議決機関であり、その議決事項は、貿易に関するものは税関が、その他の事項は地方公共団体が執行する。一方、税関は、この法律に基づいて開港に設置され（第一種開港―主要六港―に税関、第二種開港に分関、その他必要の地に出張所・監視署を設置する）、従来の税関業務のほか、港則事務、海港・空港検疫、動植物の検査・検疫、国有港湾施設の管理運営の業務を掌り、その他、上記のとおり港運営委員会の議決事項のうち貿易に関するものの執行に当たる。税関は、大蔵大臣の管理に属し、税関長は、大蔵大臣のほか、大蔵省以外の所管業務については当該所管大臣の指揮監督を受ける。なお国・地方公共団体は、その港湾施設について必要に応じ民間業者に対する経営委任ができ、また港湾施設の建設・維持・改良に要する経費の負担については、別に法律で定めることとされている。この法律が制定されるときは、「税関官制」、「検疫所官制」、「動植物検疫所官制」は廃止され、また「運輸省官制」、「海運局官制」等も改正され、海運局の所管業務は、船舶、造船、船員その他の水運に関する事務に限定される（同法附則）。

この「開港運営法案」には、いくつかの特色が指摘できる。すなわち①運輸省の「港湾法案」と比べて、その適用範囲が開港に限られているほか、その開港についても「港湾法案」のような港湾営業者に関する明確な規定を欠いていること、②前述の「重要港湾運営法案」（第一案）と異なり、港運営委員会を明確な地方公共団体の機関として位置づけつつ、その議決の一部を国の機関である税関が執行するものとしてしていること、③運輸省の「港湾法案」（第四次案）が港湾管理と港湾工事を中心とする内容となっているのに対して、この法案は、開港における行政機構の簡素化を主目的とし、「港湾法案」のように港湾管理・港湾工事にかかる業務の中身にはほとんどふれていないこと、④開港における行政機構・業務について、税関部の持論に従い、税関を総合行政機関の地位に置くとともに、海運局の業務を縮減し、港湾営業者等に対する指定生産資材の割当の業務を地方自治体の業務に移管するほか、港湾営業者の営業などに対する同局の統制的業務は廃止することを前提としていたと考えられること、⑤税関の国有港湾施設（税関構内）の管理運営業務を明記するとともに、その民間業者への経営委任について定めているが、これは前記の「港湾法案」（第四次案）における海運局の業務に関する規定に対抗したものとと思われること、などがこれである。右の①、②の点は、法律制度・行政組織としては問題を残した点であろう。税関部は、のちの第二次政府案の作成の過程で、港湾管理に関する一般法としての「港湾法」の制定に反対し、わが国の港湾が戦前からこのような法規を欠いたなかでそれぞれ独自の生成発展をとげてきた事実を強調している（六五九一六〇、六六二ページ）が、①の点は、このような税関部の思想と関係があるようにも思われる。さらに②、③、④の点は、のちの港湾の管理運営における地方自治の徹底と官治行政の排除の主張（六五九一六二ページ）と明確につながっている。「開港運営法」と銘打ったこの法案の構成・内容については種々の問題点が指摘できようが、法の目的にあるように、開港運営における地方自治の尊重と開港における行政の一元化・能率化（取りも直さず港湾の総合行政機関としての税関の復活）が当面の緊急課題であると考えて、とありあえずその点に焦点を当てて作成された法案であったといえよう。

なお港湾関係行政機構の問題は、大蔵・運輸両省間の問題にとどまらず、政府全体の行政機構改革問題の一環とし

て、政府の審議会でも審議されるようになった。昭和二四年六月、「国家行政組織法」、各省「設置法」、「行政機関職員定員法」の施行により、戦後懸案の行政機構・定員に関する法制整備と改革が実施に移される(六二八ページ)が、政府は、その直後それに続く第二次の全面的機構改革の検討に着手し、そのため同年三月の閣議決定で内閣に設けられた行政制度審議会が早速審議を開始した。審議会は、直ちに港湾行政の諸問題を取り上げ、大蔵・運輸両省をはじめ、関係各省と地方公共団体の意見を聴取するとともに、横浜・神戸ほか各港の視察、現地の地方公共団体、関係行政機関、港湾関係業者等についての実地調査を行なっている。⁽²⁴⁾

(三) 二四年七月覚書と第二次政府案の提出

二三年九月の第一次政府案の提出後、事態は上述のような状態で進行するが、第一次政府案に対する司令部の正式の意思表示は遅延し、政府の回答後約一年を経てようやく新しい覚書が発せられた。一九四九年七月二十九日付覚書「港湾施設および臨港作業の運営」(SCAPIN六七四四A)が、これである。⁽²⁵⁾ 新覚書は、第一次政府案が満足できるものではなく、これに好意的考慮を払うことはできないとし、前覚書による港湾・埠頭施設の二三年一〇月一日解除の予定を取り消し、前覚書および新覚書に記された諸条項に即応して昭和二四年九月一日までに改めて港湾運営計画書を作成提出するよう指令した。新覚書は、第一次政府案を拒否した理由として、①日本政府が埠頭作業者と荷主等との間の直接契約を認めず、自らがこれに介入する商業企業体的な役割を演じていること、②港湾内の商業活動に対する日本政府機関の監督権が法の規定する範囲を逸脱していること、③港湾作業の全般的調整と監督を行なうための港湾管理主体(ポート・マネージメント・ボディ)設置の構想がないこと、④政府所有の埠頭、倉庫その他の施設を港湾管理主体または民間業者の管理・活動のために解放する措置がないことを挙げ、前覚書中の字句について、日本政府の「誤解・誤訳」があったと思われるとして、若干の用語について説明を加え、さらに新計画には、接収解除される

港湾・埠頭施設は民間企業、地方自治体またはポート・マネージメント・ボディに貸付けまたは売却される旨の規定を含むこと、ターミナル・オペレーターの管理に委される埠頭地域の政府機関による使用等は、司令部・第八軍の指令または日本の諸法令の実施のために必要な措置を行なう場合に限られることなどを指示している。そして右の前覚書中の字句の解釈として、「税関構内」(Customs Compound)とは、輸出入免許が与えられる前の貨物を保税状態で保管するために日本政府によって専用される特定の地域・建物であると定義するとともに、税関職員は、税関検査のために埠頭の倉庫を共同使用し、また税関規則の実施のために全埠頭地域に立ち入ることが許されると断っている。

以上の新覚書にみられる司令部の意向は、前述の税関部がすでに二三年一〇月の時点でキャッチしていた内容(六一一五二ページ)とほとんど変わらない。司令部の理解する「税関構内」の定義などにわざわざ言及したのも、税関部との間のやりとりの結果得た理解を明確にしておく必要を感じたからであろう。新覚書の発出を受け、第一次政府案で焦点となった国有埠頭の直接管理をめぐる税関・海運局の紛争は影をひそめ、代わって登場したのは、港湾管理主体の問題すなわち新覚書のいうポート・マネージメント・ボディの性格をめぐる見解の対立であった。そして第一次政府案のときと形は変わるが、大蔵省は、運輸省案の中に運輸省・海運局による港湾管理の意図を読み取り、これに強く反対するのである。

新覚書に対する政府の対案は、行政管理庁が各省の意見を聞いて取りまとめることとなった。ところが同庁に提出された大蔵・運輸両省の案は、基本的な点で多くの対立をはらんでいた。すなわち①大蔵省案が対象を横浜・神戸両港に限定したのに対し、運輸省案は全国の港湾の問題として採り上げたこと、②大蔵省案は原則として現行の「地方自治法」の枠組みの中で実施し、特に必要な事項についてポツダム政令を制定するのに対し、運輸省案は港湾に関する一般法(「港湾法」)を制定し、これを受皿として横浜・神戸両港の解放を受け入れる考えを採ったこと、③大

蔵省案が市長および市会議員の一部をもって港運営委員会を作り、その執行部局は市の港湾部局とする考えであったのに対し、運輸省案は港湾管理主体として独立の公法人たるポート・オーソリティを設置する考えを打ち出したこと、④そして具体的に横浜・神戸両港について、大蔵省がもつばら両市の自治管理を主張したのに対し、運輸省は両市のほか横浜港においては神奈川県・川崎市、神戸港においては兵庫県を加えてポート・オーソリティを設置することを主張したこと、⑤大蔵省案は港湾管理主体(市)が港湾施設の運営と港湾作業の調整を行なうほか、一定の監督行政を行なうこととしたのに対し、運輸省案はポート・オーソリティの任務は港湾と港湾施設の管理運営にとどまるものとしたこと、⑥大蔵省案が港湾管理主体の業務は市の固有事務で、中央官庁の監督は行なわないとしたのに対し、運輸省案は、運輸省がポート・オーソリティを助成監督することとしたこと、⑦大蔵省案が港湾管理主体に移管する国有施設はこれを普通財産として国有財産の統轄大臣(大蔵大臣―管財局)が返還を受けるとしたのに対し、運輸省案はこれを行政財産として運輸大臣が返還を受けるとしたこと、などがそれである。⁽²⁶⁾

右の大蔵省案は、新覚書の精神が港湾を地方自治体の管理の下に置くことにあると考えられるところから、覚書のいうポート・マネージメント・ボディを地方公共団体そのものとして、既存の組織の中での簡素な機構を選んだものである。そして港湾管理主体を明確に地方公共団体(市)とし、また港湾施設の運営、港湾作業の調整ないし港湾事業等に対する監督行政をあげて自治行政に委ねることとしている点で、前述の「開港運営法案」の考え方をさらに港湾の自治管理の方向へ徹底させたものといえることができる。大蔵省案の考え方が全体として「開港運営法案」の思想の延長線上にあったことは明白である(もともと覚書の要求が港湾施設・臨港作業に関する新運営計画の作成であったためか、ここでは税関を港湾における国の総合行政機関に仕立てるためのその権限の拡充整備にはふれていなかった)。一方、運輸省の港湾管理に対する考え方は、時代の進展と司令部の覚書によって大きく変貌してきている。前述のとおり「港湾法

案」の改訂で、港湾事業等に対する運輸大臣の統制権限の削除などその統制的色彩が薄められ、また新覚書では第一次政府案の一つの柱であった海運局の港湾業者と荷主等との間の斡旋的業務が拒否されている。そして右の運輸省案では、新覚書の指令に則り、第四次「港湾法案」からさらに前進して、港湾管理主体をすべて地方自治体の設立するポート・オーソリティとすることになっている。しかし運輸省案では、運輸省がこのポート・オーソリティを助成監督し、またその任務を港湾と港湾施設の管理運営にとどめ、港湾事業等に対する監督行政までその権限に委ねることはしていない。税関部は、このポート・オーソリティ構想を目して、運輸省がこれを通じて港湾管理上の地位を維持し続けようとしている証左とみ、また最悪の場合には、海運局の組織をそのままポート・オーソリティの中に没入させ、名を捨てて実をとる策ではないかと疑った。⁽²⁷⁾そこで大蔵省は、このポート・オーソリティ構想とその法制的基盤としての「港湾法」制定の考え方に対して強く反対したのである。

大蔵・運輸両省間の争いは、第一次政府案における国有埠頭(税関構内)の管理権の所屬をめぐる紛争から一転して、港湾管理のあり方をめぐる問題へと発展した。匆々の間にまとめられた第一次政府案で、税関復活以来の懸案であった税関構内の帰属問題ばかりがクローズ・アップされたのに対し、時の経過とともに港湾管理にかかわる一層本質的な問題に焦点が移り、司令部の意向が打ち出され、地方自治体がその論議の輪に加わった。そして大蔵省は、港湾の自治管理を徹底する方向で、持論の港湾関係行政の簡素化を図ろうとし、その実現にかけるのである。そこではもはや税関構内の管理権の問題は背後に後退するが、運輸省・海運局による港湾管理の意図に反対する点で、第一次政府案以来の共通した姿勢が認められる。

ここで大蔵省が港湾の自治管理の徹底を主張し、また運輸省の「港湾法」制定の方針とポート・オーソリティ構想に強く反対した論理をもう少し具体的に記述しておこう。①新覚書は、港湾のポート・マネージメント・ボディによ

る管理すなわち自治管理を指令したが、その理由については何ら説明を加えていない。税関部は、その根拠を港湾関係行政における官治行政の排除の必要性に求めた。すなわち税関部の認識では、戦後の港湾は、行政機関の過剰と、戦時中からの統制的行政の残存によって窒息状態にあり、港湾諸業者の自主自律能力が抑えられ、生々した港湾の発展が阻害されている。港湾の自治管理を徹底することは、その半面で官治行政を必要最少限度にとどめることであり、それが、このような状態から早急に脱却するための方途であり、この際、自治管理の必要性はいくら強調しても強調しすぎることはない。②ところが運輸省案は、港湾管理の一般法として「港湾法」の制定を主張し、その下で港湾管理主体としてポルト・オーソリティの設立を考え、その権限から港湾事業等に対する監督行政を排除しようとしている。税関部も港湾の維持保全等についての行政法規が不必要とはいわないが、当面覚書によって要求されているのは、日本政府の港湾施設・臨港作業に関する運営計画であり、それと「港湾法」の制定とは別個の問題である。そもそもわが国の港湾は、戦前から「港湾法」などの行政法規がないままに生成発展してきたもので、横浜・神戸港の返還の受皿に「港湾法」は必要ではない。「港湾法」の制定は、中央官庁が港湾行政の監督権を掌握する根拠になりかねず、それは港湾の自治管理の理想に逆行する。しかもポルト・オーソリティを港湾管理主体とすることは、その設立に複雑な手数と人員と経費を必要とするだけでなく、「憲法」と「地方自治法」(昭和二年法律第六七号)で地方自治を保障された地方公共団体と異なり、その設立の認可権、監督権を通じて中央官庁による港湾の間接支配の具になりやすい。外国のポルト・オーソリティは地方自治の産物だが、わが国では官製の所産である。さらに港湾管理主体(ポルト・オーソリティ)の任務を港湾と港湾施設の管理運営に限定することは、国の行政機関による従来の監督行政をそのまま温存する意図の表れで、それではただでさえ複雑な港湾の行政機構にまた一つの新機構を加えるにすぎない。以上が大蔵省の主張した論理の骨子であった。⁽²⁸⁾

さて両者の対立した見解を持ち込まれた行政管理庁は、両省案を折衷した同庁案をとりまとめた。同案(港湾運営計画案)は、港湾運営計画を第一次政府案と同様に「組織計画」・「運営計画」に分け、新覚書の趣旨に従い、かつ両省の意見を受けて第一次政府案を全面的に改訂したものである。同案の骨子を略述すると、まず「組織計画」として、①港湾管理主体(ポルト・マネージメント・ボディ)は、外国貿易港に原則として設置し、同管理主体は関係地方公共団体の選択により、地方自治体自らでもまた地方自治体が設立する非営利の公法人でもよいものとする。②管理主体は、国・地方公共団体所有の共用港湾施設の管理運営、その将来計画の樹立と実施、埠頭施設の運営またはターミナル・オペレーターへの貸付け、ポルト・オペレーションおよびターミナル・オペレーションの監督調整などの任務を負い、国または国民の利害に關係ある重大な事項について運輸省の監督を受けること、③管理主体は、競争入札等の方法で埠頭の経営に当たるターミナル・オペレーターを選定し、一方港湾事業者は、荷主、船会社との自由な契約に基づいて各種の港湾サービスを提供すること、④国有の埠頭施設は、国の機関が自ら使用するものを除き、すべて管理主体に移管すること(税関は、事務所、監所、必要最少限度の検査所、輸出入免許が与えられなかった貨物を保税状態に置くために使用される特定の地域・建物を自ら所有、管理、運営できる)および⑤関係政府機関の責任(運輸省——管理主体の認可・監督、大蔵省〔税関〕——関税法規の執行とそれによる取締りとするなど、運輸省、大蔵省〔税関〕のほか、海上保安庁〔海上保安本部〕、厚生省〔検疫所〕、農林省〔動植物検疫所〕、外務省〔税関〕の責任を現状に従って記述する)などについて定め、次に「運営計画」としてポルト・オペレーション、ターミナル・オペレーション、税関取締りおよび貨物等の損傷・滅失に対する補償処理の各項目に区分してそれぞれの各種業務について記述し、最後に京浜港・神戸港の管理主体について、前者においては神奈川県、横浜市、川崎市が、後者においては兵庫県、神戸市がそれぞれ協議して定めるべきことを定めたものであった。⁽²⁹⁾

以上のように、新政府案の素案となる行政管理庁案は、第一次政府案をほとんど痕跡をとどめぬまでに改変した内容となった。同案は直接的には新覚書の指令に則ったものであったが、その司令部の港湾管理政策の形成については、運輸省の「港湾法案」に強く反対し、「開港運営法案」まで準備して経済科学局等に働きかけた税関部などの行動が奏功した点があったものと想像される。また行政管理庁案は、一見して大蔵・運輸両省案を折衷した跡が認められる。しかし税関部は、それでも、右の案が横浜・神戸両港だけでなく全国の貿易港を対象としている点、港湾管理主体として地方公共団体のほかに、独立の公法人（ポート・オーソリテイ）の設置を認めた点、管理主体の認可・監督の権限を運輸省に与えた点、管理主体がポート・ターミナル・オペレーションの監督調整を行なうこと、つまり監督行政の権限をもつことは示されているが、その内容が明示されていない点、港湾に関する一般法の制定が前提とされている点、横浜・神戸両港の管理主体の決定に当たって、横浜市・神戸市のほかに神奈川県・川崎市、兵庫県の介入を認めている点などを目して、その内容が運輸省寄りであるとして強い不満をもった。⁽³⁰⁾なお行政管理庁案では、税関が税関行政のために管理する税関構内の施設を事務所、監所、検査所のほか、輸出入免許が与えられなかった貨物を保税状態に置くために使用される地域・建物としている。この最後の「地域・建物」は保税貨物の「収容倉庫」をさすものと考えられ、その点は明らかに新覚書の税関構内の定義とは異なっている。しかし新覚書の定義中「政府の専用」が何を意味するか曖昧であり、その意味を厳格に考えて、不特定多数の者が利用する保税上屋等は除外し、「収容倉庫」に限定したのではないかと考えられる。この点は覚書の解釈の点で問題のあるところであるが、税関部も税関構内の管理主体への移管は既定の路線と考えたうえのことか、それを論議した形跡は残っていない。

ところで行政管理庁案と並んで政行制度審議会も、その港湾運営計画案を作成した。審議会は、前述のとおり六月から港湾行政問題の調査研究に取り組んだが、七月新覚書の発出があるや早速覚書の内容に焦点を合わせ、行政管理庁案を土台に、これに必要な修正を加えた計画案をとりまとめた。その主要修正箇所は、①「港湾法」など特別の法律を制定してポート・オーソリテイを設立することを避け、地方公共団体自身（またはその一部事務組合）を港湾の管理主体とすること（理由は大体前述の税関部の見解と同じ）、②港湾管理主体の監督を総理府に委ねること（各省間の権限争議の種子をこの際断ち切る必要があること、港湾行政は各省の所管に属する諸行政を包含するので、これらの行政を掌る管理主体の監督を一省に委ねるのは適当でないこと、またここでいう監督は、軽い意味のもので、港湾行政の具体的事項について一々指揮監督する意味ではないことなどから、総理府所管とするのが適当）、③港湾建設に関する事項は建設省所管とすること（港湾工事は河川工事と関係をもつものが大部分で、建設省設置の趣旨からいっても、国の建設行政は同省に一元化するのが筋。なお審議会案では、運輸省〔海運局〕は、船舶、船員に関する事項だけを所管するものとされていた）、④海港検疫・動植物検疫事務は、港湾管理主体に委任することができるものとしたこと、⁽³¹⁾などであった。この行政制度審議会案が、大蔵省案と類似したものであったことは、改めて指摘するまでもあるまい。

第一次政府案の取りまとめの際と同様に、今回も政府案の決定に至るまでに、閣議や関係閣僚懇談会が繰り返されるなど、紛糾が続いた。閣議に行政管理庁と行政制度審議会の双方の案が提出され、また正式決定前に、非公式に司令部にも両案が提出されるという有様であった。そしてギリギリの八月三〇日の臨時閣議で、遂に原則的に行政管理庁案を政府案として採択することに決定し、翌九月一日これを政府の正式回答として司令部に提出した。⁽³²⁾（第二次政府案）。政府の最終案は、前述の行政管理庁案に若干の修正を施したものであった。すなわち関係地方公共団体が新たに港湾管理主体を設立するときは、非営利の公法人のほか、「地方自治法」に基づく一部事務組合の方式を採ってもよいこととしたこと、運輸省の港湾管理主体に対する監督は、法律の定めるところによることを明記したこと、港湾関係行政機関の責任中に、通産省（税関）——通商手続の監査を加えたこと、などがこれであり、さらに本計画案の実

施のために、司令部の承認があり次第港湾に関する一般法案を国会に提出すること、京浜・神戸両港の港湾管理主体について別途関係地方公共団体の意向をとりまとめ、九月三〇日までに司令部に追加提出することをつけ加えている。⁽³³⁾

ところがその地方公共団体の意向のとりまとめが、また紛糾した。神奈川県、兵庫県、川崎市がポート・オーソリティ案を主張したのに対し、横浜市、神戸市は市が管理主体となる案を固執したのである。前者の主張は、横浜・神戸両港は日本の代表的な港湾であるから、その運営を市だけで独占すべきではないということなどを理由とし、後者は、両港はいずれも四〇年余にわたって国とともに両市が莫大な投資をしてきたもので、国が直接管理をやめる場合には当然市が管理すべき筋合であり、また両市が管理主体となっても必要に応じて県や川崎市の代表を委員に参加させるので、両市が独善的に運営することにはならない、と主張した。司令部への報告期限が迫って行政管理庁と地方自治庁が共同試算を提示して調停を試みたが、それでも合意に達せず、政府は、やむなく司令部に対してその調停試算と、これに対する各地方自治体の意見を記した報告書を提出した。その調停案にも二案あり、いずれも両港にポート・オーソリティを設け、関係地方自治体から代表委員を選出する案で、一は地方自治体所有施設の所有権をこれに移転しないとするもの、他は同施設をこれに管理委託し、ただその収入・支出はポート・オーソリティを通り抜け勘定として地方自治体に帰属させるとする点などに差異があった。関係地方公共団体の見解の対立は、最後は委員数の割当の問題であった。⁽³⁴⁾

三 結 末

(一) 昭和二四年一二月覚書と「港湾法」の制定

第二次政府案の提出からやや間を置いた昭和二四年末、司令部からこれに対する最終的な回答が発せられた。同年一二月一六日付覚書「港湾施設およびターミナル・サービスの運営」(SCAPIN七〇〇九A)がこれである。

同覚書は、第二次政府案のうち、主要港に原則として港湾管理主体を置き、管理主体は法律の定めるところにより設けられる、という点について承認を与え、ともに、その法律について、港湾の管理運営に関し最大限の地方自治権を与え、かつ国家的利益と地方的利益に最も適合する港湾管理主体を設置・創設する機能を地方公共団体に与えること、地方公共団体によって設置される法人およびその他の形態による港湾管理主体の設置、機能、組織、財政的機構に関する特別の条項を包含すべきこと、日本政府が、国家的利益を確保増進するために、必要最少限度の監督・規制権だけを留保する条項が設けられるべきことを指示し、かつこのような法律案を、二四年末までに司令部に提出することを指令した。⁽³⁵⁾

この覚書は、港湾の管理運営について「最大限の地方自治権」を与えよとする司令部の方針を念押しし、その点は大蔵省の主張に合致したが、一方、港湾施設の受入れに当たって運輸省の主張するように、特別の法律の制定を指令する内容となっていた。

この最後の覚書に基づき、「港湾法案」の作成においても、運輸省・大蔵省間の意見の対立が解けず、覚書の要求した期限までにその作成が間に合わず、翌二五年二月一三日の閣議を経て、法案は司令部に提出された。ところが司

司令部の内部からも修正の要求があり、政府は、これに応じて一部の修正を加え、司令部の承認を得たうえ、四月二六日、ようやく「港湾法案」を国会に上程する運びとなった。一方、地方公共団体の側でも五大港湾都市協議会が意見を提出するなどの動きがあり、国会でも一時修正の気運があったが、国会の最終日(五月二日)に無修正で成立し、五月三十一日に公布、即日施行されることとなった。⁽³⁶⁾

「港湾法」(昭和二五年法律第二一八号)は、まず法の目的として簡単に、「港湾管理者の設立による港湾の開発、利用及び管理の方法を定めること」を掲げ、その構成は、総則、港務局、港湾管理者としての地方公共団体、港湾区域及び臨港地区、港湾工事の費用、雑則の六章六〇余条から成り、港務局に関する条文が全体のほぼ半分を占めている。法律の骨子をみると、①同法は漁港を除き全国の港湾に適用し、港湾を分けて、重要港湾(国の利害に重大な関係を有する港湾)と地方港湾とに区分する。②港湾には、港湾管理者を置くことができ、重要港湾で港湾管理者を置いていないものがあるときは、運輸大臣は、必要に応じ関係地方公共団体に対しその設置を勧告することができる。③港湾管理者は、関係地方公共団体自体もしくはその二以上の地方公共団体が設立した一部事務組合または関係地方公共団体が設立した港務局(一種のポート・オーソリテイ)のうちのいずれか一つ(自由選択)とする。各港湾管理者が管轄する港湾区域については、運輸大臣(重要港湾等の場合)または都道府県知事の認可を要する。④港務局には、議決機関兼執行機関としての委員会(委員は、関係地方公共団体の長が、その議会の同意を得て任命)と事務局が置かれ、また港湾工事の費用を除き、独立採算制によって運営される。⑤港湾管理者の業務は、港湾の開発、管理および一般公衆の利用のための提供であり、具体的には港湾区域・港湾施設(いわゆる埠頭施設を含む港湾内のすべての施設)の良好な状態での維持、バース指定等港湾の管理に関する業務、港湾施設の建設・改良計画の作成および港湾工事の施行、一定の場合における、港湾の利用に必要な役務の提供、港湾施設の有効利用のための規制、または必要な役務の提供の斡旋

その他関係統計資料の作成などである。⑥この場合、国の所有・管理に属した港湾施設で一般公衆の利用に必要なものは、港湾管理者に譲渡、貸付けもしくは管理委託がなされ、また港湾管理者は、その管理する港湾施設で、自ら運営することを適当としないもの等は民間業者に貸し付ける。⑦港湾工事の費用については、港湾管理者と国との間の一定の負担割合が定められ、また重要港湾において運輸大臣と港湾管理者との協議が整ったときは、国(運輸省)による直轄工事が施行される。⑧その他港湾管理者またはその長による港湾区域内の工事等に対する許可および臨港地区内の規制、港湾の施設・役務の利用料金について規定する、等々の内容から成っていた。なお「港湾法」は、翌年その一部改正が行なわれた(昭和二六年法律第一九六号)。五大港湾都市の修正意見を容れた、港務局委員の増員、港湾管理などの業務として、入出港届の受理、ポート・オペレーションに対する斡旋業務の追加などのほか、港湾工事に対する国庫負担割合の増加が、その主要改正点であった。

運輸省が戦後抱き続けてきた「港湾法」制定の願望は、幾多の曲折を経てようやく日の目をみることとなったが、その内容は、当初の港湾の管理運営に対する運輸省の強度の統制を基調にしたものから、港湾に対する自治管理を基軸にしたものへと根本的な変貌をとげ、その限りでは法律の内容は、大蔵省の見解に沿ったものとなった。この法律には、前述したもののほか、港湾管理者の設立について関係地方公共団体間の協議が整わなかったときの調停、港湾管理者の定めた港湾の施設・役務の利用料金の変更、港湾計画の審査、重要港湾における収支報告、入出港書類の統一などについて運輸大臣の権限を定めた規定があり、港湾の管理運営における完全自治を主張した税関部の立場からは意に沿わぬところであった⁽³⁷⁾が、成立した法律の内容は、港湾の管理運営について、国の関与と地方自治体の裁量との間で大体バランスのとれたものとなっていたように思われる。しかしながら、この「港湾法」の制定をもって一応の終結を迎えた港湾管理問題をめぐる一大紛争は、大蔵省の本来の目標であった港湾関係行政の機構・業務の

簡素化・再編成という面では、ほとんど成果を挙げることができなかった。運輸省が当初指向した海運局主導による港湾の管理運営体制が実現しなかったのはもとより、海運局による埠頭施設の経営や、荷主と港湾運送業者等との間の幹旋業務なども、司令部によって禁止されたものの、海運局の機構そのものは、運輸省傘下の港湾建設部の機構とともに温存され、その他各省の出先機関も、すべて従来のまま存置されたのである。国の出先機関の業務で、港湾管理者の権限に移譲されたものは限られたものであったと思われる、その点からみると、港湾管理者の設置は、錯綜した機構にさらに屋上屋を加えた観を免れないものがあつた。各種の行政機関が割拠した港湾での行政手続が、旧態然として煩雑なものであつたことは、あとでふれる。さらに税関再開以来の懸案で、第一次政府案とりまとめの際火を噴いた税関構内の帰属をめぐる紛争は、「港湾法」により税関構内が港湾管理者の管理に移されることとなり、結果的に喧嘩両成敗の形で終結した。そして税関側は、それに伴う「関税法」上の対策としてのちに指定保税地域制度を導入することになったが、その点もあとでふれよう。

「港湾法」施行後、京浜・神戸両港の港湾管理者が決まるまでには若干の日時を必要とし、一方、法律がいわば原則的な港湾管理者として想定していたとみられる港務局(ポート・オーソリテイ)の設立は、実際には寥々たるものに終わった。「港湾法」制定に先立ち港湾管理主体について関係地方公共団体の見解が対立していた京浜・神戸両港については、その後もしばらくその対立が解けなかったが、二六年にはいつて合意が成立した。そしてその結論は、前述の行政管理庁・地方自治庁の幹旋案であつたポート・オーソリテイではなく、いずれも市を管理主体とするものであつた。神戸港では同年四月一日から神戸市を港湾管理者とすることで、その港湾区域の認可があり、また京浜港では従来の横浜港を横浜区と川崎区とに区分し、それぞれ横浜市・川崎市が港湾管理者となることで、六月一日におのこの港湾区域が認可された。⁽³⁸⁾一方、全国の港湾でも漸次港湾管理者の設立が進められたが、大部分は都道府県または

市町村の単独管理で、港務局の設置をみたのはわずかに洞海・小倉・新居浜の三港にすぎず、一部事務組合の設立も名古屋港ほか少数にとどまった。港務局の設置が不振に終わったのは、「港湾法」制定以前から地方公共団体が港湾管理を行なっていた港が多かつたこと、港務局方式を採ることによる法律上の厳しい規制を嫌つたことなどに原因があり、新居浜港が港務局を設立したのは、私企業が開発した港として、港務局方式が私企業の発言権が確保される管理形態であることに着目した結果であつたといふ。⁽³⁹⁾

(二) 港湾の接收解除と旧税関構内の帰属および税関権限問題の帰趨

司令部の京浜・神戸両港の接收解除予告に端を發して「港湾法」の制定があり、同法に基づいて両港の港湾管理者も設置されたが、肝心の港湾施設の解除は、一向に進捗する気配をみせなかつた。折から朝鮮戦争の勃発(二五年六月)があり、両港は軍用貨物の利用でフル稼働となり、さきに解除されていたものまで再接収される有様となつた。

両港が占領直後港湾施設の大部分の接收を受けたことはさきにふれた(四七三ページ)が、その後比較的早期に解除を受けたのは、横浜の高島埠頭の一部、神戸の兵庫突堤、中突堤の一部などわずかの部分にとどまり(一部再接収)、占領期間中この二大貿易港は、あたかも占領軍の軍用港のような観を呈していた。「港湾法」の制定、さらに翌二六年九月の講和条約締結など占領終結を間近に控えて、関係地方公共団体・業界・市民の接收解除運動が勢を増したことはいうまでもない。接收解除は神戸港の方が早く、二七年四月の講和発効を契機に第一突堤から第五突堤の全部または大部分などの返還があり、二七年中には第五突堤の一部、第六突堤などを除いて接收施設の大部分の解除を受けた。他方横浜港は、二六年に山内埠頭、二七年に大棧橋埠頭の解除があつたものの、横浜港の埠頭施設の中核を占める新港埠頭の解除はずつと遅れ、三一年から三五年にかけてようやくその大部分の解除をみるのである。⁽⁴⁰⁾

一方、税関部としては「港湾法」の制定で税関構内の復活が絶望となつたことから、「関税法」上これに代わる保

税地域の制度を検討する必要があった。税関構内が接収解除となった場合、税関は、そのうち税関庁舎や検査場等を保有できるだけで、その他の土地・施設はすべて港湾管理者に管理委託等で移譲しなければならず、その土地・施設は、物理的には引き続き輸出入貨物の積卸、運搬、一時蔵置などに使用できるものではあるが、もはや「関税法」上の保税地域(税関構内)として観念することはできない。その点は既存の税関構内の取扱いの問題に限らず、将来港湾管理者等によって外貿埠頭施設の建設拡張が行なわれた場合の保税地域のあり方にかかわる問題でもある。この問題にこたえるために新たに設けられた制度が、昭和二十七年六月施行の「関税法の一部を改正する法律」(同年法律第一九八号)で、「関税法」上、税関構内に代わる保税地域とされた指定保税地域にはかならない。指定保税地域とは、国、地方公共団体または日本国有鉄道の所有する土地・建物その他の施設で、開港または税関空港での税関手続の簡易迅速な処置を図るために輸出入貨物の積卸、運搬、蔵置をなしうる場所として大蔵大臣が指定するものをいう。大蔵大臣が指定保税地域の指定をするには、その指定しようとする土地・建物その他の施設の所有者・管理者に協議または意見聴取を行ない、かつ輸出入業者等に対し公開の聴聞会を開かなければならない。指定保税地域は、保税地域(「関税法」上外国貨物を保税状態で蔵置できる場所)の一種で、しかも上述のような機能をもつもの、つまり輸出入貨物が通関の際原則としてそこを通過する最も代表的な保税地域である。その機能は、従来の税関構内と同一といってよい。しかし税関構内が税関が管理権をもち、その管理運営を行ない、蔵置貨物を自らの責任で保管する場所であったのに対し、指定保税地域は、港湾管理者などが管理する地域であり、関税手続上の機能面で税関構内に代置するものである。ただ指定保税地域は、関税手続実施上不可欠で、かつ輸出入貨物の通関に当たって広く利用される公共的意義をもつ土地・施設であるところから、法律は、その所有者または管理者は、その土地・施設の譲渡、用途変更、改築その他の工事の施行などをするとときは、あらかじめ税関長と協議し、またはその承認を受けること、正当の事由なしに外

国貨物の蔵置を拒めないこと、貨物の保管規則・保管料について税関長と協議しまたはその承認を受けること、さらに貨物の搬出入につき税関に届出を要すること、税関長の許可を受け、貨物の改装、仕分け、簡単な加工などが認められること、税関職員が貨物および帳簿書類の検査権をもつことなどを定めている。なおこの改正で、指定保税地域のほかに、それを補充するものとして特許上屋の制度が設けられた。従来から行政実務上存在していたものを明文化したものである。

税関は、指定保税地域に対し、以上のとおり関税行政上の見地から、ある程度の権限を保持している。税関部が、税関構内に代わる保税地域として、港湾管理主体等の申請をまたずに大蔵大臣が場所・施設を指定して保税地域を設置するという構想を考えた裏には、そのような制度にすることによって多少とも税関長の権限を残しておきたいとする配慮があった。一方、このような制度の実現を可能にした事情として五大港湾都市の協力があり、またその背後には税関構内の長い歴史があったのである。⁽⁴¹⁾この法案上程の際、運輸省は当初その構想に反対したが、結局税関行政上の程度の規制はやむをえないものとして諒承した。そして法律の運用に関して大蔵・運輸両事務次官の間で覚書が取りかわされた。覚書は、指定保税地域・特許上屋制度の設置により税関構内の制度はもはや存在しなくなることをわざわざことわったうえで、「関税法」上の協議は国の直轄港湾改修工事などについては一括協議で足りるものとする⁽⁴²⁾こと、その他具体的ケースについての協議の要否、税関権限の範囲などについて取りきめを行なっている。

以上の法律改正を受け、大蔵省は、昭和二十七年一二月、大蔵省告示第二四三三二号をもって、まず横浜、神戸、大阪、名古屋、門司の各税関管内の主要開港について指定保税地域の指定を行ない、これを公示した。この指定は、大蔵省が接収中のものであったが、それも含めて指定の対象とされたのである。

次に、「港湾法」の制定後、個々の国有港湾施設の所管官庁の問題とその港湾管理者に対する管理委託等の手続の問題が残った。税関にとって接收解除後保有が認められる庁舎、検査場、収容倉庫などの確保が必要であり、管財局および運輸省との間の折衝が続けられた。

国有港湾施設の処理について基本方針が定められたのは、昭和二九年九月で、大蔵省管財局長・運輸省港湾局長連名で、その処理方針が財務局長、海運局長および関係港湾管理者にあてて通達された。その内容は、①税関庁舎・税関業務用施設または海運局庁舎・その付帯施設・航行補助施設などは、それぞれ大蔵省、運輸省などの所管公用財産とすること、②港湾の水域施設、外かく施設、繫留施設、臨港交通施設などは運輸省所管の公用財産とし、これを運輸省から港湾管理者に対して管理委託すること、③その他の財産は、普通財産として運輸省から大蔵省(管財局)が所管替えを受け、大蔵省から港湾管理者に対して譲渡、貸付けまたは管理委託するというものであった。ところが埠頭施設中の上屋などは、その用途により公用財産、公用財産、普通財産のいずれにもなりうるもので、その判定に問題があり、その区分について別個の通達が用意された。⁽⁴³⁾

最後に、税関部が税関再開以来唱え続けてきた港湾関係行政の税関を中心とする機構・業務の再編成・簡素化の主張については、「港湾法」の制定によっても、またそれに至るまでの長い間の論争を通じて、あまり目にもみえた変化は生じなかった。むしろ港湾管理者の設置によって、新しい港湾行政組織が一つ加わったのである。手続の煩雑さは、たとえば次のような具合であった。船の入港に際しては、入港予定通知を税関、海上保安部(港長)、海運局、検査所、港湾管理者、水上警察署(のちにはさらに入国管理事務所)に提出するとともに、港湾管理者および港長に対して地指定願、港湾管理者に対して繫留施設使用願を提出し、指定および許可を受けなければならない。船が入港したときは、同様に各通の入港届を提出する。また、貨物の通関に当たっては、まず港湾管理者に上屋・機械などの使用願

を提出して上屋の指定を受け、税関に貨物の搬入を届け出る。その後輸入貨物については、税関に申告して検査を受けるほか、動植物については別途動植物検疫所の検査を受けなければならない。そして動植物検疫所の所在する開港は、限られているのである。

税関部は、港湾管理問題の一件が結着したのちも、その機構・行政改革の主張をやめず、二五年七月来日した関税調査団にもその持論を説き、必ずしも税関部の意に沿った勧告が得られなかったことは、さきに述べた(六一七一―九ページ)。税関部は、その後も折をみてその主張を持ち出し、関係事業者団体も、政府・国会に対して港湾行政の機構簡素化を働きかけ、その建議・要望の類はおびただしい数にのぼっている。⁽⁴⁴⁾しかし税関の権限問題は、官僚機構の厚い壁に阻まれ、結局はその再開当時の姿からあまり変わらない形で推移するのである。

- (1) 「港湾関係行政組織の改革に関する資料」(昭和二四年前半期に作成された文書と推測される)、二一四、一六一―一九ページ(大蔵省資料Z五一一―一五九)。
- (2) 「SCAPIN一九二七に関する運輸省の見解に対する意見」(昭和二三年八月頃の文書と推測される)(大蔵省資料Z五一一―一五七)。
- (3) 昭和二七年六月「関税法」に指定保税地域の制度が設けられ、大体旧来の税関構内がこれに指定された(六七三ページ)ので、その指定告示(昭和二七年大蔵省告示第二四三二号)および当時の関係資料(大蔵省資料Z五三四―二一七)から算出推定した。
- (4) 「税関速報」第四号、昭和二三年九月二四日、別紙二「運輸・大蔵両省の意見対立」(大蔵省資料Z五一一―一六〇)。
- (5) 「港湾関係諸行政及びその組織の改革について」、昭和二五年八月(関税調査団提出)、三一―四ページ(大蔵省資料Z五三四―一六二)。
- (6) 同前、三、九ページ。
- (7) 同前、一一―一四ページ、「税関速報」第二号、昭和二三年九月三日、附録(二)「未解決な点と今後の対策」(大蔵省資料Z五一一―一六〇)。

- (8) 「税関長会議配布資料」(昭和二四年一月二七・二八日開催)(大蔵省資料Z五三四一七七一三)。
- (9) 大蔵省資料Z五一一一五七。
- (10) 前掲「税関速報」第二号。
- (11) 運輸省案「京浜港及び神戸港運営計画について」(大蔵省資料Z五一一一五六)。
- (12) 前掲「税関速報」第二号、附録(二)「税関・海運局間の紛議の重点」。
- (13) 前掲「税関速報」第四号、一、二、別紙一。
- (14) 昭和三年八月(日付なし)閣議請議案。なおこのほかに同月二五日付の閣議請議案も残っているが、この方は、税関構内の管理を含め、港湾運営・臨港作業等にかかる税関業務を詳細に列記し、それについて閣議決定を求める内容となっている(いずれも大蔵省資料Z五一一一五七)。この二五日付の請議案が、一度内閣に持ち込まれたもので、その後別案が用意されたようである。

(15) 前掲「税関速報」第二号、附録(三)「覚書に対する報告プラン作成の交渉経過」。

(16) 大蔵省資料Z五一一一五六、Z五一一一五七。

(17) 前掲「税関速報」第二号、附録(四)「関係次官会議申し合せ」。

(18) 同前、附録(三)。

(19) 「九月一日以降に於けるG.H.Qと税関部との交渉経過」(大蔵省資料Z五一一一五七)、「税関速報」第六号、昭和二三年一〇月一九日(大蔵省資料Z五一一一六〇)。

(20) 「港湾法案(第四次案)に関するメモ」,昭和二四年二月九日(大蔵省資料Z五一一一五八)、「税関速報」第十号、同年二月八日(大蔵省資料Z五一一一六〇)。

(21) 「第一案 重要港湾運営法要綱(案)外・三案に対する批評的意見」(昭和二三年後半期に作成された文書と推測される)(大蔵省資料Z五一一一五六)。

(22) 前掲「税関長会議配布資料」。

(23) 前掲「港湾法案(第四次案)に関するメモ」,「港湾管理をめぐる諸問題」(日付なし)、二二ページ(大蔵省資料Z五三四一—二一八)。

(24) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第四卷「財政制度・財政機関」、三七五、三八五ページ、行政制度審議会「港湾計画

理由書」(昭和二四年八月二九日司令部に提出したもの)(大蔵省資料Z五一一一六〇)。

(25) 大蔵省資料Z五一一一六〇。

(26) 「税関速報」第十四号、昭和二四年八月一三日(大蔵省資料Z五二六一二一一一六)、木村秀弘「港湾管理の問題」(『財政』昭和二五年一月号)、三三三ページ。

(27) 「税関速報」第十三号、昭和二四年八月九日(大蔵省資料Z五二六一二一一一六)、前掲「税関速報」第十四号。

(28) 前掲木村論稿、三六一—四〇ページ。この論稿は、当時の税関部の見解を最も詳細に記述した代表的文献である。

(29) 行政管理局「港湾運営計画書(案)」,昭和二四年八月二三日(大蔵省資料Z五二六一二一一一六)。

(30) 前掲木村論稿、三三一—三四ページ。

(31) 行政制度審議会「港湾運営計画書(案)」,昭和二四年八月二三日、(大蔵省資料Z五二六一二一一一六)、前掲同審議会「港湾計画理由書」。

(32) 「税関速報」第十五号、昭和二四年八月二六日、同第十六号、同年八月二九日、同第十七号、同年九月二日(大蔵省資料Z五二六一二一一一六)。

(33) 行政管理局「港湾運営計画書(案)」,昭和二四年八月三〇日(大蔵省資料Z五二六一二一一一六)。

(34) 前掲木村論稿、三五—三六ページ。

(35) 大蔵省資料Z五三四—一九—三。

(36) 前掲「港湾管理をめぐる諸問題」、四八—五〇ページ。

(37) 同前、五七ページ。

(38) 神戸税関『神戸税関百年史』,昭和四四年、三三—二八ページ、横浜税関百二十年史編纂委員会『横浜税関百二十年史』,昭和五六年、五六—六六ページ。

(39) 運輸省港湾局『港湾管理の現状と問題点』,昭和四〇年、三七—四三ページ。

なお洞海・小倉両港の港務局は、北九州市の発足に伴い、昭和三九年度から福岡県と北九州市の一部事務組合である北九州管理組合にその業務を移管し、港務局は消滅した。

(40) 前掲『神戸税関百年史』,三〇八—一〇〇ページ、前掲『横浜税関百二十年史』,五五八—六三三ページ。
なお『横浜税関百二十年史』によると、講和発効後で、しかも朝鮮戦争の休戦協定が成立した昭和二八年中でも、横浜港

- で積卸しされた軍用貨物のトン数は、商業貨物の三・五倍に近い数字であったという(同書五六〇ページ)。
- (41) 「税関今昔(上)(座談会)」『かすとむす』昭和四七年一月号、六〇ページ、「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、中嶋晴雄口述分)、三五―三八ページ。
- (42) 両省事務次官「関税法の一部を改正する法律案に関する覚書」、昭和二七年三月一七日(大蔵省資料Z五三四―二一七)。
- (43) 大蔵省管財局・運輸省港湾局「国有港湾施設の処理について」昭和二九年九月二二日蔵管第二九三九号、「荷さばき施設のうち公共用財産として処理するもの及び国有港湾施設処理要領の取扱について」同日蔵管第二九四〇号(同前)。
- (44) 大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、二一四―一六ページ。

第四節 課税権の回復過程

一 関税・内国消費税

戦時国際法の建前から、占領軍の軍隊、PX(Post Exchange 酒保)、軍人・軍属およびその家族の輸入する物品に対して、被占領国の課税権が及ばないのはやむをえないところであったが、占領下の日本ではそれにとどまらず、戦後相当長期間にわたって、軍人・軍属以外の一般外国人(外国会社を含む)に対しても、税関は関税・内国消費税を一切徴収できない時期が続き、占領後期にはいつて段階的にその課税権の回復が進むのである。屯税についても種々課税権の制約があった。これらについては、これまでに随所でふれてきたところである(四六四―六五、四七六―七七、五三五、五四五、五九四―九五)。なお内国税である所得税・法人税等の分野でも、外国人に対する課税に制約があったのは同様である。⁽¹⁾本節では、この課税権の制約と回復過程についてとりまとめ詳述することとし、一で関税・内国消費税の問題を取り上げ、二で屯税について述べる。⁽²⁾

最初に、一般外国人に対する関税・内国消費税の賦課の制約とその回復過程について、その中心的内容を段階別に示しておくのとおりである。

第一段階(終戦から昭和二四年七月一四日まで)

一般外国人の輸入する物品に対して、関税も内国消費税も全く徴収できなかった段階

第二段階（昭和二四年七月一五日から二五年六月三〇日まで）

たばこだけについて関税が徴収でき、それ以外には、関税も内国消費税も徴収できなかった段階

第三段階（昭和二五年七月一日から二六年四月三〇日まで）

関税はたばこだけにしか徴収できなかったが、一般の物品に対して、内国消費税が徴収できた段階

第四段階（昭和二六年五月一日以降）

関税率の全面改正があり、一般外国人から関税も内国消費税も、すべて徴収できるようになった段階

(一) 第一段階（終戦から昭和二四年七月一四日まで）

政府は、占領下における日本の課税権について司令部の見解を求めため、戦後間もなく、昭和二一年六月六日付大蔵省終戦連絡部長発「在日中華民国人に対する課税について」（L O 第六二七号）および同年六月一九日付終戦連絡中央事務局発「在日外国人に対する課税について」（C L O 第二九六六号）の二つの文書をもって照会したところ、司令部は、同年七月二五日付覚書「非日本人に対する一般税の適用について」（S C A P I N 一八二六一A）でこれに回答した。この覚書は、占領軍人、軍属および外交官の給与に対するもののほか、財産税など臨時的性質の租税を除き、すべての非日本人に対して一般地方税および国税の適用があることを確認したものであった。これによると一般外国人に対して所得税・法人税などのほか、関税や内国消費税を賦課徴収することも、一向にさしつかえないはずであった。しかしこの覚書は、実際には建前の表明だけのものとして終わった。もっとも所得税の分野では、間もなく円以外の通貨により合法的に受領された所得（非円通貨所得）に対して、日本政府の課税権が及ばないことを示した覚書が発せられ、右の覚書が修正されたが、実際には戦後連合国人等に対しては、非円通貨所得といわず、円通貨による所得についても、課税はほとんど行なわれない状態が続き、その課税が開始されたのは、実質的には、特別の覚書で

非円通貨所得に対する課税が認められるようになった二五年七月以降のことであった。⁽³⁾ 関税による関税・内国消費税の賦課についても事情は同様で、一般外国人の輸入品に対して、全くその課税がなされない状態が約四年間続いたのである。戦後しばらくは一般外国人の入国は制限され、日本での商業的活動が認められた者も、その活動は何らかの形で占領軍と結びついたものが大部分であったと考えられる。したがって彼らの輸入物資も、原則としてその日常生活に必要な物資かまたは軍関係の物資であり、日本経済（円経済）の内部に流入するものはごく限られたものであったと思われる。しかも当初は関税の行なう通関手続にも実際上種々の制約があり、さらに軍貨物として輸入された場合には全く税関の手の届かぬところにあった。このような事情から、戦後一般外国人について事実上税関行政面での治外法権的な状態が続き、またそれは大体において日本経済の循環の局外での出来事として租税政策上あまり重大視されることもなかったのである。この点はあたかも所得課税の分野で、非円通貨所得の非課税扱いが、円経済のらち外の事柄であったのと似ていた。

ところが時の経過とともに外国との間で人と物の交流が進み、外国人の輸入物品に対する課税上の不均衡是正の問題が次第に重要な問題となってくるのである。

(二) 第二段階（昭和二四年七月一五日から二五年六月三〇日まで）

訪問・商用入国者など入出国者が漸増する状況の中で、二四年初頭に発せられた二つの覚書に基づき、同年六月、ポツダム政令「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」（同年政令第一九九号）が制定され、その中で占領軍および占領軍に属する者の財産を除く、すべての財産・貨物について税関が検査・通関の責任をもつことが明記された（六〇八一―一ページ）。この政令の下で一般外国人は、その携帯・別送財産その他すべての輸出入財産・貨物について税関への申告と通関手続が義務づけられたのである。もっともこの政令の主要目的は、税関による外国為替・貿易上

の管理・取締りであり、司令部が関税等の賦課に関心をもっていたわけではない。戦後のインフレで、従量税品目の関税負担は名目的なものとなり、一方では高率の従価税率が存置され、関税率体系はいびつで、全体として機能麻痺に近い状態にあった(四七四一七六、五四二一四三、七〇二一〇三)。右の政令制定後も、一般外国人の輸入物品に対する関税・内国消費税の非課税扱いは続いていたのである。

このような状況の中で大蔵省は、二四年七月七日、大臣名をもってマーケット W. F. Marquat 経済科学局長あてに「輸入物品等に対する関税及び内国消費税の取扱いについて」と題する文書を送り、司令部の見解を求めた。この文書は、①一般外国人が輸入する物品に対し関税・内国消費税を免除することはその理由に乏しいが、現在の税率は一部の物品について高率のものがあって現状に即応しないため、目下その改正を検討中であり、近く成案を得て、改正法が成立したうえで両税の賦課を始めたこと、②しかし酒類およびたばこについては、国内製品に対する課税上の権衡や財政収入等を考慮し、直ちに、酒類に対しては現行「酒税法」により酒税を、またたばこに対しては現行輸入税率により関税を課すこととしたこと、③現在高島屋において行なわれているエキスポート・バザーにおける織物等の物品の販売は、内国取引であって輸出取引には該当せず、したがって本来なら占領軍またはその将兵の購入するものを除き、内国消費税を課すべきであるが、占領軍将兵が購入するものかまたはそれ以外の外国人が購入するものかの区別が困難であるので、エキスポート・バザーで購入する物品に対してはしばらくの間内国消費税の課税を見合わせる⁽⁴⁾こと、などを記したものであった。

以上の申入れに対して、司令部は、直ちに反応し即日二通の覚書を発出した。一通はマーケットの名で、他はその代理、経済科学局内国歳入課 Internal Revenue Div. の課長モス Harold Moss の名義で出されたものである。このマーケット名義の文書は、世に「マーケット書簡」と呼ばれ、占領下での課税権の回復過程での一時期を画した指令として有名である。大蔵省の申入れに対して、司令部が即日返答を出したところを見ると、おそらくはこの問題が事前に両者の間で協議され、その結論が文書交換の形式で示されたものと推測される。

マーケットとモスの覚書は、次のとおりであった。

占領軍向以外の輸入に対する関税および内国消費税の適用について

(一九四九年七月七日 W. F. マーケット 経済科学局長から大蔵省あて ESS セクションメモ)

- 一 昭和二四年七月七日付大蔵省主税局からの覚書「輸入に対する関税及び内国消費税の取扱」参照。
- 二 占領軍向でない日本へのあらゆる輸入に対する日本の関税および内国消費税の適用に関しては、原則として異議はない。
- 三 しかし、関税率は禁止的な高率であるので、現在ただちに占領軍以外のあらゆる輸入に対して日本の現行関税法を適用することは、不相当と考える。これに関連して、日本の現行関税法について充分に検討し、必要な立法が準備されており、またかかる立法は、次の国会に提案さるべく予定されていることは了解する。
- 四 日本への外国たばこの輸入が、収入に対してはなほだしい混乱をもたらしているので、前記大蔵省からの覚書によつて要求されたごとく、昭和二四年七月一五日から、外国製たばこの輸入に対して現行関税を適用することには異議はない。
- 五 しかし、占領軍以外の酒類の輸入については、収入に対して与えている混乱は、現在のところ比較的小さいと信ぜられる。したがつて、日本へ輸入される酒類に対する関税および内国消費税の適用は、これを関税法が改正されるまで、引続き見合わせる⁽⁴⁾ことが適当であると考える。

貿易外収入(インヴィジブル・エキスポート)に対する課税について

(一九四九年七月七日 L. H. モス 経済科学局内国歳入課長から大蔵省あて ESS セクションメモ)

- 一 昭和二四年七月七日付大蔵省主税局からの覚書「エキスポート・バザーにおいて非円通貨によつて購入される物品に対する内国消費税及び取引高税の取扱」参照。

二 日本国内において、内国製品を外貨で販売することは、日本の外貨獲得の増加に役立ちうる。したがって、日本国内で内国製品を外貨で最大限に販売するために、あらゆる障害を除去することは、日本政府の利益と考えられる。

三 本覚書のこの趣旨にかんがみ、次ぎの条件にしたがうならば、日本国内において外貨で販売されるすべての内国製品に対して、内国消費税の免除を一時的に拡張することについては異議はない。

- 1 購入者が外貨で支払う場合
- 2 かかる外貨が日本経済の利益となる場合
- 3 購入者が、転売または物交のためでなく、自己の使用のために購入する場合
- 4 日本国内において外貨で内国製品を販売することは、一種のインヴィジブル・エクスポートであつて、フィジカル・エクスポートの結果と同様、日本の外貨獲得に資するものである。

マーケット書簡で、「関税率は禁止的な高率」ときめつけている点は、戦後インフレの昂進で、関税負担が全体として名目的なものにまで低下していた現状からみて奇異に感ぜられる。しかし戦前から持ち越された関税率中従価税率には高率のものがあつただけでなく、贅沢品に対しては一般税率に代え、従価一〇〇%の特別税率を課するいわゆる贅沢品関税の制度があり、しかもワイシャツ、カラー、カフス、靴等の類までその贅沢品の範疇に含められていたのである(七三六―三八ページ)。マーケット書簡は、外国人の輸入品の状況から、主としてこの贅沢品関税を槍玉に挙げたものと考えられる。

なおモス書簡が取り扱っているエクスポート・バザーで販売される商品は、国内製品であり、したがってその内国消費税の問題は、税関ではなく、税務署の問題である。また、モス書簡は、エクスポート・バザーにおける外貨販売に限らず、日本国内における内国製品の販売をインヴィジブル・エクスポートとして捉え、これに対する内国消費税の免税に言及している。外国人専用の販売店であるOSS、SS(六八九ページ)は、主として輸入商品の販

売店であつたが、国産品も販売しており、国税庁は、モス書簡を受けて、エクスポート・バザーのほか右の特殊販売店における外貨販売およびCPO (Central Purchasing Office 占領軍中央購買所—PXで軍関係者に外貨で販売するため、国産品を外貨で買い付ける機関)の調達などもインヴィジブル・エクスポートに含め、これらに対して内国消費税(および取引高税)免除の取扱いを行なつた。⁽⁵⁾

ちなみに当時、インヴィジブル・エクスポートの観念は、日本国内における内国製品の販売の意味に理解され、一般外国人の輸入品に対する非課税は、インヴィジブル・エクスポートの免税とは別個のものとして考えられていたようである。つまり税関部は、マーケット書簡による輸入品の関税・内国消費税の非課税扱いについて後述のように、外国人の生活様式を考慮し、当該輸入品が在日外国人社会(ドル建経済)で使用・消費されるものとしてこれを非課税扱いとする趣旨と理解していたのである。ところがOSS等における輸入品の外貨販売も、あるいはさらに広く一般外国人による物品の輸入自体についても、日本国内におけるドル保有者によるドル建の購入・輸入である点で、これをあたかも日本国内において輸入品をドル建経済に対して再輸出したのと同じものとして捉えることもでき、そのように理解すると、その取引にはインヴィジブル・エクスポートと類似した側面があり、これと共通したも

のとしてその非課税扱いを理屈づけることもできたように思われる。

マーケット書簡を契機に、二四年七月一五日から一般外国人に対してたばこにだけは関税を徴収することができるようになった。これが課税権の回復過程の第二段階の始まりである。たばこの関税率は、国産たばこに対する高率の専売益金に見合せて設定されており、財政関税としての要素が大きく、その税率は、三五五%という飛び抜けて高いものであつた。そこで司令部としても、一般外国人の輸入たばこに対する関税を非課税扱いとすることによる経済面、歳入面の混乱を無視できなかつたのであろう。

マーケット書簡は、正式のSCAPINの形式を採っておらず、その内容も外国人に対する広範な特恵的取扱いを公然と指示したものであったので、これを受けた立法措置は講ぜられず、課税権の事実上の抑制という形で、その内容が実施された。モス書簡についても、同様であった。

(三) 第三段 階(昭和二五年七月一日から二六年四月三〇日まで)

昭和二四年一二月、「外国為替及び外国貿易管理法」の制定により、外国為替・貿易管理の基本的な枠組みが定められ、この分野で司令部の日本政府への権限移譲と占領下の異常な制度の改廃・正常化が大幅に前進した。そして日本経済は、ますます国際経済とのつながりを深め、人・物の交流が一層の発展をとげるのである(五七六―七八、五八一―八四、七〇〇―二ページ)。このような状況の中で一般外国人に対する、関税・内国消費税の特恵的取扱いのもたらす弊害も拡大していった。この非課税取扱いは、本来外国人の生活様式・水準を考慮しての特恵であったと考えられていたところ、実際にはその恩恵が悪用され、非課税扱いで輸入した物品が国内経済に流入する事例が目につくようになった。免税自動車の日本人への転売などがその典型的な例である。また外国会社が日本でタクシー営業を営むために輸入する自動車が免税となったり、外国商社が日本での営業に使用する計算器、タイプライターなどが免税輸入の恩恵を受けたりしたのもその例であり、日本の市場で競争関係にある国内会社にとって明白な課税上の不公平を招来した。なお書籍用の用紙や映画フィルムが、軍貨物として通関手続も経ずに輸入され、国内市場に大量に出回ったような例もあった。⁽⁶⁾ ちなみに右のタクシー会社の営業車の免税輸入は、免税範囲が拡大していき、免税の濫用が目についた好個の例である。すなわち輸入自動車の免税は、当初は軍人・軍属や一般外国人の携帯輸入車の免税から始まり、それが外国のタクシー会社による占領軍関係者だけを相手とする営業用自動車の輸入免税となり、さらにその会社が日本人相手の営業にも手を拡げるようになった。あるタクシー会社が占領軍関係者相手の営業用自動車として

数十台の車を免税輸入した。そこまでは日本経済の圏外での営業として一応免税の理屈づけもできただろうが、実際には占領軍向けだけの営業でとどまるはずもなかった。税関部は、その会社の営業を追跡し、私服の東京税関支署職員を客に仕立てて写真を撮り、免税取扱いの不合理性を示す物的証拠として司令部に提出したりしたのである。⁽⁷⁾

マーケット書簡は、文字どおりに読めば、一般外国人の輸入物品に対して関税および内国消費税(書簡の直接的な文面では、関税および酒税)の賦課を禁じたものと解釈できる。しかし税関部内で、以上のような状況の下で、この書簡は、外国人の生活様式を考慮して日本において購入困難な物品について関税・内国消費税を免除する趣旨であって、外国人の商業活動の分野にまで免税を拡張するのはゆきすぎである、とする解釈を採ることが検討され、そのような方針の下で司令部との交渉も行なわれた。なおこのような解釈は、マーケット書簡による免税は無条件的な免税ではなく、輸入物品が日本人の経済圏の外で使用・消費される場合に限ってその課税を留保する趣旨であり、それが国内経済に流入したとき、つまり日本人への転売等が行なわれたときは、その時点で政府の課税権が復活する、とする後述の考え方もつながるのである。

一方、司令部は、一九五〇年二月三日付回章第三号「個人、貨物、航空機および船舶の日本出入国管理」を発したが、その回章の中で、占領軍関係の貨物を除く一切の輸出入財貨について日本の輸出入に関する法律・規則に従うことが再確認されたほか、占領軍関係貨物についても、その無税輸入を行なう場合には、携行品を除いて新たに一定の様式(IE四二六)に主要指揮官の認証を受けて税関に提出すべきことが定められた。続いて同年五月一日付経済科学局内国歳入課「インヴィシブル・エクスポートに対する課税および占領軍向以外の輸入に対する関税および内国消費税の適用について」と題する覚書(内国歳入課長代理ヘンリー・シャベル Henry Shavell 名義)が大蔵省にあてて発せられた。この文書は、同年七月一日から前記のマーケット書簡の第五項とモス書簡の廃止を通告したものである。マ

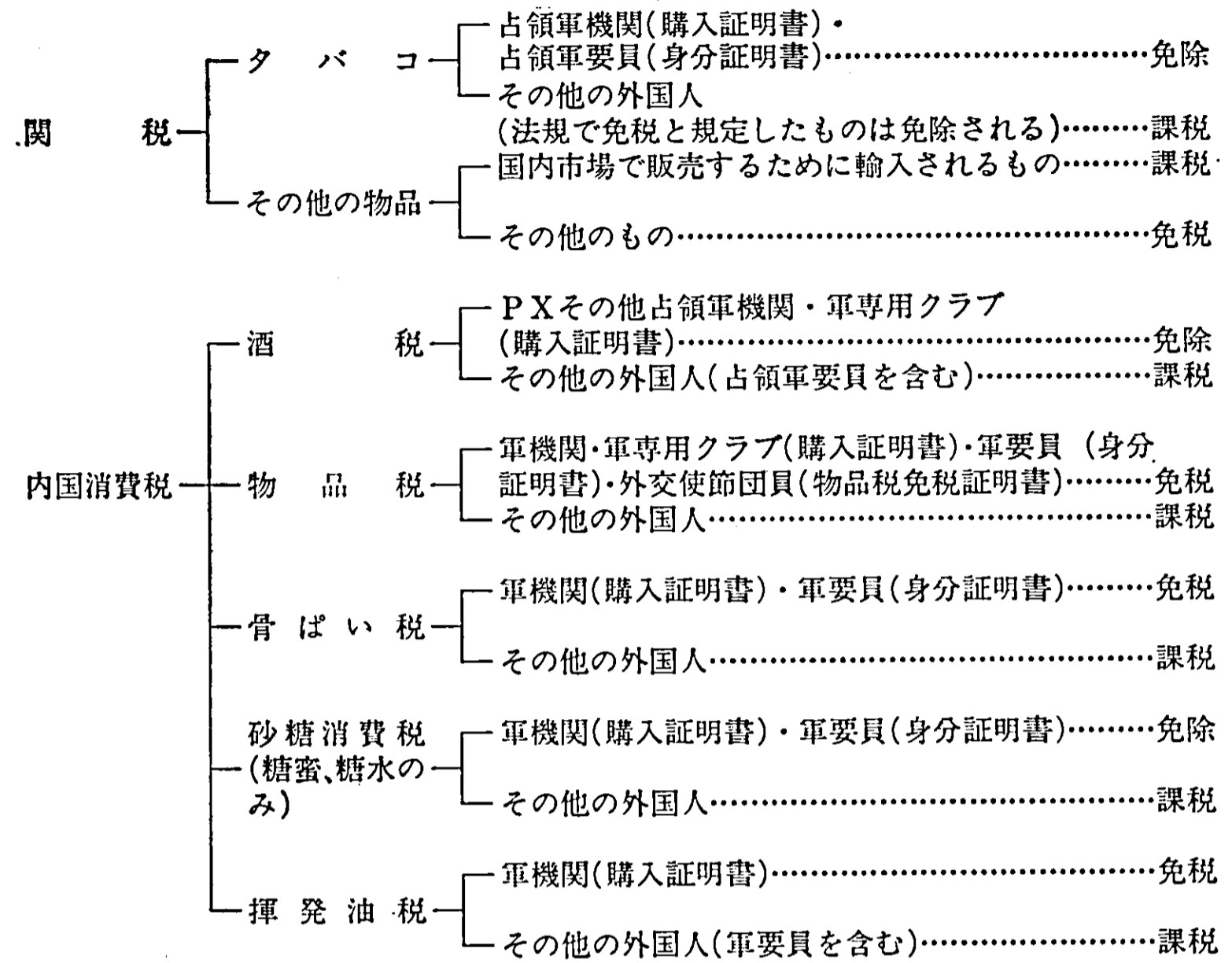
「カット書簡の第五項は、直接的には酒類に対する関税と酒税の徴収見合を指示したもので、文字どおりにはその廃止は一般外国人の輸入酒類に対するこれらの課税の復活を意味するものであったが、大蔵省は、右の覚書の趣旨を内国消費税全体の課税開始を認められたものと受け取り、司令部からそのような諒解も取りつけた。⁽⁸⁾ 半面関税の方は、酒類についても引き続き徴収を見合わせる事となった。そこで昭和二五年七月一日以降、一般外国人の輸入物品に対して、関税の賦課はまだ認められなかったが、すべての内国消費税（酒税、物品税、揮発油税、骨ばい税など）の賦課ができるようになったのである。⁽⁹⁾ この日を課税権回復過程の第三段階の始まりとするゆえんである。

なお右のシャベル書簡は、さきのモス書簡を廃止しているが、モス書簡発出の契機となったエキスポ・バザーにおける物品販売は、シャベル書簡発出の直前に円建に切り替えられており、その時点でその内国消費税の免税扱いは廃止されていた。⁽¹⁰⁾ しかし前述のようにモス書簡は、インヴィジブル・エキスポ全体を取り上げており、シャベル書簡により、OSS等外国人向特殊販売店で内国製品を購入する一般外国人に対する内国消費税の免税扱いも、七月一日以降廃止される事となった。⁽¹¹⁾ つまり内国消費税について、マーケット書簡の修正による一般外国人の輸入物品に対する非課税扱いの廃止と相まって、外国人向特殊販売店における一般外国人に対する特惠扱いは、すべて廃止されたのである。ちなみにこの七月一日を期して、国内の非軍事取引はすべて円建となり、従来在日外国人間に流通していた外貨小切手等は、特別預金勘定が設定されて円表示の特別預金小切手（外貨への交換性が保証されたいわゆる交換円）に切り替えられ、⁽¹²⁾ 外国人向特殊販売店での販売も、同様の取扱いとなっている。

以上のとおり、一般外国人の輸入物品に対する内国消費税の賦課が復活したが、それと占領軍またはその関係者の輸入品に対する免税扱いは、もちろん別個の問題であった。占領軍ないしその関係者と一般外国人とを課税上区別することは、物品の輸入段階（陸揚地）でその最終的な購入者が決まっているときは格別問題はないが、外国人向特殊販売すなわちOAS (Overseas Automobile Service 外国自動車販売店)、OSS (Overseas Supply Store 外国人専用の食料品、日用品等の販売店)、SS (Souvenir Shop ホテル内のみやげ物販売店)、SPS (Special Procurement Store 外国人向に各種商品を販売した特殊貿易業者)を「保税倉庫法」に基づく私設保税倉庫として特許し、輸入商品をそこで販売されるまで保税状態に置いておいて、その販売の段階で課税・非課税を決定する仕組みであった。なお内国製品についても、これを製造場から特殊保税倉庫に移出するときは、未納税移出の取扱いがなされ、その販売の段階で、右の輸入品に対する課税・非課税の決定と同様の処理がなされたのである。ところがこの特殊保税倉庫制度は、その濫用を招くなど、占領末期の税関行政で大きな問題となった。特殊保税倉庫をめぐる問題については、のちに占領後半期の税関行政の一環としてもう少し具体的に述べる（七一八—二二一ページ）。

次に、以上のシャベル書簡による内国消費税の復活とは別個に、税関部は、マーケット書簡を限定的に解釈し、いわばマーケット書簡の枠内で、課税範囲を拡大することを考え、そのために司令部の諒解を取り、これを実際の執行に移している。すなわち税関部は、シャベル書簡を受領した直後に、その指示された施行期日をまたず、マーケット書簡について、前述した趣旨でこれを厳格に解釈し、国内の一般市場へ販売する目的で本邦に輸入される物品については、その輸入者が、外国人貿易業者であると日本人輸入業者であるとを問わず、関税・内国消費税を課すること、したがって日本人以外の者に販売されるものであっても、司令部の認めた外国人向特殊販売店以外の一般市場で販売される輸入品に対しては右の課税を行なうことなどを税関長あてに通達している。⁽¹³⁾ この通達は、課税対象の拡

図 3-1 連合国軍および一般外国人に対する課税権



(注) 軍機関、軍要員または外交使節団員が、IE 426 フォームによって輸入する場合は、右にかかわらず無税通関とする。

出所：「占領下の関税行政について」昭和25年8月（関税調査団提出），4-6 ページ

(大蔵省資料 Z 534-16-3)。

充を「一般市場へ販売する目的」のものに限定した点で、マーケット書簡の趣旨として考えられた前述の議論を十分にカバーしていたわけではないが、特に問題視すべき用途の輸入物品に対する課税強化を意図したものと考えられる。もっともシャベル書簡の発効とともに、一般外国人の輸入物品に対してすべて内国消費税が課されることとなったので、それ以後は、この通達は、もっぱら関税について適用されることとなるのである。右のほか免税特権の濫用防止措置は、マーケット書簡の内容をこえ、軍関係者等への免税ルートの限定という形でも表わっていた。

以上を総合して軍機関・軍要員、一般外国人等に対する関税・内国消費税の適用状況を示す一覧表を当時の書類から引

用し、ここに掲記しておく(図3-1)。この図で示されている関税・内国消費税の免除または課税の取扱いは、大蔵省の通達によって税関に対して明確に指示されていた。この図でみるとおり、課税権回復過程の第三段階における課税権発動の内容は、実際にはかなり複雑なものとなっていたのである。

この一覧表をみると、関税の取扱いは、上述したところと合致している。ところが内国消費税の取扱いは、税目によって多少の相違があった。すなわち酒税・揮発油税については、軍機関(酒類は、そのほかに軍専用クラブ——軍内部に設けられたものに限られていた)が輸入するものに限り免税とし、その他のルートでは占領軍要員でも課税扱とされていたことが注目される。この両税は、税負担が高く、免税物品の横流し、名義借用などの濫用防止のために免税ルートを厳しく限定する必要性があり、一方、IE四二六フォームを用いた正規輸入を免税とする途が開けていたことから、このような措置について司令部の諒解も得られたものと考えられる。一方、物品税については、OSS等から購入する場合の免税資格者が他の税目の場合より広く、外交使節団員が含まれているが、これは物品税の課税物品が多いことから、特殊販売店で購入する場合の免税供与を認めないわけにはいかず、他の税目のようにIE四二六フォームによる正規輸入のルートの利用でカバーする方針を採りにくかったのではなかったかと思われる。

さらに、税関部は、二五年七月以降、一般外国人に対して内国消費税の課税権が復活した機会を捉え、免税輸入が認められた物品がその後免税特権をもたない者に転売されたときは、その時点で関税・内国消費税の課税権が発生するという解釈を採ることとし、とりあえず輸入自動車・自動車の転売についてその課税を開始した。マーケット書簡に対する前述の趣旨解釈とつながった発想である。この自動車の転売に対する課税問題は、占領末期以降の税関行政上大きな問題となった。この問題については、特殊保税倉庫問題とともに、のちに税関行政の一環として詳述する(七二一—二七ページ)。

(四) 第四段階(昭和二六年五月一日以降)

昭和二六年三月、かねて推進されていた関税率の全面改正のための「関税定率法」の改正が国会で成立し(同年法律第一〇号)、五月一日から実施されることとなった。この改正を契機に、マーカット書簡は自然消滅し、占領下の一般外国人に対する関税・内国消費税の課税権の全面的回復が成った。関係者はこの回復過程を明治政府の条約改正問題になぞらえて「関税自主権の回復」と呼んでいたが、占領終結を一年後にひかえた時点で、ようやくその宿願が達成されたのである。

しかしその後ももちろん軍・軍要員に対する免税措置は残り、そのためになおしばらく特殊保税倉庫制度も存置され、さらに自動車の転売課税問題は、講和独立後も「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」(昭和二七年法律第一二二号)による制度に引き継がれ、税関行政上多くの問題を残すのである。これらの問題も、後の説明でふれることとする(七二六―二七ページ)。

二 屯 税

屯税は、「屯税法」(明治三二年法律第八八号)に基づき、外国貿易船が開港に入港したときに、その登簿屯数または積量に応じて税関によって課される税金である。屯税は、各地の開港に入港することに徴収されるのが原則であるが、各開港について一年分の屯税として一定の税金を一時払いする方法もある。屯税は、戦後しばらくの間、登簿屯数一屯または積量一〇石につき七銭(一年分一時払いのときは、二二銭)という戦前の税率が据え置かれ、物価騰貴によってその負担は名目的なものとなったが、昭和二四年六月にその調整が図られ、税率が七銭→五円(二二銭→一五円)

に引き上げられたことは、さきに述べた(六〇七―八ページ)。屯税は、船舶入港の際、税関官吏が船舶国籍証書の提示を受け、それによって屯数を確認のうえ賦課され、また入港中税関にその証書の預託を受けることによって屯税の納付が間接的に強制される。なお外国貿易船が、税関の特許を受けて不開港に入港したときは、「関税法」により、屯税と同額の不開港出入特許手数料が徴収された。屯税は、国税の一種であり、港湾における施設の利用や物品・サービスの提供に対する個別の対価とは異なっているが、それが船舶の港湾利用に対する一種の受益者負担、つまり広い意味での港湾チャージという性質をもっていることは否定できない。占領下で屯税についても、その賦課に制約を受け、その回復に年月を要したほか、司令部覚書が最初屯税を港湾利用料金の中に含め、また屯税としての賦課権が認められた後も、権限が分化した港湾関係行政機関の中で、複雑な賦課手続が定められるなど、「屯税法」に定められた賦課手続と全く異なったものとされ、これを本来の姿に取り戻すまでに、また曲折を経たのである。

(一) 第一段階(終戦から昭和二四年九月まで)

この時期は、終戦後しばらく事実上屯税収入が皆無に近い状態が続き、税関はやがてその徴収の態勢を整えるものの、司令部の意向で、原則として外国籍船舶にはその徴税権が及ばなかった時代である。

終戦直後、全国の主要港は占領軍によって接収され、その後しばらくの間、港湾の管理は直接占領軍の手で行なわれ、税関はCIQの補助機関的な役割しか与えられない状態が続いた(四七―七九ページ)。しかも戦後入港する船舶は、軍用船のほか、外国籍船舶が多く(表1-2、四七―五ページ)、それも軍用貨物やガリオア・エロア等対日援助物資を積載した船舶が多かった(日本籍船舶は、戦後しばらく、外国貿易に従事できず、対日援助物資の輸送だけが認められた¹⁵⁾。

さらに法律的にも、旧外地、沖縄等は、屯税法上外国とはみなされない時期が続くのである(六〇七―八ページ)。こ

のような状況下で、入港船舶に対して事実上税関の徴税権が及ばなかったのも、やむをえないところであった。主税局は、二二年早々、援助物資を輸送する船舶の入港の漸次増加が予想されるところから、「現下ノ情勢ニ鑑ミ一般ト便宜供与ノ要アリト被認候」として、当時の海運局に対し、当該船舶に対する屯税、岸壁使用料等は徴収しないこと、不開港への入港に対して不開港出入特許は要せず、口頭の届出程度でよいとするなどを通牒している。⁽¹⁶⁾この通牒は、その趣旨からみて、入港船舶一般に対して屯税の不徴収を指示したものはいえないが、実際には主税局の一片の通牒をこえて港湾が第八軍に直接管理されていたという現実があり、事実上「屯税法」は眠らされていた状態にあった。なお戦後のインフレで、前述のように屯税の税率自体名目的なものになってもいたのである。戦後しばらくの間、屯税収入がほとんど皆無に近かったことは、さきに記したとおりである(表1-3、四七五ページ、表2-3、五四三ページ)。

ところが二二年八月、一部民間貿易が再開され、わが国の貿易も漸次軌道に乗ってきたことから、主税局は、二三年にはいつて、いったん前記通牒を廃止し、全面的に屯税賦課を復活することを企図する。すなわち同年五月、最近の状況にかんがみ、従来供与してきた諸種の便宜措置を廃止し、将来に備える目的で、軍用船を除き、従来の外国と往来する外国貿易船(まだ外国とみなされていない旧外地、沖縄等との間を往来する船舶を除く意味)に対して、すべて「関税法」上の手続を履践させるとともに、屯税および不開港出入特許手数料を徴収すること、外国籍船舶で屯税相当額等をドルで貿易事務所に払い込むときは、税関から貿易事務所に對して屯税の納税告知書を送付し、同事務所から円貨でその支払を受けること、などを税関長に対して通牒した。⁽¹⁷⁾しかるにこの通牒は、司令部の忌避にふれたのか、翌六月には早速修正され、主税局は、従来の外国と往来する外国貿易船に対する屯税、不開港出入特許手数料の徴収は、さし当たり日本籍船舶(外国籍船舶で、日本側で借り受け船舶運営会管理の下に運航するものを含む)に対してのみ実施

し、また「関税法」上の諸手続の履践についても、現行どおり行なうこととし、今後新たに実施しようとするものは、現地軍の承認を得たのちに実施に移すこととして無用の摩擦をさけること、などを通牒している。⁽¹⁸⁾そしてこの通牒(およびその背後の司令部の意向)の内容が、この第一段階の時期の基本的な方針となった。

もっとも、港湾利用料金という形で、右の原則と異なる動きがあった。すなわち前節で詳述したように昭和二三年八月、司令部は、覚書「日本港湾の運営と港湾施設の利用および臨港作業に対する料金」(SCAPIN一九二七)を發し、同年一〇月以降、日本政府は、第八軍の監督下で京浜・神戸両港における貨物・旅客の外国籍船舶による出入に關して、その港湾運営、臨港作業および税関行政の遂行に全責任を負うとともに、そのために提供される施設の利用・役務の提供について本指令に従ってドル貨による料金徴収の責に当たること、占領軍の必要としない港湾施設は漸次解除すること、などを指令した(六四四―四五ページ)が、同覚書は、その中で具体的に同月以降、日本政府は、京浜港、神戸港その他の開港において、外国籍船舶の要求に応じ、本指令付属の「港湾施設の利用および臨港作業の料金表」に従ってすべての港湾施設を利用させるべきことを指令し、かつそれに適用される詳細な「料金表」を添付していた。そしてその料金表のうち「入港・船舶サービス料金」中に屯税が含まれていたのである。屯税は、登録噸数一噸につき一・六五セント(一年分前払のときは、四・九五セント)とされており、当時まだ単一為替レートはなかったが、かりに一ドル＝三六〇円で換算すると、前述の二四年の改正後の屯税率に近く、いわばその改正を先取りしたものと見え、その「料金」の実質が、「屯税」であったことは疑いない。さらに右の覚書に続いて一〇月六日付回章第二九号「日本港湾において外国船舶に対して提供される内国港湾施設使用料」が發せられ、この屯税相当のチャージは、他の諸料金とともに港湾施設使用料として海運局が徴収し、これを貿易資金特別会計に繰り入れることとされていた。前述のとおり京浜・神戸両港の港湾施設の接收解除は、当初の予告よりはるかに遅れる(六五八、六七

一ページ)が、右の「料金表」そのものは、港湾管理に当たる第八軍を拘束する、司令部制定の料金表であり、屯税相当分を含む港湾料金は、これに従って徴収された。

以上のように税関が「屯税法」に基づいて徴収する屯税という意味では、外国籍船舶に対する税関の課税権は制約されていたが、右の覚書に基づき質的には港湾料金の一部として屯税相当分の徴収が行なわれたのである。

(二) 第二段 階 (昭和二四年一〇月から二五年二月まで)

占領下の輸出入は、その後増加を続け、その中で商業勘定輸入が増大し、入港船舶数も増加の一途をたどった(表2-1、五二〇ページ、表2-2、五四三ページ、表3-1、五八三ページ、表3-2、五八五ページ、表3-5、七〇一ページ)。このような中で、昭和二四年六月には「屯税法」の改正が施行され、前述のとおり戦後据え置かれていた税率が改正され、それと同時に「屯税法」の適用上、旧外地、沖縄等を外国とみなす改正も実施されたのである(六〇七―〇八ページ)。

二四年八月二十九日、司令部は、覚書「港湾施設および臨港サービスに関する日本の港湾運営および料金」(SCAP IN第二〇三三二一)を発し、同年一〇月以降、外国籍船舶に対して右の改正後の「屯税法」を適用することを指令⁽¹⁹⁾し、主税局は、この覚書を受け、税関長に対し、軍用船舶を除き、すべての外国籍貿易船に対して屯税および不開港出入特許手数料を徴収することを通達した⁽²⁰⁾。

ここに税関の外国籍船舶に対する屯税の徴収権の回復が成った。しかしその徴収手続は、なお「屯税法」に定められた簡明なものではなく、前述の港湾料金に含めて一括して外貨で支払う方法が存置され、そのなから複雑な方法で屯税相当分が税関に払い込まれる方法が採られたのである。この方法は通商産業省の通達で定められ、その通常の場合の方法を簡記すると、①税関は、納税告知書(円、ドル双方建)を船会社(代理店または船長)に提示してその承認

を求めたのち、②承認済の納税告知書を通商事務所(または通商産業局)に送付して国庫(税関)への納付を請求し、次に③通商事務所は、海運局に税額等を通知して船会社に対する請求を依頼する。そして④税関に対する納付は、通商事務所が、四半期ごとの実績をとりまとめ、納税告知書に③の海運局請求済の証明書を添付したものを通産省経理部に回付し、同部から国庫に納付する、という方法であった⁽²¹⁾。さらに屯税の徴収が複雑となるケースとして、同一船舶に軍貨物と商業貨物とが混載されている場合があった。このような場合には、全積載貨物に占める商業貨物の割合により屯税を算出することとされ、その比率の決定は、CIQに代わって海運局の手で行なわれる仕組みであった。

以上のように税関の屯税賦課権そのものは回復されたものの、その賦課手続は、なお複雑な制約の下に置かれたのである。そしてこのような迂回的な手続が採られた結果、定められた手続が必ずしも円滑にいかず、税関の徴収決定した税額に滞納が生じることとなった。

(三) 第三 段 階 (昭和二五年三月以降)

税関部は、以上のような屯税の賦課手続を改正し、「屯税法」に定められた本来の手続に戻すべく、関係省庁と折衝を続け、外国為替管理委員会、通産省および運輸省との間で、屯税は従来のポート・チャージから切り離し、税関の手でこれを徴収することに意見の一致をみた。そしてこれを司令部に申し入れ、経済科学局銀行外国為替課 Bar-king and Foreign Exchange Div. から昭和二五年二月二四日、覚書「外国貿易船港湾経費決済手続」(ESS/BFE五六九・一四)により、その実施方の指令を受けた。主税局は、同年三月その新し手続を税関長に通達し、三月一日から実施に移された。その手続は、税関が外国籍船舶に対して屯税を直接賦課徴収する方法であったが、船会社が外貨払をするために若干の手続が必要であった。すなわち税関は、船長または船会社代理店に対して屯税の納税告知書を発付し、円貨で日本銀行に払い込むよう通知し、船会社側は、外国為替銀行にその税額相当の外貨を払い込むと

ともに、銀行のその旨の証明を受け、日本銀行に対して同証明書添付の納税告知書によって円貨で屯税を納付する、というのがその原則的な方法であった。⁽²²⁾

ここに至って屯税の賦課徴収手続は、ほぼ税法の定める正常の姿に戻ったものといつてよい。しかしそれでもなお外国籍船舶について、日本籍船舶と異なり、船舶国籍証書の税関への預託が実施されず、そのために屯税の査定に困難があったほか、その滞納発生を防止することができなかった。⁽²³⁾ なお二五年七月以降、非軍事取引にすべて円建が採用された結果、屯税も交換円で納付されることとなり、さらに二六年一二月からは特別預金勘定が廃止され、屯税もすべて普通円で納付されることとなるのである。⁽²⁴⁾

- (1) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第八卷「租税(2)・税務行政」、四〇一—四〇四ページ。
- (2) 大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、五九—六九ページ。本稿中これによった記述については、特に必要と考えた個所以外、引用の注記を省略した。
- (3) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第八卷「租税(2)・税務行政」、四〇二—〇三ページ。
- (4) 前掲『税関百年史』下巻、六二—六四ページ。
- (5) 国税庁「インヴィジブル・エキスポイトに対する内国消費税及び取引高税の取扱について」昭和二四年八月一〇日間消一—三一(大蔵省資料Z五三四—一〇—一)。
- (6) 「占領下の関税行政について」、昭和二五年八月(関税調査団提出)、一二—一三ページ(大蔵省資料Z五三四—一六—三)。
- (7) 中嶋晴雄「占領下の税関行政」『ファイナンス』昭和五一年一月号、七四ページ。
- (8) 北島武雄「戦後における関税自主権の回復について(その一)」(「戦後財政史口述資料」第三分冊)、一三ページ。
- (9) 税関部「インヴィジブル・エキスポイトに対する内国消費税の取扱並に占領軍向け以外の輸入品に対する関税及び内国消費税の取扱について」昭和二五年七月一〇日同部第四一四号、国税庁同題、同年六月二八日間消一—二二(大蔵省資料Z五三四—一〇—一)。
- (10) 国税庁「エキスポイト・バザールにおいて外国人が購入する物品に対する内国消費税の取扱について」昭和二五年五月九

日間消一—九〇号(同前)。

- (11) 前掲税関部「インヴィジブル・エキスポイトに対する内国消費税の取扱並に占領軍向け以外の輸入品に対する関税及び内国消費税の取扱について」、前掲国税庁同題。
- (12) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第五卷「国際金融・貿易」、九二—九三ページ。
- (13) 税関部「マーケット書簡の解釈について」昭和二五年五月二四日同部第三〇一号、同部同題、同年六月六日同部第三三九号(大蔵省資料Z五三四—一〇—一)。
- 右の二つの通達は、最初の通達の内容が曖昧であったとして、すぐこれを廃止して後の通達に切り替えたものである。
- (14) 主税局「外国人の輸入する物品の関税及び内国消費税の取扱方について」昭和二五年六月六日蔵税第四二九号(同前)。
- (15) 大蔵省『戦後の税関の歩み—税関白書—』、昭和二七年、一七ページ。
- (16) 主税局「連合国最高司令部ノ援助ニ依リ輸入セラルル物資並ニ之ガ輸送ニ任ズル船舶ノ取扱ニ関スル件」昭和二一年三月二五日蔵税第三四七号(大蔵省資料Z五三四—四—一)。
- (17) 主税局「外国貿易船等の取扱について」昭和二三年五月二〇日蔵税第一六一三号(大蔵省資料Z五三四—一—二)。
- (18) 主税局「外国貿易船等の取扱に因して」昭和二三年六月二六日蔵税第二〇二三号(同前)。
- (19) 大蔵省資料Z五三四—一—一(同覚書の題名の当時の日本語訳は、「港湾施設及び海陸連絡業務に対する日本の港湾作業並びに料金」)。
- (20) 主税局「外国貿易船に対するとん税等の徴収について」昭和二四年九月一三日蔵税第一九二六号(大蔵省資料Z五三四—一—二)。
- (21) 通商産業省通商振興局「外国貿易船に対するとん税等徴収に関する件」昭和二四年九月二七日二四振第三〇六六号(大蔵省資料Z五三四—一—一)。
- (22) 主税局「外国船舶のとん税徴収について」昭和二五年三月八日蔵税第二〇三三号(大蔵省資料Z五三四—一—二)。
- (23) 「日本側希望事項」、昭和二五年八月(関税調査団提出)(大蔵省資料Z五三四—一六—三)。
- (24) 前掲『税関百年史』下巻、七二—七三ページ。

表 3-5 外国貿易船の入出港状況 (昭和24—27年)

(単位 上段隻数, 下段千トン)

年	入 港			出 港			合 計		
	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計
昭和 24	504	1,788	2,292	504	1,740	2,244	1,008	3,528	4,536
	1,030	7,172	8,202	1,088	6,897	7,984	2,118	14,069	16,187
25	655	2,189	2,844	751	2,106	2,857	1,406	4,295	5,701
	1,773	8,356	10,129	2,067	7,939	10,006	3,840	16,295	20,135
26	1,121	2,911	4,032	1,259	2,902	4,161	2,380	5,813	8,193
	3,673	10,775	14,449	4,146	10,756	14,902	7,819	21,531	29,350
27	2,244	3,509	5,753	2,382	3,470	5,852	4,626	6,979	11,605
	6,508	11,326	17,833	6,815	11,397	18,212	13,323	22,722	36,045

(注) 全国を一港とみて、日本に最初に入港した場合と、日本を最後に出港した場合とをそれぞれ入・出港として計上した隻数およびトン数(純トン数)である(表1-2, 2-2, 475, 543ページと計上基準が異なることに注意)。

出所: 大蔵省主税局『第19回国会関税参考書』昭和29年, 10-11ページ。

て、二四年以降は全国を一港とみて、日本に最初に入港した場合と、日本を最後に出港した場合とをそれぞれ入・出港の実績として計上しているためである。税関部の統計では、二四年以降二六年前半まで従来の計上基準による入出港船舶の隻数・トン数の数字を發表しているが、それによると、たとえば入出港船舶の合計隻数で、二四年は対二三年比四〇%近くも増加している⁽¹⁾のである。前期までの状況(表1-2, 四七五ページ、表2-2, 五四三ページ)と比較して、入出港船舶中の外国船の比重は、この期の方がかえって大きい。邦船は、外国航路において戦後しばらく援助物資の積載輸送のみが認められ、二四年に至って外国貿易船としての就航が許可されるが、それでも出入港船舶が増加したこの時期には、自然外国船のウェイトが増大しており、わが国の海運・造船の復興が進むにつれて日本船の就航が増加していくのである。戦後外国船に対して税関の行政が十分及ばない時期が続く、前期以前にはトン数不明の外国船の入出港が記録されていた(四七八―七九、五四五ページ)が、当期にはいっても二四年にはなお同様の状態が続き、二五年以降ようやくその解消をみている⁽²⁾(六九六―九八ページ)。外国船に対する屯税賦課に制約があり、入港船舶中に外国船の割合が大きかったことが屯税収入

第五節 税関行政

一 一般業務

まず第一章、第二章の例にならって、この時期の税関行政の一般的状況を示す若干の計表を掲げる(表3-5, 3-6, 3-7)。

さきにみたように、この占領後期において、日本経済は、ドッジ・ラインの遂行によってインフレの収束に成功する一方で、一ドル〇三六〇円レートの設定、新外国貿易・為替管理体制の発足、民間貿易への全面移行などを通じて国際経済への復帰が進み、さらに朝鮮動乱の勃発(二五年六月)を契機に経済復興が大きく進展した。そしてわが国の輸出・輸入は、動乱ブーム後の調整期にはいった二七年に対前年比若干の減少(円建)をみたものの、この期間を通じて飛躍的な発展をとげたのである(五六八―七〇、五八三―八四ページ)。貿易額の増大とともに表3-5, 3-6, 3-7でみるように、外国貿易船の入出港、関税その他の税関諸収入および税関事務取扱件数(輸入申告・輸出申告)も、顕著な増勢を示している。このような状況が税関の一般業務の増大を示すものであることはいうまでもないが、まず計表の示すところについて若干のコメントを加えておこう。

外国貿易船の入出港(表3-5)については、前期の表(表2-2, 五四三ページ)と比べて昭和二三・二四年を境に数字に大きな落差があるが、それは二三年以前の数字が各港ごとの入出港船舶の隻数・トン数の合計であったのに対し

表 3-6 輸入額および関税その他税関諸収入の

年	輸 入 額	うち有税品(A)	有 税 品 割 合 (%)	関 税 額 (B)	B/A (%)
昭和 24	284,455,264	27,373,164	11	471,511	1.7
25	348,195,583	38,360,218	11	1,569,767	4.1
26	737,241,298	80,235,124	11	7,656,599	9.5
27	730,351,682	108,433,772	14	20,282,430	18.7

(注) 有税品割合の意味、諸収入額の内容および物価指数の算出は、表1-3(475ページ)出所：大蔵省主税局『第19回国会関税参考書』, 6, 7, 18ページ。

を考慮に入れても、その激増の大きな原因が、外国船舶に対する屯税の賦課権の回復にあったことは明らかである。なお関税収入の状況について補足しておく、占領期間中他の経済の分野と比べて貿易水準の回復は遅く、この時期輸入額が急増したといっても、占領末期の輸入の水準は、まだ戦前の水準よりはるかに低く、「経済白書」の説く貿易数量の比較では対戦前(昭和九一年)比は二六年度で四九%、この表に示した物価指数で調整した貿易額の比較では対戦前(二〇年)比が二六年度で八七%程度となっている(五七〇、五八四―八五ページ)。ところが関税収入の低下はさらに著しく、昭和二五年の関税収入(物価指数で換算した実質収入)は、戦前(二〇年)の四%程度にすぎず、関税収入が租税収入(専売納付金を除く)中に占める比重も、戦前(二一年度)の一五・二%から二五年度は〇・四%にまで低下している⁽⁴⁾。戦後のインフレが従量税中心の関税率体系の機能を破壊してきたことは繰り返し述べたとおりで、それは有税品の関税負担率の著しい低下となって表われていた(表1-3、四七五ページ、表2-3、五三四ページ、表3-6のB-A)。二六年の関税率の大改正は、外国人に対する関税賦課権の回復と相まって、関税収入の急増をもたらしたが、それでも二七年の実質収入額は、戦前比で三八%、同年度の関税収入が租税収入(専売納付金を除く)中に占める割合は三%にとどまっている⁽⁵⁾。もっともこれらの数値は、輸入額や輸入商品の構成、租税体系の状況などによって大きく影響される数値であり、大雑把に関税負担の水準を示す指標として有税品の関税負担率を見

推移(昭和24—27年)

(単位 千円)

屯 税 額 (C)	消 費 税 額 (D)	諸 収 入 額 (E)	計 (B + C + D + E)	物 価 指 数
6,627	4,462,963	60,730	5,001,831	21,002
96,407	5,589,195	102,214	7,357,583	24,830
151,155	9,483,790	251,761	17,543,305	34,460
188,237	19,098,361	339,592	39,908,620	35,132

ージ)の注と同じ。

表 3-7 税関事務取扱件数の推移(昭和24—27年)

年	輸入申告	輸出申告
昭和 24	17,680	128,677
25	72,978	317,101
26	244,053	427,974
27	291,482	526,716

出所：大蔵省主税局『第19回国会関税参考書』, 40ページ。

に影響していたことについては、すぐあとでふれる。なおこの占領後期ともなると、旅客の出国では航空機の利用客が増大し、その税関業務へのインパクトも大きなものとなっている。昭和二五・二六年には日本への入出国者の半数近くが羽田経由の旅客であり、その人数はすでに横浜・神戸両港のそれをしのいでいたのである⁽³⁾。

次に、この時期を通じて関税・消費税収入や屯税収入の増大が著しい(表3-6)。ただここで目につくことは、二四年以降の輸入額の急増にもかかわらず関税収入が一挙に増大するのは二六年以降であり、また入港船舶の増加状況とは別個に、屯税収入が二五年以降著増している、という事実である。それらの収入の増大が、主として二六年五月の関税率の大改正とそれに伴う外国人に対する関税賦課権の回復(六九二ページ)および二四年六月の屯税の税率引上げと旧外地、沖縄等を外国とみなす改正、さらに同年一〇月以降の外国籍船舶に対する屯税賦課権の回復(六九六ページ)に基因するものであったことはいうまでもない。ここで二五年の屯税収入は二四年と比べて一五倍近くまで急増している。二四年は屯税の税率引上げの効果が一挙に増大することとどまったこと、入港船舶のトン数が増加していること(二四%増)

ると、二六年で九・五%、二七年で一八・七%と急上昇し、戦前水準に迫っている(表1-3のB-A)。また、戦後税関が収納する租税中、関税収入(実質)の凋落と対照的に消費税の増加が目立ったことはさきに指摘したところで(五四三―四四ページ)、この時期もその増収が続いているが、二七年に至って関税収入が消費税収入を上回っており、ようやく税関における租税収入の本来の姿に向かってバランス回復の一步が踏み出されたことを示している。ちなみに二五年七月から一般外国人に対する内国消費税の賦課が始まった(六八六―九二ページ)が、表3-6の数字からは、その影響はうかがいにくい。さらにこの時期、税関事務取扱件数も急増している(表3-7)。前期末(二三年)には輸入申告・輸出申告とも対戦前(一〇年)比二―三%程度にすぎなかった(表1-4、四七六ページ、表2-4、五四三ページ)のが、占領末期(二六年)には輸入申告はほぼ戦前水準と並び(九四%)、輸出申告は戦前の二二%となり、翌二七年には輸入申告件数は戦前の件数をこえている。ここでは税関事務取扱件数として輸入申告・輸出申告件数を掲げているが、他の諸取扱件数も急増しており、二六年の件数の戦前(一〇年)比をみると、たとえば運送(保税運送)申告三倍、消費税品引取申告九倍などという数字になっている⁽⁶⁾。以上の諸件数に影響する要因としてロットの大小などがあり、運送申告や消費税品引取申告件数の激増には、特殊保税倉庫制度(七一八―二二ページ)の影響があったものとみられ、件数の単純な比較だけで税関事務の動向を判断することは問題である。しかし表3-6に示された件数の急増振りを通じて税関の一般業務の増大をうかがうことは、もちろん十分に可能である。

以上でみたように、この占領後期には輸出入や入出港船舶・航空機、入出国者が増大する一方で、関税・屯税率の改正、関税・内国消費税・屯税の賦課権の回復などがあり、税関行政は繁忙の度を加えるとともに、その正常化が大きく前進した。この時期も相変わらず密輸が跋扈し、税関はその監視取締りに忙殺されるが、犯則検挙は二四・二五年でピークを打ち、その後は減少の傾向をたどるのである。税関を中心とする密輸に対する監視取締態勢の整備強化

が効果を発揮した面ももちろんあるが、さらにその背景にはドッジ・ラインの遂行に始まる日本経済の安定・復興と、それによる正常な秩序の回復促進があったものと考えられる。この時期、税関業務に新たに加えられた業務として、入出国管理(のちに入国管理庁に移管)と、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく新たな外国為替・貿易管理の業務があり、また一方では特殊保税倉庫問題と免税輸入自動車の転売課税問題という占領下の特殊問題が発生している。この二つの特殊問題は、さきにふれたように占領下の免税措置に関連して生じた問題であり、また税関の課税権の回復に伴いその一局面として発生した問題でもあった(六八九、六九一―九二ページ)。上述の諸税関業務のうち、密輸取締りは前期から引き続いての重点業務であり、また右の二つの特殊問題は占領末期の税関行政で大きな問題となつたことからその関連問題を含め、すぐあとでそれぞれ別個に取り上げ、入出国管理および外国為替・貿易管理の業務については、すでに関係の箇所て記述しておいたので(六三三―二七ページ)、ここでは繰り返さない。

占領後期を通ずる税関機構の整備拡充と定員増加の状況については、さきに記述した(六三一―三四ページ)。その目ぼしい点を略記すると、機構の面では、本関について監視部次長(横浜・神戸)、監視部旅券課・入国監理官(のちに出入国監理官、ただし占領末期に入国管理庁の設置に伴い廃止)、業務部為替課、鑑査部関税鑑査官の設置、同部輸入鑑査課の複数課への分割、羽田の事務所の出張所・支署への昇格などがあり、一方、税関定員については、税関再開時一七七九名、二三年度末二八九一名であったものが、二七年四月には五三九五名にまで増員されている。この時期における増員理由は、入出国者に対する旅券検査・取締り、新貿易・為替管理、特殊保税倉庫の設置その他保税倉庫・工場増加に伴う特派職員の増員、密輸取締りの強化、税関業務の増大などであったが、貿易の増大に応じ通関業務に従事する業務・鑑査両部門の職員が急ピッチで増員され、前期までの監視部超重点の人員配置に対して、三部の定員の均衡化が進んだことが注目される。以上のような税関の機構・定員の改正が、この時期の前述した税関業務の動向に

照応するものであったことは、いうまでもない。

占領後期を通じて税関業務が増大し、その正常化が進んだといっても、わが国の二大貿易港である京浜・神戸両港は、占領期間中その港湾施設の大部分が軍に接収され、あたかも占領軍の軍用港のような観を呈していたことに注意する必要がある。司令部は、二三年八月、いったん両港の施設を漸次解放していくことを予告しながらのちにこれを取り消し、朝鮮動乱の勃発後は一部解除された施設の再接収まで行なわれ、両港の施設の解除が一向に進まなかったことは、さきに詳しく述べたとおりである(六七一ページ)。戦後日本の表玄関となった羽田空港についても、類似した状態であった。同空港は軍の管理下に置かれ、二六年当時には軍用機が発着するかたわらで、九つの航空会社の航空機が乗入れしていたが、航空機の入出港手続などはすべて軍に対して行なわれた。「関税法」に空の開港である税関空港や外国貿易航空機の入出港などに関する規定が設けられたのは、独立後の二七年六月のこと(同年法律第一九八号による改正)で、羽田が岩国とともに税関空港に指定されたのも、その時点であった。従来「関税法」には航空機に関する規定がなく、「航空法」(大正一〇年法律第五四号)によって「関税法」中の船舶、船用品、運送、犯則事件の調査等に関する諸規定が準用され、それに基づいて「航空法中関税ニ関スル規定ノ施行規則」(昭和二年大蔵省令第一五号)がその手続を定めていたが、その「航空法」は、昭和二五年、ポツダム政令「国内航空運送事業令」(同年政令第三二七号)により廃止された。もっとも右の「関税法」中の準用規定は、なお効力を有するものとされていたが、肝心の羽田など空港自体が、軍の直接管理の下に置かれていたのである。占領期間中、羽田空港を利用する入出国者は漸増したが、そのほとんどが軍人・軍属、その家族、外交官、宣教師、外国人バイヤーなどの外国人であり、輸出入貨物は、大使館の公用品、商品見本、軍貨物などに限られていた。羽田の税関官署は、出張所(二四年六月)を経て支署に昇格(二五年八月)し、人員も五〇名近くまで増員されていたものの、入出国管理、旅具検査等の税関手続は軍

管理の下で行なわれ、税関はその指揮命令に従って事務を執行するという状態が続いたのである。⁽⁷⁾

また、税関は、戦後庁舎や税関構内の接収や戦災で、その庁舎に不自由し、また通関貨物の蔵置場所、検査場などの面で執務上の不便を余儀なくされた(四七三、五〇四、五四五―四六ページ)が、この時期、新庁舎の竣工や庁舎の接収解除などで追々施設の整備が進んだ半面、占領期間中仮庁舎での仮住いが続いたところもあった。各地税関(本関)の庁舎について記しておく、函館を除く五税関の本関庁舎は、すべて接収または戦災を受けていたところ、二四年以降の継続工事で二六年度までに名古屋本庁舎の竣工、大阪本庁舎の第二期工事の終了をみたほか、二五年には神戸本庁舎の接収が解除された。しかし横浜税関は、再三にわたって仮庁舎を移転するとともに、数か所での分散執務が続き、旧庁舎の接収が解除されたのは、二八年末のことであり、門司税関庁舎は、一度解除されたのちに部分的に再接収を受け、その全面解除は三一年六月まで待たなければならなかったのである。⁽⁸⁾

司令部による制約、軍の接収など占領下の制限とひずみを受けながら、貿易は復興し、税関行政は前進を続けた。占領末期ともなると、港は次第に華やかさを取り戻し、税関は活気と忙しさに包まれるようになった。当時の横浜税関監視部長は、次のようにその情景を綴っている。⁽⁹⁾

横浜港には、クリープランド号、ウイルソン号などAPL (American President Line——引用者)の豪華客船が入港し、港はその出入りの人や送迎人でごったがえし、出帆船と棧橋の間でのテープの交換風景が繰り広げられるようになった。APLの客船が入港するときの税関のあわただしさ、忙しさといったらない。本船の入港が大抵早朝であるため、朝四時、五時の未明に集合して、旅券、旅具、警務各課員総勢二、三〇人、そのほかに交通公社、エキスプレス(旅具の荷役業者)の人達も含めてランチ——といっても税関のランチでは間に合わないの、ほとんど検疫所のボートを借りている——に乗り込み、沖合で徐行中の本船に乗船する。本船が接岸するまでの間に旅券検査・入国証印と外国為替記録手帳(六二四―二五ページ——引用者)の交

付の事務が行われる。旅券検査と入国証印に一人につき四、五分かかる。旅券証印が終ると、旅具課員が外国為替記録手帳の交付を行うが、所要の質問と書き込みがあり、一人五分は必要である。以上の業務を終え、下船すると、旅具の検査が始まり、所持金の日本円への交換が行われる。旅具は大体旅客一人で八個ないし一〇個ある。旅具のうちまずキャビン・バケツを検査し、ホールド・バケツの検査は大抵翌日になる。観光シーズンの四月、ゴードン号で一度に八〇〇人の旅客が入国したときは、旅具検査場は火事場のような騒ぎになった。二、三〇年も海外にいた人達の出迎に、二、三〇〇〇人の人々がつめかけ、大勢の交通巡査、M・Pがその整理に当たった……。

二 密輸取締り

この時期も密輸が跳梁跋扈し、密輸取締りは引き続き税関の重点業務であった。ただ密輸検査は二四・二五年にピークに達するとともに、時代の推移に応じて密輸の内容にも変化が生じており、一方税関業務全体の立場から見ると、さきに記したように貿易の増大に応じて業務・鑑査部門の比重が増大している(六三四ページ)。ここでは前期に引き続き密輸とその取締りについてその動向をたどっておこう。

すぐ次にみるように、占領後期にはいつて密輸検査は激増し、密輸の勢いがさらに燃え広がっていたことを示している。そこで税関がその取締り態勢の強化に努め、監視部門の機構・定員の整備拡充が図られたことはさきに述べた(六三一、六三三―三四ページ)。施設の整備も追々進み、当初旧海軍の艦艇などでやりくりしていた監視艇も、二五年度予算で初めて一〇メートル・八トンクラス六隻、一二メートル・一〇トンクラス三隻の新造が認められ(五五〇ページ)、二六年度には新造予算が一二メートル・一〇トンクラス一〇隻、一五メートル・二二トンクラス六隻に増

加し、以後続々新造監視艇が全国の主要港に配置されるようになる。アメリカ製の新鋭エンジンを装備するなどその性能の向上をみた。⁽¹⁰⁾さらに燃えさかる密輸事犯に対して一層効果的に対処するために、再三にわたって「関税法」が改正され、罰則の強化、税関官吏の武器携帯、第三者通報報償金の引上げなど、各種の改正がなされたことも、すでに述べたとおりである(六〇一―〇四ページ)。

また、密輸取締りは司令部・軍の主導の下で始められ、当初はその監視取締りの現場においても軍の指揮命令を受けることが多かった(五四九―五三ページ)が、他の税関業務同様、漸次、密輸に対する監視、巡視、乗船検査、犯則事件の調査など監視取締りの全般にわたって税関の自主的執行に委ねられるようになった。そして占領末期には刑事裁判権の管轄の点でも日本の主権の回復が進み、密輸事件の調査、処分においても、税関等日本側の取締機関の管轄事件が増加し、軍事裁判送りの事件が減少するのである。この刑事裁判権の回復について簡単にふれておくと、司令部は、昭和二五年一〇月、「民事および刑事裁判権の行使」に関する覚書(一九五〇年一〇月一八日SCAPIN二二二七)を発し、政府は、これに基づいて二つのポツダム政令すなわち「連合国人に対する刑事事件等特別措置令」(昭和二五年政令第三二四号)および「占領目的阻害行為処罰令」(同年政令第三二五号)を制定し、いずれも同年一月一日から施行した。右の覚書は、従来の民事・刑事および船舶の裁判権に関するすべての覚書を廃止し、これに代わる裁判権の行使に関する統一的なルールを定めた覚書であり、国内法制の面でもこれを受けて連合国人・占領軍等に関係する刑事裁判について定めていた従来の二つのポツダム勅令(五五二ページ)を廃止または全文改正して上記二つのポツダム政令を制定する措置が採られたのである。従来の制度(同ページ)と比べると、それまで占領軍・占領軍要員のほか、①一般連合国人(法人を含む)および②行為者の国籍を問わず、占領軍またはその関係者の安全に有害な行為など一定の占領目的に違反する行為について、日本の刑事裁判権が制限され、軍事占領裁判所の管轄とされていたのに対し、

表 3-8 密輸事件検挙の状況 (昭和24—27年)

区 分		昭和24年	25	26	27
密輸出	検挙件数	305	242	464	485
	検挙犯則者数	1,650	1,348	1,429	1,286
	犯則物件価額	14,416	8,338	18,153	22,308
密輸入	検挙件数	1,469	1,530	973	685
	検挙犯則者数	3,495	3,912	2,131	1,300
	犯則物件価額	20,260	26,195	24,013	31,207
計	検挙件数	1,774	1,772	1,437	1,170
	検挙犯則者数	5,145	5,260	3,560	2,586
	犯則物件価額	34,676	34,533	42,166	53,515

出所：大蔵省『戦後の税関の歩み—税関白書—』昭和27年，31，32，34ページ。
大蔵省関税局『税関百年史』下巻，昭和47年，220ページ。

右の新覚書および政令は、①の人的管轄権の制限を縮減して占領軍要員以外の一般連合国人の刑事裁判権を日本側に移管した。もっとも非占領軍要員である一般連合国人に対する日本の刑事裁判について最高司令官の指示による変更がありうることに、その者に対する日本の裁判を軍事占領裁判所が引き取ることができ、その場合には日本の裁判所に対する公訴が取り消されること、などが定められていた。また、船舶に対する裁判権は、当該船舶の所有者と、その備船者もしくは使用者・占有者の双方に対して、かつ当該船舶にかかる違反行為について、日本に裁判権がある場合に、その船舶に対して日本に裁判権がある、とするのが従来からの建前であり(同ページ)、したがって今回、非占領軍要員である一般連合国人に対する人的管轄権が日本に移管されたのに応じ、船舶に対する刑事裁判権も拡張された。密輸取締りに当たって日本に刑事裁判権のない事案については、税関等取締機関に訊問、通告処分、告発等の権限がなく、その摘発後直ちに軍に引き継がれる取扱いであった(五五三ページ)ので、以上の刑事裁判権の拡大は、日本側の管轄事件を増加させた。のちにみるように二六年に軍事裁判送りの事件が激減しているのは、その影響が大きいものと考えられる(七一六一—七七一ページ)。

さて戦後の密輸の実態・特色とその取締りの状況については、ときにこの占領後期にも及んで前章で詳しく記述しておいた。以下においては、前期に引き続いて関係計数を掲記する一方で、時代の推移に応じた密輸内容の変化などに注意しながら、この期間の密輸とその取締りの状況について述べることにする⁽¹¹⁾。

まず占領後期の密輸検挙の状況を示す計表を掲げる(表3-8)。この表は、前期の計表(表2-5、五五五ページ)に接続するもので、それとつなげながらこの時期の密輸検挙と密輸の動向についてみてみよう。

前期(昭和二三年)と比べて、密輸出の検挙は件数、犯則者数とも大体横ばいの状況であったが、密輸入の検挙は激増し、二五年で頂点に達し、それから減少の方向をたどっており、密輸出入を通じてその検挙のピークは、二四・二五年であった。戦前の密輸事件の検挙処理の状況(五五五ページ)と比べて、戦後のそれが異常にふくれ上がったものであったことがわかる。

密輸検挙と密輸の実行との間には、若干の時間的ずれがある場合があり、また密輸検挙の動向が密輸そのものの推移を正確に反映しているともむろんいかねるが、右の計表から、密輸の横行も大体二四・二五年ごろがピークであったことが推測できる。戦後、敗戦による旧外地等との間の経済的紐帯の切断、物資の欠乏、インフレの昂進など経済の混乱が大きな原因となって、旧外地等との間で戦後型密輸(五五六—五九ページ)の横行を招くことになったが、ドッジ・ラインに始まる日本経済の安定・復興と、それによる社会的、経済的秩序の回復が、この種の密輸の鎮静化をもたらす基盤となったものと考えられる。密輸のピークが、二四・二五年であったとみられることは、経済の安定・復興のテンポに一步遅れて密輸の動向がこれに追随したことを示すものであろう。それと同時に戦後型密輸を特徴づけた、小型漁船等による密輸とか外国貿易船からの海上投下による密輸とかは、所詮混乱期の所産であって長続きするものではなく、また税関を中心とする監視網の整備によってその検挙率

が向上し、半面犯則者側のリスクが増大したこともあったであろう。昭和二五年に税関が差し押えた密輸用の舟艇が三四六隻(六一五六トン)に達していたなどの税関の検挙実績(五五八ページ)がそれを示している。なお朝鮮動乱の勃発(二五年六月)に伴い密輸の「韓国ルート」が衰微した(五六〇ページ)ことも、当時の密輸の動向に大きな影響を与えたものと思われる。

表2-5、表3-8を通じてみると、検挙件数と検挙犯則者数との関係で、一件当りの犯則者数がほぼ年を追って減少しており、二一年には一件につき五人弱であったものが、二七年には二・二人となっている。これは密輸の主要形態が、機帆船等により多人数が参加してなされたものから、船員による携帯密輸や外国船への「買出」による密輸など単独犯中心のものに移行していった経過を反映したものとみられる⁽¹²⁾。もっとも密輸入の一件当り犯則物件価額は、二六・二七年と目立って大きくなっており、国内経済の安定向上とともに、密輸利益の大きい時計、写真機、金塊、麻薬など密輸入品に高級品指向の傾向があったことを示すかのごとくである(七一三ページ)。さらに前期と比べてこの時期は、密輸中で密輸入の比重が件数、金額とも大きくなっていることが目につく。この点も日本と旧外地等との間で物資欠乏を彼此相補うパイプの役割を果たしたとみられる戦後型の密輸から、禁制品、高級品あるいは高関税品の密輸入など通常のタイプの密輸入が多くなっていった過程を示すものと考えられる。

戦後の密輸には、大別して「韓国ルート」、「南西諸島ルート」、「台湾ルート」、「中国大陆・香港ルート」の四ルートがあり、最初は「韓国ルート」が中心的地位を占め、朝鮮動乱の発生後は急速に衰微して「南西諸島ルート」がこれに代わったこと、また「台湾ルート」は砂糖の密輸入の盛衰と帰趨を一にしたルート、「中国大陆・香港ルート」は貿易の発展とともに活発化したルートであったことなどは、さきに述べた(五六〇―六一六ページ)。これら四ルートについてさらに占領後期における特徴的な動きを書き加えておくと、「韓国ルート」は、朝鮮動乱の勃発によりいつ

ん衰微したのち、現地の物資枯渇から日本との間で激しい物価差が生じ、再び危険をおかしての小型船による密輸がひんばんに行なわれるようになった。日本からは各種の日用品が密輸出され、韓国からは軍票、非鉄金属スクラップなどが密輸入された。動乱発生後「韓国ルート」に代わって最大の密輸ルートとなった「南西諸島ルート」では、当初の自然発生的な密輸から在日沖縄人と日本人とが組んだ大規模な組織による密輸にまで発展し、鹿児島県には奇合船的な密貿易船まで発着する有様であった。二五年には木材類が密輸出品のトップを占めたが、これは建設資材として沖縄等に送られたものであった。内地から材木、日用品、食料品などが密輸出され、沖縄・奄美から、砂糖、海人草など、また動乱後は沖縄から薬莖空等スクラップが活発に密輸入されたことは、さきに述べた。しかしこのルートの密輸も、正常貿易の進展によって次第に減少の傾向をたどっていくのである。正常貿易にとって代えられた点では、かつて砂糖の密輸でにぎわった「台湾ルート」も同様であった。一方、世界的な仲継貿易港であると同時に中国本土と日本を結ぶ密貿易の基地としての役割を果たしてきた香港を中心とする「中国大陆・香港ルート」は、大型船からの海上投下による大規模密輸の温床であったと同時に、中国人船員等による時計、写真機、麻薬、金塊等の高価品の密輸入、銅塊、銅線、医療器具、光学機械、電気器具等の密輸出のルートでもあったことは、すでに述べた。貿易の発展とともにこのルートの船員等を通じる密輸が増加し、また、二五年一二月に中国大陆向け戦略物資の禁輸措置が採られたことから、機帆船または香港経由外国貿易船による中国大陆向け密輸出が活発となった。二六年には機械類や電気器具が密輸出品の上位を占めたが、それは多く中国大陆に向けられたものであった。なお動乱発生後、北朝鮮との間の密輸もかなり活発化し、しかもそれが北朝鮮側「出超」の一方面的な「片貿易」で、多分に政治的背景がある⁽¹³⁾とみられたことは、さきにふれたとおりである。

以上のように戦後の密輸ルートには、種々の盛衰変化があったが、さらに時代の推移とともに別個のルートが出現

し、また次第に、漁船・機帆船による密輸、海上投下による密輸といった戦後混乱期に特有の密輸形態が衰微し、これに代わって貿易の発展とともに正規貿易ルートの中での密輸が増加し、それと同時に「密輸ルート」なるもの存在自体がだんだん不明確なものとなっていくのである。

まず四ルート以外の新種のルートとして登場したものに、航空機による密輸があった。香港関係の密輸が多かった点で「香港ルート」の新種とみることもできた。密輸は、麻薬、エフェドリン、時計などの密輸入で、貨物の内容をサンプルと偽って簡易通関を狙ったもの、缶詰の中身を抜き取り、時計を詰め込んだもの、さらには航空会社従業員を買収して到着貨物の保税回送の途中で、貨物を抜き取りまたはB/L(積荷証券 Bill of Lading)と合致した貨物にすり替える手口などが摘発されている。

さらに外国貿易船の碇泊中に乗組員や港湾荷役関係者によって行なわれる密貿易が増加した。これらはいわば戦前型の密輸である(五五四ページ)が、戦後は国内の密輸ブローカーと結託した大がかりな密輸が頻発した。横浜、神戸等に碇泊中の外国貿易船からの密輸入を目的とした「買出部隊」の存在があり、その集団化、暴力化の傾向が目立ったことは、さきに指摘した(五五九ページ)が、講和発効後は本船との間の往復が無統制に近いものとなり、かえって「買出部隊」の勢いが増し、その取締りに難渋する事態が生じた。この種の密輸の背後にはしばしば大物の密輸ブローカーが介在しており、あらかじめ香港経由で来航する乗組員と連絡をとり、開港碇泊中に「買出部隊」をまぎれ込ませる手口が目についた。密輸対象には携帯に便利で高価なものが選ばれ、時計が最も多く、一人一〇〇個、二〇〇個という時計を腹部に隠匿して陸揚げしようとしたような事例が摘発されたが、ほかに麻薬等の禁制品もあった。

また、貿易の増大とともに正規貿易のなかでの不正輸入も増加し、納税告知書に押す日本銀行歳入代理店の領収印の偽造、輸入免状の偽造、保税運送中の貨物の抜き取り、二重の仕入書または偽造仕入書による課税価格の過少申告、関税の安い品目への品名詐称等々各種の手口による不正輸入が摘発されているが、これらは関税遁脱を目的としたものが多く、二六年の関税率の全面改正後この種事犯が増加している。これらは上述してきた実力犯的な戦後混乱期型の密輸に対して、正常貿易の中で関税遁脱を目的とした智能的ないわば平時型の密輸として類型づけることもできよう。もっとも占領末期には特殊保税倉庫制度を利用し、免税特権をもった軍人・軍属に物品を売却したごとく装って関税・内国消費税を遁脱するなど、占領期型の脱税行為も頻発した⁽¹⁴⁾。この特殊保税倉庫にかかる問題は、別途後述する。

次に前期(五五六、五六〇―六一ページ)に引き続き、この時期における主要密輸出入品を記しておく、密輸出品として文房具、薬品、繊維製品、なべ・かま・食器類、工具類、自転車・同部品、食料品など、密輸入品として砂糖、サッカリン、薬品類、食料品、生ゴムなど、前期と同じような各種の日用品が主要品目中に顔を出しており、相変わらず日本と旧外地等との間で欠乏物資の交流が行なわれていたことを示している。ただそれらのほかに、前述のように、時期によって、沖縄向けの建設資材としての木材や中国大陸向けの禁輸物資であった機械類、電気器具などの密輸出と、朝鮮動乱を契機とした金ヘン景気を反映してのスクラップや外国船乗組員を通ずる密輸が多かったと思われる時計、麻薬類などの密輸入が、それぞれ密輸出入品の上位にランクされていたのである。さらに同じ薬品類の密輸入であっても、前期には沖縄からの海人草の密輸が多かったのに対して、この時期にはストレプトマイシン、ペニシリン、サントニンなどの高価薬品が海中投下の方法や外国船の乗組員を通ずる密輸の方法で大量に密輸入されており、また密輸入品中で砂糖は常に上位を占めていたが、かつて「台湾ルート」がその中心的な密輸ルートであったの⁽¹⁵⁾に対し、二五年以降は主としてSPSからの横流しによるものであった。

犯則者の国籍別状況も、時代により推移している。前期では犯則者の国籍は、ほとんど日本、韓国、台湾、沖縄に

表 3-9 密輸事件検挙機関別件数 (昭和24—27年)

区 分	昭和24年	25	26	27
税 関	999	956	995	838
警 察	648	664	268	181
海 上 保 安 庁	39	70	86	47
税 関・警 察 共 同	48	33	42	44
税 関・海 保 共 同	5	3	20	7
そ の 他	35	46	26	28
計	1,774	1,772	1,437	1,145

(注) 27年の検挙件数の計の数字は、表3-8の同年の検挙件数の計の数字と多少食違がある。
出所：前掲『戦後の税関の歩み』、38ページ、税関部業務課「密輸出入事件統計表」(昭和27年12月、大蔵省資料Z534—8—3)から作成。

表 3-10 密輸事件処分の状況 (昭和24—27年)

区 分	昭和24年	25	26	27
告 発	1,076	908	1,278	996
通 告	769	899	549	413
軍 裁	205	262	11	—
計	2,050	2,069	1,838	1,408

(注) 告発については、表2-6(562ページ)の注1と同じ。
出所：前掲「密輸出入事件統計表」(各年12月)から作成。

限られ、かつ犯則者数は日本人より韓国人の方が多く、また台湾人の犯則者もある程度の数になっていた(五五七ページ)が、この時期には「韓国ルート」、「台湾ルート」の衰微を反映して韓国人、台湾人の犯則者が急減し、一方、「南西諸島ルート」の活発化とともに沖縄人の犯則がふえ、また貿易の発展に際し香港を経由する外国船の中国人船員等中国人による密輸が増加した。二五年一月の一般連合国人に対する刑事裁判権の拡張の結果、二六年以降の密輸統計にはアメリカ人、イギリス人等の犯則者も登場している。船員による携帯密輸が中心であったと考えられる。なお二四年以後は、日本人が毎年犯則者中の首位を占めていた。⁽¹⁶⁾
密輸事件は、税関のほか、警察、海上保安庁などが共同でその取締りに当たっ

た。先に昭和二四年について検挙機関別の検挙件数の内訳にふれた(五六一ページ)が、ここで同年をも含めて以後の状況を示しておこう(表3-9)。警察による検挙件数が減少の傾向にあるが、この点も、前述の戦後混乱期型の密輸が減少し、一方、外国船の船員等を通ずる密輸、正常貿易のなかでの通脱行為などが増加した密輸の動向を反映するところがあるように思われる。警察、海上保安庁で摘発されたものも税関に引き継がれ、税関によって通告処分、告発が行なわれ、また、事件によって軍事裁判所に引き継がれたものがあつたことは、先に述べたとおりである(五五三、五六一ページ)。

前期(表2-6、五六二ページ)に続けてこの時期における事件の処分内訳を示しておく(表3-10)。占領後期において密輸の検挙件数が激増したのに対応してその処分件数も激増している。前期と比べて、通告処分の件数が告発の件数に対して顕著に増加している点が注目をひく。この点にも、時代の推移による密輸事件の質的変化を反映したところがあるように思われる。また、密輸がピークに達した二四・二五年には、「軍裁」引継事件も増加しているが、一般連合国人に対する刑事裁判権の回復に伴い、その件数は激減している。

密輸が史上空前の盛行をみたこの時期は、悪質大口の密輸、功妙奇抜な手口の密輸等々税関の密輸摘発史上に記憶されるべき数多くの事件でいどられた時代でもあつた。⁽¹⁷⁾当時マスコミが大きく取り上げた特異な事件に海烈号事件があつた。昭和二四年八月一七日、川崎埠頭で摘発された事件で、海烈号は中国の招商局所属の鉄鉱石を積載した船舶(七二二トン)であつた。海烈号の一船倉から台湾で積み込んだストレプトマイシン、ペニシリン、サッカリン等時価五億円の密輸物件が発見された。関係者は中国人八名、日本人六名、日本人のうちに五・一五事件の中心人物元海軍大尉三上卓や元関東軍嘱託、「坂田機関」の長坂田誠盛らが含まれており、アメリカ軍人にも関係者があつたといわれる。事件の背後には対中共作戦に日本人を使用しようとする国民政府の募兵計画があり、密輸物資は、その資

金に充てる計画であったという。海烈号も、当初は「海中投下」の方法で密輸を実行する計画であったが、その直前に同種事件に対して税関・警察共同の徹底した捜査があり、沿岸の漁師達が後難をおそれて海烈号の密輸品運搬の要請に応じず、そのため日本鋼管岸壁で、鉄鉱石の運搬にまぎれて陸揚げを企てるべく碇泊中に、横浜税関川崎出張所の乗船官吏の鋭い勘によって密輸品隠匿を発見されたものであった。事件は、軍事委員会による軍事裁判に付され、関係者に対し重労働、罰金等の判決が宣告され、海烈号は没収された。⁽¹⁸⁾

税関の警戒厳重な監視網に、ときに特異な事件がひっかかることがあった。木村秀弘は、朝鮮半島との間を往来していた占領軍のスパイがサイド・ワークで麻薬等の密輸を企て、それが検挙され、CIDに引き渡された事件が何回もあった旨述べている。⁽¹⁹⁾

三 特殊問題

(一) 特殊保税倉庫問題

前述した関税・内国消費税の課税権の回復過程の第三段階（一般外国人に対して関税はたばこだけにしか徴収できなかったが、一般の物品に対して内国消費税が徴収できた段階）が始まった昭和二五年七月一日以降、特殊保税倉庫制度が設けられた。すなわちこの日以後、一般外国人の輸入物品に対して内国消費税の賦課がなされるようになるとともに、外国人向特殊販売店で販売する内国製品に対する内国消費税の免税扱いも廃止されたが、占領軍およびその関係者が購入する物品に対しては免税を継続する必要があったことから、外国人向特殊販売店で販売する物品について、その購入者が軍ないしその関係者であるか一般外国人であるかによってその課税の要否を決めることとし、そのため外国人

専用の各種販売店を「保税倉庫法」に基づく私設保税倉庫として特許し、そこで商品が販売されるまで保税運送なし未納税移出の手続で課税を留保しておき、その販売の段階で課税・非課税を決める仕組みが採られることとなった。それが特殊保税倉庫制度であり、以上の点は、すでに述べたところである（六八九ページ）。

特殊保税倉庫には、OAS、OSS、SS、SPS（同ページ）が指定されたが、それらのうちSPSは、在日外人商社で、外国人向けに自己資金で各種各様の商品を輸入し、それを販売する店舗を開設しており、特殊保税倉庫中の主力をなしていた。特殊保税倉庫の特許に当たっては、保税の取扱上、商品を蔵置する倉庫だけでなく、販売店舗まで私設保税倉庫としての特許を受けた。特殊保税倉庫においては、占領軍機関または占領軍要員に販売するときは、レッド・スリップ（赤伝票）に購入者の身分証明書の番号を記載させて関税・消費税免除で販売し、一般外国人に対してはブルー・スリップ（青伝票）で関税（前述の「第三段階」ではたばこだけ、その後はすべての物品に対する関税）・内国消費税を徴収して販売する、というのがその原則的な仕組みであった（図3-1、六九〇―九二ページ参照）。そして販売店舗が保税倉庫とされていたから、本来ならば個々の商品の販売の都度、その購入者が輸入申告等の手続をするのが筋であったが、それは実務的に困難で、実際には販売のうち、店主において毎句ごとに一括して輸入申告を行ない、赤伝票と青伝票の区分によって課税または免税の取扱いをする便法が講ぜられた。

特殊保税倉庫は、二五年一一七件、二六年一九八件（各年二月一日現在）を数え、税関から特派職員が常駐してその運営を監視する態勢がとられ、そのため特派職員の増員が行なわれ、急拠多数の新規職員が採用された。しかしこのような変則的な制度が、多くの弊害を生むことを避けることはできなかった。何しろSPS等には、衣料、食料品、薬品、化粧品、時計、カメラ、ラジオ、機械類等々アメリカの経済力を誇示するような数々の商品が並べられ、店外の貧しい国民の消費生活とは、はなはだしいコントラストをなしており、それが各種の違反行為への強い誘惑と

して働いたのである。一般外国人ばかりでなく、日本人もまた占領軍要員に依頼して赤伝票で商品を免税購入し、さらにはSPS等の店舗経営者自らが、物品を保税倉庫である店舗内に搬入せず、港頭の倉庫からトラックで直接他に運搬売却し、擬装品である空箱を並べて税関の倉入検査を受け、その後占領軍要員に売却したようにみせかけるために、販売伝票を偽造・変造して輸入許可を受けるなどの大規模の脱税事件も多発した。そして、その免税・脱税商品が他に転売され、国内に大量に出回った。当時そのありとあらゆる横流れ商品が集まってきたのが、東京上野の「アメヤ横町」であった。また若い未熟な特派職員の中には豊かなアメリカ商品に眩惑されて不祥事件を引き起す者も現われたのである。

特殊保税倉庫制度は、関税の課税権の回復が成った二六年五月以降も、軍・軍要員に対する免税措置の関係で、特許の要件を制限しながらなおしばらく存置されたが、特殊保税倉庫において使用・設定されていた交換円・特別預金勘定の制度(六八八ページ)は、為替管理上大きな問題であり、同年末限りこれを廃止し、外国人向け日用品の輸入については別途外貨資金を割り当てる措置が採られることとなったのに伴い、特殊保税倉庫制度も、それに合わせて、OASを除いて廃止されることとなった。特殊保税倉庫の残存在庫については、その時点で関税・内国消費税の在庫品課税が行なわれ、その額は一億数千万円に達した。⁽²⁰⁾二七年(一〇月一日現在)には、特殊保税倉庫は、二四件にまで減少している。もっともSPS業者等としては、引き続き軍納品等の免税で輸入される物品を蔵置する必要性などから、一般の自己用保税倉庫としての存続を希望する者が多く、倉庫の構造、立地条件、従来の信用状態等にきびしい要件を付し、その要件を具備したものについて再特許をしたので、一般の保税倉庫が増加した。

なお、OASは、従来から外貨資金の割当を受け、外国自動車およびその部品を外国人と特別許可を受けた者に対して販売するとともに、在日外国人の転売自動車の販売斡旋を行っており、保税倉庫(一部保税工場)の特許を受け

ていた。在日外国人等が無税で輸入した自動車が転売されたときは、その転売の時点で関税・物品税を徴収する取扱いがなされたことは、さきにふれた(六九一―九二ページ)が、その自動車をOASが下取りしたときは、保税倉庫への庫入の手続をとり、その庫出しの時点で徴税が行なわれる仕組みがとられた。⁽²¹⁾この点については、次に免税自動車の転売課税問題を述べるなかでさらにふれる。

(二) 免税自動車の転売課税問題

占領末期からさらに講和独立後にも及んで、税関行政上大きな問題となったものに、免税自動車の転売課税問題があった。税関当局が、昭和二五年七月以降(前述の「第三段階」以後)、一般外国人に対して内国消費税の課税権が復活した機会を捉え、免税輸入が認められた物品がその後免税特権をもたない者に転売されたときは、その時点で関税・内国消費税の課税権が発生するという解釈を採ることとし、とりあえず輸入自動車の転売についてその課税を開始したことは、さきに述べた(六九一―九二ページ)。一般外国人に対する関税・内国消費税の免税は、「マーケット書簡」による超法規的なものであったが、この転売自動車に対する課税も、占領期間中は実定法に明文の根拠をもたぬ解釈に基づくものであった。この点の税関部の論理については、さきにふれた(六八七ページ)が、ここで二六年以降税関部長の地位にあった北島武雄の言い分を引用しておこう。⁽²²⁾

この点は実は法律にはだぶ疑義があります。すでに一べんとにかく免税で輸入されたものだから、それをさらに売ったつてまたもう一べん輸入があるということにはならないから税金をかけるわけには行かないという考え方もあります。しかし一般外国人なり占領軍要員なりが免税で輸入したということは実は超法規的な事実です。即ち占領軍のディレクティブあるいは占領軍の力によつて、超法規的な存在として免税されておつたのが、一般外国人なり日本人に譲られた瞬間に日本の課税権が発生するという見地から、転売自動車に課税をはじめました。

免税自動車の転売課税問題は、その法律的根拠もさることながら、その執行面で種々困難な問題に直面した。免税自動車は一般外国人または日本人に転売された瞬間に日本の課税権が発生するといっても、それは観念的な法律論にすぎず、実際には税関にとってその転売事実の把握自体が容易でないうえ、自動車はすぐには税関の手の届かないところにある場合が多く、通常の通関の場合のように通関の要件として納税の履行を求める、というわけにはいかなかったのである。さらに戦後日本の自動車工業は疲弊し切った状態にあって、外車への需要が強く、その転売はもうけの多い取引であり、それが高い税負担（物品税三〇％、関税——二六年五月改正後——四〇％）の下で租税回避への誘惑を伴い、問題を頻発させる原因となった。税関当局は、この課税問題を正常な軌道に乗せるためにいろいろの手を打ったが、それは外国自動車の譲渡、登録などの手続とからみ、種々の曲折を経て進展していった。以下、大体時代を追ってその主要経過を述べよう。⁽²³⁾

① 戦後相当長い間一般外国人の輸入する自動車に対して関税も物品税も賦課されない時代が続いた（前述した関税・内国消費税の課税権の回復過程の「第一・二段階」、六七九—八〇ページ）が、一方、その免税輸入自動車について日本人等への譲渡自身を原則的に禁止する措置がとられていた。すなわち司令部は、昭和二四年初め、覚書「私有自動車の売却および転売」（一九四九年二月一〇日SCAPIN一九七〇）を発し、アメリカ軍票、外国貿易軍票またはイギリス軍票を合法的に入手しうる者が、これらを合法的に入手しえない日本人または日本在住の個人に対して乗用車、トラック、スクーターその他あらゆる種類の自動乗物の売却、贈与、貸借その他の処分をすることを一切禁止し、ただ、連合国最高司令官の特別許可があった場合などに限りその禁止が解除されること、日本人等が自動車を入手したときは、日本の法律による登録のほか、司令部・軍の設置する自動車登録事務所への登録が義務づけられることなどを指令した。この覚書を受けてポツダム省令「連合国人所有自動車購入登録規則」（昭和二四年運輸省令第一〇号）が制定さ

れ、覚書の内容に従って自動車の譲渡その他の処分を禁止制限するとともに、自動車の購入者がなすべき登録について定め、また、同年一二月には占領軍または占領軍要員の財産一般についてその收受、所持を制限したポツダム政令「連合国占領軍財産等收受所持禁止令」（同年政令第三八九号）が制定されたが、同政令においては、自動車について、その收受、所持の制限を他の財産以上に厳しくし、他の財産については認められた贈与、交換等による收受をも非合法として禁止した。

② 上述のように、右の覚書やポツダム政省令が出された当時は、一般外国人の輸入する自動車に対して関税も物品税も賦課されない時代であった。また右の覚書等では、アメリカ軍票等を合法的に入手しうる者相互の間での自動車の転売は禁止されていなかった。つまり当時輸入自動車は、原則として軍、軍要員、在日外国人といった円経済の圏外で生活していた者の専有物であり、またその限りで関税・物品税の賦課もなされないという理屈もあったのである。しかしもちろん実際には日本国内にあって円経済と非円経済とは交錯しており、右の覚書等の下でも輸入自動車も合法的に日本人に譲渡される途も開かれていたし、また非合法の転売も盛んに行なわれていたというのが現実であった。

時代の経過とともに円経済と非円経済との間の交錯が進み、課税面での治外法権的取扱いの不合理性がますます顕著になっていったとき、二五年七月を期して一般外国人に対する内国消費税の課税権が復活した（前述の課税権の回復過程の「第三段階」）。そしてそれと同時に、たとえその時点以前の免税時代に輸入した自動車であっても、それがその後免税特権をもたない者に転売されたときは、その譲受人に対して関税・内国消費税の賦課がなされることとなった（六九一—九二ページ）。

主税局（税関部）は、この自動車の転売課税について税関に対して具体的な指示を行なったが、それは、⁽²⁴⁾占領軍要員

または一般外国人が、右の時点以後、免税自動車を一一般外国人に対して転売したときは、新たな輸入があったものとみなして、買受人から輸入申告をさせ、物品税を課し（関税は、「マーカット書簡」により、他に再転売しないという誓約をさせて免税とする）、また「日本人等日本経済を基盤とする者」に対して転売したときは、関税・物品税の双方を課する。ただしその買受人が保税地域の特許を受けているOASであるときは、庫入申告書の提出を受けて保税搬入を認め、その庫出しの時点で右の課税を行なう。以上の場合の課税標準は、輸入当時の価格を基礎とし、使用による減耗率等を考慮して税関で決定するものとし、さらに「日本人その他日本経済を基盤とする者」が輸入申告をしなかったときは、「関税法」違反事件として処分する、という内容であった。

ところが以上のような通達は発せられたものの、税関が輸入自動車の転売の事実を捕捉することはむずかしく、税関部は、運輸省自動車局に対して輸入自動車の転売登録の際の通知を依頼するとともに、さらに行政運営上、陸運局または陸運事務所において、登録の際に税関に対して納税済みであるかどうかを輸入免状または納税済証明書によって確認のうえ登録するように依頼した。

しかしこのような措置の裏をくぐって、輸入免状が偽造された事例や、貸与などの名目で実質上転売が行なわれ、登録変更がなされないまま日本人等が輸入自動車を持ち回す事例などが続出した。この種の違法行為の背後には、多数の転売ブローカーの存在があり、正規の転売斡旋業者であるOASとの間の不均衡が顕著になり、税関職員を陸運局等に派遣して共同で取締りに当たったこともあった。

③ なお②の措置が採られた前述の「第三段階」においても、実際には一般外国人に対して関税賦課がなされる場合があった。すなわち一般外国人で従来から自動車を所有するものが、さらに別の自動車を購入したときは、「マーカット書簡」の趣旨は外国人の自家使用に対して関税免除を認めるところにあり、それを逸脱するものとして、たと

え家族名義であっても、その輸入または転得に対して物品税のほか関税をも課することとし、また、前述のように一般外国人が購入に当たって再転売しないという誓約を拒絶したときにも、その誓約が関税免除の条件であるとして、一方的に関税の賦課がなされることとなった。⁽²⁵⁾

④ 二六年五月以降、関税率の全面改正が実施され、それとともに「マーカット書簡」が自然消滅して一般外国人に対する関税の賦課権が完全に復活した（前述の課税権の回復過程の「第四段階」）。そしてそれに伴い、一般外国人に対する輸入自動車の転売に対しても、物品税とともにすべて関税が課されることとなった。⁽²⁶⁾

なおこのころには日本人等に対する輸入自動車の転売の制限禁止が緩和された。すなわち、同年六月、前述の「連合国人所有自動車購入登録規則」が廃止され、これに代わって「臨時物資需給調整法」（昭和二十一年法律第三二号）に基づき「外国自動車譲受規則」（昭和二十六年通産省・運輸省令第一号）が制定されたが、同規則では、外国自動車は、通産大臣の登録を受けた販売業者（外国自動車を外国人から譲り受け、外国人以外の者に販売する業者）のほか、報道、病院、警察、国会、裁判所用など一定の用途に供する目的で、通産・運輸両大臣の許可を受けた者が購入できることとなった。もっともその購入者は、購入登録後二年間、その転売、貸付けが禁止された。この「規則」は、二七年にはいつてその規制内容が緩和され、さらに同年四月「臨時物資需給調整法」の失効に伴い、この「規則」もその後間もなく失効した。

以上のように輸入自動車に対する転売の制限禁止が緩和・撤廃へと進み、一方、一般外国人に対する関税・内国消費税の課税上の特惠もすべて廃止されたが、転売自動車に対する課税には、引き続き種々の問題が発生した。

その一は、税関によって転売自動車の鑑定価格が食い違ったことで、そのため自動車の購入者が、鑑定価格の低い税関に対して輸入申告する傾向が生じただけでなく、中には二つの税関に対して同時に二重の輸入申告を行ない、鑑

定価格の低い方の税関に納税して輸入免許を受け、それにより購入登録を受ける、という事例が生じた。この場合、他方の税関では高い価格で納税告知を受けたまま、輸入手続が放置され、それが滞納として残る結果となった。このような事態に対処するため、税関では譲受自動車の価格鑑定について、レッド・ブックの価格を基準として採用するなど、鑑定方法の統一が図られた。⁽²⁷⁾

その二は、転売自動車に対する課税額の滞納が増加したことである。転売自動車に対する課税の徴収額と滞納額をみると、二七年一〇月までで、徴収額が関税約一六億六〇〇〇万円（九二六二台）、物品税約一二億円（九四〇三台）であったのに対し、滞納額は関税二一〇〇万円（一六〇台）、物品税二二〇〇万円（二〇七台）に上った。⁽²⁸⁾ なおこのほかに納税告知書の発行を保留しているものがあり、それを加えると実質滞納額は、さらに増加した。滞納の原因は、輸入申告者の所在不明、納税引延し、前述の二重申告などであり、当時の関税法規では、税関は、このような滞納税金に対する強制徴収の権能を欠いていた。そして実際には以上のような滞納のほかに、課税に至っていない脱税や課税回避が多数あったことは、前述したとおりである。

占領下において免税自動車の転売課税問題は、以上のような状況で推移した。ところが講和後も駐留軍、同軍人・軍属、その家族などの関税免除特権が存置されたことから、免税自動車の転売課税問題が残り、税関行政上引き続き大きな問題となった。講和発効とともに「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」（昭和二七年法律第一二二号）が施行され、「行政協定」で定められた駐留軍関係の船舶・航空機の入出港手続の特例、関税その他の課徴金の免除などについてその具体的細目が定められたが、そのなかで駐留軍、同軍人・軍属、その家族などの輸入自動車を含む一定の輸入物品に対する関税・内国消費税の免除が定められるとともに、日本国内で免除特権をもたない者に対してその免税物品が譲渡されたときは、これを

輸入とみなして関税等の課税がなされる旨の明文が設けられ、また税関に対しその税金に対する強制徴収の権限も付与された。この転売課税に関する規定は、同法の附則で占領期間中に関税・内国消費税の免除を受けて輸入した物品についても適用されることが定められ、同法によって占領期間中のものも含めて、免税輸入物品の転売課税についての法的根拠が整備されたのである。しかし法制の整備とその執行問題とは別個の問題であり、講和後も税関は、免税自動車の転売にかかる脱税の横行に手を焼き、その的確な徴税のために引き続き種々の対策がたてられ、この転売自動車の課税問題は、さらに複雑な経過をたどるのである。⁽²⁹⁾

(三) その他の問題

占領下の免税輸入物資に関係した問題として、上述した問題のほかに、軍関係物資の輸入とその放出にかかわる問題があった。

軍貨物が軍用船で輸入された場合には、日本の法令の適用外であり、もちろん税関手続のらち外でもあった。ところが占領軍機関（CPO、PX、軍公認調達機関等）などが外国貿易船で軍関係貨物を輸入する場合が増加するようになって、その税関手続が問題となり、これについて昭和二五年二月回章第三号により、軍関係貨物の無税輸入を行なうために、軍様式IE四二六号に主要指揮官の認証を受け、これを税関に提出するように定められたことはさきに述べた（六八七―八八ページ）。

占領下で軍貨物が免税とされることは戦時国際法からも当然であったが、税関権限の及ばない免税物資の存在は、不可避的に免税特権の濫用や違法行為を誘発せずにはおかなかった。「軍貨物」取扱いが曖昧で、一般に販売される書籍用の用紙や映画フィルムが、「軍貨物」として無税で、通関手続を経ずに輸入され、国内市場に大量に出回った例があったことはさきにふれた（六八六ページ）。また、IE四二六号様式を税関に提出しさえすれば無税通関が行な

われたことから、その免税通関を受けた貨物で、軍の検査が不合格となったものをそのまま国内に横流しした例、同様に軍納物資以外の物資まで含めて不実の記載をしてその免税輸入を行なった例などが摘発されたのである。

そこでIE四二六号様式の濫用に対して種々の手が打たれた。すなわち、司令部の了解の下に、税関は、軍納物資を取り扱う運送業者からその物資を確実に軍に納入する旨の誓約書を徴するとともに、同様式にその納入期限を付し、かつ軍の引取機関の責任者の物品受領の署名を求めるとし、もしその納入期限内に責任者の署名のある様式が税関に提出されないときは、当該運送業者に対して改めて輸入申告と納税を求めする方法が採られることとなり、さらに、司令部自身、同様式による無税輸入手続について詳細な規制を設け、同様式には所定の軍の責任者の認証のほか、各港湾に所在するCIQ係官の再認証を行なって税関に提出する取扱いに改めたのである。⁽³⁰⁾

なお講和発効後も、「行政協定」および前述の「関税法等の臨時特例に関する法律」により駐留軍関係の物資の無税輸入が認められたが、同法では、業者が軍納品を輸入する場合の免税について、当該物資について税関の検査が行なわれ、かつ税関の指定期限内に軍の権限ある官憲がその納入を証明した書類が税関に提出されないときは、その輸入業者から関税・内国消費税を徴収することが定められ、上述した占領期の業務執行が明文化されるのである。

一方、軍所有物資の放出についても、種々の課税問題が生じた。占領軍は日本の法令の及ばない存在であり、軍物資の国内放出は、それによってその物資が日本の国内経済に流入することを意味し、貿易統計でもこれを輸入として計上する取扱いとされていた(五一ページ)。そこで軍所有物資の放出に当たって関税等の賦課の問題が生じたが、当初は、個々の放出に際して司令部がその都度課税上の指示を行ない、ときに関税または内国消費税、またときにはその両者の免除が指示されるなど、その課税上の取扱いが一貫せず、さらに課税が認められた場合でも、放出が国内各地で行なわれたために、税関がその放出物資を把握することが困難で、事実上徴税が不可能となった場合があるな

ど、その課税関係が混乱していた。⁽³¹⁾

このようななかで税関部は、昭和二五年五月、軍関係物資の放出に対する課税について税関長宛に通達を発し、軍放出物資およびPXの払下品で、通産省経由で売却されたものは、その売却の時点で新たに輸入があったものとみなし、「マーケット書簡」に抵触しない限り関税を課することを明らかにした。ところがそのころまでは放出物資に対する内国消費税の賦課は、税務署の所管として取り扱われており、右の通達にすぐ続いて、「みなし輸入」の考え方を徹底して、軍物資の放出を各消費税法にいう「保税地域よりの引取」とみなし、税関の手で関税のほか内国消費税も徴収することを定めた通達が出され、それが軍放出物資に対するその後の徴税手続となった。⁽³²⁾

なお講和発効の際、この点も法文上明文化され、「行政協定」で駐留軍関係の免税物資の払下げは、両国の当局が合意する条件に従って処分を認める場合以外には国内で処分してはならないことが定められるとともに、前述の「関税法等の臨時特例に関する法律」において、その物資が国内で処分されるときは、これを輸入(同時に保税地域よりの引取)とみなして関税・内国消費税を課する旨の明文が設けられたのである。

- (1) 大蔵省主税局『第一三回国会関税参考書』昭和二七年、一〇ページ。
- (2) 同前。
- (3) 当時の「出入国管理庁月報」から集計。
- (4) 大蔵省『戦後の税関の歩み—税関白書—』、昭和二七年、一三一—一四ページ。
- (5) 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』昭和三二年、一五ページ。
- (6) 大蔵省関税局『税関百年史』上巻、昭和四七年、六二八ページ、大蔵省主税局『第一九回国会関税参考書』昭和二九年、四〇ページ。

(7) 横山正臣「再開後の税関の歩み—監視事務を中心として—」(『財政』昭和二六年六月号)、四七ページ、岩本利通「支署から本関へ—東京支署・羽田支署の十年—」、四五ページ、井上常太郎「山に上っていた税関—横浜税関再開十年—」、四八—

- 四九ページ(以上『かすとむす』昭和三十一年六月号)、高須薫(二四—二六年当時の羽田出張所・支署長)談。
- (8) 徳田肇「予算面から眺めた戦後税関の歩み—その三—」(『かすとむす』二九年四月号)、八一—九ページ、前掲『税関百年史』下巻、二七六、二九五、二九八—九〇二ページ、横浜税関百二十年史編纂委員会『横浜税関百二十年史』、昭和五六年、五八二—八四ページ。
- (9) 前掲横山論稿、四六一—四七七ページ。
- (10) 前掲徳田論稿、八一—九ページ、前掲『横浜税関百二十年史』、六〇八—〇九六ページ、「税関定員及び施設の拡充整備」昭和二五年八月(関税調査団提出)、一六一—一八七ページ(大蔵省資料Z五三四—一六一三)。
- (11) 前掲『戦後の税関の歩み』、三〇—三六ページ、前掲『税関百年史』下巻、二一九—二七二ページ、佐藤菊凍「密貿易の実態と動向」(『財政』昭和二六年七月号)。本稿中これらの文献によった記述については、特に必要と考えた個所以外、引用の注記を省略した。
- (12) 前掲『戦後の税関の歩み』、三二—三三ページ。
- (13) 同前、三四—三六ページ、横浜税関「密貿易の実態とその動向について」、昭和二八年(大蔵省資料Z五三四—一八一)。
- (14) 同前、横浜税関内部文書。
- (15) 前掲『戦後の税関の歩み』、三四—三六ページ。
- (16) 同前、三二—三三ページ。
- (17) 谷川寛三『税関異聞』、昭和四七年、七五—九八ページ。
- (18) 前掲佐藤論稿、五九—六〇ページ、前掲横浜税関内部文書、「税関第一線の人々にきく—密貿易を中心に—」(『財政』昭和二五年一月号)、二七—二八ページ、須藤三郎「記録されなかった事件」(昭和五三年一〇月、関税局内部文書)、「海烈号密輸事件軍事裁判判決文(仮訳)」(須藤論稿以下大蔵省資料Z五三四—一八一)。
- (19) 「日本税関史口述速記録」(税関百年史資料、木村秀弘口述分)、四一—四三ページ。
- (20) 前掲『税関百年史』下巻、二二六—二二七ページ。
- (21) 同前、二三四—三六六ページ、前掲『横浜税関百二十年史』、六一—一六六ページ、日本関税協会『保税制度の活用』、昭和二七年、二二—二四ページ。
- (22) 北島武雄「戦後における関税自主権の回復について(その一)」(『戦後財政史口述資料』第三分冊)、一八一—一九六ページ。
- (23) 前掲『税関百年史』下巻、二三八—四二二ページ。
- (24) 主税局「輸入自動車等に対する関税及び内国消費税の取扱方について」昭和二五年七月三日蔵税第五〇四号(大蔵省資料Z五三四—一〇一一)。
- (25) 主税局「輸入自動車を所有している者が更に輸入自動車を購入する場合の関税、物品税の取扱について」昭和二五年一月二四日蔵税第九〇八号、「転売にかかる輸入自動車について自己の使用に使用し他に転売しないことを誓約しない場合の取扱方について」同日蔵税第九一六号(大蔵省資料Z五三四—一〇一二)。
- (26) 一般外国人に対する関税の賦課権の復活を受け、従来の関係通達を整理統合して、主税局「占領軍要員及び占領軍要員以外の外国人の輸入する物品に対する関税及び内国消費税の取扱について」昭和二六年七月三日蔵税第八四五号(大蔵省資料Z五三四—一〇一一)が制定された。
- (27) 主税局「中古自動車の価格鑑定について」昭和二七年三月一二日蔵税第三五一号(同前)。
- (28) 前掲『税関百年史』下巻、二四〇—四一四ページ。
- (29) 同前、二四二—四七七ページ。
- (30) 主税局「軍機関、占領軍要員及び外交使節団の輸入する物品」昭和二六年一〇月八日蔵税第一四八三号、同題同月二二日蔵税第一七三七号(大蔵省資料Z五三四—一〇一一)。
- (31) 前掲『税関百年史』下巻、二二六—三七七ページ。
- (32) 主税局「軍放出物資等の輸入税徴収等について」昭和二五年五月二日蔵税第三五七号、「放出物資に対する消費税の取扱」同年六月一七日蔵税第四五九号(大蔵省資料Z五三四—一〇一一)。

第四章 関税率の全面改正

第一節 全面改正までの経過

一 序 説

前三章で占領時代を通じて時期を追って関税問題・税関行政全体の推移をたどってきたが、叙述の便宜上、そこでは関税率の全面改正にかかる問題にはほとんどふれずに記述を進めてきた。そこで最後に本章で戦後の大きな課題であったこの問題を一括して取り上げ、関税率の全面改正に至るまでの経過と、その全面改正の内容について詳しく述べることとする。^(一)

戦後、政府にとって関税率の全面改正は、避けて通れない大きな課題であった。戦前・戦中から持ち越された関税率体系は、敗戦によって激変した諸状況のなかで不合理至極なものとなっていた。従量税率中心の関税率体系が昂進したインフレの下でほとんど機能を喪失する一方で、いわゆる贅沢品関税など司令部から禁止的高関税という非難を受

ける関税率をも温存しており、一般外国人に対する関税賦課権を封ぜられる口実ともなったことは、さきに述べたとおりである（六八三―八四ページ）。

ところが戦後、軍の占領下にあつて、経済が混乱するとともに、政治経済状況が激変し、しかも戦中・戦後を通じて国際経済から隔絶された状態が続いた中で、恒久立法として関税率の全面改正を行なうことは、容易ならぬ問題であり、その実現をみるまでには、占領期のほぼ全期間を通ずるほどの長期間を必要としたのである。主税局・税関部において関税率の改正へ向けた動きは、戦後比較的早い時期からあり、大蔵省を中心とした政府部内で、司令部の指示や示唆を受けながら、関税率の全面改正を目指した各般の検討と、司令部の同意を得るための努力が断続的に息長く続けられ、ようやく占領末期の二六年五月、「関税率法」の大改正の成立施行をみた。以下においてその各般の経過をたどる前に、まずここでその主要経過を年代順に摘記しておこう。

① 昭和二二年五月 経済科学局の要求に基づき、閣議了解による抽象的な関税改正方針「日本国関税制度改正」を提出。

② 同年一月―五月 ハバナの国際連合貿易雇用会議に占領下の日本を代表して司令部係官が出席、それに先立ち日本政府の意見開陳。

③ 二三年一月―五月 経済科学局の要求に基づき、関係各省と協議のうえ関税率の改正案を作成、同年二月「関税率の一般改正に関する要綱案」を次官会議に付議。次官会議では決定に至らなかったが、関係各省で引き続き検討することとなり、さらに調整のうえ、五月、大蔵省事務局案として司令部に提出した。これが第一次改正案と呼ばれるものである。

第一次改正案提出後暫くして司令部係官のこれに対する非公式見解の表明などがあつたが、日本側と司令部側

の意見が大きく食い違い、改正の気運は一頓座の状態が続く。

④ 二四年七月 司令部から一般外国人に対して「禁止的高関税」を理由に、たばこ以外に関税（内国消費税も同様）の賦課を禁じたいいわゆる「マーケット書簡」を發出。この書簡は、大蔵省に関税率改正推進への決意を固めさせる一契機となつた。

⑤ 同年一月―二五年四月 ドッジ・ラインの遂行による経済の安定、国際経済への復帰が進む中で、第一次案を基礎にこれに必要な改訂を加えた第二次改正案を作成、二四年一月から二月にかけて司令部に提出。

大蔵省は、できればこの第二次改正案に基づく法律案を国会に提出したいと考え、司令部側の審議促進の狙いを兼ね、二五年二月、「関税率法の一部を改正する等の法律案要綱」の閣議決定まで得たが、種々妥協を試みたものの司令部との交渉がまとまらず、法案の国会上程を断念した。

⑥ 二五年九月―十二月 第二次改正案をめぐる司令部との交渉が行き詰まったのち、大蔵省は司令部に対して積極的行動をとることを避け、司令部からの働きかけに対してもいわば不即不離、是々非々の立場で応接した。そして第二次改正案中の問題点についてさらに検討を重ねて第三次案をまとめ同年九月これを司令部に提出した。

この案についても、司令部との間で大きな対立があつたが、日本側は自己の案を貫き通し、若干の修正を加えただけの最終改正案を同年一二月司令部に回答した。

⑦ 二六年一月―三月 二六年一月、司令部は、もはや日本側改正案に対して個別的な意見は表明せず、右最終案の国会提出を承認。政府は、関税率審議会への付議など所定の手続を経たうえ、三月「関税率法の一部を改正する法律案」を国会に提出、同月末、衆・参両院でそれぞれ一部修正を受けたいえ可決成立（同年法律第一一〇号）、五月一日から施行された。

二 戦後の関税率の状況

順序としてまず戦後の関税率の状況について概観しておく。

当時の関税率の構成は、かなり複雑で、基本税率としての「関稅定率法」(明治四三年法律第五四号)別表輸入税表の税率のほか、特別税率として「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」(大正一三年法律第二四号)、「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」(昭和七年法律第四号)に基づく税率があり、また「鉄ノ輸入税免除ニ関スル法律」(昭和一六年法律第八七号)、「食糧の輸入税を免除する法律」(昭和二年法律第一八八号、同法制定前は、「食糧管理法」(昭和一七年法律第四〇号)の委任勅令)などによる免除措置があった。

「関稅定率法」別表の税率は、第一次大戦後の情勢に即応して大正一五年に行なわれた関税率の一般改正で設定された税率が基本的に維持されていた。その後部分的な改正はしばしば行なわれたものの、輸入税表の基本的な体系そのものははじめの枠組みのまま戦後に持ち越されていたのである。次に前述の二つの特別法に基づく特別税率は、いわゆる贅沢品関税と従量税率の一律増徴税率である。前者は、関東大震災後の事態に対処するために、奢侈を抑制し、勤儉節約を勧める趣旨で、一定の「贅沢品」に対して「関稅定率法」の輸入税表の税率に代え、一率に従価一〇〇%の関税を課したものであり、後者は、昭和七年の金輸出再禁止に伴う為替相場下落に際し、これによる従量税と従価税との間の不均衡を是正するために、従量税を一律三五%増徴したものであった。なお以上のほか、戦前・戦中には通商航海条約の附属税表などで取り決められた協定税率があったが、協定税率は、戦中または戦後にすべて失効または効力を停止していた。

さて大正一五年の関稅改正における関税率体系の特色は、従量税中心の税率ということであった。同改正の基本方針として税率は原則として従量税とすることとされ、輸入頻度の低いもの、高価なもの、価格変動の激しいもの、品目を特掲しないものなどについて従価税を採用し、それ以外は従量税による方針が採られたのである。従量税の課税標準は、原則として物品の正味内容を基準とし、その単位は、物品の種類に応じて、その重量、容積、箇數、面積、体積などによるものとされた。従量税率は、従価税率との間で均衡が図られ、従価による負担率を従量税率に換算する方法で設定されたものが多く、その換算の際の基準価格としては、原則として比較的物価の安定していた大震災前の一年度の輸入平均価格が採用された。関税率の水準は、従価税ベースで、原料品五一一〇%、半製品二〇一二五%、完成品三〇一三五%を原則とし、これに物品によって産業保護の立場から適当な修正が加えられており、戦後に持ち越された従価税率の刻みは、専売品であるたばこの税率三五五%(六八五ベージ)を例外として、他は最低五%から最高七〇%(自動車)までの一五段階に区分されていた。従量税の税負担も、本来はこのような従価税の負担と均衡が図られており、戦前は、前述のようにその均衡回復のために特別法による従量税率の一律増徴も行なわれたのである。

輸入税表における品目の分類は、明治の条約改正が成り、協定関税から国定関税に移した明治四四年施行の、改正「関稅定率法」の輸入税表のそれが原則として引き続き維持されていた。その分類は、動植物、動植物生産品および製品、鉱物、鉱物生産品および製品、雑品の順序で全品目を一七類に大別して分類し、戦後の税表ではその類別の下での細別として税目番号七三三二、税率数一七三三二(うち有税数一五四六、無税数一八六)を数えた。有税税率数のうち、従量税率一〇一二(有税総数の六五%)、従価税率五三三四(同上三五%)この従量税率数には、贅沢品関税の対象とされたために、実際には適用されなかった税率を含んでいる。前述のように輸入頻度の高いものについて極力従量税率の設定がなされたために、輸入品の金額ウェイトでは、従量税率の占める比重は、右の有税税率総数中のその比重よりもはる

かに大きかった⁽²⁾。

戦後の激しいインフレの下で、従量税率による関税負担は、前述の特別法による増徴税率も含めて全く名目的なものとなった。戦後、従量税率中心の関税体系がほとんど機能喪失の状態となり、関税収入が名目的なものになったことは、さきにふれたとおりである(四七四―七六、五四二―四三、七〇二―〇三ページ)。ところが一方において、当時の関税率には、前述のように高率の従価税率があっただけでなく、従価一〇〇%という贅沢品関税まで残存していた。しかもその「贅沢品」の中には、ワイシャツ、カラー、カフス、靴、石鹸、歯磨等の類まで含まれており、このような関税の存在が、「マーカット書簡」によって一般外国人に対してたばこ以外の関税賦課を禁ずる口実ともされたことはさきに述べた(六八三―八五ページ)。

以上のとおり戦後の関税率体系はその構成において複雑であっただけでなく、関税機能の喪失、従量・従価税間の途方もない負担の不均衡、異常に高率な贅沢品関税の残存など、関税率体系としての体をなさない、いびつなものとなっていた。しかも戦後はもちろん経済産業事情の激変があり、さらに高関税の残存は、自由な通商の拡大を目指したITO、ガットの理想にそぐわないものがあったのである。

三 初期の動向

(一) 終戦直後の関税制度温存の方針(昭和二〇・二二年)

敗戦の焦土のなかで、最初に関税当局者の胸のうちにあったことは、占領下で極力占領軍との間で問題を起こさないようにし、関税制度に対するその干渉束縛を避け、講和まで何とかして日本の関税制度・関税率を温存していき

い、そして講和の際に税率を下げるべきものがあれば下げ、整理すべきものがあれば整理するという考え方であった。関税制度は国際取引に直結するものであるだけに外国の干渉を受ける危険性が大きく、占領下において余程慎重に対処しなければ百年の悔を残す、というのが関係者の強い思いであったのである。昭和二一年に司令部に気づかれぬうちに「関税率法」中の関税支特恵関税に関する規定を削除したのも、また戦後輸入食糧の免税が問題となり、大蔵省はそれに反対しながら、結局、「食糧管理法」に基づく委任勅令で関税免除の措置を採ることに賛成したのも、いずれも司令部の注目が集まることを避け、関税制度の温存を図っていきたくとする前述の考え方がその背景にあった措置であったという。以上の点は、先に述べたところである(四六三―六四、四六六―六七、四六八ページ)。

もっとも占領当初の厳重な軍管理貿易下で、関税制度は、あるかなきかの存在であった。二一年九月、対日理事会においてソ連代表デレビヤンコ K. N. Derevyanko 中将の「日本に関税はあるのか」との質問に対して、アチソン G. Atcheson 議長は「日本に関税はあるが、関税の作用はない」と答えたと報道されている⁽³⁾。二一年六月、司令部の指令で税関が再開されたが、その主要任務は密輸取締りと貿易統計の作成であり(五〇一―〇二ページ)、占領初期において関税問題に対する司令部の関心は薄く、それが政策課題として取り上げられることもなかったのである。

(二) ハバナ会議の開催とこれに関連する動向(昭和二二年)

戦後わが国が占領軍の管理下でほとんど世界の動向から隔離された状態にあったとき、日本の外ではアメリカを中心に戦後の復興開発と国際経済の発展をめざした新しい秩序作りが進行していた。大戦末期に議決され、戦後早々に発効したブレトン・ウッズ協定に基づいてIMFと世界銀行が設立され、さらに昭和二〇年十一月、アメリカは、ブレトン・ウッズ協定を補完するものとして「世界貿易および雇用の拡大に関する提案」を発表した。この提案は、世界貿易の運営について明確で厳密な国際協定を締結し、国際連合の下部機構としてITOを設立し、これを通じて国

際的な物資の交流と分配についての障害を除去し、雇用・消費の増大を図り、人類の福祉と繁栄を達成しようとするものであった。このアメリカの提案は各国の賛成を受け、その提案に基づくITO憲章草案の作成やITOの設立に向けて種々の準備が重ねられた。そしてその過程において関税引下げ交渉が行なわれ、またガット「関税および貿易に関する一般協定」が作成された。すなわちアメリカは、ITO憲章草案の作成と並行して関税の引下げを提案し、二二年四―八月の間ジュネーブで開催された国際連合貿易雇用準備委員会(第二回会議)において参加国の間で関税の引下げ交渉が行なわれ、関税譲許表がとりまとめられるとともに、関税その他の貿易障害を低減するための一般規定について合意が成立した。

この一般規定は、ITO憲章草案中から関税その他の貿易政策に関する条項をぬき出してこれを幾分修正し、それに手続規定を加えて作成されたものである。右の一般規定と関税譲許表を合体したものがガット「関税および貿易に関する一般協定」にはかならない。ジュネーブの準備委員会にすぐ引き続いて本会議が招集された。キューバの首都ハバナで開催された国際連合貿易雇用会議がこれで、二二年一月から翌年三月まで討議が続けられ、この会議でITO憲章と呼ばれる一大貿易憲章が採択された。ITO憲章は、貿易、関税、補助金、雇用など国際貿易に関する主要問題について加盟国の拠るべき原則を定めるとともに、その実効を確保するためにITOという特別の国際機関の設置を定めたものであった。

このような世界の動向は、国際的に隔離状態に置かれていた日本にも、占領軍を通じてそれなりに伝わってきた。そしてそれが、占領下で関税政策の問題で日本政府と司令部が公式に接触をもつ最初の機縁ともなったのである。

昭和二二年四月、関税課は、経済科学局財政課のバロン S.T. Baron から突然日本の将来の関税のあり方について照会を受けた。この照会は、一月にハバナで開会される国際連合貿易雇用会議を前にしてワシントンの意向を受け

てなされたものらしく、関税課は、同じころ『ニューヨーク・タイムズ』東京支局長からも同じ質問を受けている。⁽⁴⁾なおこの時期は、関税引下げとガットについて合意が成った前述のジュネーブの会議が開始された時期と符合している。このバロンの照会に対して、それが日本の将来の関税のあり方に関する重要問題であるところから、大蔵省(関税課)は、各省と協議のうえ、閣議了解の手続をふみ、五月一八日その回答を行なった。閣議了解の内容は、次のとおりきわめて抽象的なものであった。

日本国関税制度改正(昭和二二年五月一四日閣議了解)

わが国将来の関税の行方としては、内外の諸情勢を考慮し、これに適應するよう関税制度を改正し、関税障壁をできる限り低下すると共に、各国と相提携し、国際通商の促進を図り、以て自由貿易の発展を期する。

この目的の為に取敢ず次の具体的方針を採る。

- (1) 現在わが国の関税課税法規は相当複雑になっているから、これを簡易明確にする。
- (2) わが国現下の情勢に於て、特に国民生活の安定及び経済再建等に必要な物品には、相当広範囲に輸入税を免除することとする。
- (3) わが国現下の情勢に於て、負担の公平、経済事情並びに国庫収入等の見地から考慮して、輸入税を負担さすべきと認められる物品には、諸種の事情を勘案して適当な税率を定める。

以上のようにこの関税制度改正の方針は、ごく抽象的なものであったが、閣議のレベルで了解された戦後最初の改正方針として注目される。そしてここでは戦後のITO、ガットの精神を汲み、関税障壁の低下と国際通商の促進を図り、自由貿易の発展を期することが改正の基本的方向としてうたわれていたのである。

右の回答に対し、司令部からさらに無税品目のリストの提出を指示され、関税課は、関係省とはかった結果、六月

六日、従来からの無税品のほかに、一定の方針⁽⁵⁾で選んだ五九品目を追加したリストを作成して提出した。

以上のバロンからの突然の照会は、関税率の問題について極力司令部の注目が集まらないようにして、占領期間中既存の関税制度・関税率の温存を図っていかうと考えていた関税当局にとってショックであったようである。当時の関税課の内部文書は、司令部がそれまでふれていなかったわが国の関税制度について研究を開始し、大蔵省との接触が始まり、税率表の組織・動向について意見を徴せられ、その接触の過程で関税課が司令部に知られることを嫌っていた前述の食糧品免税措置が明らかとなり、それとの関連でアメリカから輸入する鉱油に課税している関税上の理論的根拠について質問を受ける立場となったことを「甚だ遺憾」と述べている。そしてわが国としてITO等の動向に同調することは当然としつつ、国内経済が不安定で、為替レートもない現状で関税率の根本改正は至難といひ、司令部に対して無税品リストを提出したが、有税品に対する税率の改正については慎重な態度で臨み、今後どの程度まで軽減し得るか各種のデータを集めて関係各省と研究する段取りである旨を記述している。⁽⁶⁾一方で、当時の関税課の内部文書中には、大体前述の閣議了解に述べられている趣旨に沿った方向で、大雑把に今後の関税率改正の方針について素描した文書も残されている。その文書は、きたるべき新情勢に対応して関税率の全面改正が必要である旨を述べ、無税品の選定および税率設定の標準を記し、かつ、税率は当面従価税一本とし、その範囲は最低5%から最高25%程度とするなどとした内容となっている。ここで最高税率を25%程度まで引き下げるとしていたのは、当時の常識としては破格のことであったが、その文書は、同時にできるだけ5%ないし10%程度の税目を多くして諸外国に率先して関税障壁の低下に努めると述べ、またそれが輸入の増大を通じて財政関税の成果を挙げる途でもあると記していた。⁽⁷⁾

以上を通じて終戦当初の「関税率の温存方針」なるものが、もはや維持できる客観情勢ではなかったこと、一方関税当局の机上の案としては、戦後の国際的潮流などを念頭に置いて従来の関税政策からいえば相当思い切った低税率の関税体系がその考えの中にあつたことが察知される。もっともこのような関税体系への思いは、関税率改正への作業がより具体的なものになるとともに霧消し、翌年作成されたいわゆる第一次改正案では最高税率は五割とされ、それが最後まで維持されることは、のちにみるとおりである。

二二年一月に開会されたハバナ会議には、占領下の日本を代表して経済科学局外国貿易課のピッケル P. E. Pickelle が出席した。司令部はそれに先きだち、同会議で関税協定率を日本産品にも均括させるよう発言させる意向であるが、日本政府はこれに対していかなる用意があるかを問い政府の意見開陳を求めてきた。この司令部の下問に対し、経済安定本部が中心となつて原案をまとめ、次のとおり閣議決定が行なわれ、政府はこれを司令部に提出した。

国際連合貿易雇用会議に關連して日本政府の意見開陳の件(昭和二二年一月七日閣議決定)

一、日本政府は、国際連合貿易雇用会議準備委員会作成にかかる国際貿易憲章が実現を企図している諸目的及びその精神に対して深い共鳴を感じるものである。今後国内雇用及び生活水準の維持及び向上のために如何なる国よりも高度に对外贸易に依存しなければならぬ日本として、各種の貿易障害の軽減及び多角的自由貿易の実現には、最も大なる関心をもつものである。依つて日本政府は、この憲章案の世界的規模において速かに成立を見ることを衷心より希望するものであつて、又日本がこれに対して参加を許され自由なる貿易の拡大のための国際的協力に寄与することを許される時の速やかに来ることを冀うものである。日本政府としては、現在直ちにこれに対して加入を許される地位にないにしても、将来の参加に備えて、今日より直ちにできる限りこの憲章案の精神及び規定に準拠して、その政策を決定してゆく覚悟である。

二、この憲章案に關連して、ジュネーブにおいて準備委員会参加各国の間に関税及び貿易に關する一般協定の成立の事實は、特に日本政府の関心を惹くものである。けだし予定されて居るように、右一般協定が明年一月一日から実施されるときは若しこの協定による利益が日本にも適用されない場合は、日本の輸出貿易は将来正式にこの憲章又は右一般協定に参加を許されるまで

は、極めて不利な地位に置かれるであろうからである。国内経済再建のために貿易を促進する必要に直面している日本としては、かかる不利な事態を避け得ることが極めて望ましい。依つて、日本政府は右一般協定参加国において、事実上の措置として日本に対し同協定参加国に準ずる取扱を与えられることができれば、次の如き原則的態度をもつて、これに対応する用意を有するものである。

(イ) この憲章案に規定されている諸原則を現状においてできるかぎり直ちに実行する。

(ロ) 日本政府は、この憲章案の精神に従い現行関税率を検討し、これを改正する用意がある。即ち憲章案の諸原則実施のため必要に応じ現行非課税品目の維持及び追加並びに関税の引下を考慮する。

(ハ) 国際連合貿易雇用会議参加国に対して最恵国待遇を与える。

三、日本政府は、事実上前項の措置によつて、日本品に対して、前記一般協定の規定が適用されるように決定を見ることを衷心より希望するものである。

四、以上の外に国際貿易憲章案に対する日本政府の若干の見解は別に開陳致したい。

なお経済安定本部は、以上の閣議決定を受け「国際貿易憲章に関する若干の見解」をまとめたが、それは右の「意見開陳」が主として関税問題について意見を述べていることから、それ以外の問題、すなわち貿易統制・為替管理、補助金、食糧の国家管理、多角的貿易と、バーター貿易、労働基準、外国投資などについて見解をまとめたものであった。⁽⁸⁾

ピッケルは、日本のために関税協定率を日本産品に対して均霑適用するように提案したが、その提案は否決された。占領下の日本にとって、所詮時期尚早の提案であった。わが国が置かれた現実の立場を顧みると、前述の日本政府の意見開陳自体将来の決意表明としてはともかく、実際にははなはだ現実離れしたものであった。占領軍管理下の国営貿易が細々と認められていたにすぎないような状況の中で、自由貿易の拡大をうたった憲章案の諸原則の実行など夢のような話であったし、日本政府の全政策が司令部によつて統制され、しかも統一為替レートもない時期に、拙

速で関税率の改正を企てることは無謀であり、さらに関係国に最恵国待遇を与えるといつても、戦後の日本には優遇レートを定めた協定税率自体存在しておらず、また各国と関税交渉を開始できるような境遇にもなかつたのである。つまりかりそめにもわが国がガット加盟国に準ずる取扱いが与えられるようなことがあれば、たちまちわが国として採るべき措置に窮したものと考えられるのである。司令部は、関税改正を督促し、日本側も改正案の作成にとりかかるが、両者の意見は食い違い、たちまち頓挫することはのちにみるとおりである。

ところで、アメリカは国内法上の措置で一方的に日本産品に対して最恵国待遇を与え、またその後の国際会議でも引き続き日本産品に対する最恵国待遇供与を主張した。ハバナ会議後この種の論議の場となつたのは、ガットの締約国団会議であり、昭和二四年(アムシー)、二五年(ジュネーヴ)の会議で、アメリカ代表あるいは日本を代表する司令部係官が右の主張を繰り返し、さらにはガットの関税交渉準備会議(二四年)で関税交渉会議への日本の招請まで持ち出した。しかしこれらの提案は、否決されるか、または希望の表明に終わった。わが国は、占領末期の二六年秋の締約国団会議(ジュネーヴ)で、はじめて日本人代表のオブザーバーとしての出席が認められ、さらに講和発効後ガット加入のための努力を重ね、種々の経過を経たうえで、三〇年にその正式加入が実現する。わが国はその間徐々に多くの国から関税上の最恵国待遇を得るようになるが、ガット加入後もなお相当数の国がガット三五条を援用してわが国とガット関係に入ることを拒否し、長期間にわたつてその援用撤回交渉が続けられるのである。⁽⁹⁾

なお、ここでITO憲章のその後と、それとガットとの関係について簡単にふれておこう。ハバナ会議でITO憲章は五三か国の署名を得て成立した。ところがその提案者であったアメリカの内部で、議会が超国家的な強力な権限をもつ国際機関の設立に反対して憲章の批准が拒否され、イギリスでも、戦後の疲弊から立ち直るための産業保護の必要性、長年の歴史をもつイギリス連邦特惠関税制度維持への考慮などから、同様に議会がその批准を拒否した。こ

のようなことからその他の諸国も批准への熱意を失い、結局、ITO憲章の批准を行なった国はオーストラリアとリベリアの二か国だけという結末で、ITOは流産した。ITO憲章が厳密に作成され、自由な通商の拡大という理想をあまりに忠実に追求していたために、各国の現実がこれについていけなかったところにその大きな原因があったといわれている。一方、「関税および貿易に関する一般協定」に基づき成立したガットの組織は、前述のようにITOの前身的な性格をもち、ITOが設立されたときはこれに引き継がれる予定であったが、ITOが日の目をみなかったために、もともとは暫定的なものと考えられたガットが生き残り、その後ガットの場で関税障壁その他貿易制限の軽減除去を目的とした幾多の関税・貿易交渉が繰り広げられることとなるのである。⁽¹⁰⁾

四 第一次改正案の作成提出（昭和二三年）

二二年暮から二三年にかけて司令部の動きが活発となり、それに対応して日本側も資料の提出、関係各省間の協議検討、関税率改正案の作成提出などに慌しく追い回されることとなった。

ハバナ会議に関連する日本政府の意見開陳が司令部に対してなされて間もない、二二年一二月下旬、財政課のラシターから、現行関税率の戦前五か年間（昭和一一―一五年）の輸入実績による関税負担率を調査して提出するように要求があった。当時の関税率が従量税中心であったところから、その関税率が有効な機能を果たしていた戦前について実効負担率を調査するためであった。関税課にはすでにその種の資料が整備されており、直ちに関税率の全部について要求の資料を作成して提出した。

さらに翌二三年一月二六日、ラシターから今度は関税率改正に関する具体案を至急提出するように指示してきた。

一週間ぐらいで提出せよという要求に対して一か月ほどの猶予をもらい、早速関係各省と協議が重ねられた。各省の間では、国営貿易下で関税改正の意味がないこと、経済情勢が不安定で、産業構造の見通しも立たないことなどから関税率の一般改正は時期尚早、というのが一般の空気であった。しかし司令部に対して案を提出する期限が迫ったので、各省係官との協議検討に基づいて次の「関税率の一般改正に関する要綱案」を作成し、次官会議に付議した。要綱案は、関税率の具体的改正案は含まず、税率改正の各種方針を記述したものであった。

関税率の一般改正に関する要綱案（昭和二三年二月一九日次官会議）

一、方針

戦後世界各国の趨勢は、累次の国際関税協定及び国際貿易憲章に関する会議の開催にみるように、関税率の一般的引下に向つている。又、わが国は、今後の完全雇用及び生活水準の維持向上、生産力の回復のため外国貿易に対する依存度が極度に増大してきている。かかる内外の諸情勢に鑑み、又関係方面の意向もあり、この際次の要領により、わが国関税率の一般的改正を断行し、出来得る限りこれを低下すると共に、併せて従来複雑化している税表体系の単一化を図る。

二、要領

(一) 税制

当分の間、国定税率のみとするが、他日協定税率設定の余地を考慮し置くこと。

(二) 課税の有無及び軽重をきめる大体の基準

イ、天産品、原始産業生産品、工業用原材料等であつて本邦に生産のないものは従来通り無税とする。

本邦に生産があつても今後供給増加の見込がないと認められるものは無税に追加すること。

ロ、本邦に於て、今後とも助長育成を要する産業であつて、将来発達の見込ある産業に対しては適當の育成関税を課すること。

ハ、農産物に対しては、わが国農業の特殊性に鑑み、適当な維持関税を課することとするが、一面消費事情をも考慮してなるべく低税を課すること。

ニ、半製品に対しては、原料品に対するよりも、又全製品に対しては半製品に対するよりも段階的に税率を高めること。

ホ、左の物品に対しては、前記の標準に拘らず、なるべく左の標準によること。

- (1) 生活必需品については、内地の生産業も考慮して、なるべく無税又は低税を課すること。
- (2) 文化、教育、衛生上並びに生産資材等として必要な物品は、なるべくこれを無税とするか、若しくは低税を課すること。

（三）税種

イ、税率は全部従価税を採用すること。

ロ、現在の従量税率を従価税率に改める一般原則としては、昭和一一年ないし昭和一五年の輸入平均価格を基礎として、当該従量税率を従価に換算したものを参考とし、今回の改正方針に則り、関税率を低下することを目途としてなるべくそれぞれの性状、用途若しくは産業上に占める地位等を考慮して適当な税率を配すること。

ハ、全部従価税を採用するが、実際課税する場合従量税を使用するのを便利とするものについては、一定期間の平均価格によつてこれを従量税率に換算して適用しうる制度を設けること。

（四）課税の標準

以上の方針に基いて、大体次のように課税の標準を定める。

- イ、動物及び植物 大体無税
- ロ、肥料及び飼料又はその原料品 大体無税
- ハ、食糧品 原則として低税但し嗜好品は比較的高税
- ニ、天産品又は工程の簡単な原料品

- (1) 内地に生産しないもの又は不足しているもの 無税
- (2) 内地に生産の見込あるもの又は既に生産があつて育成を要するもの 有税
- (3) 現に存立し且つ相当発達しているが将来その維持育成を必要とするもの 有税
- (4) その用途が嗜好的なもの 有税
- (5) 主として輸出品の原料又は包装に供せられるもの 無税

ホ、半製品

- (1) その原料が内地に生産されないもの又は足りないもので、且つその半製品の生産が内地に不足しているもの 大体無税
- (2) 外国原料又は内地原料によつて、内地に於て生産の見込あるもの又は現に存立しその育成を必要とするもの 有税
- (3) その用途が嗜好的なもの やや高税
- (4) 主として輸出品の原料又は包装に供せられるもの 大体無税

ヘ、全製品

- (1) 実用品、必需品等であつて、内地に生産のないもの又は足りないもの 無税又は低税
- (2) 実用品、必需品等であつて、内地に生産の見込があるもの 有税
- (3) 現に存立し相当発達しているが、将来その維持育成を必要とするもの 有税
- (4) 生産の用に供せられるもの 無税又は低税
- (5) 文化、教育、衛生上に必要なもの 無税又は低税
- (6) 娯楽品及び嗜好品 高税
- (7) 主として輸出品の原料又は包装に供せられるもの 低税

ト、課税の標準は以上のようなものであるが、現在の食糧品等に対する免税規定は、なお必要ある限り存続すること。

(四) 税率の区分

関税率は大体に於て、左のように区分する。

- イ、無税
- ロ、甲税（五分、七分五厘、一割）
- ハ、乙税（一割二分五厘、一割五分、二割、二割五分）
- ニ、丙税（三割、三割五分）
- ホ、丁税（五割）

右の要綱案において内外の諸情勢にかんがみ低関税を目途とすること、従来複雑化している税表体系の単一化を図ること、当面従価税一本とすることなどの方針は、上述してきた前年来の関税改正方針の方向に沿ったものであったが、課税の有無・軽重をきめる基準や課税の標準として定められたところは、のちにみるとおり戦前の関税改正方針とさして変わらないものであり、また肝心の税率については、大体五分から五割までの間で設定するものとされ、前述した前年の関税課の内部文書にみられた最高税率を二五％程度にまで引き下げるなどとした思い切った低関税率体系への指向とは、異なった姿のものとなっていた。ちなみに右の要綱案がまとめられる少し前に大蔵省の関税率改正試案が作成され、各省に提示されたが、それによると、最高税率は原則三五％とするなど、従来の税率体系と比べて相当の低税率をめざす方針が打ち出されていた。⁽¹¹⁾ もっとも伊藤八郎によると、政府案をまとめるための各省との会議では引下げ論はほとんどなく、産業保護の立場からの引上げ論ばかりが盛んで、関税課の方でもあらかじめそれを見越して低目の原案を出し、各省との交渉を通じて大体見込どおりの線に収まったということであり、それからする

と、右の大蔵省の改正試案は、その実際の腹案より低目のものであったのかもしれない。また、右の要綱案の最高税率の五割は、従来の贅沢品関税一〇割をこの程度までは引き下げられるとして定められたものであった。⁽¹²⁾ なおこの要綱案については、のちほどさらにコメントを加える。

次官会議では、いきなり運輸次官から時期尚早という強い反対意見が述べられた。運輸省は、もともと関税率とはあまり関係のない役所であったが、税関再開以来の税関構内の返還などをめぐる激しい対立が尾を引いていたものと見受けられた。結局次官会議では、右の要綱案は決定が見送られ、関係各省間で引き続き税率改正の検討が続けられることとなった。ところがこの次官会議の直後（二月二三日）、パロン、ランターは関係省の次官またはその代理官の会議を招集し、関税改正案の作成提出を督促した。そこでは、現状では将来にわたる長期的税率の設定は不可能という各省の主張に対して、司令部側は当面数年間の短期的税率を定め、将来必要に応じて改正すればよいと答え、また国営貿易下でも建前上関税は必要という見解を述べ、とにかく至急具体案を作成して提出するよう指示を行なった。

以上のような司令部係官の直々の要請があつて、各省も関税改正案の作成が避けられないことを認識し、改正案提出の期限についてある程度の猶予を受け、さらに検討が続けられた結果、ようやく各品目にわたる税率改正案がまとめられた。ここで注目されることは、産業保護の要請のほか、将来の関税交渉に備えて引下げ余力を残しておくことの必要性が主張されたことで、外務省は、それまでの案では贅沢品に対する税率を引き下げられすぎているとして、その引上げを要求した。この検討の過程で、従来の案より税率が引き上げられ、殊に贅沢品目について最高税率五割の範囲内でかなり大幅の税率引上げが行なわれた。なおこの税率改正案による税率区分は、大体前掲の要綱案における税率の区分によつていたが、正確にいうと、たばこについて特殊の高税率（三五割五分）が設けられ、また要綱案の税率のほかに、四割の税率が加えられていた。

さらに、この税率改正案のとりまとめで最後まで紛糾したものに、石油の税率があった。元来石油関税は収入関税として最大の税収品目であったうえ、一部国産原油の保護という要素もあり、その関税賦課が主張された一方で、戦争で潰滅に瀕した石油精製工業の復興のために、原油関税を無税にせよという意見も強く、両論対立のまままとまらず、この改正案では、石油関係の関税は、ブランクにしておくほかになかったのである。

このようにして五月二八日、関税改正案が司令部に提出された。しかし当時の情勢では到底恒久的な税率改正は不可能であるとして、これを日本政府案として提出することを避け、大蔵省事務局案として提出するという形式が採られた。そしてその際、その案に次の附言事項が添えられたのである。

日本国関税率改正案を司令部へ提出するに際しての附言事項(要旨)

- 一、日本経済は、現在、インフレの昂進と生産の減退のために極めて不安定な状態にあり、又外国貿易の面においては為替レートは未定であり、海外市況も適格に把握できない現状であるから、今恒久的な関税率の改正を行うことは殆ど不可能に近く、これにつき如何に検討するも正しい結論を得ることは困難なことと思われる。
- 二、右の事情により、わが国関税は未だ一般改正に着手する時期でないと思われるが、現状において考え得られるあらゆる情況判断に基づいて本案を作成した。
- 三、本案は、大蔵省関税課の原案を中心として、関係各省係官が協議検討し、必要な修正を加えて完成したものである。
- 四、本案は、右のような手続によつて事務局としてはできるだけの検討を尽したものであるが、これを日本政府案とするについては、今後日本の産業構造や国際経済における地位等、基本的問題との関連においてなお考究を要する点があるから、一応本案を大蔵省事務局案として提出する。
- 五、従つて、将来日本政府として正式に関税改正問題を取上げる場合においては、新たな見地から本案を再検討することのあるべきことを附言する。
- 六、将来、為替相場決定の場合には、本案税率全般にわたり再検討を加える要がある。

この改正案は、従価税によつて全品目にわたつて税率を設定した膨大なものであったが、次に前述の次官会議に付議された「要綱案」中の「課税の標準」に示された区分に従つて、若干の品目とその税率を例示した当時の資料を掲記しておく⁽¹³⁾。

課税の標準(二三、五、六)

区	分	税率の大体標準	例
イ 動物及び植物		大体 無税	植物(生活力あるもの) 牛、緬羊、山羊、家禽類 馬……………
	ロ 肥料及び飼料又はその原料品	大体 無税	硫酸、硝安、智利硝石、燐礦石 肥料 飼料、麩、米糠、黍、稗 高粱、粟、大豆、小豆……………
ハ 食糧品		原則として低税 但し嗜好品は比較的高税	米及び小麦(制限量以内の場合)、玉蜀黍、生鮮 な魚介及び鳥獸肉類、塩魚、乾魚 ソース、酢、罐詰の肉魚、鳥卵、砂糖(精製)…… 茶、珈琲、ココア…………… 菓子、砂糖漬果実等……………
	ニ 天産物又は工程の簡単な原料品 (1) 内地に生産しないもの又は不足しているもの	無税	棉花、羊毛、麻類、皮類、椰子、コブラ、氷晶 石、螢石 木材(一般用材)、コルク、生ゴム

品名	税率	備考
(1) 実用品必需品等であつて内地に生産のないもの又は足りないもの	無税又は低税	〔サントニン、麻薬、海底電信線……………〕 〔インディアラツバーベースト、コルク製品、雲母製品、電気用カーボン……………〕 〔麦稈真田……………〕 〔ボタン類、靴下（綿毛）、硝子製品、陶磁器製品、銅真鍮製品……………〕 〔フェルト帽子、シャツ、カラ、綿手袋……………〕 〔革靴、ネクタイ、バンド、ズボン吊……………〕 〔懐中時計、ムーブメント、ミシン部分品、ボールペアリング……………〕 〔写真用感光紙、懐中時計、自動車部分品、ミシン、絶縁電線……………〕 〔置時計、掛時計、写真部分品、自動車……………〕 〔触媒、油井用鋼管……………〕 〔原動力機、工作機械類、紡績機械類、メーター類、砥石……………〕 〔書籍、新聞、雑誌、デツキグラス……………〕 〔オブゼクトグラス（顕微鏡用）……………〕 〔デンタルラツバー……………〕 〔医療用ランプ……………〕 〔望遠鏡、顕微鏡、理化学器、レントゲン写真器、同フィルム……………〕 〔写真器、蓄音器、煙火、玩具、室内遊戯具……………〕 〔酒類、毛皮製品、象牙製品、貴金属製品、骨牌、香水……………〕
(2) 実用品必需品等であつて内地に生産の見込があるもの	有税	
(3) 現に存立し相当発達しているが将来その維持育成を必要とするもの	有税	
(4) 生産の用に供せられるもの	無税又は低税	
(5) 文化、教育、衛生上に必要なもの	無税又は低税	
(6) 娯楽品及嗜好品	高税	

品名	税率	備考
(1) その原料が内地に生産されないもの又は足りないもので且つその半製品の生産が内地に不足しているもの	大体無税	〔オリブ油、ニッケル、人絹用パルプ、新聞用紙、珪素鋼板……………〕 〔製紙用パルプ、銑鉄……………〕 〔毛織糸、人絹、綿織物、紙類、銅……………〕 〔毛織物、特殊鋼……………〕 〔苛性ソーダ、石炭酸……………〕 〔コールドール系薬品、人造染料……………〕 〔絹織物、革（高級）……………〕 〔トリミング刺繍布……………〕 〔金液、銀液、酸化コバルト、骨灰、鉛筆シダー、燐寸軸木、亜鉛薄板、鉛薄板（茶鉛）、包蓆、アソベラ袋……………〕
(2) 外国原料又は内地原料によつて、内地に於て生産の見込あるもの又は現に存立しその育成を必要とするもの	有税	
(3) その用途が嗜好的なもの	少々高税	
(4) 主として輸出品の原料又は包装に供せられるもの	大体無税	
(5) 主として輸出品の原料又は包装に供せられるもの	無税	〔塩、鉍石、カーボンブラック、ニッケル、水銀、アンチモニー……………〕 〔亜鉛、錫、コークス、漆、竹、麦稈……………〕 〔肝油、硫黄、制帽用真田……………〕 〔革（靴底革）、椰子油、大豆油……………〕 〔生糸、銅……………〕 〔革（染革）……………〕 〔真珠、貴石、半貴石……………〕 〔天然香料、珊瑚、唐木……………〕 〔毛皮、羽毛（粧飾用）……………〕 〔綿花、羊毛、皮類、貝殻……………〕 〔パラフィン（マツチ用）……………〕 〔縞黒壇、ドロノキ……………〕 〔バコヤナギ、一般木材……………〕

(7) 主として輸出品の原料又は包装に供せられるもの

低

税

ガンニー袋、インディアラツパー液……………五分
 庄搾瓦斯填充用鉄製シリンダー……………一分

以上の大蔵省事務局案は、関係者の間で第一次改正案と呼ばれた。この案は、公式には事務局案であったが、前記要綱案の方針の下に関係各省の係官の間で協議検討を重ねて作り上げられた戦後最初の関税率体系案であり、その後の改正作業の過程で基礎的な案としての役割を果たした。ここで本案の特色など注目すべき点について、若干のコメントをしておこう。

① この関税率体系案が、従来の複雑な関税率の構成を一つの関税率表に単一化し、かつ従価税一本で統一したものであったことは、いうまでもない。

② 前述のように、当時有効であった輸入税表の基本的枠組みは、大正一五年の改正に由来するものであったが、この改正案の前記要綱案で定められた基本方針も、課税の有無・軽重をきめる基準、課税の標準、税率区分などの点で、大正一五年改正の際の基本方針(臨時財政経済調査会答申)⁽¹⁴⁾と酷似したものであった。殊に課税の有無・軽重をきめる基準と課税の標準は、その文言の点でも大正一五年改正の際のそれを踏襲したものが多く、関税率体系の基本思想の点ではほぼ全面的に戦前のものを受け継いでいたことがわかる。そしてその思想は、要綱案からうかがえるように、保護関税の考え方を関税体系の主要な柱としながら、その一方で消費者保護、文化、教育、衛生面への配慮から、生活必需品、食糧品、文化、教育、衛生上必要な物品に対する無税または低税、他方奢侈抑制の見地から嗜好品、娯楽品に対する高税という考え方でこれを補完していた。つまりその思想は保護関税に徹したのではなく、消費税の一種としての政策的配慮が加味されており、また要綱案の表面にはでていなかったが、大正一五年の改正方針に明確にうたわれていた収入関税の考え方が税率設定の際働いていたことも明らかであった(前記の二二年の「日本国関税制度

改正」には、その点が明記されていた)。

③ 一方、要綱案には、「日本国関税制度改正」以来の低関税主義への方針表明がなされていた。ところが税率構成の点でも、要綱案は、大正一五年の改正方針と大差がなかった。すなわち大正一五年改正の際の基本方針では丁税を四割五分以上と定めていたが、実際の改正では、従価税率でみる限り、特殊の物品を除き、最高税率は、奢侈品等に対して適用される五〇%の税率が設定されており、その税率構成(有税品)は、要綱案と同様の、五%から五〇%に及ぶものであったのである。

もっとも「関税率法」の輸入税表は、その後の改正で、最高税率が引き上げられ、さきにふれたように戦後に持ち越された姿では、最高税率は七割(自動車)にまで高められており、また、もちろんそのほかに従価一〇割という贅沢品関税が併存していたから、少なくともこれらの高税率をすべて最高五割の税率以下にまでカットした点で、要綱案が税率を引き下げたことは明らかであった。しかしそれにしても、税率体系を全体として大正一五年改正当時の税率構成の枠組みのなかにおさめたことをもって、「低関税主義」への移行として捉えることは困難である。そこで問題は、その五―五〇%という税率のレンジのなかで、税率水準にどのような異動があったかであり、当時の資料で、主要品目について、改正税率案と、従来の従価税率および従量税率を大正一五年当時または戦前(昭和一一―一五年)の輸入実績で従価負担に換算したものと比較してみると、個々の品目ではかえって引上げになっているものもあった(たとえばシンナ八%〔四・六%〕→二〇%のもの、引下げ品目が断然多い(たとえば大豆二二%〔一一・五%〕→五%、砂糖三〇―三四%〔六〇・二―六二・五%〕→二〇%、合成染料三五%〔一五・七―四二・〇%〕→二五%、鉄一八%〔九〇―一〇・一%〕→五―一〇%、自動車五〇%〔七〇%〕→三〇%、同部品三〇%〔四一・五―八九・七%〕→二〇%、機械類二〇%〔二〇%〕→一〇%)。ここで以上の各例示品目にかかる数字中の↓上の数字は、カギかっこ外は大正一五年、カギか

つこ内は戦前の各税率(負担率)を示している。しかもこれらの例示からわかるようにその引下げ幅は相当に大きく、全体としてかなりの関税水準の引下げになっていたことを肯認することができる。⁽¹⁵⁾なおここで従来の関税率(負担率)を大正一五年当時の戦前のそれを基準として比較しているのは、いうまでもなく戦後、インフレで従量税率が機能喪失の状態にあったからで、それはそれとして合理的と考えられる。この第一次改正案は、その後の改正作業の基礎となったもので、その後個々の品目の税率に種々の修正が加えられ、全体として関税水準は多少引上げとなるが、最後に到達した二六年改正法による関税水準について、のちほとんど少し詳しく述べることにする(七九一八〇二ページ)。

さらに以上に加えて要綱案では、贅沢品関税の廃止と、その税率の一般税率体系への組込みがあった。ここで注目すべきことは、贅沢品関税率一〇割が適用されていた品目に対する税率が最高五割の税率に引き下げられただけでなく、その五割の最高税率の適用は一部の奢侈品、高級品にとどまり、旧来「贅沢品」の範疇に含められていたワイシャツ、カラー、カフス、靴、石鹸、歯磨等の類については、一般の税率体系のなかで他の品目と均衡をとって、五割の最高税率より大分低い、しかるべき税率が設定された、ということである。換言すると、新関税率体系における最高税率五〇%は、一部の奢侈品、高級品に対して用意された税率であって、その意味でその高税率は贅沢品関税の思想の名残りとも評することができ、それに次ぐ四〇%の税率も、概していって娯楽品、嗜好品に対して適用しようとした税率であった。半面それら以外の一般品目に対しては、三五%以下の税率が設定されていたのである。⁽¹⁶⁾これらの点は、前掲の「課税の標準」からも、ある程度うかがうことができよう。

上述したように第一次改正案がまとめられる過程で、大蔵省(関税課)が各省に提示した原案に対して税率水準が引き上げられ、贅沢品目に対する税率も引上げになった。関税課の当初の机上案にあった明白な低関税主義への指向と比較すると、その点は一層顕著である。しかし、以上でみたように五〇%、四〇%という高税率は、一部の奢侈品、

嗜好品、娯楽品等に対する税率であり、また、第一次改正案が、従来の税率体系と比較して、全体として相当程度税率水準を引き下げる内容となっていたことは、確かであった。

なお改正案による平均税率(算術平均)は、全体で一五・一%、有税品で一七・七%であった。⁽¹⁷⁾

司令部に督促されて第一次改正案を提出したものの、これに対する司令部の見解はなかなか示されなかった。司令部では個々の税率の審査を続けており、時折従量税品の負担率の調査指示があり、最近の到着価格を基礎とした調査を行ったり、輸入実績のない物品について物価指数を用いて計算した価格を基に負担率を算出したりして、その調査結果を提出した。

二三年一二月に至って、ようやくラシターから第一次改正案に対する見解が非公式に伝えられた。ところがその見解は、第一次改正案の考え方と基本的に対立する内容であった。すなわちラシターは、改正税率設定の基礎にある明白な傾向として、①必要度の高い品目からできるだけ税率を挙げようとする企図があること、②税率の引下げは一般的用途のない品目について行なわれていること、③日本は最大の努力を払っても食糧品および工業製品の自給を達成することはできないのに、ある種の工業および農業に対して高度の保護税率を設定していることを指摘したうえで、①外国貿易を促進するために、現在および将来の要求に応じた「関税率法」の改正を行なうこと、②統一した見やすい輸入税表を作成すること、③当分の間は許可制度による輸入統制が維持されるので、高い関税障壁を設ける必要はなく、関税収入は租税収入を挙げることと考えるべきではなく、税関活動の費用を償うに足る程度の収入を挙げることに限定すべきこと、などを勧告した。そして一般的に税率の大幅引下げを可とする意見を述べ、日本で不足している食糧は無税かごく低率(〇・五—一%程度)、原油は無税、石油製品はごく低率、鉄鉄、銅等の金属およびパルプは無税、自動車その他の品目も大幅に引き下げるのが適当といった意向を表明した。⁽¹⁸⁾

日本側が一応今後の産業構造を想定し、必要な関税障壁を設定しようとしたのに対し、司令部係官の意見は目先きの考慮に基づいたもので、しかもその背後にアメリカの利害がみえかくれしているようであった。司令部はしる日本側を督促して関税率改正案を提出させたものの、両者の考え方は、基本的に食い違っていたのである。税関部は、ランタールの意向に副い、早速税率表の体系を書き直し、見やすい簡単な税率表を作成して彼に提出した。しかし日本側ができることは、それくらいのことであった。日本側として将来のわが国の経済・産業に重大な影響をもつ関税率の改正について安易な妥協は許されず、またドッジ・ラインの実施を前に経済が流動している時期でもあって、早急な関税改正は到底無理と考え、改正を見送る考え方に傾き、改正の気運は一頓挫することとなった。

五 第二次改正案の作成提出(昭和二四・二五年)

以上のような事情で、第一次改正案が司令部に提出された状態で、改正作業は暫時ストップし、日本側と司令部との間の交渉も途だえがちとなった。ところが翌昭和二四年は日本経済の安定と国際経済への復帰が進んだ年であり、それは関税率の改正を進める基盤が整ってきたことを意味したが、それと同時に司令部との関係でも関税改正を促進する必要性と可能性を示すいくつかの動きがあった。そこで政府は、若干の曲折を経たうえで、その年の年末近くになって第二次の関税率改正案を作成し、司令部に提出することとなるのである。

(一) 第二次改正案の作成提出と改正法律案要綱の閣議決定

昭和二四年を転機に日本経済がドッジ・ラインの遂行によってインフレの収束に成功する一方で、単一為替レートの設定、民間貿易への全面移行を含む新外国為替・貿易管理体制の実施を通じて国際経済への復帰を進め、貿易が急

増したことは、改めて繰り返すまでもない(五六八―七〇、五八三―八四ページ)。前述のように第一次改正案は、当時日本経済が置かれた状況の下では関税改正は時期尚早と考えられたにもかかわらず、司令部の強い督促の下であえて作成されたものであったが、ここに関税率改正を進める前提条件がようやく整ってきたのである。

一方、この年には関税問題・税関行政の分野でも、司令部覚書の発出などいくつか注目すべき動きがあり、関税政策立案者に対してそれぞれ相応の刺激を与えることとなった。

まず二四年初頭に発せられた二つの覚書、「入出国の際携帯を許される個人財産」(一九四九年一月一日SCAPI N一九六六)および「親族訪問のための入国」(同年二月一日SCAPI一九七一)に基づいて同年六月、ポツダム政令「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」(同年政令第一九九号)が制定されたが、この政令は、占領軍貨物および占領軍に属する者の財産を除き、外国人を含む入出国者の携帯・別送財産およびその他のすべての輸出入財産・貨物について税関が通関の責任と検査権限をもつことを明記した。このことは、商用・訪問入国者など入出国者が漸増する情勢のなかで、戦後税関検査などの面できわめて治外法権的な取扱いを受けてきた外国人に対して税関の検査権限が及ぶことを明確にした点で重要な意味をもっていた。以上の点は、政令の内容とともに先に述べた(五三六―三七、六〇八―一一ページ)。ところがこの政令で税関の検査権限が確立されたといっても、その中身は、外国人に関する限り、貿易・為替管理のための検査であって、税金を徴収するためのものではなかった。この政令の制定にすぐ続いて七月七日発出された「マーケット書簡」が、一般外国人に対してはたばこの関税を除き、関税および内国消費税の課税を禁じたことは、繰り返して述べたとおりである(六八一―八六ページ)。「マーケット書簡」が関税の賦課を禁じた理由は、関税率が禁止的な高率であるとする点であり、マーケットの回答を求めた大蔵大臣の書簡にも、また「マーケット書簡」自身にも、関税率の改正準備が進められており、改正案が近く国会に提案される予定であって、一般外国人

に対する関税の賦課は、その改正をまっぴら言及されてきた(六八二―八三ページ)。この関税率の改正準備とは、もちろん第一次改正案の作成とそれに続いてなされるべき準備作業を指したものである。以上のよう一般外国人に対して税関の検査権限の確立をみながら、その一方で関税率が不当という口実でその賦課権を封ぜられたことは、関税当局に対して関税改正が避けることのできない緊急課題であることを痛感させ、その改正推進への決意を固めさせる契機ともなったのである。

なお当時(二四年八月)、戦後の租税制度の根本的改正の原動力となったシャウプ使節団の「勧告」(日本税制報告書)が発表されたが、勧告は、関税にも多少言及していたものの、日本の貿易政策ないしその手段としての関税は使節団の研究の対象外であると断わり、ただインフレで関税負担が歪められており、関税法規が実際上執行されておらず、そのような関税は即刻廃止すべきこと、歳入調達手段として関税に頼ることに賛成できないこと、などを簡単に述べるとどまっていた⁽¹⁹⁾。したがってシャウプ勧告自体は、関税改正の動向に格別の影響をもたなかった。また「シャウプ勧告」の空白を埋めるかのように、翌二五年七月関税調査団が来日したが、その調査団の「勧告」も、税関行政の問題が中心で、関税政策はその関与の外にあった。関税調査団の「勧告」の内容はさきに詳述したとおりである(第三章第二節三)。このようにして関税改正は、他の内国税や地方税の場合と異なり、司令部との関係では専門家の勧告などの力を借りることなく、もっぱら日本政府と司令部担当官との間の交渉を通じてその改正作業が進められたのである。さて以上のように二四年を通じて日本側では関税率改正への機運が高まってきたが、司令部係官など関係者の意向を反映してその改正方針には、いろいろの変化曲折があった。

第一次改正案をめぐって日本側と司令部係官との間に基本的な見解の食い違いがあることがわかって、日本側が次に考えた改正方針は、全面改正の方針をしばらく棚上げして、当面実際に輸入のある品目について司令部側の同意を得て部分的改正を行ない、そのような改正を順次積み上げてほしいに全面的な改正にもっていくとする方針であった。ところが外国人向けに輸入するOSS等の商品の種類はきわめて多く、それらについて改正を行なおうとする⁽²⁰⁾と、いきおい贅沢品関税はすべて改正を要する、といった状況であった。そこで贅沢品関税のほか高率の従価税の引下げ、従量税の従価税への変更などの改正方針を立て、約四五〇品目について改正案を作成し、司令部へも持ち込まれた。なお「マーケット書簡」の発出後、司令部係官から改正を急ぐようにとの慫慂もあり、税関部は、以上のような関税率改正について、関税率の暫定的改正を政令に委任する臨時の授權立法を制定し、その授權の下で政令により従価税の引下げ、従量税に代わる従価税の設定を行ない、かつ必要に応じて機動的に改正物品を追加する方法を考えていたようである⁽²⁰⁾。

ところが、同年九月来日した貿易顧問団(フリール・ミッション、五七二ページ)のメンバーであった関税専門家の意見が、再度日本側の改正方針に変更をもたらすこととなった。すなわち同顧問団の一員であったアメリカ関税委員会のパトリック・ヘンリー Patric Henry および国務省のショー John F. Shaw は関税問題の専門家で、日本政府の関税改正について種々助言を与え、殊にショーは、ガットに加入する準備として関税率を適正なものに改めること、改正時期はできるだけ早く、かつ一部改正ではなく全部改正とすべきこと、税率はガット加入の際の引下げを考慮してはなほ低率とする必要はないこと、などの意見を述べ、日本側が司令部に提出している改正案をみてこの程度でよいと明言したという⁽²¹⁾。

このような顧問団の見解は、日本側を勇気づけ、司令部の見解の変更も考えられるとして、再び関税の全面改正に希望をもつようになった。そこで同年一〇月以降、この際一挙に全面改正を行なうという方針の下で第一次改正案の再検討が行なわれ、関係省庁の間で十数回にわたる検討会が重ねられた。その結果作成されたのが、第二次改正案で

税番	品名	旧	新	備考
一六	小麦	一〇—二〇	二〇	旧案は小麦は二〇〇万疋をこえたもの二〇%であった(農業保護のため)。
二一	豆類	五—一〇	一〇—一五	農業保護のため。
六六	酒類	五〇	五〇	アルコールの税率との権衡をとったもの。ただし一立一度当り一・二五円を下らない。
一一七	石鹼	三〇	四〇	国産があり、輸入を要しないため。
一九七	酒	三〇	二五	国内価格と輸入価格との差額に相当する価額を従量税とする。
一九七の二	変性酒精	一五	一立一度当り〇・六円	嗜好品(茶・コーヒー)と同率とする。
二〇三	サッカリン	二五	三五	新興産業で増産を必要とするので保護。
二二九のうち	合成樹脂	一五—二〇	三〇	
二六九のうち	醋酸纖維素	二〇	二五	
二五七	有機顔料	二〇	二五	
二七〇のうち	パニッシュ	二〇	二五	
二八六のうち	ラッカー、合成樹脂塗料	二〇	二五	
四四四のうち	写真用感光紙	二〇	二五	
	板硝子	一〇	二〇	
	磨硝子	一〇	二〇	
	安全硝子	一〇	二〇	
五二七	懐中時計部分品	二〇	三〇	
五五九のうち	真空管	二〇	三〇	
五六三	自動車	三〇	四〇	
五六四	自動車部分品	三〇	四〇	
五七七のうち	自動車用エンジン	二〇	四〇	

あり、一月末から二月初めにかけて司令部に提出された。第一次改正案に対し、産業所管官庁は産業保護の見地から税率引上げを主張し、外務省もガット加入に備えた配慮から引上げ論を採り、第二次改正案では第一次案と比べ関税水準は、全体として引上げとなった。有税品の平均税率が、第一次案の一七・七%に対して第二次案では一九・七%までアップされたのである。⁽²²⁾ 農業保護のために主要農産物の税率が引き上げられ、また、新興産業はもろん在来の産業でも国産が可能なものについて、保護障壁を高め、第一次案の税率の引上げまたは無税品の有税品への移行が行なわれている。一方、一部品目について種々の理由で第一次案より税率が引き下げられ、または無税とされたものもあった。

次に、税率の変更が行なわれた主要品目について、新旧の改正税率をその改正理由とともに掲げておこう。米、小麦のほか、合成樹脂、写真用感光紙、懐中時計部分品、真空管、自動車、同部分品、機械類など主要工業製品の税率が引き上げられ、また、国産が可能な各種物品について、保護税率の引上げまたは新規設定が行なわれており、その引上げ幅は、大体五—一〇%となっていた。もっとも左記「備考」にあるように、税率の引上げなどは各品目ごとにしかるべき理由があつてなされたもので、ガット加入に備えて関税水準一般のかさ上げが行なわれたわけではなかったのである。

第二次案改正税率表

A 第一次案より引上げられた主なもの

税番	品名	改正案		備考
		旧	新	
一一	米	一〇—二〇%	一五%	

第十六類のうち	自転車用機械類	二〇〇	三〇	金属の税率と権衡をとるため。
---------	---------	-----	----	----------------

B 無税を有税に改めたもの

一四四のうち	松脂	無税	五%	戦時中国産が可能となったため。合成メタノールの国産化。国産油の保護。 国産で賄えるため。 靴墨・レコードなどに使用されるが、国産代用品が可能となった。 北海道産で賄えるから。 国産ではほぼ賄えるから。 ほぼ自給可能(年度約一五〇万吨)。国産保護のため。
一九六	メタノール	"	一五	
九五のうち	ラベンダー油、ゲラニウム油、パチュリー油	"	一〇	
一〇七のうち	魚油	"	一〇	
一一五―三	カーノーボックス	"	一〇	
四六九のうち	水銀	"	一〇	
四六九のうち	蒼鉛	"	五	
一二二	ポップ	"	五	
三六一のうち	バルブ(人絹用)	"	五	

C 第一次案より引下げられまたは無税とされた主なもの

四三	ぶどう糖、飴	三五%	二五%	特別の保護は不要であるので、氷砂糖と同率にしたもの。 ペニシリンの原料となるため。 天然香料で国産なく、化粧品原料として必要なため。
五八のうち	ペプトン	二五	一〇	
九五のうち	植物性揮発油	二〇	無税	
	ベルガモット油、小うい			
	香油、レモン油、オレン			
	ジ油、イランイラン油			

二〇二	牛樟油	一〇	"	浮遊選鉱用薬剤の原料として必要なため。 薬材用として必要。 化学薬としての一般税率を適当とする。 輸出原料 農薬原料 虫下し薬の原料 くえん酸の原料 国産なく、有税とする必要がないため。 一般硝子の税率と同一にした。 家庭用などの補修用として輸入の必要があるため。
二〇八	乳糖	二五	二〇	
二五六	コールタール分溜物より誘導した化学的生成品	一五	無税	
二二九のうち	漆	〇	"	
	デリス根	〇	"	
	海人草	〇	"	
二六九のうち	くえん酸石灰	一五	"	
四四一	天然染料	一五	"	
四四三	硝子塊	一五	一〇	
五八九のうち	硝子棒管 ミシン部分品	一五	一〇	

なお第二次改正案において、輸入税表中の税目番号の付番方法を改正し、従来の付番が各級の全品目を通じて一連番号を付していたのに対して、第一類は一〇〇番台、第二類は二〇〇番台というように各級に対応する番号を付し、各級ごとにその付番のなかで各品目に対して一連番号をつける方法を採用し、今後新しい税目番号が追加されても各級の番号が動かないような工夫がなされた。この改正案で採られた付番方法が、のちに成立する「関税率法」改正法における付番方法となるのである。

税関部は、第二次改正案の提出に続いて、その改正案の基礎にある関税政策について説明した文書をランターに提出した。日本側の税率設定の考え方がよく表現されているので、その総論の部分を引用しておこう。

日本政府の関税政策について(昭和二十四年二月二五日)

今般の関税率改正案は、今次戦争後における国際貿易憲章、国際関税協定等に表現せられた関税率の一般的引下と、その合理化の動向に順応し、もつて将来日本がこれらの諸協定に参加し得るための準備態勢をととのえるために立案せられたものである。

而して、該案作成に当つて考慮され又は考慮外におかれた諸点は、次の通りである。

- a 収入関税 一般的に関税が国庫収入への応分の役割を果すべく企図されていることはいうまでもない。若干の品目については収入のみを目的とするものである。
- b 保護関税 保護のみを目的としたものは殆どなく、原則としては収入と保護との両面を考慮してある。而して特に育成又は保護を要する少数のものについては、最少限度の保護率を配した。
- c 関税協定余力の保持 将来の関税協定に應ずるために、特に税率を高めることはしていない。
- d 外国為替及び外国貿易の統制 国際收支改善のために採らるべき措置は、凡て「外国為替及び外国貿易管理法」に譲り、関税がこの目的のために利用せられることを極力避けた。要するに改正案は、日本の財政及び経済諸政策の一環として、関係各省並びに業界の多数の意見を徴した上作成せられたものである。

(以下略——引用者)

第二次改正案が作成提出されたところには、経済界も関税率改正の動向に大きな関心を払い、経済団体や各種業界も関税問題について調査研究を行ない、政府などに対する提言、陳情が活発に行なわれるようになった。なかでも積極的に動いたのは東京商工会議所、日本産業協議会などで、関税問題についての各種の調査研究、会員企業へのアンケートやおりにふれての種々の提言などが残されている。⁽²³⁾

ところが司令部は、第二次改正案を受け取ったまま一向に音沙汰がなく、その年は越年し、翌二五年も段々と時間が経過していった。大蔵省は、できれば改正法案をその年初の国会(第七回国会)に提出したいものと考えており、第二次改正案提出後の状況では、同案について司令部の承認を得ることは困難と思料してはいたが、司令部側の審議を促進することに主眼を置きつつ、なお第七回国会に提案することを前途として一応国内手続を進めることとし、二月初旬には「関税率法の一部を改正する等の法律案要綱」について閣議決定が行なわれる運びにまでなった。同要綱は、次のようなものであった。

関税率法の一部を改正する等の法律案要綱(昭和二五年二月七日閣議決定)

一、方針

わが国の現行輸入関税率表は大正十五年に制定され、その後数次の改正を経て現在に至つたが、戦後円通貨価値が著しく下落したため、従量税率はほとんどその意義を失うに至つたので、これを合理化するとともに、他面「国際貿易機関ハバナ憲章」並びに「関税及び貿易に関する一般協定」の精神に表明されている関税率引下げの国際的動向に順応し、将来わが国がこれに参加する態勢を整えておくために現行関税率の一般的改正を行う。

二、その具体的要綱は左の通りである。

- (イ) 従量税を適正な従価税に改めること。
- (ロ) ぜい、沢品等に対する従価十割の関税を廃止し、それぞれ適当な税率をあん配すること。
- (ハ) 前項以外の従価税率については高率なものを引下げる等適当な改正を行うこと。

三、改正関税率の標準

- (イ) 天然品、原始産業生産品及び工業用原材料であつてわが国に生産のないもの又は生産があつても今後供給増加の見込がないものは、無税若しくは低税とすること。
- (ロ) わが国において今後助長育成を要する産業であつて将来発達の見込のあるものについては、適当な育成関税を設けると。既存産業で復興のため特に保護を要するものも同様とすること。

(ハ) 農産物に対しては、わが国農業の特殊性にかんがみ適当な維持関税を課することとするが、他面消費事情をも考慮してなるべく低税とすること。

(ニ) 原料品、半製品、全製品の順にしたがつて段階的に税率を高めること。但し実用品、生活必需品であつて内地に生産のないもの、又は文化、教育若しくは衛生上必要なものは無税若しくは低税とし、ぜい沢品、娯楽品、嗜好品は比較的高税とすること。

四、その他

(イ) 「ぜい沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」(大正十三年法律第二十四号)及び「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」(昭和七年法律第四号)はこれを廃止すること。

(ロ) 「鉄ノ輸入税免除ニ関スル法律」(昭和十六年法律第八十七号)を改正し、その免除期間を明らかにすること。

(ハ) 「食糧ノ輸入税ヲ免除スル法律」(昭和二十二年法律第八十八号)を改正し、輸入税免除の範囲を主要食糧(米、小麦、豆類、雑穀及び穀粉類)に限ること。

(二) 第二次改正案をめぐる司令部との折衝と改正法律案の国会提出断念

右の閣議決定と並行して司令部内の検討促進を催促したところ、ようやく二月中に数次にわたつて係官から見解表明があり、それをきっかけに再び司令部との折衝が開始された。日本側の期待に反して司令部が前述のショーラの見解の影響を受けたとみられる形跡はなく、第一次改正案のときと大差のない主張が繰り返された。しかし当時よりは日本側の主張に歩み寄つたところもあり、日本側は、何とか対立の調整を図ろうと種々妥協案を提出するのである。だが今回も両者の見解は大きな対立点を残し、日本側は、改正法律案の第七回国会提案を断念することとなった。

以上の折衝の経過を具体的に記述しておく⁽²⁴⁾と、まず右の閣議決定のあとで司令部係官から示された最初の見解は、

①税率が一般に高率にすぎること、②輸入税表の改正のほかに、「関税率法」本文の改正も行なうこと、③特に同

法第六条(凶作の場合の米・粃の輸入税の低減を定めた規定)の減免規定を拡張して、(a)凶作その他非常事態下における食糧免税、(b)非常事態下における食糧以外の不足物資の免税、(c)経済発展のため新規事業に必要な機械設備の免税の根拠規定とすることなどであった。

これに対して、税関部は、早速、改正案は元来国定税率を定めたもので、将来実際に適用される税率はこれより低い協定税率となることが見込まれること、この国定税率自体国際水準からみて低率であること(関税水準の評価については、後述七九一八〇二ページ参照)を説明するとともに、占領下でガット加入等が許されない現在、アメリカなど片務的にわが国に最恵国待遇を与えている国の産品に対しては、暫定的にこの改正税率の五割を限度とする軽減税率を適用する特別立法を考慮してもよいこと、また右の③の減免措置についても、恒久的立法である「関税率法」とは別個に特別立法を検討したいこと、「関税率法」本文のその他の条文については検討のうえ所要の改正を行なうことなどを申し入れた。そして税関部限りの試案として、「関税率法」の一部改正法案とともに、次のような「輸入税の臨時特例に関する法律」の草案を司令部に提出した。

輸入税の臨時特例に関する法律案(昭和二五年三月一日付草案)

第一条 外国貿易促進のため政府が必要と認めるときは、本邦との条約による協定によらないで本邦の生産品に対し関税上の便宜を与える地域の生産品に対して、関税率審議会の議を経て政令で地域及び物品を指定し、関税率法別表輸入税表に定めた税率の五割をこえない限度において輸入税を軽減することができる。

第二条 関税率法別表輸入税表に掲げる物品でこの法律の別表第一表に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年六月三十日までの輸入については、これを免除する。

第三条 関税率法別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表第二表に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年六月三十日まで

での輸入については、関税率別表輸入税表によらないでこの法律の別表第二表による。

この法案の第二条は、従来の「食糧の輸入税を免除する法律」(昭和二二年法律第一八八号)(四六九ページ)をこの法律の附則で廃止し、それを承継した条項であったが、従来の法律の別表で定められていた関税免除の食糧が主要食糧のほか、コーヒー、砂糖、コンデンスミルク、バター、チーズ、ジャム、食用油、菓子など広範囲の食料品に及んでいたのを、この法案第二条の別表第一表の案では米、麦、豆類などの主要食糧に限定していた。一方、この法案第三条の別表第二表は、前述の司令部の見解③の(b)、(c)の趣旨を受け、臨時の減免税を行なうためのものであり、司令部の意向を探るためブランクのまま提出された。

この法案は、税関部限りの試案ではあったが、アメリカ等に対して一種の「便益関税」を供与しうることとして、大幅に関税水準を引き下げる途を開いていること、基本税率に対して広範囲に臨時的減免税の特例を設けうるものとして、前記の点で、前述の閣議決定を経た法律案要綱の内容を逸脱した大胆な提案であった。それだけに、この機会に何とかして司令部との間の合意にこぎつきたいとする税関部の強い願望を察知することができよう。

以上の説明・申入れに対する司令部の反応はすばやく、すぐ回答が返ってきた。①まず主要食糧は「関税率法」の別表(輸入税表)で「永久免税」とすること、②「輸入税の臨時特例に関する法律案」の第二条の別表第一表の免税食糧は、主要食糧に限らず、原則として従来の免税食料品をすべて包含すること、③同法案第三条の別表第二表の免除物品として酒類、石鹼、ストレプトマイシン、合成染料、衣類、繊維素パルプ、コークス、自動車などを指定すること(ただし免除期間は、昭和二六年度限りでよい)、④炭化水素油(原油・粗油のほか精製油を含む)については、従来の従量税率を維持すること、などがその主要内容であった。ここで②の主要食糧以外の食料品や③の物資のなかには、在日外国人の必需物資つまりOSSやOAS等で販売されていた物資が多く含まれ、③の物資にはそのほかに一部工業

原料品が指定されていたのである。

右の司令部意見は、主要食糧の「永久免税」のほか、石油の名目的な現行従量税率の据置き、自動車その他「不足物資」の免税など、主要な点で第一次改正案に対して示された見解(七五九ページ)とあまりへだたったものではなかったが、それでも司令部は以上の点を訂正すれば日本政府の関税率表の全面改正案を認める意向のようであったし、また主要食糧以外の食料品や自動車などの「不足物資」の免税は、定率法の輸入税表の税率とは別個の時限立法で措置すればよい、とする点で日本政府の主張に歩み寄ってきたから、日本側は、第一次改正案をめぐって意見が対立した当時と比べて、大きな前進があったと受けとめたのである。そこで主要食糧の「永久免税」を「一時免税」に変更するなど、輸入税表の恒久的税率について日本政府の主張が容れられさえすれば、別途特別法で臨時的減免税措置を講ずる点ではできるだけ司令部の意向を取り入れることにして、この際何とか妥結を図りたいと考えた。ところで司令部が主要食糧を「永久免税」とする意向である、ということが外部に漏れ、関係者に衝撃を与えただけでなく、その日本側の反応がまた司令部係官の感情を刺激する、ということが一幕があったが、その用語はともかくとして、司令部の意向は、将来主食に対して課税する必要がある場合は認めざるを得ない、ということであった。要するに、前述した第一次改正案以来の輸入税表の性格をめぐる両者の考え方の相違が依然尾を引いていたのであり、見解の対立は、実質的にはその中身よりも形式の点にあったのである。しかし国内政治の立場からすると、農業保護を無視したかにみられる司令部の主張する形式は、譲りえないところであった。また、石油に対する従量税率の維持のほか、酒類、自動車等の暫定免税など、司令部の主張に対して実質的に歩み寄りにくい点も相当にあった。日本側は、司令部の主要食糧以外の食料品や「不足物資」に対する暫定免税の要求について、できる限りの妥協を試みるべく、物資により、きめ細

かく免除期間の短縮、関税の減税、関税の免除に代わる内国消費税の軽減など各種の妥協案を用意して司令部との折衝を行ない、税関部は、前述の「輸入税の臨時特例に関する法律案」の改訂版として内国消費税の減免を抱き合わせるなど複雑な臨時措置を定めた「輸入税等の臨時特例に関する法律案」を用意したりした。⁽²⁵⁾

しかし、四月にはいっても話し合いは進まず、遂に司令部の了解は得られなかった。司令部は、主要食糧と石油について現在の名目化した従量税率の据置きを主張するほか、主要食糧以外の食料品および「不足物資」のうちで、新税率により課税する物品の範囲・税率についても意見が折り合わず、さらに「輸入税等の臨時特例に関する法律案」において一種の「便益関税」を供与しようとする前述の案も、司令部は、国際関係を考慮して受容しがたいとしてこれを拒否したのである。⁽²⁶⁾かくして国会会期末も間近となったことから、四月一四日の閣議で、「関税率法」改正案の今国会上册を見合す旨の報告を行ない、司令部にもそのことを申し入れた。このように第二次改正案を基礎とした関税率改正の試みも、やはり日の目をみずに終わったのである。

なお「関税率法」の改正案の国会提出が取りやめになったことに伴い、一つの「関税免除法」案が議員提案され、可決成立をみた(五月)。「つむぎ等の輸入税を免除する法律」(昭和二年法律第一九二号)がこれである。この法律は、沖縄、奄美大島等の特産であるつむぎと上布について、二六年一二月末日までに輸入されるものに対して関税を免除する内容のものであった。二四年六月以降、「関税法」および「関税率法」の適用上、旧外地、沖縄等が外国とみなされ、その輸入産品に対して関税が賦課されるようになった(六〇〇ページ)結果、この南西諸島の特産品の大部分に対して従価一〇割の暫沢品関税が課されることとなり、事実上その輸入は不可能の状態となった。

一方、日本と沖縄との間の貿易は、日本からの極端な出超で、日本政府と沖縄の軍政府との間で貿易調整問題の一環として右の産品の輸入税の免除について話し合いが進んでおり、関税率の全面改正の際にこれを織り込む見込みであったところ、その改正法案の国会上册が延期となったために、とりあえず、臨時措置としてこの法律が急遽制定されたものであった。この法律は、講和まで琉球列島の帰属が不明であるとして暫定的な免税措置にとどめ、また地域による関税差別の印象を表に出さないよう、法律には沖縄等の産品という表現を避け、免税つむぎ等の規格を限定することで、事実上南西諸島の産品だけを免税の対象として捉える方法が採られていた。⁽²⁷⁾

- (1) 本章の記述は、大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、七三―一二三ページ、大蔵省主税局税関部『関税率審議会第一回会議事要録』(昭和二六年一月)によったところが多い。本稿中これらによった記述については、特に必要と考えた個所以外、引用の注記を省略した。なお本稿中に引用した当時の各種文書の文言については、大蔵省所蔵の原資料に当たり、その文言どおり引用記述した。
- (2) 「関税率改正問題の経緯について」、昭和二五年八月(関税調査団提出)、五一―一六ページ(大蔵省資料Z五三四―一六一二)。
- (3) 税関部調査統計課「わが国の関税制度」、昭和二五年二月、三五―三六ページ(大蔵省資料Z五一一―一五五)。
- (4) 同前、三六ページ。
- (5) 「関税率改正に関する経過(別紙)」、昭和二三年四月八日(大蔵省資料Z五二―一五四)。
- (6) 「わが国関税制度の現状と将来」、昭和二二年七月一五日(次官室会議資料)、三一―七ページ(大蔵省資料Z五二六―二二一六)。
- (7) 「日本国関税制度の改正要綱(案)」、昭和二二年五月二二日(次官室会議資料)、「日本国関税制度改正案」(日付なし)(大蔵省資料Z五二六―二二一六)。
- (8) 大蔵省資料Z五三四―一四一。
- (9) 前掲「関税率改正に関する経過」、「GATTの概要」、昭和二七年六月(大蔵省資料Z五二―一一一)、「各国のわが国に対する関税上の待遇について」二八年二月(大蔵省資料Z五二―一二)、前掲『税関百年史』下巻、一五一―一六〇ページ。
- (10) 小松勇五郎『ガットの知識(新版)』、昭和四八年、一七―二二ページ。
- (11) 前掲『税関百年史』下巻、八〇―八一ページ。
- (12) 伊藤八郎『税関談叢』、昭和二七年、二七―二八ページ、「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、木谷忠義昭和三一

年二月一六日口述分)、三八一四一ページ。

- (13) 大蔵省資料Z五一一一一五四。
なお税率区分ごとに全品目を分類整理した当時の資料に「関税率改正案」(昭和二三年四月二八日現在)(同前)があり、また前掲『税関百年史』下巻、八七―八九ページが、税率区分ごとに主要品目を掲記している。
- (14) 前掲『税関百年史』上巻、五一〇―一四四ページ。
- (15) 関税課「関税率対照表(主要品目に対するもの)」、昭和二三年五月二一日(大蔵省資料Z五一一一一五四)。
- (16) 前掲「関税率改正案」。
- (17) 前掲『税関百年史』下巻、八九―九〇ページ。
- (18) 「関税率改正に関する経過」、昭和二四年一月一八日(大蔵省資料Z五三四―一四―一)、前掲木谷口述、五五―六二ページ。
- (19) 『シャウプ使節団日本税制報告書』、昭和二四年、第一編第一〇章F節。
- (20) 「関税率改正について」、昭和二四年一月一七日、八一―一〇ページ(大蔵省資料Z五三四―一四―一)、前掲「関税率改正問題の経緯について」(関税調査団提出)、三〇―三二、六二―六六ページ。
- (21) 前掲木谷口述、六六―七三ページ。
- (22) 前掲『税関百年史』下巻、一〇五ページ。
- (23) 同前、八六、九八―九九ページ、大蔵省資料Z五三四―一四―一六、Z五三四―一四―一七。
- (24) 税関部長発税関長あて文書「関税率法改正案の経過について」、昭和二五年三月二一日(大蔵省資料Z五三四―一四―一)。
- (25) 昭和二五年三月二三日付草案が残されている(大蔵省資料Z五三四―一四―二)。
- (26) 「関税率の改正について」、昭和二五年四月二二日(同前)。
- (27) 『第七回国会衆議院大蔵委員会議録』第六十一号、昭和二五年四月二八日、一一二、四一五ページ。

第二節 「関税率法」の改正

一 第三次改正案の作成提出と政府最終案の決定(昭和二五・二六年)

第二次改正案をめぐる司令部との折衝が行き詰まり、改正法案の国会提出が流れたのち、司令部の方からいくつかの品目について税率改正案を示して、日本側の意見を求めてくるなどの動きがあったが、日本側は、ただちにそのような動きに乗ることはせず、いわば不即不離の立場で司令部と応接する一方で、司令部の見解を検討するほか、経済界の意見を聴取し、第二次改正案中の問題点について関係省庁間の討議を進め、二五年九月には第三次改正案をまとめ、これを司令部に提出した。司令部は、この第三次改正案に対しても、従来の見解を繰り返すなど、相当数の品目について税率変更を示唆、勧告してきた(二五年一月)。しかし日本側は、少数の品目について変更に応じただけで、大部分の品目については第三次改正案の税率のまま押し返し、その税率が妥当である旨を詳細に説明した文書を提出するとともに、なるべくすみやかに両者の意見が一致点に達するよう強く要望した(同年二月)。そして翌二六年一月、遂に司令部は、右の日本側の案により「関税率法」改正案の国会提出の進めることを了承し、政府は、関税率審議会への付議など所要の経路を経て政府案をまとめ、三月一日これを国会に提出する運びとなった。関税率改正をめぐる司令部との交渉は、司令部との接触が始まってから約四年、第一次改正案が作成提出されてからでも約三年を経過した長丁場であり、日本側はねばり強くその主張を続け、最後まで司令部との間の見解の対立が解

けないままで、日本側案の基本線を貫き通した内容で政府案を決定することができたのである。以下やや詳細に右の経過をたどるとともに、政府最終案の内容について記しておこう。

(一) 第三次改正案の作成提出

二五年四月、第二次改正案を基礎とする改正法案の国会提出の見合せを司令部に通告したのち、日本側は司令部に対して積極的行動をとることを避けたが、司令部側にはこのような成行きとなったことを残念とする空気があることが観察された。翌五月には司令部係官の方から、日本側に食糧、石炭、新薬、アルミニウム、自動車などについて新税率案を示して日本側の意見をただすなどの働きかけがあり、このような動きからも、司令部が関税改正を促進したい気持を抱いていることは明確に察知できた。もっともその税率は相変わらず低率のもので、日本側が応じうるものではなかった。

日本側がこの段階で採った方針は、司令部に積極的に交渉をもちかけることはせず、司令部に対してはいわば不即不離、是々非々の態度で応接するとともに、その一方で第二次改正案作成後の諸事情を織り込んで同案の問題点の細部をつめ、ベストと思われる改訂版を作成する、ということであった。そのため第二次改正案を土台に、その後の経済産業事情の変化、司令部の示唆や業界の要望などについて逐次検討が加えられ、関係省庁間の協議を通じて第二次案に対する修正作業が進められた。この改訂作業における関税率改正の基本的方針そのものは、大体従来からのものが踏襲された。「関税改正案説明」(二五年七月一八日)と題する当時の税関部の内部文書¹⁾によると、貿易立国のわが国として低関税主義を理想とすべきこと、しかしわが国産業の実情から極度の低関税主義に走ることはできないこと、一旦設定した関税は、将来引下げはあっても引上げはできるだけ避けるべきで、その意味で長期間安定した税率の設定を目標とすべきこと、税率設定に当たって、将来ITO、ガットに加入する場合のバーゲニング・パワーの留保は

意図しないこと、輸入資金の効率的運用のため贅沢品、不要不急品の輸入防遏の目的で、これらに対しては相当高率の税率を設定すること、貿易・為替管理の存在とは別個に、関税体系はそれ自体のあるべき姿を考えて設定すべきことなどを述べ、税率の改正設定の方針として次のような諸点を挙げている。

- (a) 保護関税主義
産業の維持乃至育成を主眼とし財政収入確保の点は寧ろ附属的である。
- (b) 低関税主義
最高率を従価五〇%とし、それを超ゆるものを認めない。
- (c) 国際慣行主義
原料品に対しては免税又は低税、半製品は原料品より稍高く、完成品は更に高率、贅沢品については最高とする。
- (d) 従価税主義
(省略——引用者)

さらに同文書は、以上の方針による基本的税率の改正、設定とは別個に、臨時立法として、主食等に対する一時免税を実施し、また連合国人が直接消費する輸入物資について最少限度の暫定的特別扱いを講ずることに異存がないとしている。

右の文書の内容は、従来表明されていた関税率改正の基本的方針(七四七—五〇、七六九—七〇ページ)と大差のないものだが、第二次改正案をめぐる司令部との交渉の過程で示された日本側の方針とは、いくつかの点で相違したところがあった。その第一点は、かつては関税率設定の方針として公然と「収入関税」の目標が掲げられていた(四六七—六八ページ)のに対し、前述の方針では「保護関税主義」が「主眼」として打ち出され、財政収入の確保は附随的

なものとされている点である。この点は、関税の本来の機能が産業保護にあり、その点の考慮が税率設定の基本にあることを強調することによって、それまでの司令部との交渉で、司令部側が関税水準が高すぎることや関税から租税収入を挙げることに批判的であったことに対して応答しようとしたものと考えられる。石田正は、第二次改正案をめぐる交渉が打ち切られたのち、日本側は司令部に対して保護関税の趣旨を強調する方針を採った旨述べている。⁽²⁾しかしこの点は、説明の仕方の変更ではあっても、税率設定の基本方針そのものに、さしたる影響があったものとは認められない。次に第二点として、日本側が、第二次改正案をめぐる交渉の過程で、特別法を制定して、臨時に、アメリカ等に対する「便益関税」の供与や、主要食糧のほか、主要食糧以外の食料品および「不足物資」に対する大幅な減免税を考慮していた(七七―七四ページ)のに対して、このような構想を御破算とし、前述のように特別措置は最少限度にとどめようとしていた点を挙げる事ができる。しかもすぐあとにみるように、この修正案を司令部に提出した際には、基本税率の改正案のほかに、主要食糧に対する臨時的免税措置だけがつけ加えられ、外国人の消費物資に対する特別措置は除外されるのである。第二次改正案をめぐる攻防の際は、日本側は、臨時的に相当大幅の譲歩をしても何とか妥協にもち込みたいとする腹であったが、その後はより原則的な立場に返り、できる限り日本側の自主的判断を貫こうとする方針を採っていたことがうかがわれる。そしてこのような日本側の方針・態度は、その後の司令部との交渉の過程で、一層明確な形をとって表われるのである。

第二次案に対する修正作業では、税率の修正のほか、税番新設(新税率の設定)、品目分類の修正などが行なわれ、その修正箇所は相当広範囲に及んでいる。⁽³⁾税率修正では、引上げ・引下げの双方があったが、相当数の品目について引下げがなされていることが目につく。

税率改訂は、産業政策上の考慮、税率体系の均衡などの観点からなされたもので、司令部の意見によって税率を引き下げたものはほとんどなかったという。⁽⁴⁾各種品目にわたる修正の結果有税品の平均税率(算術平均)は、第二次案(一九・七%、七六四ページ)より多少低下した(一九・六%)⁽⁵⁾。次に当時の文書から目ぼしい品目について税率の修正例を掲記しておこう。⁽⁶⁾消費物資、高級製品に対する高税率の引下げや、産業政策上の見地からの調整がなされており、乗用車の関税は、第二次案で四〇%に引き上げた(七六五ページ)ものを再び三〇%に引き下げている。

関税率改正案(第二次案)以後の修正案(二五年八月三一日)

(一部抄記——引用者)

改正税番	品名	第二次案	修正案	備考	
三〇一	野菜、海藻(食用に適するもの)、果実、ナット	二〇―四五	一〇―三五	一部品目追加	
三一六	菓子	五〇	三五		
三一七	ジャム、フルーツゼリー類	四五	三〇		
三二〇	果じゅう、糖水	三五・四五	三〇・三五		
三四〇	飲食物(別号に掲げたものを除く)	三〇・五〇	二五・三五		
五〇三	ひ麻子油	無税	一〇		
五〇六	落花生油	二〇	二五		
五二六	大豆油	一五	二〇		
六七〇	石けん	二五・四〇	二〇・三〇		
六七〇	合成ゴム	二〇	無税		
六七二	D D T	二五	二〇		
七一〇	群青	一〇	二〇		
九〇六	絹織物・絹入織物の一部	二五	二〇		
					税番新設

九〇八	のうち	メリヤス地、防水布、レザークロス、ゴム入布等（絹製または絹入のもの）	二五	二〇	税番新設 一部品名変更
九二二	のうち	はだ着、くつ下等（絹製絹入、合成繊維製等のもの）	三〇	二五	
一〇〇三	のうち	クラフトペーパー	一〇	一五	
一〇〇五	のうち	陶磁器（貴金属等の金具を用いたもの）	五〇	三〇	
一一〇六	のうち	ガラス板（みがきガラス）	二〇	二五	
一三〇五	のうち	銃鉄	一〇	一五	
一三一〇	のうち	鋼材	一五	一〇	
一四〇五	のうち	アルミニウム・アルミニウム合金の塊	一〇	一五	
一四〇八	のうち	乗用車	一五	一〇	
一六四二	のうち		四〇	三〇	

この第二次案の改訂版は第三次改正案と呼ばれ、その後若干の修正をみたのち、政府が国会に提出する最終案となるのであるが、その内容については、政府最終案としてのちほどさらに具体的に述べる。

第三次改正案は、二五年九月に司令部に提出し、非公式の話合いを行なったのち、主税局長から経済科学局財政課長あてに文書で、同案を基礎として関税率改正法案を作成し、国会に提出するための前提手続として、これを関税率審議会に付議したく、これに対する司令部の見解を求める旨の申入れを行なった。そしてその書簡のなかで、輸入税率の全面改正のほかに、輸入補給金を支出している米、小麦、大麦等に限って関税を免除できる規定を新たに設け、また同じく輸入補給金の対象となっている大豆について二六年三月末日まで関税を免除するという、ごく限られた例外措置を講ずる旨の附加的提案を行なったのである。

(二) 第三次改正案をめぐる司令部との折衝と政府最終案の決定

第三次改正案に対して、司令部は、同年一月末日、マーケット発大蔵省あての覚書という形で回答を出した。^(?) 覚書は、別紙一「日本政府の提案にかかる関税率表および関税率法の改正案に関する批判および勧告」と、別紙二「輸入税率改正案中各種物品に対する変更の示唆」と題する二つの別紙にその見解を述べたかなり長文のもので、食糧のほか約五〇品目にわたって税率変更等の勧告・示唆を行ない、三〇日以内に日本政府の回答を求めたものであった。その要点は、①従量税率を従価税率に変更することには異議がないこと、②主食、砂糖、大豆、採油用種子、原油・粗油、アルミニウム（塊）、銅・鉛（粗のインゴット）、金属屑、写真器・同部分品（顕微鏡用・航空機用のもの）などを無税とすること、この場合主食等に対して一定の関税率を設定し、特別措置でその適用を停止するという日本政府の提案した方法は勧告しないこと、③燃料油、とうもろこし、クラフトペーパー、乗用車以外の自動車、同部分品、同内燃機関などの税率を引き下げること、④潤滑油、ガラス繊維、製図器・測量器具、同部分品、乗用車、光学用レンズなどの税率を引き上げること、⑤ぼろなど税表分類について改正すること、などについて勧告、示唆を行なったものであり、覚書は、「今や世界の関心は日本の関税率法および輸入税率に集中されている」と述べ、もし日本がガット、ITOの原則と一致しない措置を採るならば、日本のこれらの国際機構への加入の障害となるばかりか、その関税障壁を理由に他国から報復を受けるかもしれないと警告していた。なお覚書は、主食等食糧に対する関税撤廃の妥当性について最も詳しく論じていたが、その論旨は、主食に対する関税賦課の目的が歳入取得にあるとするならば、それは食糧に対する支出が収入の大部分を占める低所得層にとって不公平な措置であること、関税賦課の目的が主食の輸入抑制または減少にあるとするならば、国内の主食供給の不足が避けられない状況の下で、意味のない措置であること、日本政府は、緊急の場合または主食の国際価格が国内価格を上回る場合に関税の減免措置を採ることを提案しているが、このような価格状況は今後も長く継続すると認められること、また、かりに将来国際価格が低落す

る場合に国内価格を維持しまたは関税賦課によってその国内価格への波及を防止しようとすることは、日本国民の生活水準の引下げにつながるのみならず、そのような時期は世界的な不況期であり、日本の輸出が重要なときに逆に輸出品のコスト引下げを困難とする要因となること、などを理由とするものであった。

以上のように司令部の見解には、乗用車を含めて関税引上げの勧告があり、その点を含めて概して産業政策ないし関税率体系均衡化の見地からの見解表明がなされていた点で、従来の見解ないし第二次改正案をめぐる論議（七七〇―七四ページ）とは大分色合いの異なるところがあった。このような司令部の見解には、日本の業界の陳情が反映していたとみられるところもあり、また従来の見解に反して乗用車の関税の引上げを勧告してきた裏には部品関税の引下げがセットされていた面があった⁽⁸⁾。そして主食等の食糧、原油・粗油などの無税の主張を固執していた点では、これまでの日本政府の再三にわたる説明、説得にもかかわらず、依然として自説を変えていなかったのである。

日本政府は、司令部の覚書に対し、関係省庁協議のうえ、その年の年末近く、大蔵大臣名でマーケットあて回答を行なった⁽⁹⁾。その回答は、農産品の関税問題について、特にわが国農業の特殊性を説き、関税率設定が不可欠である理由を詳細に述べたほか、司令部の指摘した各品目を中心に、逐一、産業政策、関税率体系等の見地からその見解を仔細に記述した、マーケット覚書に数倍する長文のものであった。その内容は、司令部の示唆に同意したもの（トランプトペーパー等の税率の引下げ、ぼろの定義等税表分類にかかる改正）、司令部の示唆の趣旨に沿って多少修正したもの（落花生、とうもろこし、ガラス繊維、測量器具、同部分品等の一部税率変更）が若干あったものの、司令部の指摘した品目の大部分について原案をもって押し返したものであり、そのほかに一部さきの提案に対する修正提案を含んでいた（大豆に対する臨時的免税案は、輸入補給金が打ち切られたことから撤回）。また、回答は、日本はできる限りすみやかにガット、ITOに加入することを熱望しており、そのためにこそ関税率改正案を提出しているものであり、司令部の覚書の検

討に当たってもガット、ITOの原則に対して十分考慮を払ったが、提案している税率は国定税率として決して不合理に高いものではなく、諸外国のそれと比較しても全般的にはむしろ低率であると考えているとも述べ、この日本側の提案について、司令部との間の相互理解が進み、なるべくすみやかに両者の考え方が一致点に達することを切望する、と結んでいた。なお日本側の回答も、司令部の覚書に対応して特に食糧品の関税問題について詳細をきわめた反論を展開していたが、その要旨は、日本の農業が総人口の約四七％という過剰人口を抱え、主として主要食糧の生産に従事する世界にも余り例のない零細過少農家であり、日本経済の状況では、農業人口の他の産業部門への移動も他の作物への作付転換も困難で、経済的、社会的に農業保護が不可欠であることを説き、主要食糧に対する関税率の設定は、一般歳入の取得を目的とするものではなく、外国の低価の農産物が大量に流入して農民の生活に重大な影響を及ぼす恐れがあることに對して、関税保護を与えるのが目的であり、そのことの方が関税賦課により食糧費の増加を招来することよりも重要で、しかも一定の場合には、国民生活上の配慮から免税措置を提案していること、関税率の設定によって主要食糧の輸入を抑え、または減少させる目的があると考えるのは誤解であり、わが国にとって不足食糧の輸入は関税の有無にかかわらず不可欠のことで、関税賦課は、海外の食糧価格が低下した場合に、その大量輸入が国内農業を圧倒することを防止するのが目的であること、わが国の農業に国際競争力はなく、主要食糧の生産の維持ないし増産を図るためには、農民に対して食糧価格の安定をある程度保証することが必要であり、しかもそのため提案している主要食糧に対する関税率（小麦粉を除き、最高二〇％）は、わが国の過去の例および諸外国と比べて決して高いものではないこと、海外の食糧価格が低落したときに、関税賦課によってそれに相応する国内価格の下落を防止することは、それだけわが国の輸出品のコスト引下げを困難とするという指摘は首肯できるが、そのような場合には、輸出産業のみならず、国内の農業や国内向け商工業のことも考えなければならず、農業が窮状に陥ることは国

品名	第三次案	司令部提案	回答	備考
大豆	一〇	〃	一〇	農業経営合理化対策として増産の必要があるため。
菜種	一五	〃	一五	
落花生	一〇	〃	一〇	油脂原料として大豆と競合するため、大豆と同率とする。
炭化水素油	一〇	〃	一〇	
原油および粗油	一〇	〃	一〇	国産原油および国内石油精製業保護のため。ただし潤滑油・グリースは三〇%に同意する。
燃料油(重油)	一〇	〃	一〇	
潤滑油・グリース	二〇	三〇	三〇	司令部(ランター)も第三次案の税率そのものには異存はない。
その他	二〇	三〇	三〇	
鉄鋼	一〇	〃	一〇	鉄鉄だけでなく、鋼材も含めて現行法で当分免税する。
鉄	一〇	〃	一〇	
鋼材	一五	〃	一五	国産保護のため。
アルミニウム(塊)	一〇	〃	一〇	
あまに油	一〇	〃	一〇	国内搾油業保護のため。
繊維素パルプ	一〇	〃	一〇	
新聞用紙	一五	〃	一五	国内搾油業保護のため。
クラフトペーパー	一五	〃	一五	
植物性油	一〇	〃	一〇	搾油業保護のため原料の税率との間に一〇%の差をつける。
大豆油	二〇	〃	二〇	
落花生油	二五	〃	二五	原料である大豆・落花生が一〇%であるので、二〇%とする。
綿実油	一〇	〃	一〇	
やし油	一〇	〃	一〇	原料であるやし・綿実は無税であるので、一〇%とする。

内の産業一般に対する影響が甚大であるのみならず、輸出産業には農業よりも合理化によって対応する余地があること、さらに現在食糧の基本税率を零としておき、将来海外産食糧の価格が低落したときに、あらためて一定の保護関税を設定する方法は、国内農家に対する保証の点で適当でないだけでなく、農産物輸出国に対して関税上の予測を不可能とする点でも問題であり、まして将来ガットに加入するときはその対応に困難な問題が生じること、などを述べたものであった。次に、第三次改正案をめぐる司令部の提案とこれに対する日本側の回答の要点を掲記しておく。⁽¹⁰⁾

第三次改正案に対する司令部提案とその回答の要点

品名	第三次案	司令部提案	回答	備考
司令部覚書の別紙一に記載のもの 一ないし四				
(一) 主食	一五%	無税	一五%	人口の四七%を占める農業を保護し、食糧増産をはかるために最低限のもので、是非必要とする。
米およびもみ	一〇%	〃	一〇%	
大麦	二〇%	〃	二〇%	
小麦粉	二五%	〃	二五%	
(二) 砂糖	輸入価格が国内価格より高い場合に減免する。	税率を設けておいて減免する方法に反対。	第三次案に同じ。	国産の甜菜・甘蔗は農業経営上からも不可欠の作物であり、また国内精製糖業を保護する必要がある。
粗糖	一〇%	無税	一〇%	
精製糖	二〇%	〃	二〇%	
(三) 大豆・採油用種子				

一〇	鉛(インゴット) 粗のもの 精錬されたもの	無	五	五	無	五	五	国内鉱山業保護のため。
一〇	錫・鉛	無	五	五	無	五	五	国内鉱山業保護のため。
	銅・アルミニウム・真鍮・青銅	無	五	五	無	五	五	銅・アルミニウム・亜鉛は、国内精錬業と国内鉱山業を保護するため。
一一	亜鉛	無	一〇	〃	〃	一〇	一〇	国内生産が十分で、引上げの必要なし。
一二	製図器およびその部分品 測量器具およびその部分品 写真器および同部分品(顕微鏡用・航空機用のもの)	無	一五	一五	無	一五	一五	国内生産が十分で、引上げの必要なし。なお保護を必要とするものもあるため。用途を考え一般のもの約二分の一に下げ、さらに引下げの必要なし。
一三	自動車シャーシーまたは完成車	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	自動車工業および関連産業保護のため、乗用車四〇%、その他三〇%とする。
一四	乗用車 バス トラック 自動三輪車 トラクター(キャタピラー式のものを除く)	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	部分品の税率が低いと、完成品を分割した形で輸入すれば保護の目的が達せられないから、完成車と同率とする。
	自動車部分品(原動力機を除く)	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	なお、部分品は、車種別に区別し難いもの
	乗用車用のもの	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	
	バス用のもの	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	
	トラック用のもの	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	
	自動三輪車用のもの	無	三〇	三〇	無	三〇	三〇	

一	司令部覚書の別紙二に記載のもの とうもろこし	無	一五	一五	無	一〇	一〇	寒冷地・開拓地の主要作物であり、かつでんぶんの原料用作物の保護のため一〇%とする。
二	落花生	無	一五	一五	無	一〇	一〇	大豆と同率とする。
三	パラフィン	無	一五	一五	無	一〇	一〇	石油精製業保護のため一律に一五%としたいが、マッチの原料となるので、五%引下げ、一〇%とする。
四	融解点摂氏四五度をこえないもの その他	無	一五	一五	無	一〇	一〇	ス業保護のため。
五	ゴム硫化促進剤およびゴム老化防止剤	無	二五	二五	定義を明確にする。	二五	二五	ス業保護のため。
六	コークスのうち 粗の石油コークス その他のコークス	無	五	五	無	五	五	国内のタールピッチコークス保護のため。
七	ガラス粉およびフリット	無	一〇	一〇	無	一〇	一〇	国内フリット製造業保護のため。
八	ガラス繊維およびガラスウール	無	二〇	二〇	無	二五	二五	ス業保護のため高い税率が必要だが、消費面への影響を考慮して二五%とする。
九	銅(インゴット) 粗のもの 精錬されたもの	無	一〇	一〇	無	一〇	一〇	

トヨタター用のもの(キャ タピラー式トヨタター用の ものを除く)	三〇	一五		のが多いので、乗用車用も同率とする。
一五 内燃機関 乗用自動車用のもの	四〇	四〇		
バス用のもの	四〇	二〇		
トラック用のもの	四〇	二〇		
自転車および自動自転車用 のもの	三〇	二五	三〇	前項に同じ。
トラックター用のもの(キャ タピラー式トヨタター用の ものを除く)	四〇	二〇		
その他	一五	一五		
一六 バルカナイズドファイバー	一五	二〇	一五	O・K
一七 光学用レンズおよびプリズ ム(縁または柄のないもの)	二〇	三五	二〇	すでに国際的レベルに達しているため。
一八 変性糖蜜	五	税	五	醸酵原料として甘蔗と競合するため。

以上のような日本側の回答に対し、翌二六年一月一二日、司令部はマーケット名で返答した。その内容は、もはや日本側改正案に対して個別的な意見は表明せず、ただ日本政府は、その「関税率法」および輸入税表の改正法律案をきたる四月一日から実施できるよう、今国会に提出するために準備を進められたい、とするものであった。

日本側は、戦後幾星霜にわたって司令部の厚い壁に挑み続け、ついにその希望する成果を手に入れることができた。石田正は、関税率審議会で、紆余曲折を経た司令部との交渉経過を振り返り、「お手元に差上げました改正案と

いうのは、主要な点においてはわれわれの方の意見をすべて維持しておるのでありまして、先方の意見によって、やむを得ず屈したという面はほとんどないのであります」と述べた。⁽¹¹⁾ 中嶋晴雄は、司令部からの回答があった日の光景について、「藤井さんのもたらしたこの司令部情報を聴いて税関部長室に集った幹部諸氏の色めき立った昂奮の一瞬を、私は忘れることができない」と書いている。⁽¹²⁾ 考えてみると、関税当局は、当初、極力司令部との間で問題を起こさないようにし、その干渉束縛を避け、講和まで何とかして日本の関税制度・関税率を温存していく方針を採った(四六三―六四ページ)が、占領軍の全面的な管理下にあつてそのような方針が通用するはずもなく、結果はそれとは正反対に、司令部と全面的、徹底的に論戦をかわし、執拗に交渉を続けることによつて、自国の関税体系を自主的に再編成することができたのである。もっともそれが成功したのは、司令部の統制が緩んだ占領末期までねばったという、時代の経過が味方した面もあったであろう。一方、中嶋は、司令部の意見が個別的で取捨選択の余地があり、また占領下で国内の経済団体が後のように圧力団体化していなかったこと、政府案が司令部の承認によつて最終的な権威を与えられたことなど、占領下であつたからこそ体系的な全面改正ができた面もあつたことを指摘している。⁽¹³⁾

司令部のゴー・サインを受け、大蔵省は、早速一月二七日関税率審議会(六二九―三〇ページ)に対し、関税率改正について諮問を行なつた。同審議会の第一回会議に対する諮問であり、諮問は、「関税率法」別表輸入税表を別冊のとおり全面改正することの適否(諮問第一号)と、米、粳、大麦、小麦または小麦粉の輸入の際の到着価格に輸入税を加えた価格が、同等の国内産品の公定価格より高い場合に、その税率を軽減、免除することの適否(諮問第二号)を問うたものであつた。

審議会は、一月三〇日・三十一日の両日の午前・午後にあつて開催され、当局の諮問事項と改正方針および改正案作成経過の説明に続いて、一般的事項と輸入税表の各類型ごとの品目について順次審議が進められ、さらに主要品目を

ぬき出して集中的な討議とそれに伴う採決があり、最後に諮問第一号・第二号について答申の決定がなされた。審議の状況については、完全な速記録が残されているが、議長が最後に、数多くの審議会、委員会のなかでこの審議会ほど活発、熱心な審議がなされた例はなかったと総括して閉会したほど、長時間に及ぶ強行審議であった。個別品目では、特に建築染料、大豆、原油、繊維素パルプ、石油コークスなどに論議が集中し、司令部との交渉で繰り返されたように大豆や原油の関税の無税化や税率引下げの主張などもなされたが、審議が最も紛糾したのは、建築染料の関税問題であった。問題になったのは、合成染料の一種である建築染料のうち、人造あい以外のもので、染色過程で繊維の上で化学変化を起し、変色しない高級染料(堅牢染)であり、その種類は百種類以上にのぼり、そのうち一部はわが国でも生産できたが、輸入依存度が高く、しかも輸出繊維品の染料として不可欠のものであった。わが国にとって、合成染料工業の育成は戦前からの課題で、昭和初期には建築染料に対して従価換算四〇〇%程度の関税が設定されていたのが、物価騰貴とともに負担率が下降し、戦後は名目的なものに化していた。ドイツ染料の力が強力で、アメリカも輸入を防ぐために、四〇%の保護関税を課していたという。建築染料の関税率をめぐる争いは、合成染料工業の保護育成と、そのユーザーである染色業界、繊維産業の利益保護ないしその輸出振興との間の綱引きの問題であった。この両業界の角逐は、日本政府のみならず司令部をも巻き込んだ激しいもので、司令部と日本政府の間で合意された税率が関税率審議会でもしかえされ、修正議決にまで発展し、それに基づいて作成された政府提案のちにみるように再度国会で修正される、というような経過をたどるのである。この建築染料の関税率について最初司令部が日本側に伝えた案は三〇%であったが、日本側がこれを二五%に引き下げて司令部の諒解をとり、それが審議会への諮問案となっていた。ところが審議会で、政府側委員である通商産業次官と経済安定本部副長官との間の意見が食違うという有様で、安本側が本来なら三〇―四〇%、まげて二五%の原案維持という意見を開陳したのに対し、通産省側は合

成染料のうち、建築染料だけ一五%に下げ、他は二五%が適当という意見を述べた。また建築染料を国産可能のもの⁽¹⁴⁾とその他のものに区分し、後者の税率を引下げまたは無税にする、というような案も論議されたが、出席の横浜税関長からそれは通関実務上至難というクレーム⁽¹⁵⁾があった。そして再三にわたる採決の結果、ようやく次に述べる答申のように原案を修正することで落着いたのである。

関税率審議会は、諮問第一号および第二号に対して、いずれも諮問のとおり改正することを適当と認め、ただ「関税率法別表輸入税表中「第七〇五号合成染料 六建築染料 乙その他」(甲は人造あいである―引用者)の税率については、当分の間、法律によって従価一割五分と定めるのを適当」と認める旨の答申を決定、大蔵大臣に提出した。大蔵省は、以上の答申を受け、それに従って「関税率法」改正法案を作成し、閣議決定、司令部承認という手続を経て、三月一日、第一〇回国会に提出された。なお「関税率法」改正法案には、輸入税表の改正のほか、同法本文の改正規定と改正法案附則による関係法律の廃止などが定められていたが、それらについては、輸入税表改正案の概要とともに次に項を改めて述べる。

二 「関税率法」改正法案の概要

(一) 輸入税表の全面改正

明治の条約改正でわが国が関税自主権を回復したのが明治四四年、その際施行されたのが明治四三年法律第五四号「関税率法」(従来の「関税率法」の全部改正法)であり、同法別表の輸入税表は大正一五年に全面改正され、その後はその税表が、部分的な改正を受けただけで戦後まで維持された(七三六ページ)。

今回行なわれる改正は、明治四四年以来三度目の歴史的な大改正であったのである。政府の最終案は、上述した諸経過を受けて最後に到達したものであり、その内容は、当然これまでに述べた諸事項を包含したものであったが、その最終の姿はどのようなものであったか。従来の記述と重複するところがあるが、政府案の全体の輪郭をみるために、次に当時の文書を引用して改正案の概要を述べておこう。⁽¹⁶⁾

関税率改正案の概要

(一) 改正の理由

1. 戦後、貨幣の価値が著しく下落したため、現行輸入税表の有税品目の約六割五分を占める従量税率がほとんど無税に等しくなってしまうこと。
2. 大正十三年の「ぜい沢品等の輸入税に関する法律」によつて二百四十二品目が従価百分の関税率になつてゐるが、国内事情の変化、ITO（国際貿易機関）やGATT（関税及び貿易に関する一般協定）に関する国際的動向を考えると、このよくな高率な関税は廃止する必要があること。
3. また現行の輸入税表は、前回の大正十五年の全面的改正から二十五年を経ているが、その間に内外の産業貿易の事情は著しく変化しているので、上記以外においても根本的な改正を必要とされていること。

(二) 改正の方針

1. 税率をすべて従価税率とすること。
通貨価値の下落によつて、従量税率はほとんどゼロに等しいものになつてしまつたので、これに対して新たな税率を設ける必要があるが、世界的な経済情勢からいって、将来の価格変動の見透しが、はっきりしないので、一応全部従価税率によつて税率をきめることとした。
2. なるべく低い関税を採用するよう努めること。

3. 重要産業等に対して適当な保護関税を設けること。
わが国の経済自立のために必要な重要産業や将来発達の見込のある新興産業に対しては、その維持及び育成のために必要と考えられる保護関税を設けることとした。
4. 輸入税表の記載の平易化。
貿易に依存して経済的に自立しなければならぬ我國の国状、ITO、GATT等への加入の必要等から、従価十割のぜい沢品関税その他の極端な高税率を廃止し、税率の最高を従価五割とした。

現行の関税率は関税率法別表輸入税表に定められた税率が「ぜい沢品等の輸入税に関する法律」や「輸入税の従量税率に関する法律」等の特別法で代えられているので実際に適用される税率がどれであるか判り難くなつてゐるが、これを一本にまとめることとした。また品目の分類を簡単にし、用語をできるだけ判り易くした。

(三) 改正案作成に当つて、関税率を定める標準とした所は次の通りである。

1. 原料品、半製品、全製品の順に従つて段階的に税率を高める。例えば綿花、羊毛、原皮、原鉱石、石炭等は無税、糸は五分乃至一割五分、鞣皮は一割五分、織物は一割乃至二割とした。
2. 実用品、生活必需品は低税とし、ぜい沢品は比較的高税とした。例えば歯磨、洗たく石けんの二割に対し、化粧用石けんは三割、香水は五割とした。
3. わが国に生産のないもの又は生産があつても今後供給増加の見込がないものは無税又は低税としその反面、保護育成を要すると認められる産業の生産品には適当な関税率を設ける。例えば桐油の無税、牛脂の五分に対しソーダ灰の二割五分、合成樹脂は二割から三割までとした。
4. 農産物に対しては、食糧価格及びわが国農業の特殊性にかんがみ、関税による保護を必要とするが、他面消費事情をも考慮してその税率を適正にする必要がある、また主食については特別な場合には免税することとする。
5. 税率はたばこの三五%を例外として、すべて五〇%以下とし、その区分は五〇%、四〇%、三五%、三〇%、二五%、

二〇%、一五%、一二・五%、一〇%、七・五%、五%及び無税の十二段階である。

(四) 今回の改正案の概要は、次のとおりである。
 税表に掲げた品目の総数は九百二十八で、その内、有税品は七百五十七、無税品は百七十一である。有税品の中では税率一五%の約二百品目が最も多く、税率二〇%と一〇%のそれぞれ約百五十品目がこれに次いでいる。

- 次に関税率の大体の目安を述べると次の通りである。
1. 主食類(米、大麦、小麦、小麦粉等)は一割から二割五分まで豆類は一割、雑穀は五分、採油用種子は菜種等を除いて無税である。しかし、主食(米、粳、大麦、小麦及び小麦粉)については、当分の間、免税してゆく方針である。
2. 砂糖は、粗糖が一割、精製糖が二割、嗜好食品、茶、コーヒー、酪農製品等は三割から三割五分まで、酒類は五割である。
3. 食用及び工業用の油脂類は、落花生油、大豆油等が二割、桐油、鯨油等が無税、亜麻仁油、魚油等が一割、牛脂が五分となっている。なお、石けんは、二割から三割までである。
4. 原油及び重油は一割、ガソリン、軽油は二割、潤滑油は三割である。
5. 生ゴム、化学肥料は無税、工業薬品及び製薬類は、一般的のものが一割から二割五分まで、合成染料が二割五分である。
6. 繊維原料は無税、糸類は五分から一割五分まで、織物は一割から二割まで、衣服は二割から三割までとなっている。但し、合成繊維は二割五分である。
7. パルプは五分、紙は一割から二割まで、普通のガラス板は一割、磨ガラスは二割五分である。
8. 鉄鉄は一割、鋼塊は一割二分五厘、鋼材は一割五分であるがこれらは、現在の免税を当分延長する見込である。鉄鉱石及び屑鉄は無税、特殊鋼は一割五分、その他の金属類は無税のものから棒、板等に加工された二割のものまで、金属製品は一割五分から二割までである。
9. 乗用車は四割、その他の自動車は三割、時計は三割、一般の機械は一割五分となっている。

10 普通の木材、肥料等は無税である。

さらに次に税率区分ごとにその税目数と主要品目を掲記すると、次のとおりである。⁽¹⁷⁾ 上述した関税率の「標準」ないし「目安」で言及されている諸品目が、大体税率区分ごとに掲記されており、これらを縦系・横系として関税率体系全体の輪郭を把握することができよう。

税率区分	税目数	主 要 品 目
無 税	一七一	綿花、羊毛、麻類、石炭、鉱石、肥料、飼料、木材(かりん、桐等を除く)、馬、牛、採油用種子(菜種、からし菜の種を除く)、原皮類、石綿塊、雲母塊、ニッケル、コブラ等
五%	三九	こうりやん、そば、牛脂、ホップ、松脂、繊維素、パルプ、漁網地、コークス、鉛の塊
七・五%	九	綿縫糸、亜麻織糸(単撚の生のを除く)、ちよ麻織糸
一〇%	一五〇	大麦、とうもろこし、大豆、落花生、粗糖、あまに油、ひまし油、やし油、原油、重油、カーボンブラック、綿織物、包装用紙、印刷紙、貴石、窓ガラス、鉄鉄、アルミニウム塊、亜鉛塊、製帽用さなだ
一二・五%	四	書状用紙、鋼塊、鋼片
一五%	二二五	米及びもみ、靴底革、ソーダ塩類、ペイント、生糸、人絹、ゴム靴、鋼材、特殊鋼、針、計器類、タイプライター、機関車、航空機、船舶、発電機、工作機械
二〇%	一五〇	小麦、ココア豆、精製糖、大豆油、ガソリン、軽油、灯油、洗濯石鹼、苛性ソーダ、アセント、DDT、写真用乾板、普通の刃物、アルミニウム製品、顕微鏡、金銭登録機、映写機、幻灯機、楽器、ラジオ受信機、自転車、シン、普通の木製品、セルロイド、電球、戸外運動具
二五%	五七	小麦粉、コーンスターチ、かん詰びん詰又はつぼ詰の魚介鳥獣肉類、ソーダ灰、ベニシリン、人造香料、合成染料、ワニス、合成繊維、フェルト帽子、衣類、印画紙、みがきガラス、安全ガラス、電気時計、軸受、万年筆
三〇%	六一	自動車(乗用車を除く)、自動車部分品、真空管、はちみつ、シヤム、ビスケット、コンデン

表 4-1 関税負担率の推移 (単位 %)

区 分	明治44	大正15	昭和12	昭和24	改正案
総 輸 入 額	14	6.6	5.2	0.3	1.7
有 税 品 輸 入 額	22	17.2	18.7	1.59	10.3
うち 従 価 税 品	…	…	27.7	24.4	10.3
従 量 税 品	…	…	16.7	0.37	…

(注) 1. たばこの税率は、除外した。
 2. 明治44年の数値は、改正案立案当時の見込数値、大正15年の数値は、改正の翌年の実績値、改正案の数値は改正案立案当時の見込数値である。
 出所：「関税改正案説明」昭和25年7月18日(大蔵省資料Z534-14-2)、大蔵省主税局税関部(木谷忠義述)『輸入税表講義案』昭和27年、100-01ページ。

三五五%	四〇%	四一%	一六%	一	煙草
三五五%	四〇%	四一%	一六%	一	スミルク、わに革、化粧石鹼、潤滑油、合成樹脂(塩化ビニール等)及びその製品、じゆうた ん、手袋、革靴、ネクタイ、絵葉書 コーヒー、ココア、茶、紅茶、バター、人造バター、チーズ、菓子、糖水、ソーダ水、サツカ リン、フルーツエッセンス、革製品(ハンドバッグ等) 乗用自動車、蓄音機、写真機、毛皮、おしろい、爪化粧料、造花、玩具 酒類、貴金属や貴石を用いた製品、香水

なお以上で掲記した税率は、輸入税表の税率であり、前述した建築染料も、二五%税率の品目(合成染料)中に含まれている(八〇六ページ参照)。

関税率改正案の概要は、上述のとおりで、その内容についてそれ以上説明を要しないが、その税率体系(輸入税表)の形式的特色と関税負担水準について若干のコメントを加えておこう。

まず税率体系(輸入税表)の形式的特色として、次のとおりその平易簡明化を挙げることができる。

① 従来の輸入税表による税率と、「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」、「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」による各税率が一本に統合され、税率体系が著しく簡明化されたことは、繰り返すまでもない。

② 税率が従価一本となり、その税率区分は、従来の七〇%以下の一段階(輸入税表上の従価税率の区分)から五〇%以下の二段階に統合された(たばこを除き、無税区分を含む)。さらに税率がすべて従価税率とされた結果、従量税率を主とした従来の輸入税表と比べて品目分類の統合が容易となり、分類の簡素化が進み、かつ税率数が大幅に圧縮された。税率数は、一七三二(うち有税数一五四六、無税数一八六、七三七ページ)から、前述のとおり九二八(有税数七五七、無税数一七二)にまで統合されたのである。

③ さらに輸入税表の平明化について各種の工夫がなされていることである。税表掲記の各種品目に対する税目番号の付番について、第二次改正案以来、品目の類別に対応して付番する方法が採用され(七六七ページ)、税目と税率の索引を容易にする工夫が払われているほか、「関税率法」本文が片仮名、文語体であるのに輸入税表はその全文改正の機会に平仮名、口語体の表現に改め、かつその用語を平易なものにするるとともに、新規産品(合成樹脂、DDT、ベニシリンなど)を税表に特掲して分類を明瞭にする配慮がなされている。

次に改正案の関税負担水準についてみよう。関税水準の高さを測定する一義的、合理的な方法は求めにくく、また資料の収集、作成上の制約もある。ここでは当時作成された各種資料中から、改正案の関税負担水準の位置を知るために有効と思われるものをいくつか掲記しておこう。⁽¹⁸⁾

改正案の有税品の平均税率(算術平均)が一九・六%であることは、さき述べてきた。この数値は、従量税率中心の従来の税率体系による負担と正確に比較することはできないが、かりに従来の従価税率だけをとって同様の数値を算出すると、戦前最後の税率改正が行なわれた昭和一六年当時の状況で、一九・二%であった。⁽¹⁹⁾

関税負担の状況を示す数値として、関税額の輸入額に対する割合が用いられることが多い。この種の数値の時代による推移を記すと次のとおりである(表

表 4-2 主要品目の関税率の推移 (単位 %, 円)

区 分	明治44年 一般改正	大正15年 一般改正	昭和11— 15年平均	改正案
贅沢品 (貴金属製品)	50%	100%	100%	50%
嗜好品 コーヒー	* 45	33	* 50.8	35
紅茶	* 45	100	* 42.1	35
完製品 (布帛製品, 金属製品等)	40	35	35	20
主食 米	23	16	15.4	15
小麦	20	23	34.1	20
砂糖 (精製糖)	60	据置	55.7	20
酒 (洋酒びん入)	110円	100円	100円	50円

(注) 1. 酒は100リットルごとの課税額。
2. *は従量税を従価率で示したもの。
出所：前掲『輸入税表講義案』, 101ページ。

表 4-3 主要国の関税負担率の比較 (単位 %)

年	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	フ ラ ン ス
1945	0.9 (6.0)	8.6 ...	44.2	6.9
1947	0.3 (2.5)	8.9 ...	51.6	...
1948	0.3 (0.7)	7.3 (19.6)	44	9.3
1949	0.3 (1.71)	5.4 (13.2)	39.6	8.3
1950	0.2 (1.6)	5.7 ...	35.8	10.4
1951	0.4 ...	8.5
同改正案	1.7 (10.3)			

(注) 1. 関税額の輸入額に対する割合である。
2. かつこの数値は、有税品輸入額に対する割合である。
出所：前掲『輸入税表講義案』, 101ページ。

向けを除き抑制され、原材料は無税が多く、主食は免税とされ、また輸入が多かった原油・重油、粗糖、大豆等は改正案で有税とされたものの、その税率は比較的税率(一〇%)とされていたので、それらが相合して改正案による負担率を低いものにしていただのと考えられる。もっとも前掲の負担率の推移を通じて、改正案の関税水準が戦前と比べて相当低下したのとなつてきていることは、十分察知することができよう。

次の表4-2は、関税率体系のもつ税率水準により直接的に接近するために、有税品

4-1)

この表で改正案の負担率は見込数値であり、輸入額中のウェイトが高かった主食(五八八ページ)は、輸入税表の税率によらず、免税として計算してある。しかし実際には国会修正でそのほかに重要な免税措置が追加され、一方、輸入額が予想より増大し、関税収入も予算を大幅に上回った。これらはのちに述べるとおりで、ここでは改正案立案当時の見込数値を掲げておいた。それでもこの表に掲げた数字を通じて、戦後インフレで極端に落ち込んだ関税負担率が改正案で大幅に回復していること、しかし従価税品についてみるとその負担水準は著しく低下していること(しかも二四年は、本来は贅沢品関税の対象となる品目が多かったはずの、外国人の輸入品に対する関税賦課が禁止されていたことを想起する必要がある)、さらに明治四四年、大正一五年という過去の大改正当時と比べて、総輸入額対比でも、また有税品輸入額対比でも、改正案の負担率は大幅に低下していること、をみる事ができる。すなわち改正案は、戦後のインフレが従量税率に対して与えた極端なゆがみを除去し、関税機能の回復を果しているが、ガット、ITO等戦後の世界の潮流を踏まえて、その負担水準は、戦前と比べて相当低下したのとなつていたのである。

もっともこの種の数字だけから、単純にある関税率体系のもつ関税水準の高さを結論づけることはできない。何となれば、関税率体系のうえで一般に原料品は無税とされ、半製品、全製品となるに従って段階的に税率が高められる(タリフ・エスカレーション)ことは、これまでに屢々述べた関税率設定の原則であり、したがってある国・ある時期の輸入構造(輸入の中心が原料品にあるかまたは製品輸入の比重が高いかなど)によって右の負担率は大きく左右され、一方、有税品についても大量輸入品目の税率水準が、全体の負担率に大きな影響を及ぼす。さらに高率の関税率は、それ自身輸入抑制効果をもち、右の負担率を高める効果を減殺するが、それはもちろんその関税率体系の税率水準が低いことを意味するものではない。戦後の輸入は食糧と復興資材が中心(五八八—八九ページ)で、消費財の輸入は外国人

目をいくつかのカテゴリーに分け、各品目ごとの関税率の推移をみたものである。これによると、改正案による各品目の関税率は、前掲の負担率（輸入有税品の負担率）と比べて大分高いものになっており、また主食の関税率は戦前とあまり変わらないが、贅沢品、砂糖、酒等はもちろん、完成品の関税率も相当引き下げられており、全体として関税率が相当低下していることを首肯することができる。

最後に、主要国の関税負担率の比較表を掲げておこう（表4-3）。これは各国の関税額の輸入額（または有税品輸入額）に対する割合を示したもので、前掲の「関税負担率の推移」に掲げた数値に見合うものである。日本側が司令部に対して改正諸案の関税率が高いものでないことを主張した場合の国際比較には、おそらくこの種の数字が使用されたものと思われるが、各国の輸入品構造の分析なしに、この種の数字から関税率の高低を結論づけることができないことは前述したとおりである。戦後わが国の関税負担が極端に低くなっているのは、インフレが従量税負担を名目的なものにしたため、このような異常な姿をもって関税率体系の税率水準を論議することもできない。なおイギリスの負担率は、関税のほかに内国消費税を含んだ数値で、他国との比較は不可能である。

（二）「関税率法」本文の改正と改正法附則

「関税率法」改正法案には、別表輸入税表の全面改正のほか、定率法本文中でも重要な改正がなされ、また改正法附則で関係法律の廃止、建築染料の税率の暫定軽減などが定められていた。

まず、本文中の改正規定をみると、その改正は、①従価税品の課税価格に関する規定の整備、②不当廉売品に対する差額関税（ダンピング防止税）算定方法の改正、③主要食糧に対する関税減免規定の拡充、④その他各種規定の整備、から成っていた。⁽²⁰⁾

以上のうち①の改正は、従来の課税価格に関する規定が抽象的で、当局の運用次第で種々の評価を許す余地があり、一方改正法が税率をすべて従価税率とし、またガット協定（第七条）が評価の原則を詳しく規定していたところから、この税表の全面改正の機会に、従来の規定に代え、ガットの原則を踏まえ、客観的な評価を保証する詳細な規定を整備しようとしたものである。従来の課税価格に関する規定は、それなりの沿革をもった規定であったが、その内容は「従価税品ハ輸入ノ際ニ於ケル到着価格ニ依リテ課税ス」（第二条）という簡潔なものであった。この規定から課税価格がCIF（輸入港渡し）の取引価格）ベースであることは理解できたが、その具体的内容は、実際の原価、運賃、保険料によるのか、または国内の市場価格によるのかあるいは両者を参考にして適当に評価鑑定ができるのか、条文自体からは一義的に明らかでなく、また事実、種々のケースに即応して妥当な評価ができるように規定を抽象的なものにしたという経緯もあった。しかしそれは半面からいえば税関職員の恣意的評価を許す余地があり、それだけ輸入取引における不安定要素となるものであった。このような評価規定の下で、戦後統一した外国為替相場がなく、国内物価の統制がなされていた時代に、税関の鑑定価格が、同種の国内産品の統制価格から輸入税等を控除した逆算価格によっていたことは、さきにふれた（四八〇ページ）。

ところがガットは、実際価格（アクチュアル・ヴァリュー）による評価を原則とし、内国産の商品の価格や、任意または架空の価格を評価の基礎としないこと、評価額は、当該商品または同種の商品が自由競争下で通常取引される価格によるべきこと、実際価格が判明しないときは、それに最も近いと認められる価格を基礎とすること、などを定めるとともに、加盟国が評価の基準・方法を明確に定め、貿易業者が相当の確実性をもって、その評価額を推計できるように公表することを義務づけていた。そこで改正案（新第二条）は、まず従価税品の課税価格は「其ノ物品ノ輸出ノ際ニ当該物品又ハ同種ノ物品ガ輸出ニ於テ通常ノ卸取引ノ量及方法ニ依リ販売セラルル価格」に、船積までの通常費用、輸入港までの運賃、保険料を加えた価格によるものとして課税価格がいわば「通常のCIF価格」であること

を定めるとともに、その「通常のCIF価格」にも幅があるところから、輸入申告書に添付された仕入書等による価格がその幅の中にはいつている限り、課税価格は当該仕入書等による価格によるとして実際価格による評価の原則を明確にしている。しかし仕入書等の添付がないときまたはその記載が真実と認められないときなどには、最近に輸入港に到着した同種または類似の物品の仕入書等による価格によることとし、さらに他の方法で評価できない場合の最後の手段として、同種または類似の物品の国内卸売価格から輸入税等を控除した価格で課税価格を決定する方法をも定めていた。このように改正評価基準は、大体ガットの原則に則り、従来の評価規定と比べてはるかに詳細で整備されたものとなっていたのである。

次に、②の「ダンピング防止税」についても、ガットに原則的規定(第六条)があり、改正案は、その原則に従って従来の規定(第五条ノ二)を改正しようとするものであった。すなわちまず「ダンピング防止税」を課しうる場合について、「輸入品ノ不当廉売ニ因リ本邦ニ於ケル産業ガ危害ヲ被リタル旨又ハ被ル虞アル旨ノ申出アリタル場合」で、政府の調査により不当廉売の事実を確認し、かつ当該産業を保護するため必要があると認めるとき、と限定して従来と比べてその発動の要件をしぼるとともに、「ダンピング防止税」の額について、従来の規定が「別表ニ定ムル関税ノ外其ノ正当価格ト同額以下ノ関税」を課し得るとして、いわば懲罰的な関税をも課し得ることとしていたのを改め、「当該物品ノ正当価格ニ対スル関税ヲ課スルト共ニ正当価格ト当該物品ノ不当廉売価格トノ差額ニ相当スル額ノ関税ヲ併セ課スルコトヲ得」と定め、その額をダンピングの限度にとどめることとしたのである。

さらに③は、主要食糧に対する関税率の設定とセットして司令部との間でもしばしば論議され、関税率審議会にも諮問された特別措置であり、主要食糧について「関税率法」上の制度として従来の制度に加え、関税を減免し得る場合を拡大しようとしたものである。もっと詳しくいうと、従来、「関税率法」に米・粳について凶作の場合に輸

入税を一定の限度内で低減し得る規定(第六条)があり、さらに戦後は主食等の輸入について、「食糧管理法」(昭和七年法律第四〇号)に基づく委任命令または輸入食糧の免税のための特別法である「食糧の輸入税を免除する法律」(昭和二年法律第一八八号)によって免税措置が採られてきたが、改正案は、主要食糧に対して輸入税表上一定の税率を設定(七九六―九七ページ)するとともに右の特別法を廃止し、その一方で「関税率法」上の主食に対する減免制度を拡大しようとしたもので、具体的には、減免の対象を米、粳のほか到大麦、小麦、小麦粉にまで広げ、減免し得る場合として「米、粳、大麦、小麦、又ハ小麦粉ノ第二条第一項ノ課税価格ニ輸入税及卸売市場ニ至ル迄ノ費用ヲ加算シタルモノガ一般ニ国産ノ同等品ノ国内卸売価格ヨリ高価ナルトキ」を加え、さらに凶作の場合についても「凶作又ハ天災、事変其ノ他緊急ノ場合ニ於テ必要アルトキ」に拡充する内容であった。

最後に④は、免税品目(第七条)に関する若干の改正、一定の物品の製造用の輸入原料品に対する減免規定(第九条第二項)の改正、船舶の建造、修繕に使用する機装品等の免税規定(二〇条)中、免税物品として新規の発明品または本邦において製作困難なもので、大蔵大臣の認許したもの追加と、その免税規定の適用上の監督規定の整備、関税率審議会に関する規定の新設(第一三条)(六三〇ページ)などである。

一方、改正法案附則は、改正法を昭和二六年四月一日から施行することとするほか、関係法律の改廃、建築染料に対する税率の軽減などについて定めていた。

すなわち改正法の施行に伴い、次の法律が廃止される。前二者は輸入税表の全面改正とともに当然廃止されるべきもの、最後の法律は前述の主要食糧の関税の減免規定に置き替えられるものであることは、繰り返すまでもない。

「贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律」(大正一三年法律第二四号)

「輸入税ノ従量税率ニ関スル法律」(昭和七年法律第四号)

「食糧の輸入税を免除する法律」(昭和二二年法律第一八八号)次に建築染料(人造あいを除く)の関税率は、当分の間、輸入税表の税率(二五%)によらず、一割五分とされる。前述の関税率審議会の修正議決の内容が、臨時的措置として改正法案の附則で定められていたのである。その他「鉄ノ輸入税免除ニ関スル法律」(昭和一六年法律第八七号)など若干の法律の一部を改正し、輸入税表の改正に伴い、その法律が引用している品目の税番、品目表示等を改めている。

三 「関税率法」改正法案の修正成立

三月一日に国会に提案された「関税率法の一部を改正する法律案」は、その翌日から衆議院大蔵委員会で審議が開始された。同委員会で説明された提案理由は、次のとおりであった。⁽²¹⁾

今回、この法律を改正しようといえます目的は、国内的には、戦後の経済事情に対処して関税率を合理化するとともに、国際的には、わが国が「関税及び貿易に関する一般協定」すなわちGATT及び「国際貿易機関」すなわちITO等の国際協定に、いつでも参加できる態勢を整えておくためであります。

改正の主要な点は次の四点であります。

まず第一の点は、戦後わが国の通貨の価値が著しく下落したことに伴いまして、従量税率はほとんどその意味を失った反面、従価百パーセントの高率な奢侈品関税が依然として存在しているなど、きわめて不合理な体系になっておりますので、これを是正いたしました。従価税率に統一することにいたしました。第二の点は、GATT並びにITOに表明されております関税障壁引下げの国際的動向に即応し、内外の産業及び貿易事情を考慮して、従価税率を最高五割から最低五分までの間において、妥当と認められる税率といたしました。第三の点は、わが国が天与の資源に恵まれず、人口が過剰である点を考慮して、重要産業の

維持育成による雇用の増加をはかるとともに、輸出、加工貿易を保護振興するため、輸入原材料は無税または低率の課税とすることといたしました。第四の点は、わが国の農業の特殊性を考慮いたしました。これを保護するため、輸入主要食糧に対して適当な関税率を設けましたが、一面、国民生活安定の絶対的要請をも考え、海外の市価が高騰する場合は、国内における凶作等の場合と同様に、関税を減免することができることといたしました。その他、課税価格の決定につきまして詳細な規定を設け、内外の輸入業者等に関税額算定の基準を明らかにし、また不当廉売品の関税につきましても、国際慣行に合致するように、規定の改正をいたそうとするものであります。

同法案の国会審議では、衆議院大蔵委員会で参考人に対する意見聴取があり、各種産業界の関係者が意見を述べたが、主としてパルプ、大豆等採油用種子、石油など産業用の個別物資の関税率の問題が取り上げられ、しかもその意見は、大体免税の要望に集中した。⁽²²⁾この法案の審議の時期に合わせて衆参両院に対して関税率に関する請願が多数提出されたが、それも大体特定の産業用資材に対する関税免除を内容としたものであった。今回の関税率改正で関税負担が引き上げられる特定の原材料や石油については、その生産業の保護とユーザー側の産業の利益が対立し、関係業界は、司令部をも含めて関係方面に対して熱心に陳情、要望を繰り返しており、それが司令部と日本側との間の交渉でも、また関税率審議会の審議にも反映して同じような論議が反復された(七八三―八四、七九一―九三ページ)が、国会審議は、それらに対して結論を下す最後の場となったのである。

ここで注目すべきことは、産業保護のための関税賦課ないしその強化を求める業界の要望が目立たず、産業用資材の関税免除の要望が声高に主張されたことである。政府部内の討議では産業保護のための関税率引上げの意見が強く出た(七五〇―五一、七六三―六四ページ)が、政府案決定までの段階で、産業保護を求める産業界の要望が汲み上げられ、業界の大勢が大体政府案の保護税率で満足し、またはその程度でやむをえないと考えていたことを示すものであろう。

このようにして国会審議は、大政府原案を支持したが、衆参両院でそれぞれこれまでに問題となっていた物品を中心に、関税の臨時的減免を主体として修正案が出され、それが可決され、両院協議会で両院の妥協が図られた結果、年度末ぎりぎりに法案が修正議決のうえ成立するという運びとなった。政府案に対する修正は、すぐ次にみるように大体関税の臨時的減免を内容としたもので、その修正は相当多数の品目に及んでおり、予算関連法案としては異例ともいえる比較的大規模の修正であった。関税率の全面改正という大きな衝撃に対して避けることのできない緩和措置であったともいえ、司令部との間のマラソン交渉以来の経過を考えると、大体落ちつくところに落ちついたものともいえよう。また、臨時的減免より輸入税率の改正をという哲学をもった司令部の監視の下での改正作業であったから、国会修正という形式は日本側の巧妙な対応であった、との印象も受けるのである⁽²³⁾。

国会の討論において衆議院大蔵委員会では日本共産党の委員が、本法案に対して「関税法」は一国の自主性の問題に関連するところの大きい問題であるが、この法案については「ある一つの国」からの制約がある。関税率の改正は講和後に「日本独自の自主的な、恥じるところのない完全な関税法の成立」を期すべきもので、講和条約を成立させるための法案などというのは、「植民地的な性格を如実に現わしているもの」であるとして反対、日本社会党の委員は同党独自の修正案が間に合わないので修正提案を参議院廻しとし、現段階では「一応反対」という意見を述べ、与党自由党の委員は、修正案を提出するとともに、その余の原案には全面的に賛成し、共産党委員の現実を無視した議論を非難し、この法案は「過去三箇年間、大蔵当局がまったく昼夜の差別なく努力に努力を重ねて盛り上げたもの」で、その努力に対して「国民の意思を代表して、感謝の意をささげたい」。さらに「自主性のない現在において、よくもこれまでやり得たものである」として「心から敬意を表する」と述べた⁽²⁴⁾。また参議院大蔵委員会では、日本社会党委員は、修正案が若干同党のそれと異なっていたことから不満を表明しつつ修正に賛成を述べ、採決では修正案お

よび衆議院修正送付の原案の双方に対して、全会一致で賛成の議決がなされた。

次に両院における修正の内容を述べると、まず衆議院は、三月二六日、政府案に対して次のような修正議決を行ない、これを参議院に送付した。

- ① アンチモニー精錬業を保護するため、原案のアンチモニー無税を有税（一〇%または一五%）とすること。
- ② 原案では、「つむぎ等の輸入税を免除する法律」（昭和二五年法律第一九二号）を存続させ、つむぎ・上布だけを免税とされていたが、南西諸島（北緯三〇度以南の諸島）の生産物で原産地証明書を添付するものすべてについて、当分の間、輸入税を免除すること。
- ③ 課税によって各種産業に急激な影響を与えないようにするため、次の物品の輸入税は、二七年三月三十一日まで、それぞれ次のとおりとすること。
 - ① とうもろこし、大豆、落花生、炭化水素油（原油・重油・粗油）、石油コークス、航空機およびその部分品、航空機用内燃機関、船舶は免税とすること。
 - ② 原油を免税とすることに伴い、揮発油、灯油、軽油に対する税率を一〇%、潤滑油に対する税率を二〇%にそれぞれ軽減すること。
- ④ 原案が人造あいを除く建築染料に対し、当分の間、一五%の軽減税率を適用することとしていたのを、二七年三月三十一日までの措置とすること。

参議院も、三月二九日、衆議院送付案に対して次のような修正議決を行なった。

- ⑤ ③の①の二七年三月三十一日までの免税措置の対象にこうりゃん、菜種、からし菜の種を加えること。
- ⑥ 前記の建築染料は、国産化が進んでいるので、原案④のとおり衆議院修正による暫定軽減税率を削除し、直

ちに基本税率（二五%）を適用することとする²⁶。

⑦ 産業設備を更新し、その近代化を促進するため、わが国経済の自立達成に資する産業の用に供する新式または高性能の機械で、国産困難なもののうち政令で指定するものの輸入税は、二七年三月三十一日まで免税とすること（ただしその事業の用以外の用に転用したときは、免除税金を追徴する）。

以上のように参議院が衆議院送付案に修正を加えたので、その修正案が衆議院に回付され、三月三十一日の衆議院本会議に上程されたが、衆議院はその修正に同意しなかった。そこで衆議院は、直ちに両院協議会を求め、その日の夜、協議会で両院の協議委員の協議が行なわれた結果、次の成案が議決された。

⑧ 法律の施行期日を一月延ばして二六年五月一日に改めること。

⑨ 前述の建築染料に対し二七年三月三十一日まで二〇%の軽減税率を適用するものとする²⁷。

⑩ その他は参議院議決案のとおりとすること。

両院協議会の成案は、その日の深夜衆議院、参議院の順で会議にかけられ、それぞれ可決され、それとともに「関税率法の一部を改正する法律」が成立した。

なお、以上の修正は、①の修正が別表輸入税表の修正を伴ったほかは、すべて同法案附則の原案修正の形で処理された。すなわち⑧施行期日の修正のほか、②の修正は、原案附則にあった関係法律の廃止の中に「つむぎ等の輸入税を免除する法律」を加えるとともに、別項をおこして南西諸島の産品の免税をうたい、また③、⑤の修正も別項で二七年三月三十一日までの減免税条項を設け、その別項の別表甲号（免税）、乙号（減税）でそれぞれ関係物品を掲記し、かつ④、⑥、⑨の建築染料にかかる修正についても、原案の関係条文を削って右の別表乙号の物品中に建築染料を加え、さらに⑦の修正のために別項が加えられるなどの措置が採られたのである。

「関税率法の一部を改正する法律」は、成立とともに即日公布され（昭和二六年法律第一一〇号）、一月の猶予期間を置いて五月一日から施行された。この法律の改正に伴い、同法の施行法規として「関税率法施行令」（昭和二六年政令第一一三号）が制定されるとともに、従来個別に制定されていた数多くの命令が廃止され、また、「関税率法」の下での輸入税免除に関係した法規として「米、もみ、大麦、小麦及び小麦粉の輸入税を免除する政令」（同年政令第一一四号）、「北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令」（同年政令第一二四号）、「重要機械の輸入税を免除する政令」（同年政令第一二八号）および「輸入税を免除する機械類指定」（同年大蔵省告示第五三九号）が定められた。ここで右の政令第一一四号は、前述の改正「関税率法」第六条（八〇四―五〇ページ）に基き、米等につき二七年三月までの暫定的免税を定めたものであり、また、右の政令第一二八号および大蔵省告示第五三九号は、前述の国会修正にかかる新式・高性能の機械の免税に関する条項に基き、免税の適用を受ける事業と機械の細目を定めたもので、当時の産業界のニーズと戦中・戦後のわが国機械工業の技術的遅れを反映して、きわめて多くの事業と機械が指定された。

関税率の全面改正が成って、マーケット書簡は自然消滅し、一般外国人に対する関税賦課権が回復された（六九二ページ）。講和後に発表された「税関白書」がいうように「独立を前にしてようやく関税自主権が回復され、法の前に内外人平等の原則をたてることができた²⁶」のである。

またこの改正は、関税収入にも激変をもたらした。昭和二六年度の関税収入の見込みは、四九億二〇〇〇万円であり、政府原案に対する国会修正で実施時期が一月ずれ、また原・重油、石油製品、大豆など主要品目について暫定減免税措置が採られたことにより、税収見込みの前提が狂ったが、それでも貿易額の増大に伴って同年度の関税収入は予算の見込みを大きく上回り、さらに翌年度から急増することになるのである（表3-6、七〇二―七〇四ページ）。

四 関税率の全面改正後の改正

関税率の全面改正後、占領期間中になお若干関税率にかかる改正が行なわれた。最後にこれらの改正にふれておこ

う。
まず二六年一月、「関税法等の一部を改正する法律」(昭和二六年法律第二七一号)による改正があった。⁽²⁷⁾この改正は、「関税法」、「関税率法」、「屯税法」を通じて、平和条約の締結に伴い、従来の「みなし外国」の規定(六〇〇、六〇八ページ)を改めたほか、「関税率法の一部を改正する法律」(昭和二六年法律第一一〇号)附則の一部を改正して、南西諸島の生産品に対する免税制度(八〇九—一〇ページ)を南西諸島、小笠原群島等講和発効後アメリカの統治権下に置かれる地域全域の生産品に広げるとともに、暫定免税制度(二七年三月三十一日までの免税措置、同ページ)の対象物品に新聞用紙を加えたものである。

この新聞用紙の暫定免税は、当時新聞の増ページなどに伴って新聞用紙の需要が増加し、その緊急輸入が必要となつたが、輸入品の価格が国産品より割高であつたことなどから採られた措置であつた。なお前述の「みなし外国」の規定の改正は、従来本州、北海道、四国、九州および命令で定めるその附属島嶼以外の地域は当分の間外国とみなすとして国際法上帰属が定まっていなかつた旧外地、沖縄等を包括的に外国とみなしていたのを、平和条約で、旧外地は当然外国となり、一方沖縄、小笠原等は日本の潜在主権が認められたが、アメリカの統治権下に置かれることとなつたことから、本州、北海道、四国、九州以外の本邦の領域中命令で定める地域は当分の間外国とみなすと表現を改め、北緯二九度以南の南西諸島、小笠原群島等アメリカの統治権下に置かれる地域を引き続き「みなし外国」とした

ものであり、また前述の南西諸島等の生産品に対する免税制度においても、南西諸島の範囲が、平和条約に従つて、従来の「北緯三〇度以南」から「北緯二九度以南」に改められた。この法律中の平和条約に関連した改正規定は、同条約発効の日から施行されるものとされていた。

次に翌二七年三月末、「関税率法等の一部を改正する法律」(同年法律第六二号)による改正が行なわれた。この法律は、「関税率法」と、「関税率法の一部を改正する法律」(昭和二六年法律第一一〇号)附則の一部を改正したもので、かなりの品目にわたる税率改正や、暫定免税の追加と期限延長がなされている。⁽²⁸⁾

すなわち「関税率法」の一部改正は、輸入税表を改めて砂糖関連の税率の引上げを行なつたほか、同法附則で児童給食用の乾燥脱脂ミルクの輸入税を二八年三月三十一日まで免除する暫定免税制度を設けたものである。砂糖関連の税率の引上げは、国内関連産業保護と財政収入増加の両面の目的をもち、砂糖消費税の引上げ措置(百斤につき一〇〇円→一九五〇円)と合わせて行なわれた。関税率の引上げは、粗糖(一〇%→二〇%)、精製糖(二〇%→三五%)の税率が引き上げられたほか、その税率改正と均衡をとり、砂糖加工品および砂糖を多量に含有する品目である、冰糖、角砂糖、棒砂糖、糖蜜、菓子、ジャム、フルーツゼリーなどの税率が引き上げられ、その税率引上げによる増収は、二七年度予算で二三億円余が見込まれた。この措置は、甘藷(水あめの原料)、甜菜糖などの農産物とともに国内糖業の保護の効果をもつたものであつたが、それと同時に明白に税収目的をもっており、占領期の終末を迎え、関税を歳入調達手段として使うことを嫌つていた(七五九、七七九—八〇ページ)司令部に対する考慮がすでに弱まつていたことを示している。なお給食用の乾燥脱脂ミルクに対する免税制度は、従来ガリオア物資として輸入され、「関税率法」上慈善・救恤品(第七条第一二号)として免税されていたのが、一般輸入に切り替えられ、政府が輸入資金の金利を補助することとなつたのに伴い、暫定的に免税措置を続けるために設けられたものであつた。

一方、「関税率法の一部を改正する法律」(昭和二六年法律第一〇号)附則の改正は、原・重油、大豆、新聞用紙、船舶、石油製品、重要機械類などに対する暫定減免税措置(八〇九—一〇、八一二—一三)の期限を一年間(新聞用紙は、国内生産が増産傾向にあったことなどから、国会修正で二七年九月三〇日まで)延長するとともに、同措置について繊維の着色剤の減免税の追加、重油など一部の品目の範囲の明確化と減税率の改正を行なったものである。ここで繊維の着色剤の減免税は、輸出織物の堅牢染色のために必要な染料・顔料等についての改正であり、国内生産が僅少なビグメントレジンカラーベース等を暫定免税とするとともに、前年来の問題品目であった建築染料(合成あいを除く)の減税率を二〇%から一五%に引き下げたものである。建築染料は、関税率の全面改正を審議した前年の国会で、政府案の一五%が両院協議会の協議を経て二〇%に修正されるといういきさつがあった(八一〇—一三)が、それが再びむしかえされて、結局当初の政府原案に戻されたものであった。右の染料・顔料等の関税率の改正は、新聞用紙の免税期間の修正とともに国会で修正議決されたものであった。

- (1) 大蔵省資料Z五三四—一四—二。
 - (2) 大蔵省主税局税関部『関税率審議会第一回会議事要録』、昭和二六年一月、九ページ。
 - (3) 「関税率改正案(第二次案)以後の修正案」、昭和二五年八月三十一日(大蔵省資料Z五三四—一四—二)。
 - (4) 前掲『関税率審議会議事要録』、九ページ。
 - (5) 大蔵省関税局『税関百年史』下巻、昭和四七年、一〇五—一〇六ページ。なおこの一九・六%という数字は、その後若干の修正があったあとの政府最終案の平均税率である。
 - (6) 前掲「関税率改正案(第二次案)以後の修正案」。この表で「改正税番」は、第二次改正案における改正税番(七六七—一七三)であるが、最終的に成立した「関税率法」改正案の税番とは多少相違したところがある。また、品名記載は便宜簡略化し、税番・税率についても適宜類似の品目を包括して表示したものがあつた。
- なお、右文書で「研究中」とあるもの、取り上げられていないもので、その後修正税率の定められたものを記載したものもある。

- (7) マーカット発大蔵省あて「日本関税率法及び輸入税表の改正について」、一九五〇年一月三〇日(大蔵省資料Z五三四—一四—三)。
- (8) 前掲『関税率審議会議事要録』、二二、四一—四二ページ。
- (9) 大蔵大臣発マーカットあて「日本関税率法及び輸入税表の改正に関する覚書に対し回答の件」、昭和二五年二月(大蔵省資料Z五三四—一四—三)。
- (10) 前掲『税関百年史』下巻、一〇八—一一二ページ。ただし当時の資料「関税率改正案に対する総司令部案及び回答案要点」、昭和二五年二月十七日(大蔵省資料Z五三四—一四—二)を基に一部修正したところがある。
- (11) 前掲『関税率審議会議事要録』、一〇ページ。
- (12) 中嶋晴雄「占領下の税関行政」『ファイナンス』昭和五年一月号、七五—七六ページ。
- (13) 同前、七五—七六ページ。
- (14) 前掲『関税率審議会議事要録』。
- (15) 同前、二二—二五、五三—五六二ページ、「日本税関史口述会速記録」(税関百年史資料、木谷忠義昭和三一年三月一日口述分)四—二五ページ、前掲『税関百年史』上巻、五八二—五八三ページ。
- (16) 大蔵省主税局税関部「関税率改正案について」、昭和二六年三月(大蔵省資料Z五三四—一四—二)。
- (17) 大蔵省主税局税関部(木谷忠義述)『輸入税表講義案』、昭和二七年、六一—六三ページ。なお同書には、税率改正にかかる他のデータが種々収録されている(六三—六六ページ)。
- (18) のちにガットがタリフ・スタディとして先進国の工業品の関税水準の分析を行なった(昭和四五年)が、関税水準の分析には、その手法が有益と考えられる。しかし改正案についてそのような資料は求めるべくもない。タリフ・スタディについては、谷潔「タリフ・スタディ(先進国の工業品の関税水準について)」(大蔵省関税局『関税調査月報』昭和四五年七・八月号)参照。
- (19) 岡茂男『戦後日本の関税政策』、昭和三九年、一四七—一四八ページ記載の従価税率の税率分布の資料から算出(たばこの税率は除外)。
- (20) 藤田茂「改正関税率法解説」(『財政経済弘報』第二四九号、昭和二六年四月二二日)。
- (21) 『第十回国会衆議院大蔵委員会議録』第二六号、昭和二六年三月二日、二三—二四ページ。

- (22) 同前、第三二号、昭和二六年三月一〇日、一一四、七一―一三ページ。
- (23) 前掲木谷口述、二六―四〇ページ。
- (24) 前掲『大蔵委員会議録』第四一号、昭和二六年三月二四日、四―五ページ。
- (25) 前掲『税関百年史』下巻、一二二―二三ページ。
- (26) 大蔵省『戦後の税関の歩み―税関白書―』、昭和二七年、二五ページ。
- (27) 前掲『輸入税表講義案』、一〇六、一二二―二四ページ。
- (28) 同前、一〇七―〇八、一二五―三八ページ。

昭和財政史——終戦から講和まで——第6巻

昭和59年3月29日 発行

編者 大蔵省財政史室

発行者 高柳 弘

発行所 〒103 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社

電話 編集 03(246)5661・販売 03(246)5467 振替 東京3-6518

本書の一部または全部の複写・複製・転写・転載・磁気媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については、小社(電話03-246-5634)までご照会ください。

© 1984 <検印省略> 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

Printed in Japan ISBN 4-492-81036-6